

早稲田大学大学院教育学研究科
博士学位審査論文

旧制中学校における古典教育の変遷
—教科書・教育言説を中心に—

二〇二二年

都築則幸

目次

序章	研究の目的・意義・方法	1
第一章	雑誌記事から見る明治期の古典教育	9
第二章	雑誌記事から見る大正期の古典教育	20
第三章	雑誌記事から見る昭和戦前期の古典教育	31
第四章	明治期における国文学史教育	51
第五章	大正・昭和戦前期における国文学史教育	64
第六章	明治後半から大正初期における中古文教材―教科書の収録状況を中心に―	74
第七章	「説話文学」教材の変遷―教材としての原点とその展開―	81
第八章	『平家物語』『木曾の最期』教材化の変遷	92
第九章	戦前における古典教育の方法―伝統的な言語文化をどう教えたのか―	101
終章	本研究の成果と課題	107
初出一覧		111

〈参考資料1〉旧制中学校・師範学校「国語」科「講読」に関連した諸法令について (1)

〈参考資料2〉国文学史教科書端書一覧 (24)

〈参考資料3〉中古文収録状況一覧(明治三三年～昭和五年) (49)

一 研究の目的と意義

今日、古典教育の意義について語られることが多くなった。それは実生活に直接影響しない古典を学ぶのであれば、もつと役に立つ内容を教えるべきだと考える人が増えてきていることにもよるであろうし、実際「古典嫌い」の生徒も多く存在していることも、そういった考えを助長させるに至っている。

しかし、現在の学校教育で見られるような古典教育がいつ頃からどのように始まったのか、その原点や変遷について根拠を示しながら説明できる人は国語教育に携わる者ですらほとんどいない。学校教育を通じて古典が享受されていくのは、当然のことながら明治以降の話ではあるが、どのような教科書を用い、その教科書にはどのような古典作品が収録され、そしてどのような方法で教師は生徒に古典を教えていたのか。未だ明確でない部分が多い。そこで、本研究では現在の古典教育の原点の一つとなる旧制中学校を中心に、古典教育の変遷について考察を行う。

戦前の中学校における古典教育の歴史については先行研究として、野地潤家（一九七四）や鈴木二千六（一九九四）が挙げられる。しかし、これらの研究は当時の法令をベースとした考察を行ったものであり、実際に用いられていた教科書の編纂方法や収録された教材については具体的に論じられていない。また、当時の教科書や雑誌記事を調査すると、その内容と法令の間には乖離があることが見え、法令だけで当時の古典教育の状況について明らかにすることは難しいことがわかってきた。

他に、井上敏夫（二〇〇九）は、具体的に国語教科書を例示するものの、

主なものを取り上げる抄録に止まっており、全体として戦前の国語教育の概要を示すものとなっている。

一方、藤原マリ子（二〇〇一）は戦前から戦後に至るまでの『おくのほそ道』の教材としての変遷や、古典教育の意義に関する考察を行っている。内容としては当時の法令のみならず、教育雑誌の記述や教科書の緒言を用いており、古典教育の変遷に関して、より多角的に考察が行われていることに特徴が見出せる。しかし、古典教育の意義の変遷に関していえば、対象期間が戦前から戦後までと長い期間に渡るものであるため、明治期や大正期など、それぞれの期間で用いられている資料が限られており、当時の古典教育の状況に関する概説に止まっている。

より具体的かつ詳細に戦前の古典教育の変遷について論じたものとしては、八木雄一郎の論考がある¹⁾。八木は「中学校教授要目」を中心に、古典教育の成立と変遷について論じている。特に明治三五年の教授要目で規定された国文学史に着目し、国語科における「古典」概念の形成過程を究明しようとする点において特徴が見られる。本研究も八木の研究によるところが大きい。しかし、戦前に用いられていた教科書については、抽出調査を行っているため、検定を通過した教科書全体を見通すといった調査はなっておらず、調査の精度としては難点が見られる。

さらに、明治期を中心に古典教育の成立とその展開について論じたものとしては、菊野雅之の論考がある²⁾。戦前の中学校で用いられていた初期の国語教科書の編纂者である稲垣千穎や新保磐次に着目し、教科書を編纂した意図について論じている。詳細な調査が行われており、編纂者の意図

に関して多くの部分が明らかになっている。また、個々の教科書を対象にした研究でいえば、岩波『国語』や『中等国文』、『中学国文教科書』など特定の教科書に焦点を当て、その成立や編纂意図に関して論じた研究も見られる⁽³⁾。

しかし、特定の教科書やその編纂者に関して論じたところで、それらの特徴について示すことはできても、論じた教科書の編纂方法や教材の収録状況が当時の古典教育全般に共通していえることなのか、それとも教科書編纂者の編纂意図が反映された結果、他の教科書には見られない特徴を有しているのか、その点については把握することができないといった問題が残されている。

また、特定の古典作品に着目し、それぞれの教科書でどのように教材化され、変遷していったのか、その点について論じた研究がある⁽⁴⁾。ただし、これらの研究も、戦前の古典教育全体を見通した上でのものにはなっていないのが現状である。

本研究では、戦前の中学校における古典教育の状況や変遷に関して、その全体像を把握しながら、実際の教科書の編纂状況や収録された古典作品の状況などについて、考察していくことを基本としている。各教科書の緒言や凡例を活用し、個々の教科書、もしくは古典教育そのものに教科書編纂者が何を求めたのか、具体的にとらえていく。これらの方法により、国語教育に携わる人々のみならず、国や社会が古典教育に何を求めたのか、そのことについても突き止めることにつながっていくと考えている。

また、戦前の国語科のカリキュラムの特徴として、国文学史が学科目の一つとして設定されていることが挙げられる。明治二三年に刊行された『日本文学史』を起点に、その後中等教育で用いられる国文学史教科書に文例

として収録された作品やその解説文を見ることで、各古典作品の価値について確認し、学校教育上必要とされた作品（教材）について具体的に理解することができると考えられる。そこで国文学史を中心に古典作品が教材化される基準や、その教材が固定化されていく状況についても見ていくことにしたい。

『国学院雑誌』や『国語教育』など、当時刊行された国文学や国語教育に関する雑誌記事にあたってみると、戦前における古典教育の一側面が見えてくる。そこには教科書を編纂する立場にある者や、実際に古典を教えるにあたって問題に直面している教師の姿が浮かび上がっている。また、藤村作など国文学者が中等教育における古典教育にどのような理想を追い求めたのか、その言説を理解することで、戦前における古典教育の意義も見出すことができるだろう。近代における古典文学の享受を考えるにあたり、学校での古典教育のあり方は無視することができない。本研究は国語教育史の発展に寄与するのみならず、国文学の享受史といった点からも意味のある研究である。そして、本研究によって得られた知見は、現在の古典教育のあり方やその意義について考察する際の歴史的、学術的視座を与えるものとして意義があると考えられる。

二 研究の方法

古典教育の変遷を見るにあたり、前提となることとして、中学校の教育内容は高等学校や小学校との縦のつながり、また師範学校や高等女学校など同じ中等教育に属する学校との横のつながりと影響関係が見られる。雑誌記事を見ると、中等教育という枠組みの中で中学校の古典教育が論じられているものも多い。特に師範学校における古典教育の状況が、中学校の古典教育の状況に影響を与えていると考えられる点もあるため、師範学校

においてはその法令などについても言及することがある。また、高等学校や高等専門学校と呼ばれる上級学校との連絡の中から、中学校の古典教育の状況が見えてくることもあるので、上級学校の状況について述べた雑誌記事を引用しながら、中学校の古典教育の状況に迫るといった方法も取ることにする。

一方、『万葉集』や『源氏物語』といった個々の古文作品を取り上げ、その教材としての価値について言及した雑誌記事も多く見られる。その場合、その教材の扱い方、教授法については校種による違いが見られる。例えば、小学校では古文教材を原文のまま教授することは避けられ、口語訳や翻案による教授が行われるが、中学校では原文を一部削除することで教材としての体裁を整えるといった操作が行われることがあった。こうした改作や操作といった方法の部分については校種による違いが見られる。しかし、教科書に収録された古文作品に存在する教材としての価値は、そもそも国文学史などで取り上げられ、一定の評価が下された古典作品が教材として採用されており、校種が理由で教材の価値が大きく変動するとは考えにくい。そのため、小学校で教材化された古典作品の評価について言及している雑誌記事を取り上げることがあるが、それは中学校でも同様の理由から教材としての価値を有していたと推測できるためである。

中学校の古典教育について言及した雑誌記事を中心とはしているが、本論では中学校だけにこだわらず、他の校種における古典教育の状況を援用しながら、多角的に中学校における古典教育について迫っていくことにする。

また、これまで中学校、師範学校、高等女学校といった中等教育における古典教育の状況に関して、その調査が進んでこなかった理由として、教

科書の検定制が挙げられる。明治期に国定化された小学校の教科書とは違い、中等教育の学校では戦前を通して検定制が続いてきたため、多くの出版社から教科書が刊行されることになった。井上敏夫編（一九八一）『国語教育史資料』第二巻「教科書史」には刊行された代表的な国語教科書の一覧と、その教科書の中からさらに選ばれた教科書の本文が抄録されている。

しかし、戦前の教科書は版を重ねながら、その内容を更新していくため、同タイトルの教科書であったとしても、版によって内容が大きく異なることになる。例えば、『中学国文教科書』は明治三九年に初版が発行され、国定教科書である『中等国文』が発行される昭和一八年まで版を重ねることになるが、タイトルが同じだからといって、明治三九年の初版と昭和一八年の訂正四版とを同等のものとは見なすことはできない。そこで従来の研究では、『国語教育史資料』のように膨大な教科書の中から、研究者が意図的に調査対象となる教科書を選ぶという抽出調査が多く行われてきた。そして、その調査の結果から当時の古典教育の状況について推測するという研究方法が採られたのである。

しかし、『国語教育史資料』にある「代表的な国語教科書」とは何をもつて代表的とするのか不明である。教科書の変遷について、その全容が把握できた上で、代表的な教科書を抽出することは可能であろうが、その全容が不明なまま、一部の教科書について調査を行っても、その教科書の特徴について示す以上のことにはならない。教科書を研究の中心に据え、そこから古典教育の変遷について考察するには、まず教科書の悉皆調査を前提とした研究が必要となる。

戦前の教科書については、国立教育政策研究所教育図書館や東書文庫にその大半が所蔵されている。そこで本研究では教育図書館や東書文庫に所

蔵された中学校の読本や国文学史の教科書について、悉皆調査を行い、その調査結果をもとに、当時の古典教育の変遷について考察を行っている。

一方、教育図書館や東書文庫が所蔵する教科書を悉皆調査するといっても、資料の扱いについては留意すべきであると中村紀久二（一九八六）は指摘している⁵⁾。教育図書館や東書文庫には①「検定申請本（見本本）」⁶⁾、②「検定合格本（文部省の検定を経たもの）」、③「供給本（各学校に供給されたもの）」、④「不認定・無効却下の本」の四種類の教科書が混在している。田坂文穂（一九八四）『旧制中等教育国語教科書内容索引』は初版本に基づいた索引となっているが、実際の学校で用いられた教材について調査する場合、「検定合格本」もしくは「供給本」による調査を行う必要がある。

本研究では、『検定済教科用図書表』に基づき、「検定申請本」と「検定合格本」「供給本」とを区分し、「検定合格本」「供給本」をベースに調査研究を行っている。また、教材の出入りや内容の差異を調査する際には「検定申請本」と「検定合格本」「供給本」との比較を行った。一部、『旧制中等教育国語教科書内容索引』を用いて教材の収録数に関する調査も行っているが、その際も「検定合格本」「供給本」に見られる傾向との間に明らかな差が生じていないことを確認している。

しかし、『検定済教科用図書表』に記載された教科書についていえば、そのすべてが教育図書館や東書文庫に所蔵されているわけではない。「検定申請本」のみ所蔵の確認ができ、「検定合格本」「供給本」が確認できない場合もあった。このように「検定合格本」「供給本」が確認できなかった場合は、「検定申請本」によって、その内容を記し、注を記載している。

研究の軸となる教科書の取り扱いについては以上の方針を採用したが、

教科書を用いる際には、収録される古典教材の内容やその出入り以外にも、凡例や緒言といった端書から古典教育の状況について考察を行っている。また、戦前に刊行された各種雑誌としては『教育学術界』『教育時論』『国語教育』『帝国教育』『国学院雑誌』『国語と国文学』『文学』『国文学』解釈と鑑賞』などを活用している。さらに、当時の法令を参照する場合は教育史編纂会編（一九三八～一九六五）『明治以降教育制度発達史』、近代日本教育制度史料編纂会編（一九五六～一九五九）『近代日本教育制度史料』を用いている。

三 論文の構成

本研究は、序章、第一章～第九章、終章、参考資料1～3で構成している。

第一章から第三章は、明治期・大正期・昭和戦前期における古典教育に関して、『国学院雑誌』や『国語教育』といった雑誌に収録された記事から、戦前における古典教育がどのようなものとして認識され、変容していったか、その変遷について迫っていく。第一章では、特に明治三四年「中学校令施行規則」や明治三五「中学校教授要目」で規定された教材の時代制限や国文学史教育について、国文学者や国語教師といった国語教育関係者の間でどのような言説が見られるのか確認していく。第二章では、大正期における古典教育の変遷について見ていくことにする。大正期は「中学校教授要目」の改正が行われなかった時期にあたる。しかし、だからといって明治四四年の「中学校教授要目」で規定された古典教育のあり方が、そのまま学校現場に反映されていたわけではなかった。大正期の古典教育の動向は、昭和戦前期の古典教育のあり方を方向づけるものともなっている。

特に大正末から明確に見えてくる現代文教育に対する反動としての古典教育については重要である。そして第三章では、昭和戦前期という日本全体が戦争へと駆り立てられていく中で、古典教育が具体的にどのような展開を見せていくのか検討していく。国語教育関係者が古典教育を時局の要請に基づいてどのように展開させていったのか、特に『源氏物語』と『万葉集』の教材化に関して考察を深めることにする。

第一章から第三章で戦前における古典教育の大きな流れをつかんだところで、第四章からは古典教育の内容に関してより詳細に見ていくことになる。第四章、第五章は戦前、科目目として設定された国文学史に着目し、国文学史が戦前の古典教育に与えた影響について考察していく。第四章では、明治二三年に刊行された『日本文学史』が早い段階で中等教育に取り込まれていく動きについて確認していくことにする。また、明治三四年「中学校令施行規則」で国文学史が中学校のカリキュラムとして明文化される一方、上古文や中古文の教授に関しては時代制限がかかり、法令上、講読の授業で上古文や中古文の教授が行えないといった状況が明治期に生まれる。このような状況の中、国文学史に求められた役割について解明していく。第五章では、大正期から昭和戦前期における国文学史教育に関して具体的にみていくことにする。大正期、明治期に行われた時代制限はそのままで、さらに国文学史が「中学校教授要目」から削除されることになる。しかし、国文学史は大正期も教授されている。大正期、どのような方法で国文学史が教授されたのか、その具体的な方法や国文学史を取り巻く社会の状況について考察していく。さらに、昭和六年の「中学校教授要目」改正で国文学史は再度、法令にその名が見えることになるが、大正末から昭和六年までの国文学史教育の状況について確認し、教授要目改正に至るま

での下地について明らかにする。

第六章から第八章では、上古文や近古文の作品に着目し、より具体的に古典作品が教材化される変遷について見ていくことにする。第六章では、明治三四年から時代制限がかかった上古文の教材に関して考察を行う。当時、法令の上では講読の教材として上古文は扱えないはずであるが、実際の教科書を見ると、そのようにはなっておらず、上古文を収録した教科書が多く見られる。実際の教科書の収録状況と法令とのずれはどのようなところからきているのか。東書文庫に所蔵されている教科書には検定意見が付されたものが存在しているが、その検定意見を手がかりに、どの上古文が教材として適当であると考えられ、定着していったのか、その過程について究明していく。第七章では、説話文学に着目し、『今昔物語』や『十訓抄』といった説話がどのような目的で教材化されていったのか、その過程について明らかにしていく。中学校で用いられていた国文学史教科書には「説話」という用語は昭和八年頃から見られるようになる。それまでの間、『今昔物語』や『十訓抄』はどのような作品として教授されてきたのか、戦前の「説話文学」教授の意味について検討していく。第八章では、『平家物語』『木曾の最期』に焦点を当て、その教材化の変遷について見ていくことにする。戦前において「木曾の最期」は義仲と兼平の物語として読まれてきたが、それは忠君をテーマとした教材として成立したからであった。また、昭和に入ると巴も登場する本文へと変わっていくが、巴も当時の社会状況においてふさわしい女性の姿として解釈されていく。教材の変遷を見ていくと、「木曾の最期」は戦前、時局の都合に合うように、その解釈が変容していった教材ということが出来る。現在においても「木曾の最期」は多くの教科書に収録されているが、「木曾の最期」に見られる教材として

の問題について指摘していくことにする。

第九章では、古典教育の内容について述べてきたことから少し離れ、古典教育の方法に着目し、考察を行うことにする。戦前の国語教科書に収録されていた教材を見ると、現在の教科書には見られない工夫が施されたものもある。それは学習者の理解を助けるためのものであったり、当時の事情が反映されたものであったりと様々である。そこには学習者の立場に寄り添った古典教育のあり方も見えてくる。どのような方法をもって伝統的な言語文化を教えたのか、その方法について言及する。

終章の後に、資料編として参考資料1～3を収録した。(参考資料1)は中学校や師範学校の「国語」科「講読」に関連した諸法令について記したものである。また(参考資料2)は国文学史教科書に記載された端書を一覧として収録している。そして(参考資料3)は明治三三年から昭和五年に発行された「講読」の教科書における中古文の収録状況を表として示したものとなっている。

なお、本論の中で一部内容が重複する部分があるが、それは章ごとで独立させ、他の章を読み返さなくてもよいよう構成したためである。また、通常、古典という用語は古文、漢文両方を含むが、古文を対象とした先行研究においても古典という名称を用いることが一般的に見られるので、本研究においても同様の方針を採ることとした。一部、作品名や作品の本文について原文のままとしたものがあるが、原則として旧字体の漢字は新字体に改めた。仮名遣い、送り仮名については原文のままである。

以上、本研究は教科書や雑誌記事を手がかりとしながら、戦前の古典教育の変遷を究明し、現代の古典教育のあり方について歴史的・学術的視座を与えることを目指すものである。

〔注〕

- 1 八木雄一郎(二〇〇七a)～(二〇一〇c)
- 2 菊野雅之(二〇一一)～(二〇一四)
- 3 内藤一志(一九九〇a)(一九九〇b)、余郷裕次(一九九二)、中嶋真弓(二〇一六a)
- 4 棚田真由美(二〇〇〇)(二〇〇二)、一色恵里(二〇〇一)、田村信平(二〇一一)、中嶋真弓(二〇一六b)
- 5 中村紀久二(一九八六)一六～三六頁。
- 6 「検定申請本(見本本)」は文部省に届け出されたもの以外に、同様の奥付で「審査用見本」という名称が記された教科書も含まれる。「審査用見本」は各学校でどの教科書を採用するか、その採用の見本として用いられたものである。「検定申請本(見本本)」に属する教科書は教育図書館や東書文庫以外にも、市中に多く出回っていると考えられるため、教科書の比較調査を行う際には、『検定済教科用図書表』での確認が必要である。

〔引用・参考文献〕

- 野地潤家(一九七四)『国語教育通史』共文社
- 鈴木二千六(一九九四)『古典教育の史的展開―教育制度から見た古典の教育―』近代文芸社
- 井上敏夫(二〇〇九)『教科書を中心に見た国語教育史研究』溪水社
- 藤原マリ子(二〇〇一)『おくのほそ道』の本文研究―古典教育の視座か

ら』新典社

八木雄一郎(二〇〇七a)「国語」と「古文」の境界線をめぐる対立―『尋常中学校教科細目調査報告』(1898(明治31)年)における上田万年と小中村義象―『国語科教育』第六一集、二七―三四頁

八木雄一郎(二〇〇七b)「中学校教授要目の成立過程における文章観」『日本語と日本文学』第四五号、一九―三〇頁

八木雄一郎(二〇〇八)「中学校教授要目改正(1911(明治44)年)における「国文学史」廃止の意味」『学校教育学研究紀要』創刊号、五五―六七頁

八木雄一郎(二〇〇九a)「中学校教授要目における教科内容決定の根拠―「講読」(国語講読)および「国文学史」の規定の変遷とその意味―」『学校教育学研究紀要』第二号、一〇―二一六頁

八木雄一郎(二〇〇九b)「中学校教授要目改正(1931(昭和6)年)における教科内容決定の背景―「現代文」の定着に伴う「古文」概念の形成」『国語科教育』第六五集、四三―五〇頁

八木雄一郎(二〇一〇a)「国語科教育史における「古典」概念の成立時期についての一考察―国民科国語における「古典トシテの国文」からの遡及―」『学校教育学研究紀要』第三号、九七―一一〇頁

八木雄一郎(二〇一〇b)「国語科における「古典」概念の形成と成立―中学校教授要目の変遷とその要因から―」『月刊国語教育研究』四五八巻、五二―五九頁

八木雄一郎(二〇一〇c)「中学校教授要目(1902(明治35)年)の制定に伴う「国文学史」観の確立―明治20年代と30年代の「国文学史」テキストの比較から―」『信大国語教育』第二〇号、一―一一頁

菊野雅之(二〇一一)「古典教科書のはじまり―稲垣千穎編『本朝文範』『和文読本』『読本』―」『国語科教育』第六九集、八三―九〇頁

菊野雅之(二〇一三)「文範として把握される古文―明治期教科書編集者新保磐次を通して―」『読書科学』第五五巻第四号、一二七―一三六頁

菊野雅之(二〇一四)「中等国語読本における言文一致体のはじまりに関する試論―落合直文編『中等国文読本』『中等国語読本』を中心に―」第三四集、八二―九一頁

内藤一志(一九九〇a)「古典(古文)教材史の基礎的研究―出典調査(1)―」『北海道教育大学紀要(第一部C)』第四一巻第一号、一〇―二一七頁

内藤一志(一九九〇b)「古典教材史の基礎的研究2―出典調査(1)による考察と補遺―」『人文科教育研究』第一七号、六一―七二頁

余郷裕次(一九九二)「中等国語教材史研究―岩波『国語』の徒然草教材編成に学ぶ―」『月刊国語教育研究』二四三巻、四六―五一頁

中嶋真弓(二〇一六a)「吉田弥平編集「読本」における教材価値の考察―古典教材を視座に―」『愛知淑徳大学論集―文学部・文学研究科篇―』第四一号、一〇―二一六頁

棚田真由美(二〇〇〇)「昭和戦前期における『古事記』の教材化についての考察」『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第四六巻第二部、三一―三六頁

一色恵里(二〇〇一)『源氏物語』教材化の調査研究』溪水社
棚田真由美(二〇〇二)「昭和戦前期における『古事記』教材化と時代社会」『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第四八巻第二部、六〇―六五頁
田村信平(二〇一一)「明治期における『徒然草』の教材評価に関する考察」

『国語教育史研究』第二号、一〇八頁

中嶋真弓(二〇一六b)「吉田弥平編集「読本」にみる古典教材の考察―『平家物語』を視座に―」『愛知淑徳大学論集―教育学研究科篇―』第六号、四五―五八頁

井上敏夫編(一九八一)『国語教育史資料 第二卷 教科書史』東京法令出版

中村紀久二(一九八六)『検定済教科用図書表 解題』教科書研究資料文献第三集の二、芳文閣

田坂文穂(一九八四)『旧制中等教育国語科教科書内容索引』財団法人教科書研究センター

教育史編纂会編(一九三八―一九六五)『明治以降教育制度発達史』教育資料調査会

近代日本教育制度史料編纂会編(一九五六―一九五九)『近代日本教育制度史料』大日本雄弁会講談社

第一章 雑誌記事から見る明治期の古典教育

一 明治三十一年「尋常中学校国語科教授細目」以前の古典教育の状況

まずは中学校における古典教育の初期の状況を、当時用いられていた教科書を見ることから始めたい。菊野雅之(二〇一一)によれば、近代における古典教科書のさきがけとしてまず登場するのが、明治一四年、一五年に刊行された稲垣千穎による『本朝文範』『和文読本』となる。『本朝文範』には中古文と近世の国学者たちが記した作品を収録し、『和文読本』には近古文が収録されているが、菊野は『本朝文範』『和文読本』ともに「和文学作品を教養的古典として学習するために編纂された」(八六頁)わけではなく、「あくまで現代の文章に寄与することを期待された文範集」(八六頁)であったことを指摘している。

西尾実(一九三七)においても「明治十四、五年から同二十二、四年に至る期間は欧米の教育制度学説の影響を受けて、国語教材が語学的見地から選ばれ、語法の練習及び作文の模範を主眼とした教科書が編纂」(七七二頁)されたとし、『本朝文範』や『和文軌範』といった書名を挙げている。

認可制であった明治一六年の『調査済中学校師範学校教科書表』には、「中学校及師範学校教科書ニ採用シテ苦シカラサル分」として『本朝文範』と『和文読本』が、明治一七年には『和文軌範』の名が見えているが、『和文軌範』には次の凡例が記されている。

本邦文章の純粹なるものは、祝詞宣命あれど詞高尚なり、又中古の物語等は意想を縦横に述たる者なれど尚ホ耳遠し、当今学校用に供せんには、又一際下りたる世の者に非ざれば適せず、故に此書は近古の文

章を多く掲ぐ、但し古今の別なく解し易き文は、中古のものといへども編入す

『和文軌範』には近古とあるが、具体的に収録された作品を見ると『神皇正統記』や『徒然草』といった現在の中世文学に相当する作品のみならず、『琴後集』『玉勝間』といった近世の国学者たちの作品も近古の文章として収録されている。また、中古の文章としては『源氏物語』『枕草子』『土佐日記』『大堰川行幸和歌序』『伊勢物語』『今昔物語』といった作品が収録されており、『和文軌範』の凡例に従えば、これらの文章が明治初期における中学校の古文教材として適切なものであったということになる。

この後、古文教材の範囲を示すものとして明治二十七年に示された「尋常中学校国語科の要領」¹⁾が挙げられるが、ここには「第二学年には近世以下の文」、「第三学年以後は通じて中古以下の文」を講読することとし、中古の文としては『土佐日記』の名が見えている²⁾。しかし、この時点で中学校で中古文を教えることに関しては反発の声も出てきていた。

「尋常中学校国語科の要領」を作成した国語科研究組合の委員の一人であった今泉定介(一八九四)は「今なほことに中古の雅文をとりいで、普通の国語科に教授するもの多きは、果して何の心ぞや」(一五頁)と記している。さらに、高等師範学校附属の中学科では四年以上に『古事記』『枕草子』『源氏物語』などを教授している点について、その国文の程度は誤りであると指摘しているが、今泉が想定する古典教育の範囲は近古文

を中心としたもので、中古文であっても『土佐日記』『竹取物語』までといったものであった。そもそも今泉（一八九五）は尋常中学校の目的を次のように示している。

尋常中学校は実業に就かんとするもの、又は、高等の学校に入らんとするものを養成する所なり。されば、其の学科はあまたあれど、皆実用を旨とせる普通学にして、一方には国民必須の知識を授け、一方には各専門学の階梯たるべきものを、教へんとするにあらざるはなし。

（一頁）

ここで「実用を旨とせる普通学」とあるが、これは当然国語科の教育内容にも求められていることである。しかし、今泉は続けて次のように示す。

実用を旨とする活ける国語と、文学史の一材たる古代の国語とを混同することこれなり。思ふに、古語古文の実用に疎く、畢竟、中等教育の国語科にて授くべきものにあらざるは、言を俟たざるべし。（二頁）

今泉にとって国語はあくまで実用のためであるのだが、実際に行われている内容は実用とは離れた古典教育の状況であった。実際、今泉は教育現場の視察を行っており、その時の状況についても示している。

予はまた、右の巡回中、各府県の中学校教師範校所在地に立ちより、便りを求めて其の使用する国語教科書等を尋ねつゝ来けるに、中には適当と思へるもありしかど、其の大半は古きに傾きたり。よしこの点に心付けるがあるにもせよ、なほ普通文の読み書きも覚束なきものに授くるに、数年以前、国語科の精神未定の時代に出版せる、中古文抜粋の教科書を以てするは少なからざりき。上にいへる誤解とは即ち此の事にて、これ等の教科書は其の文章の普通文の模範とすべきものにあらぬのみか、其の材料もまた、傍ら普通知識を養ふべき責任ある、教

科書の性質にも戻れり。何となれば、此等の書類に輯むる所は、多く花鳥風月の事を記したるに傾き、其の思想も今とは痛く違へればなり。固より、文章材料共に完全なる教科用書を得んこと、今の世には頗る難きわざなれど、近世文を輯めたるものは、何れの点よりいふも、中等教育の教科用書として適当なるに近し。されど、中等教育の各学年を通じて、これらの教科書を用ひよとにはあらず。生徒もし自在に普通文の読み書きを為し得るに至らば、次第に遡りて中古文の趣味を覚えしむる、又もとより拒まざる所なり。たゞ、初めより古文を授くるを非なりといふのみ、（三・四頁）

ここで今泉は普通文の読み書きが覚束ない生徒に対して、その方法を指導することが重視されず、中古文を抜粋した教科書を用いて、その思想を学んでいることを問題視している。そして文章の模範となる古文として適当なものは近古文であるとし、近古文を学ぶことで普通文の読み書きができるようになったならば、中古文の趣味に至ることについては否定しないと言及している。

明治二〇年代は語学的見地、具体的にいえば、一般の人々の普通文の読み書きを教授することが国語科に求められるわけだが、どの時代の文章を規範にするのか、その点については明確でなかった。そのため、普通文の読み書きには直接つながらない中古文の教授が日常的に行われ、普通文の読み書きができるように指導することとの間に矛盾が噴出していたのである³⁾。

同様のことは高津鯉三郎（一八九五）の言からも見える。高津は今泉と同じ国語科研究組合の委員の一人であり、その考える方向は同一であったといえるが、高津は国語教育の目的として次のことを述べている。

中学校、師範学校にては、もとより普通学科の一として課するものなれば、その趣旨精神に至りては、小学校に於ける読書、作文、習字等と大差あるべからず。則ち高尚に走らず、迂遠に陥らずして、能く実用に適せしめむことを、主とせざるべからず。(一頁)

中学校においても、国語科の目的は小学校のものと変わらせず、実用ということを念頭においた国語教育を求めているのである。しかし、ここで国語教育を担当する教師の出自が問題として浮かび上がってくる。高津は国語を研究することについて次のように記している。

こはたゞ或る時代の国語を研究するのみにして、学問として価値あるべけれど、実用といふ点に於いては如何そや。余は、その高尚にして、実用に遠ざかれることを、知る。今日、学校在在りて、国語の教授を司れる者は、大抵歌人若くは国学者にして、普通教育の何たることを、知らざる者多ければ、その結果のかくの如くなるは、必然の勢なるべし。(二頁)

国語教育としては実用に基づいた指導をすべきであるが、実際、国語の授業を受け持っている教師は歌人か国学者であるという実態であった。そして、普通教育として求められていることよりも、その人々が学んできた国文学の学問内容に引き寄せられた形で、国語の授業が行われているという結果が生じていた。このような状況は問題視され、この後、法令に示された国語教育の目的を満たせる国語教師の育成について議論されていくことになるが、一方で教科書に示された古文教材の改善についても進められていくことになった。

国民として今日実際に必要なるは、今日の法令、新聞、手紙等の文章を領解し、且つまた、かくの如き文体によりて、自己の意思を、書き

あらはすことを、得べきことなりとす。卒業の学生をして、かくあらしめむには、勉めて今日及び近世の文章を講読することに、力を尽さしめ、能くこれに習熟せしめざるべからず。而して、これらに習熟せる上は、中古の歌文をも授け、或は、文学史の概略をも知らしめて、その発達を計らざるべからず。既に、学校にて教授すべき、国語の範圍を知りたる上は、普通教育に於いては、如何に国語の必要なるかを知らざるべからず。勅令を案ずるに、小学校は、児童身体の発達に留意して、道德教育、国民教育の基礎、並にその生活に必須なる、普通の知識技能を授くるを以て本旨とすとあり。また、文部省より出されたる訓令にも、普通教育の要は、人をして人たる道を知らしめ、社会及び国家の福祉と、品位とを増進せしむるに在りとあり。この目的を達するに、最も必要なる学科は国語なるべし。(三頁)

国語教育としてまず必要なことは今日の文章を理解し、その文体で文章を書くことができるようになることであった。そして、その文体の模範となるものが「今日及び近世の文章」ということになっており、その学習を進めた先に、追加の項目として「中古の歌文」や「文学史の概略」⁴が設定されているのである。この点については前述の今泉の論と同様である。しかし、高津は今泉の論には見えなかった「道德教育」についても言及している。

古來この国語に依りて記述せられたる、忠孝の事跡、或は国風を詠じたる和歌等を、講読せしむる時は、我が国体に伴える、道德の要領をも、自然に知らしむることを得べし。かくてぞ国語は国民教育の基礎ともなり、道德教育の淵源ともなるなり。(五頁)

「忠孝の事跡」や「国風を詠じたる和歌」について学ぶことは、国民教

育の基礎にもなり、道徳教育の淵源ともなると示している。近古文や近世文を学ぶことは当時の文章について理解したり、書き表したりするといった実用性を伴っていると考えられていたが、さらにそれらの作品は「忠孝の事跡」をも学ぶことができる教材にもなっていた。一方、中古文にも教育的価値を見出すことができるが、それは国民道徳を理解する一環で読み解く教材でしかなかった。

また、高津は国語教育における和歌の効用について次のように述べている。

生徒をして、各地の名勝を追想せしめ、古来の有名なる人物を追慕せしめ、或は花鳥風月を憐み、或は人情風俗を考へしめ、而して、純潔優美高大壮烈なる感情を養成せしむ。実に、感化力の大きなこと、之に及ぶものなし。(八頁)

学校で教授する国語は実用が主だが、和歌の講読についても奨励し、和歌を「善良なる国民」を教化するためのものとして利用することを考えていたことがうかがえる。文範の教材としては扱えない中古文の教材としての価値はここに見出されるのである。また、中古文といっても、その中文範として扱われる作品があった。高津は『今昔物語』と『土佐日記』を挙げているが、この時期に文範として選ばれた中古文の作品は、教授要目などで教科書から中古文を削除するよう指示されていた時代においても、教科書に収録され続ける作品の候補となっていた⁵⁾。

そして、明治三十一年に示された「尋常中学校国語科教授細目」⁶⁾にも第二学年で「今文ニ最モ近キ徳川時代ノ近世文ヲ加フ」とあり、第三学年で近古文、第四学年で中古文、第五学年で国文学史の概略が教授内容として示されている。第四学年に示された中古文の作品としては、『今昔物語』

『土佐日記』『落窪物語』が名称として見え、第五学年では『大鏡』『今鏡』『栄花物語』が挙げられている。『和文軌範』に示された『源氏物語』や『枕草子』『伊勢物語』といった名は見えなくなったが、新たに『落窪物語』や『大鏡』などの名が見えるようになり、この時点ではまだ中古文の教材として何を採用するのかといった点においては流動的であったといえる。また、国文学史の概略についても教授内容に含まれているが、附言として「上古文学（古事記万葉集等）ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ」とあり、国文学史を教授する内容の一環として上古文が含まれることを明確化している。

二 明治三四年「中学校令施行規則」前後の古典教育の状況

明治三四年に定められた「中学校令施行規則」では講読の内容が近古文までとされ、国文学史を教授することが示されている。ここで問題となるのが、中古文・上古文が講読の内容から削除され、国文学史の内容として組み込まれていく経緯である。明治三〇年代に入っても、中古文が講読の内容として教授されることの問題は認識されているものの、それは問題点を示す程度に止まっていた。

芳賀矢一（一九〇〇）は次のように述べる。

もとより、今日では、国語といへば中古の文学をやるものと心得て居る人が多く、今日研究して居るものも此方にかたむいて居る人が沢山ある。吾々がいふ国語は生きて居る国語です。(四二頁)

中古文を「死文」と表現し、国語は「活きた国語」でなければならぬと指摘するが、実際に教授される国語は中古文の教授であり、多くの学校で国語教育の目的やその意図が浸透していない現状を見て取ることができ

る。一向に進まない国語教育の改革に関して、保科孝一（一九〇〇）は次のように厳しく非難する。

殊に国語教育の基礎は現時代の言語に置かなければならぬ。語法の如きものも、現時代の慣習を規定したものでなければならぬ。今日のやうに、平安朝の語法を以て、明治時代の言語を支配しやうとすることは、甚しい不合理であるといふことになるのである。我々は此点に於て従来の国学者とは全く反対の地位にあるのである。（二二頁）

国語教育は現時代の言語が基盤となることが前提であり、中古の文法を規準とした国学者の教育方法を全否定している。さらに保科は次のように述べる。

歴史上の記念物として、古語を研究することは頗る必要なることであるが、社交上又は教育上の実用に供する目的を以て研究するのは、甚しい謬見であるといふことを知らなければならぬ。（二二頁）

実用を求める国語教育の目的と古語の研究を主体とした国語学の研究とは、その目的が大きく違うことを指摘し、国語学の研究方法では国語教育の目的は果たせないことを明確に示している。

或教育者は中学校の国語は断然廃止して、更に有益なる学科を教授する方が宜しいと言って居るそうである。是れは実に暴論のやうであるが、今日の国語教育の状況を顧れば、実に無理もないことである。（二三頁）

実用性に乏しい国語教育のあり方は国語教育に携わる者以外からも非難の対象として取り上げられ、それは保科自身も現状を見れば致し方ない話だとしている。そしてこのような現状を作り出したのは国学者に対し、次のように述べる。

然るに、今日の教育上又は社交上に於て、国語の価値は殆ど認められず居ない是はそも／＼誰の罪であらうか。少し酷であるかも知らぬが、是は従来の国学者の罪、言葉を換て言へば、従来の国語研究及び教授法の宜しきを得なかつた罪であると、我輩は断言するを憚らぬ。従来の国学者は一般に古文辞に心酔して、現時代の活語を蔑視して居た。語法は平安朝以前のもの、標準に従ひ、講読は平安朝以前又はそれに準じたる擬古体のものを用ゐたのである。（二三頁）

国学者たちの立場からすれば、今まで自分たちが受けてきた教育を次世代に施しているにすぎないのであるが、そのこと自体がすでに時勢に伴わず、今の時代に適した国語教育を求める保科にとって国学者の行いは罪でしかなかった。保科は「明治二十年頃までは国語といふものが、殆どあるかないかのやうな微々たるものであつた」（一三・一四頁）とも述べているが、これは国学者によつて行われていた国語教育を否定するものにもなっている。

今日中等教育の目的は、社会の実用に適する学科を授けると同時に、専門学を攻究する予備学科を授くるにあるのである。故に此目的を達するには、社会の実用と専門の予備とに適當するやうに教授しなければならぬ。此立脚点からして国語教授法を觀察すれば、従来の如き古文辞を廃止して、十分現時の活語を教授しなければならぬ。それでなければ、決して実用の目的を達することが出来ぬのである。故に、中学校の国語の講読には、萬葉集土佐日記十六夜日記又は徒然草の如きものを全く廃止して、今日の社会に適當したる知識を授くるに足るだけの読本を、今日の活語にて編纂し、作文も無闇に詞花言葉を弄ぶことを廃め、今日の活語を以て十分思想を發表せしむることを力め、語

法の標準も今日の活語に取て、正しく言ひ現はし書き現はすことに熟達させることを力めなければならぬ。(一六頁)

中等学校の目的を社会の实用と高等学校など上級学校へ進学するにあつての予備教育を行うものとし、その目的に照らし合わせて国語の講読では上古文から近古文に至るまですべて廃止すべきという論は当時からすればかなり極端なものであつたと推測できる。しかし、保科の意見は極端なものではあるが、実用という観点はこれまでも国語教育の目的として指摘されてきたことである。だがさらに、保科はここで上級学校への予備教育を中等教育に求めており、国語教育の目的にも関連させている。この時期になると、上級学校への予備教育を意図とした中等学校のあり方について論ずるものが見られるようになってくる。高橋龍雄(一九〇一)は高等学校の入学試験が極めて非教育的であるとして次のように指摘している。

固より中学校は普通教育を^マへて、直に社会萬般の実務に従事すべきものを養成すべき所なるべけれども、今日の所にては、高等学校の予備校たる姿あり。殊に東都幾十の中学校にありては、全然高等学校予備門とも称すべき者あり。而してその校長にまれ教師にまれ、多くは貝眼有識の士なれば、国語漢文科のあまりに古語死廢語を注入する事の不可なるを認め、充分これか刷新を謀らむと欲するもの比々皆然らざるものなき有様なるを、いかにせむ悲いかな、中学の学生は十中の八九皆高等専門の学芸を修めむと欲するものにして、必ずや高等学校の入学試験てふ関門を通過せざるべからざる事情あれば、その試問に應ずる事をうべきだけの学力を養成せざるべからず。而して見よ、而して聞けよ、その高等学校の入学試験といふものは、徹頭徹尾古語死廢語の難渋詰屈なる中古和文古漢文にして、古学専門の人にあらざれば、

殆ど用なきものを出して、可憐にも入学生を塗炭の苦に溺没せしむものあり。もし邪推を以ていふものあらば、彼等高等学校の国語漢文教员は、古学の価値の低くなるにつれて社会の待過も薄らぎ、遂に非職免職なぞいふいま／＼しき災難に遭遇せむ事を慮りて、まづ速き慮なきものは近き憂ありてふ格言により、無聞矢鱈に困難なる和文漢文の問題を例年出しおかば、中学にてもまさか中古文漢文を廢するやうの事はせざるべし。(一八・一九頁)

国語教師が中古文や漢文を教授することは「古語死廢語」を注入することであると認め、改善を望んでいるが、高等学校の入学試験に中古文や漢文が出題されるので、それを教授せざるを得ない実情を訴えている。入試問題として中古文が出題されるかぎり、中学校で中古文を教授することはなくならない。しかし「中学校令施行規則」で、古文を教授する範囲を近古文までとし、それに基づいた入学試験が行われるのであれば、中学校で中古文を教える必要はなくなる。国語教育の中から中古文の教授を現実的になくしていくためには上級学校の入学試験をも視野に入れた教育改革が必要とされてきたのである。

だが、高橋自身、古典教育をすべて否定しているわけではないことは次のことからわかる。

勿論古人の文を尽く排斥するに及はず、或点に於ては歴史文学等の趣味を伝へ、保守的愛國的敬祖的思想を喚起するに必要なれども、今日の教科書の如く徹頭徹尾歴史と文学とを以て満さるゝか如き弊風あるを惡む。(二六頁)

「中学校令施行規則」に示された「文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スル」という点は、古典を学ぶことによつて達成できると考えられる

が、それ以上に国語の実用を妨げる古典教育の弊害が強く意識されていたのである。

野村八良（一九二四）は当時の国語教育の状況について、次のように振り返っている。

私は明治廿八年頃中学校の低学年の生徒でありましたが、其の頃何でも逸見伸三郎さんの国文中学読本といふ物が出来て、それを教科書として教はつたやうに記憶して居りますが、其の内容は所謂和文が主で、今日のやうに現代作家の文章や和歌などは先づ皆無であつたと覚えて居ります。其の頃はまだ国文と云つても、擬古文を標準として居て、生きた現代語を国語教育の基調とするといふやうな考は毛頭ありませんでした。それが廿四年頃となりましては余程變つて来ました。三土忠造さんの新しい試みに成つた中学の国語読本が、金港堂から出版せられました。（此の事は私のほんの記憶に過ぎません。此の読本を学んだのでも、教へたのでもありません。）これが一のエポックを国語教育史に作つたやうに考へられます。といふのは、初めて進んで多くの現代文を加味せられたからです。（三九頁）

明治三〇年前後の国語教育が古文中心で、「生きた現代語」を学ぶ気配などなかったという野村の記述はこれまで記してきた内容と同一である。しかし、明治三四頃に編纂された三土忠造によって編纂された国語読本に現代文が多く収録され、これが国語教育の一つの転換点であったと記している。明治三五年には「中学校教授要目」が定められ、法令上でも国語教育の内容が整理されていく時期になっているが、教科書もその法令の目的に準じたものへと編纂されていくことになった。

三 明治四四年「中学校令施行規則」改正前の古典教育の状況

「中学校教授要目」が定められた後の教科書について、神津包明（一九〇三）は「近來の編纂になつた者は、數年以前のに比べると、大に面目を一新して居る」（一一頁）と評価する一方、「今の中学の国語教師は、何故にかゝる実用的ならぬ、時勢おくれの擬古文を奨励するか」（一一頁）と、国語教師が実用の伴わない擬古文を教授することに不満を抱いている。教科書に現代文が多く収録されることになれば、中古文は勿論のこと、近古文や近世文に文範を求める必要もなくなるのは必然である。しかし、教科書自体は変化していてもそれを用いる国語教師の資質に変化が見られなければ、旧態依然の国語教育が行われていても不思議ではない。

芳賀矢一（一九〇五）は「文部省師範学校中等学校高等女学校教員検定試験」、通称「文検」の試験結果の講評として次のことを述べている。

詰り徒然草を読み、枕草子を読み、源氏物語を読み、古い文学に付いて研究し、古い文法を確め、又漢文の方では、左伝を読み、史記漢書を読んで古い漢文は勉強して居り、文学史や故事書典などは調べても、その方が忙しいので、その方に追はれて新しい著述などは少しも読んで居らぬことが分る。（八四頁）

中等教育で用いられる教科書の内容が徐々に現代文中心の内容へと変化してきているのにもかかわらず、文検で課される試験内容は部分的には現代文の要素があるにせよ、その中心は古典文学であるがゆえに、受検者の意識は自ずと古典文学に引きずられていた。しかし、芳賀は国語漢文の教師の資質に対して次のように言及するのである。

国語漢文の教員といふものは古文学を教へる教員では無い。どこまでも明治の現代を目的とし、標準として進まなければならぬから、受験

する人も、又現に学校の教員をして居る人もさういふ考を持って行かねばならぬと思ふ。(八四・八五頁)

実際に国語教育で求められているのは現代の国語であるが、これから国語の教師になろうとする者に対して与える試験は古典中心という極めて矛盾した状況が見えてくる。それは上級学校の入学試験の内容と国語教育で求められる内容との矛盾と同質のものであった。また、このような文検を経て、中等教育の国語教師になったものが国語の授業を行うとなれば、古典を中心とした内容に自ずと傾倒していくことが予想される。実際の国語教師の立場からすれば、実用を目的に据えた現代文教育が積極的に推進される状況ではなかつたのである。

文検がもたらす国語教育の矛盾は安倍徳太郎(一九〇七)も指摘するところである。

中等教員検定試験委員といふ堂々たる名の下に発表せられた、国語漢文科の受験準備の参考書である。いかにも古式ではないか。いかにも美的ではないか。これで試験の方針も察せられるが、合格者はみなこんな参考書を読破し得たもの、受験志望者はみなこんな参考書を研究して居るもの、さうすると『国語科』の先生はすべて古文美文だけの教師であらう。(三九頁)

国語の教師教育のあり方が古文を教授するよう仕組まれており、そのような教師教育のあり方が維持されるかぎり、現今の国語を教える状況にはならないのは自明である。また「ことに上級の方になるとその九分九厘までは美しいのと古いのとで埋まつて居りはせぬか」(三八頁)と指摘するように、高学年の教科書は古文教材で満たされる状況になっていた。上級学校へ進学することを意識した教科書であれば、入試に出題される古文を

多く教科書に収録するのは当然のことである。よって、古典教育と入試との関係は明治後期から末期にかけて切り離せないものとして形成されていたのである。

一方、古典教育の一端を担っていたと考えられる国文学史の教授はどうなっていたのか、野村八良(一九〇九)は次のように述べる。

もとより萬葉集がどうの、源氏物語がどうの、乃至、西鶴論、馬琴論と、純文学的研究の態度を以て、生徒に臨むといふことは、中学校では期し難いことであるし、又それほどの必要は無い。さういふ方面の事は、高等専門教育の側に属するのである。けれども、中学校だけで国語の教育が完結して、或は軍事、医学、理学、実業といふやうな方面に出て行く人にとつては、一部の人を除いては全く国文学史の概要をも知らないことになる。之れは大国民の常識なり、たしなみなりの上から見て、どうもふさはしくない事と思はれる。(九頁)

高等専門教育で求められる国文学の知見を中学校の生徒に与えることについて否定した上で、中学校段階で国民の常識である国文学史の概要を知ることが必要であるとしている。同様の話は芳賀矢一(一九〇九)からもうかがえる。

中学校の授業は日本国民としての普通教育であるから高等学校入学試験に無いから無益だといふ論はもとより立たぬ、試験の有無にかゝらず、其れだけの国民知識を得たもので無ければ、高校の学校へ入学する資格は無いのである、新師範学校令に文学史の無くなつたにしても、此の精神は失はれてはならぬ、国民教育に従事する人には国民知識は最も大切である、今回の中学校長会議に於て、若し文学史が否決されるとすれば、それは文学史といふ解釈の間違から現行の文学史

教授法が廃されるので、やはり此の精神は失はれてはならぬ、(二三頁)

国文学史の内容は高等学校の入学試験には出題されないが、国文学史を学ぶことで得られる国民知識やその精神は高等学校に進学する者の常識として身につけて当然のことと示している。当時の中学校の状況からすれば、学習の動機づけとして入試は大きなものであったが、入試を切り離し、国民常識という教養面を押し出した形で国文学史を学ぶことが必要であると結論づけられていたのである。

明治初期の段階では古文は文範として用いられてきた。しかし、明治三五年頃から徐々に国語教科書に現代文が収録されるようになってくると、古文はその文範としての役割が減退していくこととなった。だが、高等学校などの入学試験には古文が多く出題されるため、古文が国語教育の場から消えることはなかった。また、国語教師も元々、古典文学の知識を土台としながら国語を教授する者が多く、国語に実用を求める圧力はあつたものの、結局は古文を中心とした国語教育は残り続けたのである。また、授要目から外された中古文や上古文も国文学史に取り込まれる形で生き残り、これらの知識は国民常識という形で人々に教授されていくことになるのである。

(注)

1 大日本教育会国語科研究組合(一八九四)「国語科研究組合第一回報告」二〇〜二二頁。

2 「尋常中学校国語科の要領」では「土佐日記徒然草等の文は中古の

国語なり」(二二頁)とあり、「中古」といつても明治二十年代までは中古文の範囲が定まっておらず、今日の中古文・中世文を含んだ範囲で用いられることもあつた。また、今日の中世文と近世文とを含んだ範囲で「近世」と呼ばれることもあつた。

3 岡倉由三郎(一八九六)は「甚しきは或中学の教科書に、万葉の歌、又宣命の文を授ける者を見たり」(二〇頁)と、上古文を教授する学校までであると指摘し、批判している。一方、中古文に関しては「土佐日記位に止めんことを願ふ」(二〇頁)としており、中学校で指導できる古典文学の範囲がおおよそ理解できる。

4 高津(一八九五)は明治二十三年に『日本文学史』を記したことで知られているが、国文学史の教授について次のように述べている。

中学校師範学校等にて、文学史を課する目的は、国文国語の全体概略を沿革的に知らしめ、兼て講読の不足を補ふにあり。委しく云へば、片仮名、平仮名の起源伝来より、国文国語の発達変遷したる次第有様を知らしめ、且つ、各時代に於ける国文学の例証ともすべき文章、及び歌を講読せしめて、講読の科を完備せしむるにあり。講読の程度は、前に述べたるが如く、中古以降の雅馴なる歌文に止れば、それより以前のやゝ高尚なる歌文は、文学史の例として、この科に於いて読ましめざれば、終にこれらの歌文を見ることなくして、学校を出づるものあるなり。(九頁)

国文学史を教授する目的は、講読の不足を補うことが目的として記され、内容も国語の変遷を理解させるという文章史を意識したものであつた。また、講読では上古文に触れる機会がないので、国文学史でその不足を補うという意図もあつた。

5 今泉・高津と同様、国語科研究組合の委員であった小中村義象（一八九五）は「国語科の普通科にある要領」を「言語を正し文章を正しかねて国民同化の気風を養成するにあるなり」（二〇頁）と定めており、三名ともに国語科の進むべき方向は同一であったといえる。

6 文部省高等学務局（一八九八）『尋常中学校教科細目調査報告』の中に「尋常中学校国語科教授細目」を記した調査委員は高津・小中村以外にも上田万年や芳賀矢一の名が見えるが、その内容は「尋常中学校国語科の要領」の影響を多分に受けていることが推測される。

（引用・参考文献）

菊野雅之（二〇一一）「古典教科書のはじまり―稲垣千穎編『本朝文範』

『和文読本』『読本』―『国語科教育』第六九集、八三―九〇頁

西尾実（一九三七）「国語教材史〔中等教育〕」『教育学辞典』第二巻、岩

波書店、七七二・七七三頁

文部省『調査済教科書表 自明治十三年十月至明治十八年二月』（中村紀

久二編（一九八五）「教科書研究資料文献」第二集、芳文閣）

大日本教育会国語科研究組合（一八九四）「国語科研究組合第一回報告」

『大日本教育会雑誌』第一五〇号、二〇―二二頁

今泉定介（一八九四）「中等教育に於ける国文科の程度」『教育時論』第三三四号、一四―一六頁

今泉定介（一八九五）「中等教育の国語科に就きての論」『国学院雑誌』第三、一―六頁

高津敏三郎（一八九五）「尋常師範学校及び尋常中学校に於ける国語並に其教授法に就いて」『国学院雑誌』第六、（一―一六頁）

芳賀矢一（一九〇〇）「国語学会に対する希望」『教育学術界』第一巻第三号、四〇―四三頁

保科孝一（一九〇〇）「国語教育に就て」『国学院雑誌』第六巻第七、一―一六頁

高橋龍雄（一九〇一）「国語漢文科及びその教師の刷新（承前）」『国学院雑誌』第七巻第四、一七―三〇頁

野村八良（一九二四）「中等教育上の国語及び国文に関する実際問題」『中等教育』第四八号、三八―四五頁

神津包明（一九〇三）「中学校の国語漢文教科書について」『教育時論』第六五九号、一〇―一二頁

芳賀矢一（一九〇五）「今年の国語漢文科検定試験に就て」『教育学術界』第十二巻第三号、八三―八五頁

安倍徳太郎（一九〇七）「中等教育（主に中学校）に於ける『国語科』の地位」『教育学術界』第十六巻第二号、三六―四二頁

野村八良（一九〇九）「中学校と国文学史」『教育時論』第八七三号、八―一〇頁

芳賀矢一（一九〇九）「中学校教科としての国文学史」『教育界』第八巻第十号、二一―二三頁

岡倉由三郎（一八九六）「国語国文の教授法に就きて」『教育時論』第四二二号、一七―二二頁

小中村義象（一八九五）「国語科を論ず」『国学院雑誌』第十一、一四―二〇頁

文部省高等学務局（一八九八）『尋常中学校教科細目調査報告』帝国教育会

甲斐雄一郎（二〇〇八）『国語科の成立』東洋館出版社

第二章 雑誌記事から見る大正期の古典教育

一 大正初期の古典教育の状況

明治期、「中学校令施行規則」や「中学校教授要目」といった法令が整備され、徐々に国語の教科内容やそれに準じた教科書の編纂方法が確立していったが、大正期は教科内容に直接関係してくる法令の改正はなく、法令を見るだけでは古典教育について何も進展がなかったように見える。しかし、当時刊行された雑誌に投稿された論文を見ると、昭和戦前期の古典教育の下地となる部分が形成されていることがうかがえる。ここでは、その経緯について論じていきたい。

明治期に入試と古典教育との関係について触れたが、そのような教育を受けて高等学校へ進学した学生に対して佐々政一（一九〇一）は「太平記や源氏や古今集になると、大抵は法科の学生などが、一生知らなくても済ませれば済む語だ」（二四頁）とし、次のことを述べている。

法科の生徒は全く国語科に興味がない、或は馬鹿にしてゐる。試験制度、ことに採点といふ難問の為に、厭々ながら聞いて居るのみで、教師も或はこれを自覚してゐるから、或は文法上の名称やら、中古近古の死語を暗記することを強ひて、かづく／＼学課の権威を維持してゐるといふ有様で、十分にその所信を質して見ると、ややうんざりしてゐる人もないではない。（二四頁）

法科の学生にとって古文は試験問題に課されるがために勉強するものでしかなかった。また、教師も学生に興味がないことを自覚しているので、試験を後楯にしながらか何とか古文を教授しているという状況が見えてくる。文科の学生とは違い、古文とは距離のある法科の学生という立場から

すれば、古文がもたらす国民常識という観点は試験という強制力がなければ身につけさせることができないものであった。明治末から大正期にかけて現代文を読むことの価値が拡大していく中、生徒や学生から支持されない古文は国語教育の中でその領域を縮小せざるをえなかったのである。

しかし、このような状況に対して、古典の教授法について改善を試みる意見も登場するようになる。大林邦夫（一九一一）は次のように述べる。

既に古典を排して今日の国語を養成せんとするならば自然古典的教法を排して時代に応じた新しい教授の風を試みねばならぬ。併し乍ら古典的教授の型を排することゝ古典的材料を排することゝは別問題である。古典的材料を採用するの可否は議論のある処であるが仮に古典的材料を幾分採用するとしても、それは古い国語に通じさせよう為ではなくして他に目的とする所があると思ふ。

要するに今日の急務は国語教授法の改革にある。国語教授者の自覚にある。（五四頁）

当時の古典の教授法といえは佐々（一九〇一）も「全く実用のない中古語に於いて、今の外国語教師と同様な、文法的言語学的教授法を平気で繰り返してゐる」（二七頁）と述べているように、語句や文法の暗記を中心とした訓詁注釈的な方法であった。しかし、大林は時代に応じた教授法の開発について提案している。そして次のような教授内容の分類を示すに至っている。

第一、形式方面（国語教授の主目的）

イ、思想（言語文章）の理解力を練ること、

ロ、思想の發表力を養ふこと、

第二、内容方面（国語の従目的）

ハ、国民的性情を深からしめること、

ニ、一般常識を得しめること、

ホ、趣味を養ふこと、（五五頁）

語義や文法についての教授は形式方面の教授内容になるので、これまでの古典教育でも形式方面については教育されてきたことになるが、さらに内容方面に関しても従目的とはいえ、教授すべき事柄として意識されたのである。内容方面に示されている「国民的性情」や「一般常識」「趣味を養ふこと」といった目的は、明治四四年「中学校教授要目」の「注意」「国語講読」に同等のものが記されているが、明治末になって、当時の国語に求められた目的に合わせた古典の教授法が明確になってきたのである。

また、さらに稲田祝（一九一四）は次のような分類を示している。

まづ講読方面の教材取扱上の着目点として、

一、語学教材と文学教材、即ち実用教材と趣味教材。

二、現代文と古文

三、形式教材と内容教材。（四二頁）

大林の分類と同じように稲田の分類にも「形式教材」と「内容教材」の名称が見えるが、さらに「現代文」と「古文」、「語学教材」と「文学教材」といったように教材の形態や内容から対比、分類させているところに特徴がある。そして古文の取扱に関して、次のように指摘する。

なほ現行教科書中の古文（主として国文）は、概して文学材料であつて中には、単に然るものもあれば、また国民文学の一斑とか、国民性的一端とか、或は臙げながらも、言文変遷の径路を感得させるやう

な意味も加つてゐるから、この点の注意も必要である。（四四頁）

古文は単に文学教材として取り扱う以外に、国民性的一端や言文変遷を理解させるといった国文学史の内容を含んだ古文ならではの特質もあり、その点について注意を要している。古典教育では国民性的一端を授けるといった修身とも重なり合うようなものについても教授すべきといった意識が国語教師の中に芽生え、定着してきたことがうかがえる。

しかし、このように新たな教授法が示されていく中、従来の古典教育の方法を固持しようとする国語教師もいた。秋田喜三郎（一九一四）は国語教師について二つのグループに分け、次のように示している。

保守派といふのは在来の国漢学者の系統をひくもので、専ら文字、語句等の形式的事項を教授するを以て国語教授の本旨とするものである。進歩派とは新しい教育学者の系統をひくのもので、文章の意味を体得玩味しようとするもので、文字語句等は比較的軽視するものである。（五五頁）

進歩派は文章の内容を読み解くことを重視し、趣味的な取扱に力を注ぐ国語教師のグループを指すが、一方、保守派は旧来の訓詁注釈的な方法を重視する国語教師のグループを指している。大正期、現代文では文学的趣味を養うことを中心に教授されていくが、形式を重視する古文では文学的趣味という点においては欠けるとされていた。当時、時代は進歩派の教育を求めており、法令上もそれを指示しているように見える。しかし、保守派にも自分たちの教授法を支える大きな後楯があった。それは入学試験であった。入学試験では「読み方・書取・解釈」に関して問題が出されており、古文の教授もこの形式に沿った形で行われていた。入試を考えれば保守派の教授方法を採ることが優先される。実際の教育現場を考えれば、進

歩派、保守派どちらも一長一短なので、すぐさまどちらかに傾倒するといった話ではなかったが、古典教育の新たな方法を模索する実質的な動きが出てきたといえる。

二 大正五年『国語教育』刊行以降の古典教育の状況

大正五年、国語教育の問題を解決し、その目的を果たすために寄与するという趣旨のもと雑誌『国語教育』が刊行される。『国語教育』は大正から昭和戦前期にかけて国語教育の動向を把握するのに適した雑誌であるが、古典教育についても、その形式面ばかりでなく、内容面や取り上げる作品に関して多くの論が展開されていくことになった。特に明治四四年「中学校教授要目」で国文学史が教科内容として削除されたため、国文学史で教授されることもあった中古文・上古文が扱えなくなったことに対する反発が『国語教育』の中で見える。

光藤泰次郎（一九一六）は中古文・上古文の取扱について次のように述べる。

1、熱烈なる国民精神を養成するとか、我が皇国的精神を陶冶するとか、或は独特なる大和魂を鼓鑄するとか此の大任務を果すには其の方法手段は種々あるのであらうが、国民文学殊に外来思想の影響を受けない、純粹に我が大和民族の国民性を發揮せる国民文学を教授する必要がある。即ち萬葉集の長歌短歌、古事記日本紀の和歌祝詞宣命等いはゆる皇国の古典であつて、皇国的思想を養成するに極めて必要なものがある。然るに現行の国語科教授要目に於ては之を採用教授することが出来ない。それは教授要目のうちに、「第四学年国語講読毎週二時、読本ハ現代文・近世文ヲ主トシテ近古文ヲ交ヘ間々書牘文韻

文ヲ加ヘテ組織セルモノタルベシ、第五学年国語講読、前学年二準ズ」とあり、明瞭に中古文上古文を以て組織すとかきあらして無い以上は、中古文、上古文を読本の材料とするは禁止されてあるものと解釈するを至当とすべきである。尤も教授要目は大体の標準を示したのに過ぎない、読本検定の際にも、古今集の和歌、萬葉集の和歌を材料とした読本も検定してあるではないか等の駁論もあるであらうが、それは寧ろ検定官の手心であつて、要目の上には許可してないと見るを至当とすべきである。私は此の制限を無用の制限と思ふによつて是非とも撤廃して貰ひたいと思ふ。検定官の手心でなく、教授要目の上にも、明かに読本材料として採り得るやう改正して貰ひたいと思ふ。以前は文学史といふ国語科の一分科があつて、此の科のうちで萬葉集なり、古事記なり、宣命なり、祝詞なり、皇国思想に関する部面の取扱が出来たから、読本の方面の制限は格別不便も感じなかつた訳であるが、現在に於ては、此の文学史といふ一分科は廃止されたによつて、全く此部面の取扱をすることが出来なくなつたのは甚だ不便である。此の方面の取扱が出来るやう是非とも教授要目を改正して貰ひたい。（二八頁）

現行の教授要目では中古文・上古文は読本の材料にはできないので、特に『万葉集』や『古事記』といった「大和民族の国民性を發揮せる国民文学」を教授することができないと問題視している。また、それらの内容はこれまで国文学史があつたため不便を感じなかつたということにも言及している。実際、当時の教科書（国語読本）を見れば、国文学史の内容を含んだ教科書も多く編纂されており、国文学史が講読の内容に組み込まれていることがわかる。国文学史を含んだ教科書を採択すれば、中古文や上古文の内容も教授できる状況にはあるが、光藤からすればそれはあくまで例

外的な話であって、正式な形で国民文学が教授できないのはおかしいという指摘である。これは教授要目上、中古文や上古文が教授できなくなったことで、かえって古典教育で何を教えるのか、その目的が焦点化されていた傾向を示すものといえる。そして、光藤は古文における文学的趣味について、次のように言及している。

2、文学上の趣味を養ふ上からも、現行国語科教授要目を是非とも改正して貰ひたい。文学上の趣味を養ふことは、国語科の一大目的一大使命である。此の目的を達する為めには、必ずしも記紀萬葉を引出す必要もなからう。記紀萬葉を引かなくとも、文学上の趣味は養へるだらうと云ふ人があるかも知れない。成程記紀萬葉を引ばり出さなくても、文学上の趣味は養へることは養へるに相違ないが、私は記紀萬葉を引張り出す方が一層よく養へるといふことを主張する。(一八・一九頁)

これまでは現代文において文学的趣味を養うことが国語教育の目的としてよく述べられていたことであつたが、ここで記紀萬葉を教材に文学的趣味を養うことが明確に述べられており、古典教育の新たな一面を見ることが出来る。また光藤は「私は国民的精神を養成する上からと、文学的趣味を養成する上からと、現行国語科教授要目の改正を要望する」(一九頁)とまとめているが、古典教育の目的に「国民的精神の養成」と「文学的趣味の養成」が示されたことについては注目すべき点であるといえる。

またこの時期、光藤のように中古文や上古文が中等教育において教授すべきものであるといった論が相次いで見られるようになる。中古文については、佐々醒雪(政一)(一九一六a)が「我が文学の最盛期たる中古文学を全然疎外することは中等教育として決して慶すべきことではない」(八

頁)として、実生活に必要であるかどうかにかかわらず、中古語の教育は必要であるとしている。また、佐々政一(一九一六b)は中古文に見られる日本人の国民性について次のように述べている。

平安朝文化は動もすれば、柔弱淫靡な婦人的文化だと言はれてゐる。併しかくの如きは、美指導と程朱学とを唯一の標準とした批評である。古今集や枕草子や源氏物語を産んだ平安朝は今日からは八百年以前、西紀十二世紀の初である。世界の何れの地に、かくまでも穩健な、かくまでも優美な詩文を出した国があるが、その文学に、恋といふ語の多いことを恥づる必要はない。欧西諸国は、人間の恋と、上帝の徳とを等しくラブといふ語を以て呼んでゐるではないか。「心ある人」とはラブの徳を有する人の義であつた。その所謂「やまと心」は同情である、孔子の所謂仁である、仏者の所謂慈悲である、而して又基徒のラブである。よし仁義忠孝の名目はなくとも、この心がやがて我が国の美しい国民性の精華である。なるほど、平安朝の国民は、なほ意志の鍛錬に欠けてゐた。鎌倉以後の武士道文化はこの欠を補はんとして、却てかの美しい感情をやゝ殺した憾がある。両者の円満なる調合と融合とは、なほ今後の国民に望まなければならぬであらう。とはいへ、平安朝の文化、その文化を代表する文学は、明かに国民性の美しき一面を代表してゐるのである。(一〇頁)

佐々は「今日の中等学校に於ける教授の実際を見ると、教育者の多くは、我が国民性の長所として説くべきものは、単に忠君愛国乃至は武士道のみであると信じきつてゐるやうに見える」(九頁)とし、『万葉集』や『太平記』といった教材によつて教授される国民精神や国民性が「忠君愛国」や「武士道」ばかりであると批判し、中古文に見られるような美しい国民

性についても教授すべきであると展開するのである。これは中古文に文学的趣味を見出したものであるといえるだろう。

しかし、上田万年（一九一八）は中等教育における中古文の扱いについて次のように述べている。

源氏物語の如き文学は是は日本の国宝であると云ふことは申されませんが、それは専門的に見る見地から云ふので、普通教育の上に於ては是は寧ろ有害であつても利益のあるものとは言へない、大鏡の如きものも普通国文の教科書として使はれて居るけれども、是等も専門的の歴史上から見ると貴重な本であるが、現代の中学校の教科書としては余り尊敬すべきものではないやうに思ふ、さう云ふやうに所謂国学和学の上で珍重すべきものも教育上には左程有効でない、或は有害だと云へるやうなものがある、是等は寧ろ普通教育の見地から云ふと用ゐなくて宜いものであると思ふ、此境は明にしなければならぬ、古典学が古典学として有益な場合と古典学として教授することの必要でない場合とは学校の性質、又学生の性質に依つて区別される、是は明にしなければならぬ、（四頁）

上田は『源氏物語』や『大鏡』を例に中学校の教材としての有効性について疑問視しており、大学で専門的に扱う場合と、中学校の普通教育で扱う場合とは、同じ作品であつても区別が必要であるとしている。佐々も中古文学は「柔弱淫靡な婦人的文化」であり、「意志の鍛錬に欠けてゐた」と評価しているとおり、中学校で中古文を積極的に教材として扱うには問題も多かったと考えられるのである。

一方、国民精神の育成に関して、山田信次（一九一八）は次のように述べている。

中学校では実用の方面もあるが、何れかといへば、精神の陶冶に用ゐるのが主目的で、事実即内容に重きを置いて、文章の末に拘泥せず、直にその精神を捉へるといふのが、主たる目的であるから、言語文字は言はずそれに到達するまでの階梯に過ぎぬのである。即ち国民としては十分に統一したる日本の思想に富んだ人間を作り、個人としては高雅なる趣味を有つた人格の高い紳士を養ふのが、国文の目的でなければならぬ。（二七頁）

これまでは形式面を重視し、内容面は従であつた古典教育の目的が逆転し、国民的精神の育成を重視した古典教育へと変化する一端をここから見ることが出来る。また、山田は国民精神の育成に近古文を活用しようと考へ、次のように述べている。

然らばその教材たる精英とは如何なるものかといふに、第一に欠くべからざるものは建国の由来、国体の美しきこと、国民的精神の根本たる忠君愛国、従つてその代表者たる偉人の美談逸話、楠公父子、北畠父子の如きは読本中逸すべからざるものだらう。次に犠牲的精神を發揮した者、即會我兄弟や忠臣蔵の如きは日本の花ともいふべきもので学校外に於ても講談などにて日本人を感化してをることは偉大なものであるから、読本の材料としては必須的のものである。その他国民間に普通なる伝説、偉人、烈士の言行の学ぶべきもの、地文即山水の美観、その他日本国民として牢记すべき和歌、美的観念を与ふべき絵画彫刻の記事などは常識を養ふ方より読本としては因襲的固有の根本思想として欠くべからざるものだらうと思ふ。（二九頁）

こうした発想は明治期でも意識されていたことでもあるが、大正期の時点で再度、国民精神の育成を重視した目的で近古文を読み解くことは、こ

の後の古典教育の方向を見るにあたって重要な点になると考えられる。そしてこのような発想は中学校において上古文を積極的に教授すべきだという考えにもつながりを見せる。保科孝一（一九一九）は「国民思想の培養上文学史がもつとも重要な任務を有することは明な事実である」（六頁）として、国民精神の育成と国文学史の教授とを結びつけながら、さらに次のように続ける。

かつてわが中等学校において課せられたやうな文学史ならば、あるひは効果が少いかも知れないが、民族の思想およびその変遷を説明すべき使命を有するものは今後中等学校における重要な教科として設備したい。萬葉集を見ても、尊王愛国の精神が到るところに歌はれて居りあるひは国民性の特徴もこれによつて窺ひ知られる。戦記文などを見ると、源平時代の武士気質があきらかにあらはれて居るかゝる文学に親炙してそれから受ける感化の力は実に強大なもので、日々に繰返される修身講話にまさるとも決して劣るところがない。（六頁）

明治期に行われていた国文学史は国語の変遷を理解するという文章史を学ぶ側面もあった上、教授時間の少なさも加わり、国民道徳を学ぶという目的が必ずしも果たされるわけではなかった。しかし、再度、国文学史の教授法を見直し、国民性の涵養という視点から国文学史を教授すべきであると保科は主張する。また、そうした目的のために用いられるものとして、『万葉集』や近古の戦記文を例として取り上げ、次のように話をまとめるのである。

ゆゑに我邦においても今後大和民族の精神を歌つたものを重要な国語教材として取扱ふべきであるが、それと同時に日本文学史によつて民族固有の精神を闡明し、思想の変遷を体得せしめこれによつて人格と

徳性を涵養することが、戦後の経営としてもつとも緊要な事柄である。

（六頁）

当時の教科書を見ると、『万葉集』単独で教科書に収録される事例も見られるが、国文学史の内容として『万葉集』や『古事記』といった上古文が教授されるといった事例も多い。保科にとって『万葉集』や国文学史によつて国民精神を涵養するという目的のためには、教授要目に示された教授内容の制限は撤廃すべきものであった。

実際の教科書を見ると、上古文や国文学史について教授することは可能であった。しかし、一般的にそのような教授が行われていたかという疑問が残る状況がある。小林愛雄（一九二〇）は「然るに今日では、学生は教科書中にある現代文、即ち高山樗牛や徳富蘆花あたりの文に親しんで仕舞つて、中学を「古事記」「萬葉」の精隨（テイ）に及ばずに過（ス）すことが少くない」（七頁）と述べている。ここから国語教育の中心は現代文教授に移っており、古文の教授は二の次にされた実情を見ることができるが、そこで小林は次のように述べていく。

私は、国語教育をあらゆる教育の基礎であると信じてゐる。その意味は、国語教育が、日本民族精神の精華を知らしめるといふ点にあるのだ。

わが民族精神は、平安朝以後よりも、より多く、奈良朝以前に存してゐることは、私の説くまでもないことと思ふ。朗々として胸も晴れゆく格調、自由な真摯な切実な内容、それらを「古事記」「萬葉」のいにしへに求めないで、何処に求められようぞ。

この方面から見て、私は今日の教科書のあるものにあきたらなく思ふ一人である。さうして、現代文を多く加へた教科書は、雑草の多い

教科書で、どつしりとした大樹は、これを古代文学に求める外はないと信じて疑はない。(七・八頁)

上古文に日本人の民族精神を見出す発想は保科と同質のものである。第一次世界大戦によつて、ヨーロッパの各国でナショナリズムが高揚していたが、日本でも当然その影響を受けることとなり、保科や小林の発言につながつたと考えられる。教育関連の雑誌記事を追つてみると、『万葉集』と国民精神の涵養とを積極的に結びつけ論じ始めるのは、第一次世界大戦後からで、このような言説は昭和戦前期一貫して示されることになる。このことは古典教育の変遷を考える上で、重要な事柄といえるであろう。

しかし、中古文はまだしも上古文は難解であるため、中学校でもかなり制限のかつた内容になつていた。そこで小林は上古文の教授について次のような提案をする。

そこに思案がある。難解な古代文学を今日の学生に分らせて、そのエッセンスをつかませうとするのは、次の二つの方法に依つてはどうであらうか。

その一は古事記の如き古代文学の現代語訳を盛んにすることである。それも思ひ切つて分りやすい口語体の文章に改めることである。さうすればその中に隠れてゐる崇高な思想や豊かな感情を、さながらに青年の頭に沁み込ませることが出来よう。

その二は、英米の英語教科書に見るやうな古文と現代訳文との並置である。例へばまづ萬葉集中の一つの歌を、現代の口語に訳してその意味を伝へ、次ぎに元の歌そのものを現はして、原曲の風韻を忍ばせる方法である。(八頁)

小林の示す方法はこの後、小学校の第四期国定教科書『小学国語読本』

(「サクラ読本」)の『源氏物語』などで使われることになるが、古文を原文で教授することを止め、必要な部分だけ口語訳によつて教授する方法は、これまで形式的な側面を重視してきた古典教育にとつて転換点となる事柄である。このような発言が出てくるのも、国語教育において内容を重視する現代文教授が人々の間で当然のこととして受け入れられるようになってきた状況が影響しているだろう。また、多くの生徒が上古文を学ぶようになるため、次のような措置をするよう意見している。

この論のはじめに述べたやうな、わが民族の真精神の発露である古代文学の中から、入学試験問題を選び出してほしいと願ふのである。

さうすれば自然と中等学校に於ても、古代の文献を尊重し研究するから、従つてわが民族固有の精神がおのづから普及すると思ふ。実に高等専門学校の入学試験は、国運の伸長と重大なる交渉のあることを、当路の教授は自覚しなければならぬ。(九頁)

小林は入学試験と古文との密接な関係を考慮し、中学校で積極的に上古文が扱われるようになるためには、結局、入学試験問題に上古文が出題されなければならないと考えた。上古文によつて国民精神を養成するといっても、実効性が伴わなければ意味がなく、入学試験によつてその目的を果たそうとする形は、従来の古典教育の方法と何ら変わるところはなかった。

三 大正後期における古典教育の状況

国民精神の涵養という目的のために、古典教育が推し進められていく状況は大正後期にさらに加速していく。大正一二年に関東大震災が起きたのも、古典教育の推進に少なからず影響を与えることとなつた。齋藤清衛(一九二六)は当時の状況について次のように述べる。

近来、東洋文学、国文学の研究が普及してゐる状況は、既に噂にも上つてゐることであるし、斯学に関した出版物の激増してきた事実を以てしても此れを証することが出来る。凡そこの傾向の台頭して来た事情についてはかなり深くその因由を求めることも出来るであらうが、少なくともわが国にあつてその傾向は、世界大戦争終結の前後から漸く顕著になり、関東大震災を画して、一層明瞭になつたかの如く思はれる。昨今はそれも単に古典といふ限られた範囲に止まらず、支那物南蛮物といふ様な東洋的異郷趣味といふ方面に迄及んで来たやうにさへ思はれる。(七頁)

ここには第一次世界大戦後から国文学研究が再び盛んになり始め、特に関東大震災を契機に一層明瞭になつたという状況が示されている。大正三年には『国語と国文学』が刊行されるが、創刊号の巻頭の辞に示されたのは、国語・国文学の研究によつて、祖先から現代に至るまでの国民性を自覚させ、国家の興隆を図るといったものであつた²⁾。また『国語と国文学』創刊号には「国語研究室焼失主要書目録」も掲載されており、関東大震災によつて東京大学国語研究室に保管されていた古版本や古写本といつた国書や研究資料に相当な被害が出ていたことが示されている。このように震災によつて失われる日本の歴史的に価値のある文献や文化を目の当たりにし、再度、その価値を見直す契機になつたであろうことは想像に難くない。また、齋藤は次のようにも述べている。

国文学復興の宣伝の如きも、一時澎湃たる自然主義や露西亜思想のために反古の様に吹きとばされねばならなかつた。全く、今から十四五年前の古典研究の社会的に無視されてゐたことは不思議な程である。これは十年前にもならない事であるが、芳賀博士が故證今昔物語の後

編の方を編された時、直接自分に該書を進んで出版してくれる発行所の無いことを嘆いて語られたことがあつた。(一〇頁)

大正前期は現代文学が隆盛、海外からの思想流入も盛んであつたため、古典研究が衰退したが、現在は古典研究が息を吹き返している。このような動きは過去の日本においても見られたと齋藤は指摘する。

明治時代における思潮の起伏の中にも、古典復興的傾向の顕著な波が認められる。これらは、一般には国粹思想とか日本主義とか称へられてゐるけれど、その時期には必ず古典尊重の思想が伴つてきてゐる。われ／＼仲間のものの書架の中に、必ず一二冊宛見出だされる日本文学全書の初版の上梓は明治廿三年のことであるが、この時代が恰度明治十年代の極端な歐化思想²⁾に対する反動時代であつた。(九頁)

明治二三年には「日本文学全書」以外にも三上参次・高津鉄三郎『日本文学史』が刊行されるなど、国文学研究にとつて転換点となる出来事が生じているが、それも明治一〇年代の欧化政策の反動だとしている。その当時と同じような気運が大正末に再び訪れたというのである。国語教育でいえば、大正期の国語教育の志向性が現代文の文学教材に向かつていく一方で、蔑ろにされてきた古典教育が大正末に反動として再度、盛り上がりを見せるといつた状況になつたといえる。実際、当時の雑誌記事には現代文教授に対する批判も多く見える。例えば、藤村作(一九二四)は次のように述べる。

實際中等国語読本の趨勢を見ると、文部省の教授要目は無視された形で、多量な現代文の教材が採用されてゐる。高等学校に於ても採用の気運は十分に熟してゐる。然るに余の知つてゐる範囲でいへば、教育實際家の多数は当然斯くあるべきものと信じながら、その取扱に實際

困難を感じる所から、比較的容易な古文若しくは古体文を多数採用して、現代口語文を避けようとしてゐる傾向がある。「現代文の取扱には閉口する」といふ歎声を教育実家の口から聞くことは、決して少くないのである。こゝに我々の考究すべき問題があると思ふ。(一〇一頁)

教科書の教材の割合が現代文に偏重しているため、古文は容易なものを教材として採用しながら、何とか古典教育を継続している教育現場の様子について指摘する。しかし、古典教育には古典教育独自の目的もあると藤村は続ける。

普通教育が国民の現代生活に必要な知識技能を授け、徳性を涵養する目的を持つものとすれば、各教科目に於ける教材の選択も教授も、その目的に適ふものでなければならぬ。講読の教材として古文を採用するのも、古典を読むことが現代生活に必要であり、古典の中に保存されてゐる国民の伝統的精神の理解が現代に生きる国民の為に大切であることが認められてゐるからである。現代国民に現代文の必要なこととは言ふまでもないが、唯漫然と現代通用の文章であり、文学であるから、現代国民に必要なだと考へられては、その教材の選択及び取扱が適当になされ難い。如何なる意義でその必要が認められるかを十分に確めて置いて、その上に標準を立てて選択をもなし、取扱をもなして行くことが肝要である。古文にしてもこの根本の考慮に不十分であるとして、中等学校の国語講読に繁瑣な故事出典の解説に無用に多くの時を費したり、漢字のむづかしい用法等に生徒の頭を徒に疲労させたりするが如き誤りに陥ることがある。(一〇二頁)

藤村は古文を教授するのは国民の伝統的精神の理解が現代を生きる国民

にとって必要だからであるという意味づける。そして、現代文は実用という部分においてその必要性が認められるものの、それは漫然としていっていると非難し、国民精神の涵養という観点からその取扱を考えていくべきであるとしている。古典教育においても、前時代的な教授法については批判しながら、古典が内包する国民精神の理解といった内容を押し出し、従来必ずしも意識されてきたとはいえなかった古典教育の意義を明確に主張するのである。それは当時の状況を鑑み、現代にとって古典教育がいかに必要か、古典教育と当時の時勢とが密接に結びついた瞬間でもあった。

藤村(一九二五)は当時の国語科が置かれている状況について「私の知つてゐる所では某高等学校長は教授会で、国語科無用説を吐かれた。又某高等学校長は同じく教授達の前で国語科は余興なりといふ名説を吐いたと聞く」(二三三頁)とし、「昔は国語科は最も軽蔑冷遇されてゐた」(二三三頁)と述べている。また、受験科目から国語が外されたらどのような扱いを受けるかわからないといった不安も示しており、国語科の存在意義を示すためには、現代社会にとって国語科がいかに必要な存在であるか、そのことを示す必要があった。古典教育もそのような流れの中、現代の時流に沿った教育目標を打ち立てる必要があったのである。

このような状況の中、見かけ上とはいへ、教授要目に扱える教材に関して時代制限がかかる状況は都合が悪かったといえるが、法令の上でも大正一四年に「師範学校教授要目」が改正されるといった動きが見られ、師範学校では中古文や上古文が何の制限もなく扱えるようになった。また専攻科での話にはなるが、国語の内容に国文学史が追加されるという状況にもなった。保科孝一(一九二五)は「今後師範学校および中等学校における教授要目から時代的区分を除き去るようになりたい」(五頁)と述べるが、

師範学校は中学校や高等女学校と同様、中等教育という区分で論じられることも多く、大正一四年の教授要目の改正は、昭和六年の「中学校教授要目」改正につながっていくものだと考えることができる。

明治期、形式面での教授が主だった古典教育において、大正期、内容面での教授を中心とした現代文の教授法を取り込みながら、古典教育の目的として国民精神の涵養という点を明確に示していくことになった。また、それは第一次世界大戦や関東大震災といった社会的な出来事が後押しし、さらに現代文教授への反動といった形で古典教育は促進されていく。そして大正末に、中古文や上古文が法令の上でも教授が可能になった状況は、昭和戦前期に中古文や上古文、特に『源氏物語』や『万葉集』が教材として新しい展開を見せる契機となったのである。

〈注〉

1 佐々政一（一九一七）は当時の教授要目の扱いについて次のように述べている。

現行国語科教授要目は、中等諸学校の国語教育にあまり權威を有するものでない。故に自分は現行教授要目の如きは、断然これを廃止してもよし、又あまりこれが實際上に拘束を与へぬものと思ふ。このまゝにして置いてもよいと思ふ。（一三三頁）

佐々からすれば、教授要目はあくまで目安でしかなく、現実的なところで問題がないのであれば、わざわざ改正する必要もないという考えを示している。このような意見がある中、結果として大正期に教授要目の改正は行われなかった。しかし、この教授要目の問題は

を通じて常にくすぶり続けることになった。

2 「巻頭の辞」『国語と国文学』創刊号（一九二四）一頁。

〈引用・参考文献〉

佐々政一（一九〇一）「高等学校の国語と外国語」『帝国教育』第三三〇号、二四〇二七頁

大林邦夫（一九一一）「中等教育に於ける国語教授改良案」『教育学术界』第二四卷第四号、五二〇六〇頁

稲田祝（一九一四）「国漢文の教授」『教育学术界』第二八卷第六号、四二〇四六頁

秋田喜三郎（一九一四）「現今国語教育の二潮流」『教育学术界』第二八卷第四号、五五〇六〇頁

光藤泰次郎（一九一六）「中学校の国語科について」『国語教育』第一卷第二号、一六〇二〇頁

佐々醒雪（政一）（一九一六 a）「教育界に於ける国語の權威（承前）」『国語教育』第一卷第六号、六〇九頁

佐々政一（一九一六 b）「国語と国民的精神」『国語教育』第一卷第八号、八〇一二頁

上田万年（一九一八）「古典学の価値」『大学及大学生』第八号、一〇四頁

山田信次（一九一八）「国語及漢文の名称変更と教科書の改善」『国学院雑誌』第二十四卷第二、二四〇三五頁

保科孝一（一九一九）「国文学の教育に重を置け」『国語教育』第四卷第五号、一〇六頁

- 小林愛雄（一九二〇）「昨日・今日及び明日の国語教育」『国語教育』第五卷第五号、七〇～一二頁
- 齋藤清衛（一九二六）「古典復興の傾向について」『国語教育』第十一卷第十一号、七〇～一三三頁
- 藤村作（一九二四）「現代文の取扱」『国語と国文学』第一卷第二号、一〇一～一〇八頁
- 藤村作（一九二五）「国語教授改善に就いて」『国語と国文学』第二卷第二号、二一九～二四四頁
- 保科孝一（一九二五）「師範学校教授要目改正意見」『国語教育』第十卷第四号、一〇～一六頁
- 佐々政一（一九一七）「中等学校国語及漢文科教授要目改定に就いて」『帝国教育』第四二三号、一二一～一四頁

一 昭和六年「中学校教授要目」改正前の古典教育の状況

大正末に行われた「師範学校教授要目」改正は、その後の「中学校教授要目」改正を予測させるものであったが、この六年の間に古典教育はどのような展開を見せたのか、まずはその状況について見ていきたい。

当時、古典教育の目的は国民精神の涵養であると考えられるようになったが、そのことについて玉井幸助（一九二七）は次のように論を展開させている。

古文教授の目的は凡そ二つある。

- 一、若い国民の思想感情を祖先の心に結びつける。
 - 二、国語を愛する情を養い、国語を発達せしめる力の源を養う。
- 一は国民の心に力と安定とを与える。二は国民の世界的発展に最も大切な事項である。

一は古文を味読せしめる事によつて行われ、二は古文を文法的に観察せしめ、之を現代の用語に比較せしめて、国語の働きと変遷とを理解せしめる事によつて行われる。（二五六頁）

国民精神の涵養を第一の目的としながら、第二の目的として古文を味読する力に言及している。また、文法的に現代の用語と比較し、その働きや変遷を理解するといった形式面についても言及しており、内容面・形式面、両方を踏まえた古典教育の目的が明示されている。また特に古文は形式面で難解さがあるため、それが古文教授の難しさにつながっていたが、教材における形式面での問題について、次のように改善策を示している。

次に古文については、信憑すべき定本によつて採択し、若し典拠とす

べき定本の無いものについては、数種の古本について十分に校定し、不可解の語句や、破格の句法を残さないようにしなければならぬ。但し古文には、往々にして校勘し得ない語句がある。之等は原文の体を破らぬ程度に於て省略するか改竄するかして、苟くも生徒の目に触れしむる文は、正確にして条理の立つたものたらしめなければならぬ。

古文を改竄する事は勿論慎むべき事であるが、中等程度の教科書としては止むを得ない事である。但し其の改竄にあつては、十分の研究と見識とを要する事ゆうまでもない。（二五七頁）

原文を尊重しながらも、不可解な語句や規則通りにならない句法については省略か改竄し、生徒が理解しやすいよう原文を改めるべきという玉井の発言は、大正期、小林愛雄が示した口語訳による古典教育とまではいかないものの、原文でなければ古典教育として認めないといった考え方からすれば、一步踏み込んだ内容になっているといえる。古文を教えるにあたって教育的配慮が優先されるのか、それとも原文で教授されることが何よりも優先されるのか、昭和戦前期の古典教育はこの二つの立場でゆれ動くことになる。

また、従来から問題として常に取り上げられていた古文と入試との関係についても新たな言及が見られるようになる。東京帝国大学国語国文学研究会（一九二八）から入試問題の範囲について次のような提案が示される。

古典文学に於ては、既知の問題、即ち、現行の中等学校教科書に最も多く採用せられてゐる教材を用ひて、平素の勉強が如何ほど行きとどいてゐるかを検すべきであるが、現代文に於ては、多く未知の問題

を提出して、彼等の純粋な能力を考査するが至当であると考へたいのである。尤も、現代文に於ても、語句の解釈を必要とする場合には、現行の代表的教科書五六種中から、公平に選択して、数多く提出するのが適當であるのは勿論である。

中等教育に於ける国語科は、他の諸学科に比して最も重要な学科であるべきであるが、やゝもすれば生徒の学習状態が不徹底に終るやうなことがある。その理由には多々あるが、一つには高等学校の入学試験に、国語科はさして重要な役目をなさないと考へられてゐるといふ事情の存することも知らねばならぬ。現行教科書中から、嚴重な問題を提出することになれば、国語科の学習状態は、自ら真面目にならざるを得ないであらう。(三〇・三二頁)

研究会の考えは古文で出題される入試問題については現行の教科書に多く採用されている教材から出題し、普段の学習の成果を見ようとすることを考へた。当時、生徒が受験勉強で苦手とする科目は数学や英語といったものであり、国語は入試科目の中で二の次になる教科であった。入試のことを考へれば当然、生徒の国語に対する学習意欲はわいてこない。しかし、この現状を日常の授業で用いている教材を入試問題にすることで乗り越えようとしているのである。ここには古典教育の内容を充実させることによつて、生徒の興味関心をもたらすといった視点はなく、古典教育と入試との関係は絶対に断ち切れないものであるので、入試の形式に手を入れることによつて、古文の授業改善を図るといった方法が見られる。明治期から続く入試頼みの古典教育は昭和戦前期になつても継続し続けたのである。

一方、訓詁注釈的な教授法を採る国語教師の問題も入試と関連して継続してきたが、新たに藤村作(一九二九)は次のように国語教師の資質に関

して疑問を呈している。

私の知つてゐる二三の教科書肆は、これをば中等学校の国語教員が、国民精神に関する教材の多きを嫌ふ事に、その原因を帰してゐる。これが全く当つてゐる説であるかどうかは明言し難いが、併し又全くこれを斥くことも出来ない観察であると思ふ。(四二頁)

藤村は「明治以前の西洋崇拜の精神はなか／＼根強いものである」(四二頁)と指摘し、西洋の個人主義的精神や人道主義的精神などに染まつた国語教師は国民精神に関する教材をあまり積極的に扱わないので問題であると、明治期に見られた国語教師の問題とはまた別の問題を指摘している。また、教科書の編纂者自身も国民教育の精神を蔑視しているとして、現状の国語教育のやり方では国民精神を涵養するといった目標を達成できないと言及するのである。藤村は国民精神を涵養するための教材は、文学的な文章を用いることで深い印象と強い感激を期待することができると考へていた。それは修身科や歴史科には真似できない生徒を感化する国語科ならではの方法であった。このような方法で国民精神の涵養に寄与しない国語教師は藤村にとつて悩みの種であった。そして藤村は次のようにも述べている。

世界大戦後の欧米を巡遊して、教育方面を視察して来た人達が、多く大戦後彼方では、国民教育の上で、非常に国家意識、国民意識を強うするやうに、国語教育、古典教育等に重きを置いて行くやうになつてゐるのに、日本は反対に国民教育の上で、却て国家や国民の意識を弱めるやうな傾向を取るは不思議だといつてゐる。(四四頁)

藤村は欧米諸国と比較して、国家意識、国民意識が脆弱な日本に対して危機感を抱いている。日本も欧米諸国と同じように国民教育を行つていか

なければならぬのであるが、国語教師自身、そのような意識には乏しい現状であつた。また、このことは裏を返せば、昭和四、五年のところでは一般の人々にとって国家意識や国民意識といったものはまだまだ縁遠いものであつたことを示している。

しかし、このような状況の中でも「中学校教授要目」改正前から中学校の古文教材として『源氏物語』や『万葉集』が積極的に扱われる状況が着々と進行していた。齋藤清衛（一九二九）は次のように述べる。

現在、文学史観の上から編纂された補助読本類も少くはないやうであるけれど、取扱ひの実際は、必ずしも、編纂の趣旨によつてゐるとは思はれない、理想の上からすれば、正読本以外に、かゝる補助読本があつて、文学史概説の補修にも利用されるに到るならば、可なり有意義の結果となる。ともあれ、検定を要する正読本では、教材選定に内規が施されあるが、副読本の方は未検定のまゝ使用することが黙許されてゐるので、文学史講述の上に必要な源氏物語の一節、萬葉集の一部を此に採り、教材に適用することの許されうる次第にもなつてゐる。（一二六・一二七頁）

教授要目にしたがつて検定を受けている正読本では限界があるものの、検定を必要としない副読本であれば教材に制限は受けない。そのため、副読本を利用することを前提に、国文学史を教授する中で『源氏物語』や『万葉集』の一部を教えることは可能であるとして、国文学史と組み合わせながら『源氏物語』や『万葉集』を教授する方法が示されている。このように、国文学史と組み合わせる形で中古文や上古文が教授される形は明治期に行われていた方法に類似しているが、その国文学史の教科書が編纂されるにあたっては次のような方針が望ましいと玉井幸助（一九三一）は述べ

る。

一、上代から最近世に至るまでの主要作品中から、中学校教材として適当なものが抜粋せられて時代の順に排列せられること。

二、我が国民文学の根本をなす和歌に重きを置いて、それが如何に發展し、如何に変形して各種国文学の上に影響して居るかを知らせるようにすること。

三、材料排列の順序は勿論時代の前後により、古代から近世に及ぼすべきであるが、特に前課後課の關係が史的發展の跡を説明する上に密接な關係を有するようにすること。

四、文学形態の変遷、各種形態の發生展開等に関しても、或程度までの了解は与えるように組織すべきであるが、それに拘泥するよりは、寧ろ純粹な日本の感情を以て全体を一貫せしめるように材料を選択すべきこと。

五、我が国民が、純粹な国文をそだて上げる為、に、上代此の方、今日に至るまで、如何に苦心を払いつつあるかを会得せしめるに適當な材料を採択すること。即ち我が文章史の上にも相當の考慮を払つて編纂すること。（三二頁）

時代順に教材が配列されることや文章史を示すといったことは明治期の国文学史教科書にも見られたことであるが、「日本の感情を以て全体を一貫せしめるように材料を選択すべき」といった明治期の国文学史教授での反省を生かした部分も見られる。特にその中でもあえて和歌の変遷について記したところには特徴があるといえるだろう。

このように昭和六年「中学校教授要目」改正前に、その内容を先取りする形で国文学史や中古文・上古文の教授が行われていくのである。

二 昭和一二年「中学校教授要目」改正までの古典教育の状況

昭和六年「中学校教授要目」が改正され、法令の上でも中学校の国語教育で中古文や上古文が教材として扱えるようになった。そしてここから中古文や上古文は当時の時流に合わせる形で、教材の価値が見出されるようになっていく。井上赳（一九三二）は古文が軽視される現状について次のように示す。

最近二十年、我が普通教育に於ける国語教材は現代文を以て基調としてゐる。国定教科書たる小学校用の読本はもとより、中等諸学校の国語教科書までが殆ど総べてさうである。

私は、此の傾向が果して正しいのであらうかと幾度か疑つても見た。しかしそれが殆ど我が教育界の輿論のやうであり、世の教育實際家は勿論、輿論を指導すべき識者や、専門的学者までが、多くは現代文礼讃者であり、或は現代文万能論者であつて見れば、或は私のかうした疑惑が不当なのかも知れないと思つたことが一再ではなかつた。

ところで、昨年二回に亘つて私が本誌に於て述べたやうに、英仏を始め、其の他列強の小学国語教育が、其の上級を卒へるまでに、大抵其の国の文学の史的発展を窺はしめ得るやうに、頗る豊富な古文学の材料を按排してゐるのを実際に見るに及んで、私は此の二十年来の我が普通教育に於ける国語教育が、一種の誤られたる邪道に進みつゝあることを考へざるを得なくなつた。現代文礼讃の主張に対する私の嘗ての疑惑は、数年来既に古文学復帰——殊に中等程度の国語教育に於て——への確信として抱壞するに至つた。（七頁）

井上は藤村と同様、欧米諸国の国語教育を見るにあたって、それらの国

々では古文を重点的に教授している状況から、ここ二〇年の現代文中心の国語教育は誤つた状況にあると結論づけ、国語教育は変革すべき時期にきていると訴えるのである。そして井上は古文が軽視されてきた理由について次のように述べている。

現在どうして古文が教材として軽視せられ、現代文がかうも偏重されて来たか、其の理由に就いて考へてみると

一、古文は時勢に適合しない時代錯誤の文章であり、実生活に交渉の少い、頗る迂遠なものであるとすること、

二、従つて古文の学習は、現代人に何等実用的結果を齎らさないとする、

三、古文は学習に甚だ困難であり、それがために無益の時間と労力を費すとする、

此の外各人に於て、いろ／＼の理由もあるあらうが、大体の主眼点は此の辺にあるやうである。要するに一種の実用的功利主義が、古文学を軽視せしめてゐるとともに、同じ理由が現代文を偏重せしめてゐるものと私は考へてゐる。

かうした頗る浅膚な実用的功利観は、儒教によつて久しく直接間接に教へられて来た我が国人の耳に、常に尤もらしく聞える所である。勿論実用も功利も結構ではあるが、何事も直接に「役に立つ」といふことだけが目標となつたのでは、教育は大低失敗に帰するやうである。我が国もさうではあるが、殊に諸外国に於て国語教育に重きを置く所は、たゞに読み書きといふやうな、実用的な国語の運用の外に、国民的感情思想の養成、人格の陶冶、さうして国語尊重愛護の精神の涵養にある。（八・九頁）

現代文と古文との決定的な差の原因を実利功利主義に求め、現代文は「役に立つ」と考えられてきたがゆえに、古文との間に大きな差が生じてきたと指摘する。しかし、こういった実利を第一に求める国語教育の方法に異を唱えながら、国語教育の目的には「国民的感情思想の養成」「人格の陶冶」「国語尊重愛護の精神の涵養」という精神面での育成があると述べるのである。そして、井上は特に古典教育が必要である理由を四点挙げ、細説していくが、一つ目に挙げた「国民的感情思想を窺ふべき唯一の材料として」という点は、大和民族が今日に至るその精神感情の変遷について理解することであり、この点については従来から古典教育の目的として挙げられてきたことである。しかし、二つ目に挙げる「人格陶冶の材料として」という点については、次のように述べ、井上の志向するものが明確に見える。

例へば、源氏物語には幾多の情事や恋愛が取扱はれ、中には随分破倫な関係が描かれてゐる。しかも之を読む者に、殆ど何等厭な実感を起さしめず、すべての場面が恰も美しい絵巻物でも見るかのやうに眺められるのは、其の開展する世界と、我々の住する現実界との間に、余りに隔たりがあり、従つて古文学中の人物の行動が直接に我々の心を刺激するやうな現実感を伴はないからである。かくの如く、遠い美しい世界に、美しい男女が恋を私語くのを見て、唯美しさを感ぜしめ、さうして極めて静かに人情の機微、隠微なる人間性の本然を窺はしめ、反省せしめるところに、古文学の上品さがあり、従つてそれが教育材料たる資格をもち得るのである。——勿論かう言つたからとて、私がかうした恋愛情事の場面を、直ちに普通教育の材料とせよと主張するのではない。是等は少くとも現在に於ては現代文の同様な場面と同じ

やうに、教育上避くべきものであらう。唯、実をいふと今日の日本に於ては、殆ど恋愛に関する教育は否定されてゐる実情であるが、若し聊かでも之を実行するとすれば、古文学による外はないと思はれる。小倉百人一首の恋歌が、どれだけ暗冥裡に古来の年若い男女の恋愛を教誨し、浄化したか。彼等は其の歌を遊戯の間に記誦する時、殆ど恋愛の歌とも知らずして朗読する。しかも自分が何時かは当面に立つに及んで、これらの歌が胸に蘇り、ひそかにその歌意が沈思されこれによつて言ふべからざる教訓も得れば慰藉も得る。醜悪を去つて浄化の道に、知らず識らずの間に導かれたことを、そも／＼誰が知り、話が否まうとするであらうか。(一〇・一一頁)

ここでは『源氏物語』を例に挙げ、『源氏物語』が描く美しい世界が人情や人間性の本質を浮き彫りにする、その点に教育的価値を見出している。しかし、大正期に上田万年が指摘したように『源氏物語』を教材とするには、その恋愛事情を中心に問題があることは自覚しており、教育的配慮を認めている。しかし、現代文とは違って、古文の世界と現実世界との間には大きな隔たりがあるため、現実感が伴わない。それゆえ、恋愛をテーマとした教材を用いることが可能なのであれば、それは古典教育の場がふさわしいとするのである。

そして三つ目に「訓詁の教育的価値」を挙げ、次のように述べている。今日古事記を読まずして古事記を論じ、源氏物語を読まずして源氏物語を語る輩が如何に多いことよ。さうして総べての古典古文学を鼻で括つて、独り自ら高く構へたやうな批評的態度が、今日の専門学界といはず、教育家学生の間といはず瀰漫してゐるのは何故であらうか。それには勿論種々の原因も考へられるが、正に訓詁を回避して直ちに

古文学の内容に迫り、直ちに其の精神を領略しようとする余弊が其の主たるものでないか。(一一頁)

これまで古典教育の教授法として批判されてきた訓詁的方法を見直し、古典文学の本質は訓詁的方法によって迫ることができると思ふ。それは内容を重視し、古文の読み方を二の次にしてきた教授法への批判でもあった。そして井上は次のように続ける。

訓詁の煩瑣があればこそ、人は古文学に対して謙遜な気持ちになり得る。既に謙遜の心があれば、読むに従つて先づ古文学に対する同情が起り、やがてこれを受敬する心が起る。古典古文学の尊重は、かうした機微の間に養はれるのである。今古文学を現代語に訳したとすれば、かういふ態度、かういふ精神が養はれない中に、直ちに古文学の内容に迫り、其の価値を合理的に批判したがる。——竹取物語を口訳したら、恐らく幼児のお伽噺に過ぎないであらう。——如何に神聖な古の經典でも、今日からこれを用捨なく論ずれば、不合理であり、幼稚であり、従つて今日のみが過大視されるやうになる。彼は弓矢であり、これは鉄砲である。之を内容的に比較したら、弓矢は到底鉄砲の敵ではないが、唯弓矢を学び、之を受敬するもののみ鉄砲以上の味が理解されるであらう。(一一・一二頁)

訓詁的方法には難解さが伴うが、その難解さを乗り越えるからこそ、古典文学に対して敬虔な気持ちになるとし、口語訳による教授は古典文学を尊重する態度を養うことができないとしている。このような井上の発言は、今までの現代文教授の反動として捉えることができる。しかし、この発言は井上が中心となって編集された「サクラ読本」を見ると、かなり違和感のある発言となっている。「サクラ読本」には口語訳された『源氏物語』

が収録されているが、井上の発言からすれば、それは単なる「幼児のお伽噺」に過ぎなくなってしまう。しかし、「サクラ読本」『源氏物語』はその本文に示されているとおり、『源氏物語』は「我が国第一の小説」であり「世界的の文学」として小学生に認知させる重要な教材として位置づけられていた。『源氏物語』の口語訳は小学生が対象であるがゆえの教育的配慮であるのだろうが、井上はその発言を変化させながらも、どうにかして『源氏物語』を教材として成立させたいという姿勢は貫いていたのである。そして、古文を絶対的なものとして評価し、それこそが国語教育の真髓だとする井上の態度は四つ目の「古文学の学習は国語の真相を理解せしめる」に示されている。

更に古文学の学習は、国語の真相を理解せしめる。それはあらゆる物象が、其の原由に遡り、其の基づく所を知つてこそ、真に之が理解されるのと同様である。此の点から言つて、現代文のみの教育、現代文偏重の教育は、殆ど実用にもならない程度に止まつてしまふ。それは畢竟するに国語の真相を理解しないで終るからである。(一二頁)

ここでも再度、現代文偏重の国語教育を否定し、古文を学習することこそが真の国語教育であると論じている。そして次のように論をまとめている。

以上で略々私は教育に於ける古文学の重要な所以、古文学の教育的価値を述べ終つたやうに思ふ。翻つて現代文が過重される今日、国語教育が稍誤られた方向に進みつゝあることに就いて、私の感ずる所を述べて見よう。

其の最も著しいのは、現代文偏重から起る文章内容の過大視であり、従つて形式方面の等閑視である。

古文に比して形式が比較的容易であり、習得に困難の少いとせられる現代文を教材とする傾向は、国語教育をして内容へ内容へと突進せしめる。それは一面に内容さへ与へれば教育的効果が挙るものと考へる功利観も手伝つて、一層さうした傾向を作らしめてゐるやうである。

(一一二頁)

内容面のみが重視され、現代文さえ教授すればよいとする国語教育のあり方に対して、古文を重視する井上の考えは形式面が軽視されてきたことへの反動ともいえる。また、この時期から国語教育の中心は実用や功利と強く結びついた現代文教授から離れ、国民精神を重視する古文教授へ移行していく。同時期に保科孝一(一九三四)は次のように述べている。

国語科は国民精神の作興に対して重大な責務を有するのであるが、しかしその使命を意のごとく貫徹することは決して容易なことでない。ゆえにこれを担任する人は、まず国語の本質を究明し、国語・国文の歴史の変遷とその特徴とを研討しなければならぬ。ことに記紀萬葉等の古典を一とうり学んでおくことが必要である。わが国民精神の真髓と国体の精華を体得して居なければ、国語教育の重大使命を果すことが困難である。(六頁)

保科は井上と同様の考えを示しているが、特に記紀萬葉の古典に国民精神の真髓があると述べている点は、この後の古典教育の方向を見ていくにあつて重要な点であるといえる。

このように井上や保科など、古典教育の重要性が説かれる一方、当時の古典教育は具体的にどのような状況にあつたか、田邊爵(一九三五)は次のように述べている。

国文軽視——右に述べた様な事実が、一般に存するものとすれば、

あからさまに言へば、中学生の多くは、国文を軽視して居るといつていゝ。然し、その総てがさうだといふのではなく、教科目の重さに堪へかねて手がまはらないのかも知れない。又、英語数学を除いて他のどの学科にも存するかも知れない。特に国文に就いて見るに、精神生活の深い、物のあはれの解つてゐる生徒ほど親しみが深く、功利観念の強い、精神生活の浅いものほど之を軽視してゐるらしい。三年位になると大分読書の段階が生じ、萬葉集等に魅力を感じてくるものがあるが、依然として少年雑誌や大衆文芸を耽読して居るものもある。特に上級生が読みたくても読み得ないでゐるのは、受験の為の功利的野望に駆られてゐるが為であらう。彼等には真に落ついて古典文学を親しむ余裕がないらしい。そのくせ遊ぶ暇はあるのである。作文能力が衰退し、歴史的意識が錯乱してゐるのも必然の結果かも知れない。古典文学はたゞ直訳すれば足りると思ひ、その背景となつてゐる思想が、国民本来の思想か、外来思想か考へて見ようとはせず、文法は文法で孤立的に暗誦すべきものだと思ひ、萬葉集が鎌倉時代の詩集であり、源氏物語の中で義経が活躍し、後鳥羽上皇を御鳥羽上皇と誤記し奉り、本居宣長が方丈記を書いた等と、あきれるといふよりは寧ろ腹立たしく慨嘆せざるを得ない。彼等は決して現代文に心酔し古典文をおろそかにしてゐるのではない。たゞ彼等は自ら求むべきものを、求めようとしつゝも、求め得ないで忙殺されてゐるのである。言ふまでもなく「受験の為めに」。受験の為にならば、もつと根本的に注目してよささうであるに關らず、前述の如き国文学史的認識がなく、歴史的仮名遣が如何に口語に及んでゐるかを知らず(これは知らぬのでなく不注意なのかも知れない)、句読点の附け方、文語法と口語法との差異、

中には間々、平仮名片仮名の使用法をすら知らないものがある。(五一・五二頁)

生徒が古文を学ぶのは受験のためであるということは明治期から続いてきたことであるし、歴史的に見れば入学試験に古文がなければ、古典教育そのものが昭和期まで存在できていないか怪しいところである。しかし、そういう前提を加味せず、古典教育の存在は揺らがないものとしながら、ここでは受験勉強に囚われているために古文を読む時間が少ない、もしくは受験が生徒の功利的野心を煽るために古文への関心を減退させていると主張している。これはそもそも生徒は古文への関心があるのに、そういった関心が受験によって阻害されているという考えである。そして、古文は直訳して内容を解釈すれば事足りると思われる実情があり、古典教育が上滑りになっていることを問題視している。

当時このような古典教育における受験の弊害は、田邊以外の者も指摘している。例えば原田芳起(一九三五)は次のように述べる。

生徒はむしろ古典を重視してゐる。入学試験準備の爲にも現代文より古典を重視するであらう。只心配されるのは、古典をその形式を学びとつて入学試験に応ずる爲にのみ重んじて、心から古典の前に渴仰を感ずる事がないのではないかといふ事である。(五九頁)

生徒は現代文よりも古文を重視しているが、それは受験に古文が必要だからというのみで、古文を敬うことにつながらないことを原田は危惧している。また、小林文吉(一九三四)も次のように述べ、受験のための古文について問題点を示す。

今日国体觀念に疑惑を持つ輩の多きに至つたのは、種々の原因があるだらうが、其の一は中学時代に於ける上級学校入学準備教育偏重の弊

によるものと思ふ。故に此の時代に名文を吟誦させることによつて、底に流れる国民的思想、国民的趣味、国民的情操を味得させることが必要である。(八二頁)

小林は受験に勤しむ生徒は国体觀念に疑問をもつ者と重なるので、古典教育によつて「国民的思想、国民的趣味、国民的情操を味得」すべきと主張するが、このように昭和十年頃の状況を見ても、受験のために古文を学ぶといった構造には変化がないままであったのである。また、受験で問われることがない上古文に至つては、古文の中でも軽んじられていた状況も見られる。東條操(一九三六)は当時の上古文の教授について次のように述べる。

天壤無窮の皇室の尊嚴も明浄直と讚へられた臣民の赤心も悉く上代文学の中に求められ、これを外にして我国体を会得する方法はない。

そこで私には大なる不満がある。

その一つは国体明徴の声の高い今日にして世間の多くの人が意外に古典を読んでゐない事である、宣命、祝詞は暫くおいて古事記の神代巻を通読した日本人と、バイブルを読んだ西洋人と果してどつちが数が多いだらう、江戸の国学者は古道を明らかにする為には古書を読めと教へた、本居宣長翁は古事記伝を著されるために三十五年の長い年月を苦心させた、その理屈は今日でも変つてゐない、日本精神の源泉に遡り、建国の由来を曉らうと思ふものは是非上代文学に戻つて来なければならぬ筈である、日本人なる限り古事記を読み日本紀を読み萬葉集を読み祝詞を読み宣命を読み風土記を読むべきである。

それよりも、もつと私が不満を感じてゐることは古典教育の不徹底である。

一 国の国民精神を作興するためには古典を熟読させるのが近道であり欧州諸国でも古典教育を重要視してゐる、我国の文部省もやはりそこに着眼して国定読本の中には古事記に取材した物語は少からずあつて、小学の卒業生は八俣の大蛇や稲羽の白兔や八咫鳥とはよい御馴染である、この方針がずっと続いてゆけば文句はないが、この建国神話物語はやがていかめしい国史によつて代られる、国史もとより結構である、古今の成敗、治乱興亡のあととは之によつて明らかになるが、それは結局歴史であつて文学でない、そこには人の心を躍らせる夢が無い、血がない、魂がない。中等教育では国史の時間の外に五年生になつて読本中に初めて上代文学の見本が出て来る、但し、僅かに萬葉集と古事記と時に祝詞の断片的な短章が載るだけに過ぎない、これは現行の制度のままでは如何とも外に方法はない。

こんなわけであるから小学で学校を去る者は勿論、中学卒業で社会に出る者でも神代巻を通読してゐるものは殆どない事になる。堂々たる紳士にして古典に親しまぬ人が出来る。論語をポケットにする実業家や、碧岩録や無門関を愛読する政治家があるわりに、古事記はあまり人々に読まれてゐない。中等学校で古事記を副読本に使用させぬのは上代文学であるためだと云ふが、昔は七八歳の児童にも四書五経の素読をさせたものである。特に古事記の如きは我国の神典である、之を素読させる位は中学初年級からでも必要であり、可能な事である。古事記はまた源氏物語や枕草子ほどに難解ではない。

思ふに中学の初年級から系統的に古典を教へるやうな制度が出来たら国民思想涵養の上に必ずや裨益するところが多いに違ひない。(二八・二九頁)

東條は古典教育の不徹底を嘆くが、ここでいう古典教育は上古文の教授であり、上古文の精神が日本国民に浸透してゐないことを問題視する。そして国民思想の涵養のため、中学の初年級から系統的に上古文を教えることを主張するのである。品田悦一(二〇〇一)は戦前の学校教育における『万葉集』の扱いについて次のように述べている。

大正期は文学史の季節ではなかった。しかし、文学の季節ではあつた。国語教育も文学色が濃厚となり、教材を小説や詩歌に求める傾向が強まるにつれて、『万葉集』も晴れて「講読」の教材の仲間入りを果たし、読本への採択率は実に七割から八割に達した。国歌集の存在はこうしてますます高まつていったのである。(二七五頁)

しかし、品田は『万葉集』が『講読』の教材の仲間入りをしたと記すが、大正期の国語講読の教科書には国文学史の内容を含むものが多く存在し、国文学史を教える際に文例として収録される古文作品の一つとして『万葉集』が採られるケースが多く見られる。採択率が七割から八割になったといつても、それは国文学史の文例を含めての話であり、『万葉集』が国語教育を通じて国歌集として存在感を増していったという話には疑問が残る。また、東條の指摘するとおり、当時の中学生にとって上古文は縁遠いものでしかなかった。それは上古文が入試問題に採用されておらず、中学生にとって学ぶべき対象にはならなかったためである。だからこそ、東條は中学の初年級から上古文に親しむやうな制度を望んでいたのである。

このように中学生の意識が古文に向かない現状の中、藤村作(一九三六)は「国民教育に於ける古典教授の目的は、古典の精神を現代国民生活に生かすに在る」(三二頁)と、現代文教授に引きずられた古典教育のあり方

を見直すべきだとし、古文の精神を現代生活に活用する方法をさらに主張していくことになる。そしてこの後、藤村と同様な考えをもつ国語教育関係者も増えていった。このような動きは当時の社会に「役に立つ」古典教育を作り上げることに繋がっていった。

三 昭和一二年「中学校教授要目」改正後の古典教育の状況

昭和一二年に「中学校教授要目」は改正されるが、これは昭和一〇年に政府から出された国体明徴声明を反映したものであるとして考えられる。しかし、昭和六年「中学校教授要目」の時点で教材の時代制限は撤廃されているなど、教授内容に大きな差は見られない。藤田徳太郎（一九三七）も次のように述べている。

なほ、第一学年の国語講読において漢文の基礎的学習を授け、第四学年の増課教材で、中古上古の文章を授け、第一学年第二学年に作文の時間の存する事等は、既に旧要目でも定められてゐた事であり、それらの点では、年度の改正要目では、多くの変化はないのであるが、此の旧要目といふのも、昭和六年に定められた非常なる改正要目であったから、此の機会に、それらについても、言及したのである。増課教材については、国語講読、漢文講読を通じて、教材に対する制限的語句が省かれ、その為め教材の選択が、前よりも自由になつてゐる事が目につく。その反対に、注意書において、読方、解釈以下の教授法の要旨につき、特に説明が加へられてゐて、必ずしも具体的ではないが、その点の方針が稍明瞭となつてゐる。（一〇二頁）

しかし、昭和一二年と昭和六年のものとは国語教育の目的に違いが見られる。徳田は次のように示している。

即ち、第一国民精神、第二国民的常識、第三文学趣味となるのであつて、国語教育において文学を第三においた。これは大いに賛成出来る。今の国語読本は、あまりに文学趣味を尊重し過ぎる。これはまさに、第二に置くよりも第三に置くべきで、現代文学者の作品の如き、もつと教科書から、少くする必要がある。（一〇一頁）

国語教育の目的は第一、第二に「国民精神」と「国民的常識」が設定され、第三として「文学趣味」が置かれるようになった。文学的趣味を養うことは主に現代文教授によつて行われていたことであるので、優先順番が下がるのであれば、現代文の教材も減らすべきであると徳田は主張するのである。そして徳田は次のように続ける。

私は国語教育では、文学趣味が第一ではなくて、むしろ、此の日常生活の常識を養ふ事が大変大切だと思つてゐる。文学的観賞を、国語教育の要諦の如く考へてゐるらしい国語教育界の現状を私は甚だあきたらないものとする。（初等、中等教育において殊に然り）。根本的に、さういふ国語教育観を打破して、日常生活の円満なる常識を養ふ事をもつて、国語教育法の根本義としなければならぬ。文学趣味の如き、その円満なる常識の一部に過ぎぬと考へる。国民精神の涵養に至つては、もとよりその根本的精神であつて、いふまでもない事である。私は、現下のさういふ誤れる国語教育観に対する警鐘として、今度の改正要目では、第二に国民的常識を置き、第三に文学趣味を置いて、両者の位置を転倒された事に、双手をあげて賛成したい。（一〇一・一〇二頁）

古典教育が復興していく契機は大正末から見られるが、昭和一二年「中学校教授要目」に至つて、これまで古典教育の中で培われてきたことが国

語教育の中で第一義のものとなるのである。また、古文と入試との関係について言及し、「萬葉集のやうな書の抄本類も中学校で授ける事は出来るわけであるから、上級の学校の入学試験に、もし、さういふ問題が出たとしても、文句をいふ事は出来ないであらう。」(九七頁)と、『万葉集』のような国民精神の涵養や国民的常識を養うにふさわしい古文教材が積極的に用いられる環境の整備を求めている。さらに徳田は国語教師の資質についても言及している。

現今の中等学校の教師の、研究心の欠乏はいかなる原因によるのか、そこに、底知れぬ泥沼のやうなものが、渦巻いてゐるやうに思はれる。当局は、教授要目の改正よりも、先づ此の泥沼を清澄させるやうに掃除を行ふべきである。でなければ、国語教育の効果をあげる事は困難であらう。国民精神の徹底も、国体明徴も、研究心の欠乏した、事なかれ主義の、その日暮らしの、従来の中等学校の教員生活からは、何らの効果をも期待する事は出来ないであらう。学術研究心の振興を、これを機会に熱望すると共に、中等学校教師諸氏に対し、その自覚を熱望し、^{墮眠}してゐる向きに対しては、^{猛省}を促したいと思ふのである。(二〇〇頁)

教授要目は改正され、国語教育に求められるものも時局とともに刻々と変化しているのにもかかわらず、国語教師においては従来とあまり変わらない状況に徳田は苦言を呈している。しかし、この時点で国体明徴という言葉が一般の人々の間にまで深く浸透し、それが行動の変容にまでつながっていたのかという疑問が残る。坂口玄章(一九三七)は次のように述べる。

国漢文科の改正要目は、旧要目に記されてはゐない所の最初の趣意

によつて、その精神とする所が明確にされてゐると思ふ。即ち第一には「我が国民性ノ特質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトヲ要ス」といふのであつて、そこには近時澎湃として漲る国民的自覚をして一層的に具体的に教育的に効果あらしめようとする意図であることは疑はれない。そしてそこには国体明徴といふ流行語?さして、わが国語科の立場に於て、軽々なる一時的の浮薄流行の語たらしめまいとする強い精神が織り込まれてゐると思ふ。(二〇五・二〇六頁)

改正された教授要目に示された国民精神の部分に着目するのは徳田と同じであるが、「国体明徴といふ流行語?」と示されていることから、昭和一〇年に出された声明がその当時から一般的に根付いていたかどうかは怪しい。しかし、国体明徴という名の下に昭和一二年の教授要目は作られ、その教授要目を確かな指針として用いようとしていたことはわかる。⁽³⁾。だが、国語教育の関係者の中にはこうした指針はあくまで時局に応じた一時的な措置であるという意識も強かった。このことについて片岡良一(一九三七)は次のように述べている。

改正は要するに「非常時局」に対処するためのものとして成立し、藤村博士はそれを単なる「非常時局」に対処するだけのもの以上に、「昭和日本」の指導的方向にまで拡大し、又さうするに相応しいものとなせばならぬと意気込んでゐられるのだ。といふことにしかならぬのではないか。何れにしても、改正の根底に「非常時局」が横つてゐることは、否定さるべくもないのである。(五九頁)

改正された教授要目については、藤村作が「昭和日本」の大方針であると主張しても、あくまで「非常時局」に対応するものという前提は覆るものではなかった。そして、教授要目への賛否は両論あるものの、「非常時

局」という現実の前には、この教授要目を受け入れないという選択肢はなかったのである。

このような「非常時局」の中で、『源氏物語』の教材としての扱いについて、片岡は次のように述べている。

例へば橋純一氏が、国語解釈五月号に書いてゐる、源氏物語の中等教科書よりの駆逐論など、或る程度耳を傾けて然るべきものであらう。素より私は橋氏のやうに源語を全体として中等教科書より排斥すべきものだと、考へてゐるのではない。が、現行の中等教科書に於て、原語の収載されてゐる部分は、私の知る限りでは、殆ど全部「須磨」の、光源氏扈從の人間達が、源氏の美しさに救ひを見出して、寂寥も苦悩もすべてを忘れるといふ、さういふことを書いた一節である。紫式部が平安朝の女であるが故に、男の持つ美しさだけに満足を感じて他のすべての問題を忘れることが出来た、さういふ氣持を、誤つて男性にもあるものとして書いたか、それとも女性化してゐた平安貴族は、男でもそんな氣持で此の人生を生き得たものであつたのか、それは何方でもいふ、兎に角選りに選つてさういふ部分を、中学生や女学生に読ませることに、何れ程の「教育」的意義を觀じるのであらう。知性によつて嚙んで碎いて、さういふ境地の、發展性を失つた平安貴族の、頽廢生活への入口だといふことを、従つてさういふ境地の今日の青年などには当然排撃されるべきものになるのだといふことを、理解させ得る年輩の相手ならいふ、これを中等学校生徒への教材とすることには、「教育」的立場からすれば、何うにも賛成の出来よう筈がないのである。恐らく其処に流れてゐる悲哀で感傷的な情趣が、文学的魅力として受取られて、さてこそ教材にも選択されるのだらうと思ふが、その

程度の文学理解力で、所謂文学的教材に執着するのが、甚だ危険なことになるのである。だから私のは、橋氏に賛成すると云つても、源語を排斥するのではない、教科書編纂者が、もう少し教材の意味と価値とを考へて、慎重事に當るべきだといふ、一般論に転置される訳だ。(六三頁)

中等教育の教科書に収録される『源氏物語』の多くが「須磨」の章段を取り上げているが、そこに見られる平安貴族の感慨をあえて中学生や女学生に読ませる必要があるのか、疑問を呈している。『源氏物語』は文学的教材としての魅力はあるものの、時局から考えれば、平安貴族のもつ頽廢性などは教育的立場から排除されるべき作品に該当するのであつた。しかし、片岡自身『源氏物語』を中等教育の教材とすることに關して全面的に否定しているわけではなく、『源氏物語』を採用するのであれば、それ相応の配慮が必要だとまとめている。だが、平安時代を通して醸し出される時代の雰圍氣を感じさせずに『源氏物語』を教材化するには、結局「サクラ読本」に収録された『源氏物語』のように『源氏物語』を大幅に改作した形で教材化する方法を採用するしかなかつたのである。

片岡が指摘する橋純一の主張は昭和一二年『国語解釈』五月号の巻頭言に次のように示されている。

現代の中等国語教科書を見ると、源氏物語や枕草子などの一部が教材として採られ、これらの古典を讚美する別章が附けてあるのを多く見かける。愚案によれば平安朝の女流文学は、平安朝貴族文化の極端な不健全性を代表するものである。この不健全性の中から、文章としての優秀性を抽象する事は、如何なる指導の下にあつても、中等学校生徒には望み難い。この点、文学的価値に於て劣るとも、説話文学な

どは教材として適性をもつ。

現代のフアツシヨ的時代性は、これ亦たしかに変態なものであるから、これに照して古典の現代に対する適応性を測定することは理不尽の事に相違ないが、その行過ぎた忠義ぶりや強がりの誇張的性格を差引いた正味中正の現代性格に照らして見ても、源氏物語などは、気の毒ながら、中等教科書から遠慮してもらはねばならぬものと信ずる。又、近頃流行してゐる古典文学の口訳普及についても同様の考慮が必要である。

吾等は自己の研究に陶醉するの結果、研究と応用との境界を忘れてはならない。(二頁)

巻頭言にも片岡同様『源氏物語』に見られる平安朝貴族文化の不健全性が示されており、教材として不適当であると示されている。また、古典文学の口訳普及についても同様の考慮が必要と述べている。橘は次の年、昭和一三年『国語解釈』六月号に「小学国語読本卷十一『源氏物語』の削除を要求する」というタイトルで「サクラ読本」に載った『源氏物語』を削除するよう主張し、その削除要求は十一月号まで続いていくことになるが、このように教材としての『源氏物語』を批判する姿勢はすでに昭和一二年の時点から見られるものであった。橘の『源氏物語』批判については有働裕(二〇〇二)の一連の論考があるが、『源氏物語』批判が果たした役割について次のように述べている。

一連の、橘による「源氏物語」批判は、いったいどのような役割を果たしたのだろうか。それはつまるところ、「時局に役立つ国文学研究」をいっそう促したということになる。『源氏物語』に批判的な人々は、橘の発言に力を得て、より時局に直結した文学研究の対象を

模索することになる。また、『源氏物語』を評価する立場にあるものは、ますますその時局における有益性を主張せずにはいられないところへ追い込まれる。(二二六頁)

「サクラ読本」における『源氏物語』の教材化はその内容に賛否があったものの、結局は「時局に役立つ」古典教育を促進することにつながり、「時局に役立つ」のであれば、その方法については多少強引なものであっても許容するといった前例を作ることになった。井上赳(一九三八)は「原拠はどこまでも素材であつて、教材ではない」(一二頁)とし、次のように述べている。

古典は吾々の祖先の時代に生れたもので、祖先の赤裸々の姿が出てゐるのでありますが、その中から適当なものを取り出して之を適当に整理して与へてこそ意義がある。古典の中には子供に直接与へてはいけな

いものがある。子供を古典へ古典へと導くのではないといふのはそこでありませう。(一二頁)

ここで井上は古典作品と古典教材とを明確に区分し、教材においては子どもに教えるべき内容を抽出し、整理したものを与える必要があると主張している。そして次のように論をまとめるのである。

古典そのものと教材とを明別し、教材の絶対性を明白にすることが大切である。更に子どもを直接古典の世界へ導入するのではなくして、教育的価値ある教材としての古典を彼等に与へることによつて、彼等を日本人的に自覚せしめることが国語教育の一つの大切な任務であることを明識するならば、区々たる俗論の如きは敢て論ずるに足らないのであります。(一三・一四頁)

ここでいう「教育的価値ある教材」とは「時局に役立つ内容を有する教

材」に他ならない。これまでの古典教育では原文を尊重することが重視されてきたが、『源氏物語』を始め、原文を尊重したままでは時局における有益性を認めさせることが難しかった。そこで、教材の絶対性を確立し、原典とは切り離れた形での古典教育を押し進めていく必要が生じたのであった。原典と教材とは別物であることが前提であれば、各古典作品から時局に合ったテーマを抽出し、教材化しても問題となることはない。井上はこのようにして「時局に役立つ」古典教育を生み出していったのである。

国文学研究と国語教育とを切り離して考えることについては、石山脩平（一九三八）の論にも見られる。

国民大衆は日用国語のみを以て生活する者であり、これら大衆に、たとひ古典的思想感情を体得させる必要があるとしても、その場合には古典を日用国語化して読ませたらよいのである。古典語のままではなければわからないなどといふのは、専門の古典国文学者等の言ひ分である。国民大衆はそれほど厳格・微妙な古典的教養を要求もしないし、修得する余裕もないのである。古典学者の責任は、学者としては益々精緻に厳密に微妙に古典を研究することであるが、国民教育者としては、その古典を最も簡易に最も広く国民大衆の手の届くやうにすることである。そのためには合理化された日用国語によつて、できるだけ確に古典の内容を表現する方法こそ、古典国語教育者の責任となるのである。

かうした見地から私は、国語政策の立脚地をあくまでも現代日用語の上におき、その対象を国民大衆に求め、そして国語の合理化をその指導原理とする。古典語への導入や、少数の古典学者の領域や、固陋な伝統主義などは、それ自体が既に国語政策の指導精神に背馳するも

のであつて、かかる立場からの議論が、これまでの国語政策を妨害してゐたのである。私は端的にこれを排撃する。（二〇・二二頁）

従来、国文学者は古典を正確に読み取ることを目的とし、その方法を一般大衆にまで拡大してきたが、石山は一般大衆にそこまでの古典的教養は必要ない上、このような立場からの議論が国語政策を妨害してきたと非難する。そして、国語教育者は一般大衆に簡易に伝わるよう古典教育を行うことが求められるのである。石山の考えも井上と同様、原文を読み解くことを重視する古典教育からの脱却と日用語による古典教育の推進を意図しているといえる。また、齋藤清衛（一九三八）も古典の大衆化に関して次のように述べている。

問題はかゝる古典精神の大衆化、国民教養化といふ方法論に移されてゆかなければならぬ。新纂の国定小学読本が逸早く、古典的教材を多数編入したのは、将に以上の趣旨を実践に移したものと云へるが、最近、古典の啓蒙的解説やその現代訳書やが多く出版されるのは、国民大衆の要求が表面化した一現象と評してもよからう。（二二頁）

齋藤は「萬葉集や古事記やを平明化したものについて見るも、解釈に於て可なりの徑庭のあるのは珍しくない。」（一一頁）と、原文との違いから翻案や口訳の目的は明確にすべきと注意を促してはいるが、古典が大衆化されるためには口語によつて教授されることを認める発言となっている。

このようにして、口語による教授など、広く大衆に読まれるよう古典教育の方法を寛容させ、時局に合った形で古典を「役立つ」ものとして認識させる動きが活発化していった。岡崎義恵（一九三八）は「私は流俗の説の如く大に古典の研究を盛にして社会に働きかけよなどといふ事を叫ぶ気

持になれないのである。」(二四頁)と述べているが、岡崎のような社会に「役に立つ」古典研究のあり方を否定する者はこの後、徐々に影を潜めるようになる。そして、いかに時局にとって古典が有益であるか、そのことだけが先鋭化していく状況へと展開していくのである。

四 敗戦に至るまでの古典教育の状況

昭和一二年に「中学校教授要目」が改正された後、法令上、国語科として大きな動きがあったのは昭和一八年の「中等学校令」制定となる。ここで「国語」は「国民科」の一部として教授されることになるが、このような状況の中、古文教材として特に重要視されていくのが『万葉集』である。例えば、石井庄司(一九三九)は『万葉集』について次のように述べている。

なほ詠まれてゐる内容はいふまでもなく、その用語に於ても殆ど醇正なる国語に限られてゐるところ、最も強く国風の發揮を希望してゐるのである。序文乃至跋文といふやうな成文はなくても全体に溢れてゐる精神はかやうなものである。之亦立派な愛国文学といふことが出来るのである。萬葉集が出来て悠々千百余年、その間いつも萬葉集が熱心に読まれた時は国力更張の時代である。特に現代と鎌倉時代とを挙げたい。明治維新の大業は江戸時代に於ける国学の貢献するところ少くないのであるが、国学の大本は又萬葉の精神によるところが多いのである。萬葉集こそは名実共に愛国文学といふことが出来よう。(一三頁)

石井は『万葉集』が熱心に読まれた時代に着目し、現代が求めた作品として『万葉集』を挙げ、愛国文学として位置づけている。また「忠君愛国

の精神は、萬葉集を貫く大きな精神であるが、それと並んで国土に対する愛を詠んだ作が多い。」(一四頁)と、『万葉集』に「忠君愛国」の精神を結びつける点に特徴が見られる。「忠君愛国」といえば、これまでの古典教育では軍記などに求められてきた内容であるが、この時点では『万葉集』がその内容を担うものになっているのである。さらに『万葉集』には他の古文教材には見られない特徴もあった。藤森朋夫(一九三九)は「サクラ読本」に多くの上古文が採用されていることを評価しながら、次のように述べている。

時代の進展は小学国語読本の編纂上にも従来に見られない清新性と古典性とを具現せしめた。特に古代文学に関する教材が豊かに選択され、しかもそれらの採録の方法、配置の為方、内容上の連繋等に関しては、如何にも苦心されたあとが窺はれ、国民的教材として適切なるものが挙げられてゐる。小学生に古典を読ましめるといふこと、それは確かに新読本に於ける顕著な特徴である。そして吾人はその教材に於て二種の古典性を見出すのである。即ちそれは源氏物語や枕草子等に見る如き、純粹な古典の姿ではないものと、萬葉集の如き全くあるがまゝの姿に於て採録されたものである。前者は子供に理會し易いやうな文に翻案し、まことに親切に書き上げられてゐるが、そこには厳密な意味に於いて、原形とは異なるものを作り出したことになる。時代を古くさかのぼれば、児童に読ましめる為には結局かうした結論に到達するのであらう。然るに後者にあつては、萬葉集のあるがまゝの姿に於て選出され、少しも原形を損つてゐないのがよるこばしい。千数百年前の作品が、そのまゝ素朴高雅な匂ひを放ちつゝ児童の前に置かれてゐるのである。(一一六頁)

『源氏物語』や『枕草子』は翻案されたものであるがゆえに、原形とはかなり異なっているが、『万葉集』は原形を保ちながら教材化されている希有な例として登場している。古典の大衆化のためには翻案や口訳を認める流れにはなっているが、原形を維持したまま教授できるのであれば、当然その方が好ましく、このような条件を満たすのが『万葉集』であった。また、西尾実（一九四三）も現在の国民生活の源は『万葉集』の時代にあるとして、次のように述べるのである。

また、皇軍の活躍を中心とした国民生活の緊張は、千数百年を隔ててゐる萬葉集の歌が、そのまま、今のわれわれの歌であり、遠い神代の事跡と思はれた記紀の所伝が、そのまま、今のわれわれが体験しつつある事実であることを発見させ、古典が国民生活の源であることを、その所伝が今も生き今も働いてゐることを、更めて体感させられてゐるところから、古典教育が要請せられてきた。現下の国語教育を国民生活的と呼ぼうとする所以である。（七四頁）

時局に合わせて古典を読み解こうとする際、その状況に最も適したのが『万葉集』の歌であった。「役に立つ」古典の行き着く先は『万葉集』の時局に合わせた利用だったのである。こうした時局に合わせた『万葉集』の利用を象徴的に示しているのが昭和一八年に発行された国定教科書『中等国文』である。西尾実（一九四四）はこれまでの国語教育の歴史を振り返り、国語教科書には時代性や編者の主張が強く反映されていると言及する。そして、『中等国文』の特徴について次のように述べている。

満州事変以来、わけても大東亜戦争勃発以来、あらゆる教育が国家的要請の徹底を期するに至つた関係上、更にいへば、個人格の完成よりも、国家要員の育成を直接の目標とするに至つた関係上、嘗ては「時

代性の反映」程度であつたものが、今は「時局の要求に即応」せんとするところまで緊迫し、嘗ては「編者の主張」であつた特色が、今は「国家的要請の具現」に飛躍してゐる。この意味において、国定となつた「中等国文」は、たしかに画期的な国語教科書である。（二五頁）

従来、国語教科書は網羅的に編纂されたものが中心であつたが、『中等国文』は「時局の要求」「国家的要請」に則した形で編纂された国語教科書として位置づけられている。そして教材は「皇国の伝統に眼を開かせ、皇国伝統の相続・発展に参ぜしめるべき志向に貫かれたもの」（二五頁）を採用し、古典中心の編纂方針を採つた教科書となっている。また、各巻の巻頭には『万葉集』の代表歌が収録されるといふ特徴が見られる。教材化された『万葉集』については次のような言及がある。

「中等国文」の教材について、その一つ一つが、いかに他の諸教材と関連して古典中心を形成し得てゐるかといふことを指摘し分析することは、他の機会に譲らなくてはならないけれども、ここに一例を挙げていへば、一の巻頭に掲げた「富士の高嶺」は萬葉集卷一の山部赤人の歌とその反歌であるが、この作は、わが国土美・国体美の象徴である富士山を詠んだ歌として千古の絶唱とせられてゐるが、これはまた、わが山岳美の表現として、二の巻頭に掲げられた萬葉集短歌抄「わたつみ」の海洋美の表現と相俟つて、一・二における他の陸土、海洋教材は固より、季節美教材・郷土美教材の根底を成し、生活美教材・歴史美教材の地盤となつて、国土愛の涵養に資し、大東亜圏建設の自信に培ふべき無二の教材である。

また、三の巻頭「宇宙の大野」の長歌・反歌、及び四の巻頭「ますらを」の短歌は、萬葉集から抄出したもので、わが国史美を貫き、且、

時局下における皇軍の敢闘精神にまで発展してゐるもののふの道の表現であるが、一・二の巻頭と三・四の巻頭とは相呼応し関連して、第一学年教材から第二学年教材への発展の根基を成してゐるものである。(二六頁)

ここでは国家や時局の要請に準じた形で『万葉集』の教材的価値が認められ、その解釈が行われている。そして『万葉集』が古典教育の主軸であり、『万葉集』を基点に他の古典作品との連携の中で国民精神の涵養という目的は達せられていくのである。時局のために「役に立つ」古典教育を目指した結果、『万葉集』は国民精神の象徴としての意味を担わされていったのである。そして、『万葉集』を教えるにあたっての教授法について次のように示している。

この類の教材は、教材体系上の位置や意義が学習者に説明すべきものではないばかりでなく、教材そのものの解説も精しくすべきものではない。中等学校の一・二年生に、かういふ萬葉集の長歌・短歌を、その一語一句につき、その構想につき、また、その歌意について、精しく、的確に理会させようとする如きは、不可能を強ひる無謀な指導である。かういふ教材の学習は「解釈」でなくて、その根基である「読誦」にあるのである。読誦を正し、読誦を反復して、暗誦に至らしめることである。この意味において、「中等国文」は、教授法をも規定した教科書である。これは、古典尊重を重点とする国民科国語の必至な行き方であつて、大東亜戦争勃発以来、記・紀の一章が、また萬葉歌のいくつかが、遠い祖先の遺したものとしてみても、むしろ今のわれわれの真情そのものとして口誦せられて来た事実を思ひ合せると、当然な方法であることが肯かれるであらう。古典の学習は、古

典が伝へてゐる事実や精神を理会し説明する前に、まづ、その表現をそのままわれわれの口に響かせることである。その言葉をさながらにわれわれの口に耳に体に生かすことである。これは、決してそこに表現せられてゐる事実や精神の理会を拒むものではない。それどころか、その根基に培ふ唯一の正しい道に立つことである。国語教育史的にいへば、講読指導において、読誦の本義を忘れ、読誦と解釈との緊密な関連を無視して、徒らに解釈に焦り、批評に急がうとした、近年の手法——いはば解釈偏重の弊を否定して、まづ読誦を、さうして読誦の習熟から自律的に展開して来る解釈をといふ、古くして常に新しい読書法に帰らしめるものであつて、この読誦反復の復興が「中等国文」に古典中心的編纂を生かし、また国民錬成の実をあげるべき指導法であるといつても過言ではないであらう。しかも、古典は、その表現の性質上、音読を必至とするものであつて、これが読誦は、また音読を中心とした読誦でなくてはならない。これは同時に、国民科国語の重点である言語訓練の上にも効果を齎す指導である。何となれば、われわれの言語を正し、国語の共通性を確立する方向は、古典による訓練に俟たなくてはならぬものである関係上、古典をわれらの声に生かすことは、やがてまた、われわれの言語そのものを錬成する所以でもある。かくして、国民科国語の重点主義は、その教材と教法とを簡素化して教学の根本方針を確立し、学習を実践化して国民錬成の実をあげようとするものであつて、その教材である「中等国文」は国語教育者に対して、指導の精鋭化を、極度に要請してゐるものであるといつてよいであらう。(二七・二八頁)

『万葉集』の指導にあたっては、教師が教材の体系や意義について理解

していればよく、生徒に対しては「読誦」を第一に指導すべきとしている。理由としては、古くから『万葉集』は口誦されてきたことから、読誦という方法こそが『万葉集』を教授する際に最も適した方法であるというのである。そして、音誦を中心とした読誦は言語訓練にもつながるとしている。

しかし、西尾はこれまで読誦と解釈との関係がいびつであったがゆえに、解釈偏重の弊害が存在していたと述べるが、『万葉集』を始めとする古文はその解釈が難しいということで、あまり積極的に教材として扱われてこなかった歴史がある。西尾はそれを意識した上で、従来の方法を解釈偏重と非難し、あえて読誦という方法を採ろうとしたのではないだろうか。読誦という簡便な方法であれば、教授者の知識や能力を問わずに、生徒に対して『万葉集』を広く認知させることができる。『万葉集』を解釈しようとするれば、当然のことながら教授者や生徒の資質によって差が生じてしまう。そういった差を防ぎ、日本国民に『万葉集』を知らしめるためには「読誦」は時局に合った極めて理にかなった方法であったと考えられる。

だが、このように国民精神の涵養を目的とした『万葉集』の教授が行われていく一方、一般大衆に対して西尾のような国語教育関係者が望む『万葉集』の享受が浸透したかという疑問が残る。石井庄司（一九四三）は次のように述べる。

過日さる方から、萬葉集の精神といふやうなものが、よくわかるやうに書いてある本はありませんかと尋ねられた。このやうな質問は、これまでも度々出逢つてゐるのであるが、大抵の質問者の意図は、萬葉集の本文は読まずに手取り早く、その精髓だけを汲みとらうとするやうである。或は、萬葉集は萬葉仮名で書かれてあつて、むづかしくもあるし、また一々の歌を読み解くのも面倒である。そんな暇もな

い、そこでさういふ手続は一切省略して、萬葉集の精粹だけを抜きとつて、何かの役に立てようといふのである。（一五頁）

一般大衆にとつて、『万葉集』を時局に合った形で役立てるためには、その中心となる精神、テーマさえ知っていればよく、『万葉集』自体を讀むまでには至らない。古典文学を実生活に役立たせるといつても、その要点さえ知っていれば何の支障もなかったのである。国語教育者や国文学者が考える古典教育の目的とは、本質的な部分で国民精神が涵養されることにあるが、抜け目なく時局に適應した者に対しては上辺だけの古典理解が行き渡るといふ状況であった。これが「役に立つ」古典教育の行き着く先であったのである。

〈注〉

1 坂口は「実践者にとつては自ら余りに頑迷固陋偏狭な恣意的国体論者になつてしまつて、国語科の授業が修身科と違はないやうな実態をとることを懼れなければならぬ。」（一〇八頁）とも述べており、教授目に示された目的が修身科の目的と近しくなつても、国語科と修身科とが同一視されないよう距離を置くべきだと主張している。

2 巻頭言には著者名の記載がないが、他号の巻頭言には橘の名が見えるため、『国語解釈』の巻頭言は主幹である橘によって書かれたものであると推測される。

〈引用・参考文献〉

玉井幸助（一九二七）「国語読本改善案」『国語教育』第十二卷第七号、

一五五～一五七頁

東京帝国大学国語国文学研究会（一九二八）「国語科の入学試験問題について」『国語と国文学』第五卷第三号、二二五～三二二頁

藤村作（一九二九）「中等読本に於ける現代文」『国語と国文学』第六卷第五号、三一～四九頁

齋藤清衛（一九二九）「中等学校国語科補充教材所感」『国語教育』第十四卷第七号、一二三～一二八頁

玉井幸助（一九三二）「中学校の国文学史」『国語教育』第十六卷第四号、三〇～三三頁

井上越（一九三二）「現代文から古文学へ」『国語教育』第十七卷第三号、七～一五頁

保科孝一（一九三四）「国語教育と感激性」『国語教育』第十九卷第十二号、一～六頁

田邊爵（一九三五）「現代文の教材に就いて」『国学院雑誌』第四十一卷第十号、四七～五三頁

原田芳起（一九三五）「国語教育界に於ける現代文の地位」『国学院雑誌』第四十一卷第十号、五四～六〇頁

小林文吉（一九三四）「平家物語私記」『国語教育』第十九卷第七号、七九～八二頁

東條操（一九三六）「古典教育論」『教育・国語教育』第六卷第七号、二七～三二頁

品田悦一（二〇〇一）『万葉集の発明』新曜社

藤村作（一九三六）「国民教育に於ける古典教授の意義」『国学院雑誌』

第四十二卷第十一号、三二頁

藤田徳太郎（一九三七）「中等学校改正教授要目私見」『国文学 解釈と鑑賞』第二卷第五号、九二～一〇二頁

坂口玄章（一九三七）「改正教授要目をよみて」『国文学 解釈と鑑賞』第二卷第五号、一〇五～一〇九頁

片岡良一（一九三七）「教授要目の改正と中等教科書の問題」『国文学 解釈と鑑賞』第二卷第六号、五七～六四頁

有働裕（二〇〇二）『源氏物語』と戦争』インパクト出版会

井上越（一九三八）「国語教材論」『国語教育』第二十三卷第十二号、七～一四頁

石山脩平（一九三八）「現代教育の動向と国語教育（三）」『国語教育』第二十三卷第六号、一八～二六頁

齋藤清衛（一九三八）「古典の社会化」『教育・国語教育』第八卷第十二号、八～一三頁

岡崎義恵（一九三八）「古典研究の現代的意義」『文学』第六卷第十号、一六～三一頁

石井庄司（一九三九）「上代文学と愛国詩文」『国文学 解釈と鑑賞』第四卷第四号、九～一四頁

藤森朋夫（一九三九）「萬葉集の歌と声調」『文学』第七卷第一号、一二六～一二八頁

西尾実（一九四三）「国語教育の立場と方向」『文学』第十一卷第八号、七一～七六頁

西尾実（一九四四）「中等国文（男子用）について」『国文学 解釈と鑑賞』第九卷第五号、二四～二八頁

石井庄司（一九四三）「古典の現代的意義」『国語文化』第三卷第十一号、

第四章 明治期における国文学史教育

一 国文学史教育の不明確さ

明治期の中学校における「国文学史」は、今日の国語教育における「古典」の原初的形態を示すものとして考えられている¹⁾。しかし、中学校における「国文学史」の教授は極めて移り変わりの激しいものであった。明治二三年に「日本文学全書」が刊行され、国文学研究が興隆するとともに、「国文学史」が成立していくが、「国文学史」が中学校の教育内容として初めて法令に登場するのは明治三四年「中学校令施行規則」からである。しかし、その十年後の明治四四年には「中学校令施行規則」「中学校教授要目」が改正され、「国文学史」は法令の中からその姿を消している。だが、昭和六年「中学校教授要目」改正では再び中学校の教育内容に「国文学史」が復活することになる。しかし、こうした事実は知られていても実際に国文学史教育がどのような目的や方法・内容で行われていたのか、その具体的な状況について論じた研究は少ない。

そこで本章では、まず明治期に行われていた国文学史教育をより具体的に探るため、実際に教授される内容を最もよく反映していると考えられる国文学史教科書に焦点を当てた。教科書には緒言や凡例の形で、どのような意図でその教科書が編纂されたのかがわかる。それと同時に当時の国文学史教育の状況や問題点も端的に示されており、国文学史教育の具体的な状況が見えてくる。また、今回緒言や凡例を引用した教科書はすべて検定を通過したものを使用しているため、教科書それぞれの緒言や凡例の内容は当時の国語教育の状況を反映した標準的な内容が記されていると考える

ことができる。

さらに、国文学史教科書に文例として収録された近古（中世）や中古の文学作品にも注目し、明治期にどのような作品が規範となって教授されていたのか、その状況にも迫りたいと思う。適宜当時の法令を参照しながら、法令だけでは具体的に見えてこなかった国文学史教育を教科書レベルで明らかにしていくことが本章の目的である²⁾。

二 明治三四年「中学校令施行規則」以前の国文学史教育の状況

戦前の中等教育の中で、国文学史教育について示された最初の法令は明治二五年「尋常師範学校ノ学科及其程度」になる。「尋常師範学校ノ学科及其程度」では「第三学年」に「毎週二時」で「文学史ノ大要」・「作文」・「読書作文ヲ教授スル順序方法」を教授することになっていた。そしてその法令に基づき、『教科適用日本文学小史』【1】が国文学史教科書として検定を通過している。その『教科適用日本文学小史』の緒言には次のことが示されている。

余輩さきに日本文学史を著はして、之を公にせしに、未だ周歲ならずして、三たびその板を改むるに至りぬ。然るに、地方の師範学校中学校等に於て、国語を教授せらるゝ諸氏より、日本文学史は、巻帙稍浩瀚にして、教場に用ふるには便ならず。之を縮約して、教科用書に適せしめよと、勧誘せらるゝことしばしばなり。加之、昨年七月、文部省は師範学校令を改正して、国語科の中には、文学史をも課することゝなされつ。中学校もまた、一般にさることゝならん。（明治二六年

三月)

この緒言から「国文学史」は『教科適用日本文学小史』が刊行される以前から師範学校や中学校で教授されていたことがわかる。特に中学校においては、法令の定めがない状態であっても「国文学史」が教えられていたことになる³⁾。『中学国文学史』【2】例言(明治二八年一〇月)においても、「此の文学史は尋常中学校国文学科の最後半期に充て得べきものにして」とあり、中学校で「国文学史」を教授することは遅くとも明治二〇年代後半には常態化していたと推測される。そして『教科適用日本文学小史』の緒言は共著の形を取っているため、三上参次・高津歙三郎どちらが中心となつて書き記したのかはわかりかねるが、「中学校もまた、一般にさることゝならん」と、今後法令の上でも「国文学史」が中学校の教育内容として明文化されていくことが示唆されている。明治三四年「中学校令施行規則」で「国文学史」が教授されることになるまでには、明治二七年「尋常中学校国語科の要領」、明治三一年「尋常中学校国語科教授細目」からの影響も考えられるが、明治二〇年代半ばにはすでに法令によって「国文学史」を中学校の教育内容に組み込もうとする動きが見られるのである⁴⁾。

また『教科適用日本文学小史』には「かの文学史を教科用書とせる学校さへあり」と、明治二三年に刊行された三上・高津『日本文学史』がそのまま中等教育の現場で用いられていた形跡がある。明治二三年には『日本文学史』以外にも上田万年『国文学』や芳賀矢一・立花銑三郎『国文学読本』が「国文学史」のテキストとして刊行されているが、中等教育における国文学史教科書は『日本文学史』を起点に、それに倣う形でその後の教科書が編纂されていった。『新体日本文学史』【12】凡例にも次のように記されている。

往年、三上・高津・両先生の日本文学史の上梓せられてより以降、多々続出せし文学史教科書は、大抵その体に倣ひたるものなれば、中等教育の教科用書としては、不専少からざる事、知己の実話と不肖の実験とによりて、明白となりぬ。(明治三五年一月)

『日本文学史』は各時代ごとに総論を入れ、散文・和歌(韻文)・雅文といった文体ごとに立項する形態を取っている。また、散文も「隨筆の文」「歴史体の文」「紀行の文」と文の形態に則して分類されている。「尋常師範学校ノ学科及其程度」には「文学史ノ大要 片仮名平仮名ノ起源ヨリ国文学ノ發達變遷ノ要略ヲ授ケ古今諸体ノ文章及歌ノ中標準トナルヘキモノヲ講読セシム」と、標準となる文体を意識し、それを理解するために「国文学史」は学ぶ必要があるとされた。その目的と『日本文学史』の構成内容は一致する。中等教育において『日本文学史』は文体の変遷を理解するためのテキストとしてまずは必要とされ、その後の国文学史教科書に大きな影響を与えていったのである。また『日本文学史要』【3】緒言には次のようにある。

従来此種の著書二三ありと雖も、或は雅文、雅歌等に煩にして、近古の時代文学に簡に、或は文学全体の時代的變遷に専らにして、其部分的變遷、即ち各種の文体の變遷を遺却したるに似たり。故に著者の最も注意せしは、此点を補はんとするに在りき。されど、かの細目に規定したる、僅々十時の間に、完全なる文学史を教授せんことは、望み得べきことに非ざれば、私意を以て、ことさらに取捨せる所、時に輕重大小を失したることなきを保せず。(明治三二年初秋)

この緒言も国文学史教育の目的として文体の変遷を学ぶことを重要視している。しかし「かの細目」とある「尋常中学校国語科教授細目」では、

第五学年の教育内容として「毎週講読科ノ一時間ヲ用ヒテ廿回以内二便宜国文学史ノ概略ヲ授ク」と「尋常師範学校ノ学科及其程度」と比べても少ない授業時数が定められ、国文学史教科書はその内容を精選していく必要が生じてきた。次の『中等教科日本文学史』【5】緒言では次のように示されている。

我が文学の粹と称せられたる平安朝時代の源氏物語、枕草紙等の文、江戸時代の戯曲小説等の文は、中等教育の学校に於ける生徒の、その教育の上にて学ぶことを得ざる所のものなり。また歌及び謡物の類も、僅にその一端を窺ひ得るに過ぎざるなり。こは決して読本編纂者の罪にあらず、学校の課程の上より、或は又教育そのものゝ上より、中等教育の学校に於ける生徒の窺ふことを許されざる所のものなり。著者の感ずる所は、第一に読本との連絡、第二に文学そのものゝ価値を詳論するよりも、寧ろ文体変遷の概略を説かんことこれなり。(明治三三年二月)

ここでも「国文学史」によつて文体の変遷を理解させるといふ目的は変わっていない。そして国文学史教科書と読本とが相互に補完し合う関係を作り、「保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語、太平記、増鏡、徒然草、神皇正統記、土佐日記、大鏡、栄花物語、十六夜日記、及び江戸時代の和漢混合文、万葉集以後の歌」など多くの読本が収録されている作品を文例から削ることで、少ない授業時数に対応していく方法が取られた。また『源氏物語』や『枕草子』は、「尋常中学校国語科教授細目」にもその名が見えず、「講読」の内容としては不適当とされる可能性もあつた作品であるが、「国文学史」を教授する一環でそれらの作品を読ませようとす意識も垣間見えている。

三 明治三四年「中学校令施行規則」から明治四四年「中学校令施行規則」改正までの国文学史教育の状況

三・一 国文学史教育の目的の変遷

明治三四年「中学校令施行規則」以前においては、「国文学史」を学ぶ主な目的は「文体の変遷」を理解することにあつた。その後明治三五年「中学校教授要目」においても、教育内容として「各種ノ文体」が示されている。しかし『国文学史教科書』【7】緒言(明治三五年一月)には「国文学史は、国民の精神生活の変遷をも語るべき」と、「文体の変遷」以外にも「国民の精神生活の変遷」を理解することも、「国文学史」を学ぶ意義になつていくようになる。『中学国文学史』【11】凡例にも次のようにある。文学史を授くるは、単に、歌文の由来發達を知らしむるのみならず、これによりて、国民志想の変遷せる次第をも、知らしむるものなれば、亦、極めて必須の学科なり。(記載年月不明)

こうした記述から明治三四・三五年を起点に「国文学史」が徐々に「文体の変遷」を学ぶものから「国民精神・国民思想の変遷」を学ぶものへと変化していった状況が見えてくる。その後、明治三七年に刊行された『新体日本文学史教科書』【18】凡例には次のように記されている。

従来、日本文学史の教授が、とかく時代思想の変遷を疎かにし、書籍の解題と著者の伝記とのみに終りやすきを以て、さきの原本は力めて、この弊を矯正せんとしたりといへども、一時の急激なる変動を恐れて、多少、在来の面目を存せしめたりき。(明治三七年六月)

従来の国文学史教育において主な目的とされた「文体の変遷」を学ぶことが、この凡例からは見えず、むしろ従の目的であつた「時代思想の変遷」

が疎かになっていることを問題視している姿勢が前面に現れてくる。明治三七年には日露戦争が起きるなど、明治三〇年代後半は国家意識がますます昂揚していく時期であった。このような社会状況の中、「国文学史」は「国民思想の変遷」を理解するために必要であると、その学ぶ目的が変容していったと考えられるのである。また、詳しくは後述するが、教科書にある上古文・中古文の文例を生徒に読ませるためには、原態の表記を改める必要があった。しかし、それは「文体の変遷」を学ぶことに反することにもなる。こうした矛盾した状況を見ると「文体の変遷」を実際の授業で学んでいくことは相当困難であったと考えられる。このような点も「国文学史」を学ぶ目的に影響を与えていったと推測できる。

そして、明治四〇年代には「国民思想の変遷」が「国民性の変遷」という言葉に組み換えられていく。『新体国文学史教本』【23】端書「此書を読まん生徒諸君に」には次のように記されている。

文学史は、政治史が、制度治乱の事実によりて国家の沿革を明らむるに比して、文学にあらはれたる現象によりて、国民性の發達をたどるものなり。(明治四二年二月)

この端書は芳賀矢一『国民性十論』からの影響を受け、「国民性」という言葉で国文学史教育の目的を語る初期の例にあたる。『国民性十論』は明治四〇年一二月に刊行されているため、『新体国文学史教本』は『国民性十論』の内容をいち早く取り入れた国文学史教科書として位置づけることができるが、このような展開の早さもすでに国文学史教育が「国民思想の変遷」を理解するものとして認識されていたことが影響していると考えられる。

三・二 国文学史教育の方法の変遷

明治三四年「中学校令施行規則」から、法令上初めて中学校で「国文学史」が教授されることになったが、それ以前から中学校で国文学史教育が行われていたことは第二節で述べた通りである。しかし、そこで行われた国文学史教科書と読本との関係を密にし、授業時数の少なさを読本によって補うという方法は初期の段階からすでに多くの問題を抱えていたようである。『国文学史教科書』【7】緒言には次のように記されている。

国文学史の教科書は、数部出版されて居るが、何れも分量が多きに過ぎて、少時間には授け難いし、一二分量のすくないものもあるが、これは又、あまりに無味で、教師の労を要することが多い様である。(明治三四年二月)

中学校の中には「尋常中学校国語科教授細目」以前からの教科書を用いているところもあったと推測され、解説や文例の量が多いことで生じる問題は当然あったと考えられる。しかしその一方で、分量が少ないものも「無味」と指摘されている。これは分量を補うための「読本との関係」があまりスムーズには行われていなかったことを示すものである。「読本との関係」といっても、文例となる作品は読本の様々な巻に点在しており、文例を用いて文学史を教授するのであれば、生徒は文学史の内容に応じ、何種類もの読本を使い分けなければならなくなる。読本を使つての文学史の授業は、現実には難しい方法であったといえるだろう。結果、文例のない形で教科書を読み進めていく授業が展開されれば、「無味」と感じるのも想像に難くない。『新体日本文学史』【12】にも「本書は文例にて無慮百数頁を塞ぎたれど、かくせば、いかなる短時間にも容易にかつ面白く教授する事をうべからむ。かの世にふるしたる文学史教科書が、更に文例なくして

空理空論を語り、生徒をして頗に嫌忌の情を起さしむるものより、遙に勝りたるべし。」と、文例を多く削除する教科書がある一方で、文例を多く収録する教科書が何種類も発行されていくのには、そうした事情があったからであると考えられるのである。

また、明治三四年「中学校令施行規則」には「国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ」とあり、法令上「講読」の文章は近古以降からしか取ることができなくなった。一方、「国文学史」は明治三五年「中学校教授要目」に「上古文学ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ」と記されており、上古文・中古文に関する内容と文例は「国文学史」で教授することになった。結果、上古文・中古文は「講読」の授業では扱わないが、「国文学史」の授業では扱うという区分が法令の上では生じることになったのである。このような状況に対して実際の国文学史教科書はどのように対応したのか。『刪定日本文学小史』【9】緒言には次のように記されている。

文章、歌謡等の例証は、頗る之を割愛して、たゞ各時代、各種の文学の標本となるべきもの、一二を示すに止めたり。而して、記紀、万葉の歌謡、祝詞、宣命等の、漢字のみにて綴られたるものには、適宜に仮名を交へ、伊勢、源氏等の仮名文には、漢字を混じ、また並に句読点を加へて、読者をして無益の勞を避けしめたり。但し其本来の体裁は、本文に於て之を明かにせり。(明治三五年一月)

ここでは上古文・中古文に読み慣れていない生徒でも学習できるようにするため、適宜語句を仮名や漢字に直したり、句読点を加えるなど表記の仕方を改めるといった方法が取られている。しかし、本来の本文の表記を改めるとなれば、「文体の変遷」を学ぶことに対して矛盾をきたすため、

本文の解説によって元々の体裁を示すという形を取るようになったと考えられる。また『中学国文学史』【11】凡例(記載年月不明)にも「上古の文学につきては、ことに、簡略に叙述したり。これ、あまりに古樸幽遠にして、生徒をして、容易に悟らしめ難き所、少からざるを以てなり。」とあり、「国文学史」で上古文・中古文を扱うことになったものの、やはり生徒の理解が覚束ないという点で大きな問題が生じていたことがわかる。

こうした状況は数年経った後も改善されなかったようである。『国文学史提要』【21】凡例には次のように記されている。

従来、同種の教科書多しと雖ども、皆分量多きに過ぎたるのみならず、或は複雑なる文体上の分類、綿密なる時代の区画等を企てて、文学そのもの、大體の変遷に至つては、却つて茫漠たるの嫌なきに非ず。(明治三九年初秋)

「国文学史」は「中学校教授要目」を見ると、「第五学年第三学期」に「毎週三時」配当されている。しかし、通史的な内容を教授するには極めて少ない授業時数であった。どのような内容をどの程度教授するかが重要な問題となってくるが、その適当な内容や分量が未だ決定されずにいることが、この凡例からは見えてくる。そしてこうした国文学史教育の問題が、結果明治四〇年「師範学校規程」に影響を与えたと考えられるのである。

「師範学校規程」には「国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ」と、明治三四年「中学校令施行規則」と同様の内容が示されているが、ここに「国文学史」に関する記述はない。法令上、師範学校では明治四〇年の時点で「国文学史」は教育内容から外されることになったのである⁵⁶⁾。こうした動きはその後の明治四四年「中学校令施行規則」改正にも影響を与えたと考えられる。『検定済教科用図書

表』によれば、明治三四年「中学校令施行規則」以降明治四〇年「師範学校規程」までの間で、修正によるものも含めて二三種の教科書が検定を通過しているが、「師範学校規程」以後中学校の教育内容から「国文学史」が消える明治四四年「中学校令施行規則」改正までの間で、検定を通過した教科書は二種しかない。これらの状況から見て「師範学校規程」を境に、明治四〇年以降中等教育における国文学史教育は衰退していったと指摘できるのである。⁶⁾

四 明治期国文学史教科書に収録された中古文・近古文の文例について

前節までは教科書の緒言を中心に国文学史教育の状況に迫っていったが、本節では各教科書の文例の収録状況を基に、明治期どのような文章が規範とされ、教授されていたのかについて見ていく。特にここでは読本との関連を具体的に見ていくために、中古文・近古文の文例に絞ってその内容をみていきたい。

明治期に検定を受けた国文学史教科書は全三四種（修正によるものも含めて認可二八種、不認可・無効六種⁷⁾）である。これらの教科書に収録された中古文・近古文の文例一覧が表Iになる。国文学史教科書を編纂するにあたっては、授業時数が少ないため、文例をどう扱うかがポイントとなるが、文例は【21】以外すべての教科書に見られる。この点から「国文学史」の教授において文例は重要なものであったと言える。しかし、その分量については教科書ごとに違いが見られる。特徴ごとに分類すれば、一つのグループとして、近古文を少なく、中古文を重点的に収録するという編纂方針で、読本との関係を意識したものが挙げられる。特に【2】の著者である新保磐次や【15】の著者である落合直文は同時期に『中学国文読

本』や『中等国語読本』を編纂しており、「国文学史」と「講読」とを自らの著作同士で結びつけようとする教科書編纂者もいた。こうした状況を八木雄一郎（二〇一〇）は次のように述べている。

複数のテキスト（国文学史教科書・引用者）に、「講読」との重複を避けようとする方針が明記されているのである。これによって「講読」と「国文学史」は、その目的に沿って、掲載される内容や分量が区別されることになった。このような編集上の配慮が結果的に「国語」と「古典」の分化をもたらすことにもなっているのである。（一〇頁）

しかし、一方で近古文の文例を収録する教科書も多く見える。文例として多く取られた作品は『方丈記』『平家物語』『十六夜日記』『徒然草』『太平記』などである。これらの作品は読本でもよく収録されている。こうした読本との関係を考えず、国文学史教科書のみで「国文学史」の教授ができるように編纂された教科書もかなりの割合を占めている。「中古文以前の文章は国文学史教科書、近古文以降の文章は読本」といった住み分けは、実際の教科書を見てみると必ずしもなされているわけではない。近古文を収録しない国文学史教科書は表Iを見ると三種で、全体から見れば少数派である。この点を重視すれば、明治期における国文学史教科書の編纂が「国語」と「古典」の分化につながったとすることはできない。

また、中古文の文例は【21】以外のすべての教科書に収録されているが、収録頻度の高い作品としては『竹取物語』『伊勢物語』『源氏物語』『土佐日記』『枕草子』『栄花物語』『大鏡』が挙げられる。特に『源氏物語』と『枕草子』は調査対象となった教科書のほぼすべてにその文例が収録されており、「国文学史」を教授するにあたって極めて重要な作品として考えられていたことがわかる。明治三四年「中学校令施行規則」以降、「講読」

において中古文は扱わないことになっているが、田坂文穂（一九八四）『旧制中等教育国語教科書内容索引』を見ると、それ以降に発行された読本の中にも中古文は収録されている。明治三四年から明治四四年の法令改正までに発行された読本を索引からあげると、全二九種に上るが、前述した作品ごとに収録された数を見てみると次の通りになる。

『竹取物語』（二）、『伊勢物語』（四）、『源氏物語』（一）、

『土佐日記』（六）、『枕草子』（一）、『栄花物語』（一）、『大鏡』（一一）

明治三四年以降明治四四年までの間で、『竹取物語』『源氏物語』『枕草子』『栄花物語』といった作品を収録している読本はほぼ見当たらない。

よってこれらの作品は、明治期「国文学史」があったからこそ中等教育の現場で根付いていくことができたと考えられるのである。

五 明治四四年「中学校令施行規則」改正以後の国文学史教育の状況

師範学校では明治四〇年「師範学校規程」から、中学校では明治四四年「中学校令施行規則」「中学校教授要目」改正によって、法令から「国文学史」は消えることになった。「国文学史」が教授されなくなったことについて浮田真弓（二〇〇七）は次のように述べている。

「国文学史」は多くの時間を割いて指導されていたにもかかわらず、明治四四年には法規上からは姿を消してしまう。これは「国文学史」の内容が普及される必要がなくなったためだと考えられる。それは普及したから必要がなくなったのか、そもそも「国文学史」の教授が不要と判断されたのか、不明である。（八九頁）

浮田は「国文学史」が教授されなくなった理由として普及される必要がなくなったことを指摘している。しかし、前述の通り国文学史教育には多

くの問題があり、普及したとは到底考えにくい状況がある。また、「国文学史」の教授が不要になったのであるならば、なぜ大正一四年「師範学校教授要目」改正で再び「国文学史」が中等教育の教育内容として表れてくるのか、その理由が見えてこない。そもそも明治四四年当時、本場に「国文学史」は教授される必要がなくなったのか、この点をもう一度考えてみる必要がある。

ここで明治四四年に制定された他の法令を見てみると、同年同日に「高等中学校規程」が制定されている。その第三條には「国語及漢文ハ文科ニ在リテハ近古、中古及上古ノ国文並普通ノ漢文ヲ講読セシメ又国語ノ作文ニ習熟セシメ国語文法及国文学史大要ヲ授ケ」と記されている。高等中学校では、法令上中学校では学ばない上古文や中古文が教授され、「国文学史」も学ぶことになる。このことと中学校で「国文学史」が教授されなくなったことについて、「中学校令施行規則」「中学校教授要目」改正と「高等中学校規程」制定とが同じ日であることから、その影響関係は考えておくべきであろう。同日に制定された「高等中学校令」には「高等中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者」と記されている。しかし、この法令の初期の段階では、高等中学校への入学は中学校第四学年修了者から認めるとされていた⁸⁾。この点を重視すれば、元々「国文学史」は中学校第五学年の第三学期に学ぶものであったので、高等中学校でのカリキュラムを編成する際、「国文学史」を中学校から高等中学校で教授する内容へと一段階水準を引き上げる措置を行ったと考えることができる。また、中学校は近古文まで、高等中学校では上古文・中古文までと「講読」のカリキュラムを整備したとするのであれば、上古文や中古文の文例を無理なく扱うことのできる高等中学校の段階で「国文学史」を教授する方が

都合がよいと発想するのも自然であると考えられる。

師範学校では大正一四年「師範学校教授要目」改正で国文学史教育が復活すると同時に、上古文・中古文が「講読」の内容として入ってくる。また、「国文学史」は専攻科で教授されるものとなつてゐるため、明治期よりも一段階その水準が引き上げられてもいる。こうした師範学校における国文学史教育の変遷から考えても、明治四四年に「国文学史」が中学校の教育内容から削られたのは、カリキュラム上「国文学史」の教授が高等学校段階へと移行したためであると考えるのが妥当であろう。「国文学史」は普及される必要がなくなつたわけではなく、カリキュラム上の変更によつて、法令上中学校からその内容が消えたと考えられるのである。⁹⁾

六 国文学史の内容と講読の内容との関係について

従来、中等教育における国文学史教育の状況は、それを規定する法令を中心にその内容や教育方法について考察が進められてきた。しかし、検定を通過した教科書から国文学史教育の状況を見てみると、実際は法令が制定される前から国文学史教育は行われており、法令は後追いの形で制定されていったことがわかつた。このことは明治期の教育内容がすべて国の管理下に置かれていたのではなく、実際の現場では独自に教育内容を決め、指導することができていた例として注目される。

また「講読」と「国文学史」との編集上の区別が「国語」と「古典」の分化につながつたとは言いがたいが、「国文学史」によつて上古文・中古文が教授されていく状況はあつた。そして、上古文や中古文の教授は近古文や近世文とともに「国民思想の変遷」を理解するためには必要なものであつた。そのため「国文学史」が法令から消えたといつても、その教育的

意義は失われていなかったと考えられる。そして「国文学史」で教授された知識はこの後、国民常識として見なされていくことになるのである。

中等教育における国文学史教育は大正一四年「師範学校教授要目」改正、昭和六年「中学校教授要目」改正によつて再び熱を帯びてくるようになる。次章では教授要目上、空白の期間である大正期や、その後の昭和期に国文学史教育がどのように行われていたのか、教科書レベルで明らかにしていくことにする。

〈注〉

1 戦前の国文学史教育に関しては、八木雄一郎（二〇〇九）など、八木雄一郎の一連の研究が挙げられる。

2 教科書の出版年月日と緒言・凡例の記された時期は一致しないため、緒言・凡例については引用の後（ ）でその記された時期を示すことにする。取り上げた教科書は表Iと対応している。検定を通過した教科書は年代順で通し番号を振つた。検定不認可・検定願無効の教科書は年代順にアルファベットを振つた。ただし、上田万年『国文学』は近世編のみが刊行されただけなので除外した。なお、検定通過の教科書は、文部省『検定済教科用図書表』（二）・（三）（中村紀久二編（一九八五）「教科書研究資料文献」第四集・第五集、芳文閣）に記載されたものである。また検定不認可・検定願無効の教科書に関しては、東書文庫蔵本に記載された内容に基づいている。

3 『刪訂国文学小史』【4】凡例（明治三三年八月）には「本書は中学校・師範学校・高等女学校の生徒用教科書並に国文学研究者の自修

用書として編述したるものなり」とあり、高等女学校でも法令によって規定される以前から「国文学史」が教授されていたことがわかる。

4 高津鋏三郎は「尋常中学校国語科の要領」の作成に関わっており、また「尋常中学校国語科教授細目」の調査委員にも名が記されている。

八木雄一郎（二〇〇七）三二・三三頁には「中学校教授要目」と高津との関連が述べられており、『日本文学史』刊行から「中学校教授要目」まで、国文学史教育の一連の流れに高津は大きく関与していたと考えられる。

5 文部省『師範学校・中学校・高等女学校 使用教科図書表 明治四三年度』（中村紀久二編（一九九二）「教科書研究資料文庫」第一集、芳文閣）には、多くの師範学校で国文学史教科書が用いられていた形跡があり、法令以後も実際は国文学史教育が以前と同じように行われていたようである。

6 八木雄一郎（二〇〇八）五九頁で、明治四二年の中学校長会議答申の影響を指摘しているが、それ以前から「国文学史」は廃止の方向で進んでいたと考えられる。

7 東書文庫にある【C】【E】【F】の付箋を見ると、不認可の主な理由は史実との違いや曲解にあつたようである。しかし、【A】と【C】は他の教科書に比べ、それぞれに特徴が見られる。まず【A】は同時期のものと比べてその分量がかなり多く、【A】の刪定版である【4】は検定を通過している。また【B】は「尋常中学校国語科教授細目」に合わせ、全二十回でその内容が終わるように区分されている。そして【C】は本文が漢字・カタカナ交じりの文である。許可された教科書と比較すると、その分量や形態が大きく異なる教科書が不認可にな

っている。こうした検定の結果、分量の減少とともに『日本文学史』の形態に則した教科書だけが残っていったと考えられる。

8 教育史編纂会（一九三九）一三五～一三七頁。

9 『新体国文学史教科書』【18】訂正四版の端書「増訂について」（大正一〇年七月）には「中等学校の学科目より日本文学史の除かれしにより、これを絶版したり。然るに最近に至り、諸学校より本書の再版を促す声頻繁なるを以て」と記されている。ここから実際の中等教育の現場では、大正期に入った後も「国文学史」の内容は教授されていたことがわかる。

〈引用・参考文献〉

八木雄一郎（二〇一〇）「中学校教授要目（1902（明治35）年）の制定に伴う「国文学史」観の確立―明治20年代と30年代の「国文学史」テキストの比較から―」『信大国語教育』第二〇号、一～一頁
田坂文穂（一九八四）『旧制中等教育国語科教科書内容索引』教科書研究センター

浮田真弓（二〇〇七）「教育内容としての「国文学史」―国民国家成立期の「国文学」概念の普及と諸相―」『佐賀大学文化教育教育学部研究論文集』第二二集第一号、八三～九〇頁

教育史編纂会（一九三九）『明治以降教育制度発達史』（教育資料調査会）第五卷

八木雄一郎（二〇〇九）「中学校教授要目における教科内容決定の根拠―「講読」（「国語講読」）および「国文学史」の規定の変遷とその意味―」『学校教育学研究紀要』第二号、一〇一～一一六頁

八木雄一郎(二〇〇七)「『国語』と『古文』の境界線をめぐる対立―『尋常中学校教科細目調査報告』(1898(明治31)年)における上田万年と小中村義象―」『国語科教育』第六一集、二七～三四頁

八木雄一郎(二〇〇八)「中学校教授要目改正(1911(明治44)年)における『国文学史』廃止の意味」『学校教育学研究紀要』創刊号、五
五～六七頁

【15】	【16】	【17】	【18】	【19】	【20】	【21】	【22】	【23】	合計
									4
									4
●	●			●			●		16
					●				2
●	●	●		●	●		●	●	18
●	●	●	●	●	●		●	●	22
●	●	●	●	●	●		●	●	20
									7
					●				2
●	●	●	●	●	●		●	●	22
●									10
●	●	●					●		14
●					●			●	7
									2
									2
	●	●		●	●				14
									3
	●								4
	●		●	●	●				15
									5
									1
									1
									2
									4
									5
	●				●				14
				●					5
	●	●		●	●				15
	●								9
	●				●				12
									5
									2
									1
									1
									1
		物臭太郎							5
	敦盛	船弁慶	八島	羽衣	羽衣			景清	20
		柿山伏						どぶかつちり	8
8	14	10	5	10	13	0	6	7	

【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	【F】
		●			
●					
●		●	●	●	●
●		●	●	●	●
●	●	●	●	●	●
●		●	●	●	●
●		●	●		
●	●	●	●	●	●
●		●		●	
●		●			
		●		●	●
●					
●	●		●	●	●
●				●	
●			●		
●	●		●		
●	●		●	●	
●	●		●	●	
●	●		●		
●			●		
鉢かづき		柿本ノ系図	一寸法師		
高砂		景清	竹生島	熊野	鉢木
柿山伏		ドブカツチリ		萩大名	萩大名
撰集抄			海道記		
海道記					
27	9	13	20	13	10

表 I 明治期 国文学史教科書 文例（中古文・近古文）一覽

	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】	【11】	【12】	【13】	【14】
古今和歌集序	●	●							●					●
大堰川行幸和歌序				●						●	●			●
竹取物語	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●
大和物語				●										
伊勢物語	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	
源氏物語	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土佐日記	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●
紫式部日記	●			●					●	●	●	●		●
更級日記	●													
枕草子	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
栄花物語	●	●	●	●				●	●	●	●	●		
大鏡	●			●			●	●	●	●	●	●	●	●
今昔物語	●									●	●	●		
宇治大納言物語				●										●
宇治拾遺物語			●							●				
方丈記	●		●	●			●	●	●	●		●	●	●
保元物語				●								●		●
平治物語	●						●			●				
平家物語	●		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
源平盛衰記	●		●	●						●		●		
曾我物語				●										
定家御消息				●										
水鏡										●				●
十訓抄				●						●	●	●		
古今著聞集	●		●							●	●	●		
十六夜日記	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●
東関紀行				●				●			●	●		
徒然草	●		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
神皇正統記	●		●	●			●	●		●		●		●
太平記	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●
増鏡			●	●				●		●		●		
公事根源	●								●					
文明一統志											●			
道ゆきぶり											●			
吉野拾遺										●				
御伽草子				鉢かづき							一寸法師	一寸法師		一寸法師
謡曲	熊野	竹生島	竹生島	高砂	松風	鉢木	羽衣	老松	羽衣	鶯	白樂天	羽衣	松風	鉢木
狂言			桜浄	柿山伏			いろは	成上り物		桜浄		萩大名		
合計	22	10	18	26	5	6	14	16	16	26	18	24	11	19

- 〔1〕教科適用日本文学小史・上下 三上参次・高津敏三郎 27/7/30 (訂正三版) 師・(女) ※1
- 〔2〕中学国文史 新保磐次 30/4/25 (訂正再版) 中
- 〔3〕日本国文学史 佐々政一 32/2/13 (訂正再版) 中・(女)
- 〔4〕刪定国文学小史 和田萬吉・永井一孝 34/3/15 (訂正再版) 中・(師)
- 〔5〕中等教科日本文学史 内海弘蔵(著)・落合直文(閱) 34/3/23 (訂正四版) 中
- 〔6〕日本文学史教科書 藤岡作太郎 34/12/26 (修正再版) 中・(女)
- 〔7〕国文学史教科書 高野辰之 35/3/18 (訂正再版) 中
- 〔8〕中等教科日本文学史 笹川種郎 35/4/3 (訂正再版) 中
- 〔9〕刪定日本文学史 三上参次・高津敏三郎 35/4/11 (訂正五版) 師・(中)
- 〔10〕中等国文学史 大林弘一郎 35/6/28 (訂正三版) 中
- 〔11〕中学国文学史 弘文館 35/11/5 (訂正再版) 中
- 〔12〕新体日本文学史 塩井正男・高橋龍雄 35/12/27 (訂正四版) 中
- 〔13〕国文学史教科書 落合直文・内海弘蔵 36/8/13 (訂正再版) 中・(師)・(女)
- 〔14〕日本文学史 池辺義象 36/8/23 (訂正再版) 中
- 〔15〕訂正中等国語読本附録国文学史 落合直文 36/11/27 (訂正二十六版) 中
- 〔16〕国文学史教科書 鈴木暢幸(著)・芳賀矢一(閱) 36/12/13 (初版) 中・(女)
- ※2
- 〔17〕国文学史教科書 小倉博 37/1/22 (修正再版) 中
- 〔18〕新体日本文学史教科書 藤岡作太郎 37/9/23 (訂正再版) 中・師
- 〔19〕提要日本文学史 笹川種郎 37/12/22 (訂正再版) 中・師
- 〔20〕日本文学史 境野正(著)・芳賀矢一(閱) 38/1/23 (訂正第二版) 中・師
- 〔21〕国文学史提要 佐々政一 39/11/16 (訂正再版) 中・(女)
- 〔22〕日本文学史綱 島山健 40/1/17 (訂正再版) 中・師・(女)
- 〔23〕新体国文学史教本 岡井慎吾 43/2/18 (訂正再版) 中
- 〔A〕国文学小史 和田萬吉・永井一孝 32/12/22 (初版) 検定不認可
- 〔B〕日本文学史教科書 鈴木忠孝 33/4/28 (初版) 検定不認可
- 〔C〕新体日本文学史 岡井慎吾(著)・藤井乙男(閱) 35/11/15 (初版) 検定不認可
- 〔D〕国文学史綱 木寺柳次郎・龍澤良吉 35/12/26 (初版) 検定願無効
- 〔E〕日本文学史要 佐藤正範(著)・芳賀矢一(閱) 41/10/15 (初版) 検定不認可
- 〔F〕日本文学史要 佐藤正範(著)・芳賀矢一(閱) 43/5/14 (初版) 検定不認可

※1：発行年月日は上巻の奥付に基づく。

※2：検定を通過したものは「明治37年2月29日(訂正三版)」のものである。

○『検定済教科用図書表』(二)・(三)に基づき、認可を受けた版の教科書を一覧にし、発行年月日を記した。ただし、〔16〕は検定を通過した版を確認できなかったため、初版の記載に基づいている。なお、認可された校種も付記したが、()は「現在使用教科図書表」明治四十年・明治四三年度によって確認できたものである。また、〔E〕・〔F〕は「不許可」「適規定」両方の内容を記した付箋を持つが、『検定済教科用図書表』には記載のないものであるため、それらはすべて検定不認可として扱った。

○改訂し、複数回検定を通過した教科書は、最初に検定を通過したのみを挙げるこ

とにする。ただし、今回調査した文例に関して、改訂後の教科書との間に文例の種類で変更があったものはなかった。また、〔6〕と〔18〕のような同種の教科書のように見えても、初版の発行年月日が異なる場合には新たに項目を設けた。さらに刪定版の教科書については、全体の体裁が刪定前のものとは大きく異なるので立項した。

○教科書によっては吾妻鏡のような漢文体の文例や韻文の文例も収録されているが、この表では省略した。

一 国文学史の教育的意義

明治三四「中学校令施行規則」によって国文学史は学科目として設定されることになった。しかし、明治三五年「中学校教授要目」に記されているように、「国文学史」は「第五学年第三学期」に「毎週三時」配当されているだけであったため、通史的な内容を教えるには授業時数が少なく、「国文学史」は教授上の問題を抱えていた。またさらに、「講読」から削除された上古文や中古文を「国文学史」で扱うことになったため、生徒の理解が覚束なくなり、教育内容的にも問題を抱えていた。そうした状況を踏まえ、明治四四年の「中学校令施行規則」「中学校教授要目」改正では「国文学史」が教育内容から削除されている。「国文学史」が廃止になった理由を八木雄一郎（二〇〇八）は次のように述べている。

中学校の役割が「エリート教育」から変化しつつある中で、一九〇二（明治三五）年の「要目」はその変化に対応しているものではなかった。それに対して様々な教育誌上で「普通教育」の範囲や程度が議論されることになった。国語教育においては「国文学史」がその俎上に載せられることになり、結果的には「普通教育」の内容としてはふさわしくないものとして見なされ、答申や「改正」に反映されたのである。（六四頁）

しかし、「国文学史」の教授に関して、芳賀矢一（一九〇九）は次のように述べている。

中学校の授業は日本国民としての普通教育であるから高等学校入学

試験に無いから無益だといふ論はもとより立たぬ、試験の有無にかゝらず、其れだけの国民知識を得たもので無ければ、高等の学校へ入学する資格は無いのである、新師範学校令に文学史の無くなつたにしても、此の精神は失はれてはならぬ、国民教育に従事する人には国民知識は最も大切である、（二三頁）

芳賀は中学校や師範学校で学んだ者であれば、「国文学史」の知識は当然身に付けておくべきものであるとし、「国文学史」の存続を訴えている。また、芳賀は中等教育で学ぶ「国文学史」を「文学其の者の史的研究といふよりも、むしろ稍や広い意味の文化史、人文史といふ意味でなければならぬ、国民の趣味を了解し、国民の趣味の傾向を説明するもので無くてはならぬ」と定義し、「国文学史」は単に国文学の史の変遷を理解させるものではなく、日本国民の国民性を理解させるものとして考えていた。

この芳賀が指摘した「国文学史」の教育的意義は、明治四四年「中学校教授要目」改正の際にも決して捨て去るべきものではなかった。この「要目」には「国語講読」で扱うべき文章として、「我団体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ」とあり、芳賀の指摘した「国文学史」の教育的意義と共通する部分がある。また、この「要目」に沿って「講読」の教科書に収録された近古文（中世文）は「国文学史」で文例として挙げられたものと多くが一致している。そうした状況から見て、明治四四年以降も「国文学史」が中学校において教授される意味はあつたといえる¹⁾。

法令では教育内容から「国文学史」が消え、大正期は「国文学史」の教授が行われなかった時期のように見える。しかし、野地潤家（一九七四）

が「爾来文学史の授業は、国語講読の中に織りこんでなされるように方向づけられた」（四九頁）と指摘する通り、大正期の「講読」の教科書には「国文学史」の内容が多く含まれている。法令の上では削除されながらも、「講読」の一部として残った「国文学史」はどういったものであったのか、当時の雑誌記事や教科書を用い、その教授の状況や方法について明らかにしていくことが本章の目的である。

また、法令では昭和六年「中学校教授要目」改正で再び「国文学史」が教育内容として復活することになり、「国文学史」は昭和一二年の「中学校教授要目」改正でもそのまま継続されている。大正期に行われた「国文学史」の教授が昭和六年以降どのような展開を見せるのか、その変遷に関しても具体的に見ていくことにしたい²⁾。

二 明治末期から大正期における国文学史教育の状況

二・一 「国文学史」と「修身」

「国文学史」の理解が「国民性」にどうつながるのか。保科孝一（一九一九）によれば、国文学史教育で「民族固有の精神を闡明し、思想の変遷を体得せしめこれによつて人格と徳性を涵養する」（六頁）が必要であるとし、例として『万葉集』を挙げ、『万葉集』では「尊王愛国の精神」や「国民性の特質」をうかがい知ることができるとしている。また、戦記文などから受ける「感化の力」は強大で、日々の修身講話にも劣らないと説明している。

「国民性の涵養」といっても、「国文学史」の教科書に収録される近古文の多くに軍記物語が見られ、そこに記される内容も「忠君愛国」といった修身的内容が多く、上古文や近古文は国民道徳を教え込む材料として利

用されながら、「国文学史」は教えられていたと考えることができる。

しかし一方で、中古文の作品群にそうした修身的内容を読み取ることは難しい。佐々政一（一九一六）も「平安朝文化は動もすれば、柔弱淫靡な婦人的文化だと言はれてゐる」（二〇頁）と否定的に述べている。だが、続けて佐々は『古今集』や『枕草子』、『源氏物語』の名を挙げ、こうした穏健で優美な詩文は世界でも稀であるとし、中古文に見られる「やまと心」は「我が国の美しい国民性の精華である」としている。中古文は「柔弱淫靡」という点が強調されてしまえば、教育内容として相応しくないものになってしまう。しかし、中古文にある優美さや「やまと心」を理解するための教材としてならば、その価値も認められ、「国文学史」で教授する必要性も生じたのである。

また、中古文の作品に修身的な意味合いがなかったわけではない。例えば、『大鏡』を教科書に収録する際には、「菅公」の話が多く採られているが、「菅公」は天皇に対して誠忠無二の人物であったという解釈が戦前を通して見られる³⁾。また『伊勢物語』を見ても、教科書で多く収録された章段は「渚の院」、「小野の雪」、「さらぬ別れ」、「東下り」の四章段に限られていたことが佐藤厚子（二〇〇七）によって指摘されている⁴⁾。「東下り」は和歌の修辞の巧みさと紀行文であるがゆえに教科書に多く収録されたと考えられているが、他の三章段に関していえば、それらにはすべて「忠」や「孝」といった内容が含まれている。よって、中古文の教材であっても、道徳的な読みが可能であるかどうかは特定の章段を収録する際の一つの基準であったのである。

このように「国文学史」の内容をより詳細に見ていくと、その内容は前述した芳賀の意見に沿ったものになっていると考えられる。そして「国文

学史」を学ぶことは、上代から続く「忠君愛国」や日本国民が持つべき一貫した道徳性を学ぶことにも通じていた。大正期、「国文学史」は法的な根拠を失ってはいるが、教育内容として生き続けた理由には、「国文学史」の内容が文学的価値を述べるだけでなく、道徳的価値も有し、人格の陶冶に寄与すると考えられていた点が挙げられるのである。

二・二 「国文学史」を取り巻く社会的状況

前節では「国民性の涵養」という点に着目し、中学校で国文学史教育が行われた理由を考察したが、それ以外にも国文学史教育が推進された理由はある。

明治三四年の「中学校令施行規則」によって「講読」で扱える内容は近古文までと制限されているが、一方「国文学史」では、「講読」では扱えなくなった上古文や中古文を教育内容として扱うようになっていた。しかし、上古文や中古文を教授するならば「国文学史」という場が必要となるが、明治四四年「中学校教授要目」の改正で「国文学史」が削除され、中学校では上古文や中古文を教授することができない状況が生まれた。

だが、それはあくまで法令上の話である。上田万年と内海弘蔵によって編纂された『中等国語読本』（大正四年二月一日訂正再版）には、『今昔物語』『大鏡』『土佐日記』といった中古文の収録が認められる。『中等国語読本』の例言には次のように記されている。

本書は、特に古文のみを取りて、現代文を除けり。これ編纂者が、中等教科の学校における上級の国語は、当にしかあるべきものと信じたるが為なり。しかしてこれを外にして、近年、各専門学校入学試験の国語科の問題が、殆どすべて古文に限らるゝの傾向を示すに至れる

ことも、また編纂者の、本書をしてかゝる体系によらしめたる一原因なりとす。

この例言には「中等教科の学校における上級の国語」は古文中心であるべきという編纂者の意図が明確に示されている。また当時、入試問題の大半が古文であるため、入試に対応できる力を育成するためには古文を中心としたテキストが必要であったことが記されている。さらに「中等教育を卒へて、更に高等の学校に進まむとする人人の為に」編纂された『新撰高等読本』（大正六年一月一日訂正）には、収録された『土佐日記』の頭に「明治三五年、音楽学校」、『紫式部日記』の頭に「大正三年、山口高商」と記されており、上級学校の入学試験を突破するためには中古文を理解する力が必要であったことがわかる。

佐々政一（一九一七）はこうした状況について次のように述べている。然るに高等学校其他の高等専門学校の入学試験には往々中古文から問題が出る。全体が中古文ではなくても、中古語の知識が、採点の主な標準になつてゐることは争はれぬ事実である。（二二頁）

上級学校の入学試験に中古文が出題される。もしくは他の時代の文章が出題されても中古語の知識の有無が合否に影響するのであれば、中古文を勉強しないわけにはいかなかった状況が佐々の指摘からうかがい知れる。

そしてこうした状況に「国文学史」は深く関連し合っている。大正期に発行された『中学国文教科書』（大正四年一月五日修正十版）や『中学校用国語教科書』（大正六年一月一七日修正第四版）には、明治期に発行された「国文学史」のテキストの内容が収録されているが、それにも中古文の文例が付随しており、概説と文例とを組み合わせる「国文学史」を教授できる形が取られている⁵⁾。

芳賀（一九〇九）は「文学史教科書中に古文のあるのを幸ひ、文学史の例證に挙げた文を一々講釈して、中古以上の文を實際教授して居る人もある」（二二頁）と指摘するが、学校によってはこのように「国文学史」ともに中古文を教授し、受験対策を行っていたことが推測できる。また、「国文学史」の知識は上級学校へ進学する者であれば当然身に付けておくべきものとして考えられていたことも、「国文学史」の学びが推進された理由として挙げることができるだろう。

佐々（一九一七）は「今日の中等学校の国語科教育は、全く上級学校の入学試験に左右せられて居る」（二三頁）とも述べているが、教育内容から外されても「国文学史」が教授されていた背景には、こうした上級学校への進学熱が影響していたと考えられる。

二・三 「講読」の教科書に見られる「国文学史」とその展開

前節では「国文学史」が大正期でも中学校で必要な教育内容として認められていたことを、当時の社会的状況から考察した。本節ではさらに「講読」の教科書に着目し、大正期「国文学史」がどう教授され、展開していったのか、その状況について詳しく見ていくことにしたい。

大正期も明治期と同様、多くの「講読」の教科書が発行されていくが、「国文学史」の収録に関しては一定のパターンが見られる。例えば、大正初期に発行された「講読」の教科書である『改訂新撰国語読本』（大正三年一月七日改訂再版）は、巻七から巻十に「国文学史」の内容が収録されている。巻七では第七課に「鎌倉時代の文学」を置き、時代や作品の特質を述べている。またその前後に『方丈記』や『平家物語』を配列しており、課同士が関連し合うよう編纂されている。この後の巻でもこうした編

纂方法は踏襲されており、巻八では第一七課に「吉野朝廷時代の文学」、巻九では第六課に「現代の文学」、第二〇課に「近世の文学」、巻十では第六課に「平安朝の文学」、第二一課に「上古の文学」が収録され、それぞれの概説の前後に、その時代に則した作品が配列されている。

明治期の「国文学史」の教科書に見られた概説・文例という形式が「講読」の教科書に取り入れられている状況をここで見て取ることができる。また、明治期の「国文学史」では通史を前提として、その内容を扱おうとしたため、授業時数に対してその分量が問題となっていたが、「講読」では時代ごとに区分けを行い、二年間かけて「国文学史」の内容を教授する方法を取ったため、授業時数の問題を乗り越えることができていた。

さらに、配列も時代順ではなく、「近古」「現代」「近世」「中古」「上古」という順序を取っている点にも工夫が見られる。明治期の「国文学史」の教科書では、「上古」から時代順に国文学の変遷を辿っていく形が一般的であり、この形式を取ると最初から難易度の高い上古文や中古文を読み解く必要があった。しかし、時代ごとに区分けしたことで、難易度順に概説とそれに合った作品とを配列することが可能となったのである。

また、明治期に発行されていた「国文学史」の教科書を復刻させ、授業で扱おうとする動きもあった。明治期、多くの学校で用いられていたことが知られている『新体日本文学史教科書』の修正四版が大正一〇年八月二十五日に発行されているが、この教科書の巻頭にある「増訂について」には次のことが記されている⁶。

藤岡氏の新体日本文学史教科書は、叙述の簡潔にして要領を得たるを以て、好評噴々たりしものなるが、中等学校の学科目より日本文学史の除かれしにより、これを絶版したり。然るに最近に至り、諸学校よ

り本書の再版を促す声頻繁なるを以て、今回第五章「明治の世」を改めて「明治大正の世」とし、新に数項を加へ、その他にも多少の修正を施して世に出すこととせり。

法令の上では「国文学史」は学科目に入っていないため、大正期『新体日本文学史教科書』は検定外の副読本となるが、そうした状況であつても『新体日本文学史教科書』が求められていた実情を巻頭文から知ることができる。法令がなくなり、授業時数の制限を考へる必要がなくなつた大正期においては、かえつて時間をかけて系統的に「国文学史」を教授することができ、そこで明治期の国文学史教科書を再度利用したいと考へる学校も出てきたと見られるのである。

だが、このように「国文学史」の教授が「講読」の中で行われていくことにはなるものの、「講読」の教科書の中には「国文学史」に関する内容を収録しないものも見られ、明治期に比べれば、その勢いは弱いものであつた。また、大正中期に入るとさらに「国文学史」の教授が軽視される状況が生み出されてくる。

『現代文読本』（大正七年五月八日訂正再版）の緒言には次のことが記されている。

国文の種類甚だ多しと雖も、現代に於て最も必要な文章は現代文ならざるべからず。然るに、現行の中等国語読本は、上級用に至るに随つて、古文に属するもの頗る多く、その思想に於ても、その文体に於ても、余りに現代生活と懸隔せる憾あり。これ、種々の事情の已むを得ざるものあるべしと雖も、豈漫然看過すべきものならんや。

この教科書は上級学年用に編纂された現代文の教科書であるが、緒言において、これまでの「上級の国語」が古文に偏つていたことを指摘し、上

級学年においても現代文を主とした教育を行うべきだと主張している。大正四年に発行された『中等国語読本』では「上級の国語」は古文中心であるべきと主張されていたが、『現代文読本』ではそうした傾向が徐々に崩れ始め、上級学年も現代文を主とした教育内容に転化していく状況を見て取ることが出来る。野地（一九七四）によれば「大正一〇年（一九二一）からは、旧制高校の入試問題にも、現代文が出題されるように」（五〇・五一頁）なつたとされており、古典教育を推進する一つの要素であつた入試という点も、大正後期に入るとその影響力は弱まつていたと考へられる。こうした状況は、当然「国文学史」の教授にも影響を与え、「国文学史」の内容を収録しない「講読」の教科書が増加していくことになつた。また、「国文学史」を収録しても、『新制中等国語読本』（大正一〇年一月七月初版【※】）のように「自修文」として収録するなど、大正中期から後期にかけては国文学史教育が著しく衰退していく時期となつていく。しかし、そうした現代文偏重の動きに対して、反動ともいふべき現象が大正末期に起こる。それが大正一四年に改正された「師範学校教授要目」である。大正一四年「師範学校教授要目」改正では、それまで中学校と同じように「講読」で扱える作品は近古文までと制限されていたものが撤廃され、「普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ尚中古文・上古文中ヨリ適宜選択スルコトヲ得」と中古文や上古文が扱えるようになった。また、「専攻科」では国語の内容に「国文学史」が追加され、「文学書ノ解題、文学者ノ伝記、文例等ヲ授ケ国文学ノ史的発展及文学ニ現ハレタル国民思想ノ主流ヲ説述シ且作品・作家ノ評論ヲナスヘシ」とその教育内容も規定された。

『日本文学読本（第二版）』上（昭和二年七月二八日初版【※】）の緒言

には次のことが記されている。

現今の国語読本は次第に現代文にのみ重きをおき、動もすれば古文を軽視するが如き傾あり。これ余に実利実用にのみ趣りて、国語教育の半面の目的を忘れたるものといふべし。わが国の如き古き歴史を有し世界無比の国体を成せる国にありては、古文学を玩味せしむる事が如何にわが国民性の自覚を促し、愛国的精神の涵養に資することの偉大なるべきかを省慮せざるべからず。単に実用に疎しとて強ちに古文を排斥すべきにはあらざるべし。況や今日の文章は古文を根幹として次第に発達し来りたるものなるをや。されば今の中等教育に於て、正読本が現代文を主とすればするほど、ますます本書の如き副読本を課してその欠陥を補足するの必要ありといはざるべからず。

大正末期には現代文を中心とした多くの副読本が発行された。それは国語に実用性が極めて求められた結果であった。しかし、そうした傾向が強くなればなるほど、「国民性の涵養」という点が疎かになり、かえって古典教育の役割に注目が集まる状況になったことがこの緒言からわかる。大正後期に一度は衰退した古典教育ではあるが、大正一四年「師範学校教授要目」を境に再び勢いを盛り返すことになり、またそれに伴って国文学史教育も再び熱を帯びるようになっていくのである。

三 昭和戦前期における国文学史教育の状況

三・一 昭和六年「中学校教授要目」改正に見られる「国文学史」

明治四四年「中学校教授要目」改正によって法令では規定されなくなつた「国文学史」ではあるが、大正期は「講読」の教科書を中心にその教授が行われていたことは前述の通りである。その後、昭和に入り、師範学校

では「国文学史」の教科書が発行されることになるが、中学校においても昭和六年に師範学校と同様の状況が生じることになる。

大正期、すでに「講読」の教科書に上古文や中古文が収録される状況はあつたものの、昭和六年「中学校令施行規則」改正によって法令の上でも上古文や中古文が教科書に収録できることになり、また昭和六年「中学校教授要目」改正によって、「国文学史」が再び教育内容として法令に規定されることになる。しかし、法令の記述の仕方が「師範学校教授要目」と異なっている点には注意すべきである。「師範学校教授要目」では「国文学史」は「国語講読」のように一つの項目として立項されているのに対し、「中学校教授要目」では「第五学年」の「増課教材」の中の「国語講読」に「前学年二準ジ尚国文学ノ史的発展ヲ略述シ国民性ノ由来スル所ヲ知ラシムベシ」と「国文学史」に関する教育内容が記されているという違いがある。このような違いがなぜ生じたのか。中学校では大正期から「講読」において「国文学史」を教授してきた。そうした状況があつたため、「中学校教授要目」の改正にもそれが影響したと考えることができる。

こうして「国文学史」は昭和戦前期も大正期と同じように「講読」の中で教授される形が続いていく。しかし一方、項目としては立項されていないが、教育内容としては規定されているため、昭和六年以降、検定を通過した「国文学史」の教科書が発行されていくことになる。その内容について次に見ていくことにする。

三・二 昭和戦前期の国文学史教科書

昭和に入り、まずは師範学校用に「国文学史」の教科書は発行されていくが、ここで特徴的なものとして挙げられるのが『新体日本文学史教科書』

である。この教科書には大正期、検定外であっても各学校からの要請があったため復刻された経緯があるが、こうした根強い人気は昭和戦前期も衰えることなく、昭和三年には検定教科書として発行されている。中学校でも昭和八年に検定を通過しているが、『新体日本文学史教科書』は明治から大正、昭和と通して発行された唯一の国文学史教科書であり、その影響力は極めて大きかったと考えられる。

しかしそのような教科書がある一方、昭和戦前期の国文学史教科書には明治期のものとはまた違った特徴が指摘できる。例えば明治期においては、三五年の「中学校教授要目」に見られるように、「講読」で扱える文が近古文以降とされたため、上古文・中古文を教授する場が「国文学史」に移っていた。そのため「講読」との連関を意識し、近古文を文例として収録しない国文学史教科書があったことを都築則幸(二〇一三)は指摘した⁷⁾。そうした状況を踏まえながら、昭和戦前期の国文学史教科書が具体的にどのような編纂方針を取っているのか、昭和一二年「師範学校教授要目」、「中学校教授要目」改正を境として、ここでは昭和の初めから昭和一一年までに検定を通過した国文学史教科書の発行状況と、そこに収録された中古文と近古文の状況を中心に、その特徴を示していくことにしたい。

表Ⅰは、昭和一一年までに検定を通過した国文学史教科書に中古文や近古文の作品がどのように収録されているのか具体的に記した一覧である。この表から読み取れる特徴としては、まず第一に明治期と比較すると、検定を通過した国文学史教科書の数が半分程度に減少している点が挙げられる。明治期には多くの国文学史教科書が発行され、何度も改訂される教科書が見受けられたが、昭和戦前期の教科書にはそういったものは見られない。昭和戦前期においては「講読」の教科書でも「国文学史」を扱って

るので、こうした状況が国文学史教科書の発行に影響を与えたと考えられる。

そして第二に、文例が収録された作品を見てみると、明治期のものと昭和戦前期のものとは大きな違いを見出すことができない点が挙げられる。中古文では『竹取物語』『伊勢物語』『源氏物語』『土佐日記』『枕草子』『栄花物語』『大鏡』『今昔物語』が多く収録されており、近古文では『方丈記』『平家物語』『徒然草』『神皇正統記』『太平記』『謡曲』『狂言』が収録数の多い作品として挙げることができる。明治三五年以降、明治四四年、昭和六年と「中学校教授要目」は二度改正されているものの、文例が収録された作品に大きな変化を見て取ることはできない。

だが、その収録された作品の章段を見ると、『伊勢物語』であれば「東下り」と「さらぬ別れ」が収録章段の中心となっており、明治期よりもさらに厳選された状況が見られる。教材の選択に関して、岩井良雄(一九二七)は「国民常識としても必読すべき不朽の名作を標準とすべきである」(二二二頁)とし、「健全な思想、豊かな文芸味、高い啓示、それらが清新にして気品高く表現せられた文章」(一二二頁)を求めている。そして部分的に収録された章段は、その作品全体の特質を示しているものであるべきだとしている⁸⁾。

こうした収録すべき章段の標準化が強く意識されるようになった結果、国文学史教科書でも文例の絞り込みが行われたと考えられる。ただし、その章段は明治期に収録されたものをさらに厳選したものであり、「国民性の涵養」という目的自体が変化したわけではない。このように明治期から一貫して同じ文例を収録し、固定化させることによって、それらの知識を「国民常識」と呼べるものにまで作り上げていった状況を国文学史教科書

の編纂状況から見て取ることが出来る。

しかし、昭和一二年の「中学校教授要目」改正後は、改訂版の国文学史教科書がいくらか発行されただけで、新しい国文学史教科書が発行されることはほぼなくなる。それは「講読」の教科書に「国文学史」の内容が着実に組み込まれて編纂されるようになったことが影響していると考えられる。例えば、岩波『国語』（昭和九年二月二〇日訂正再版）では巻九、十全体が「国文学史」を意識した編纂内容になっており、『国語』を使用するのであれば、他に国文学史教科書を用意する必要は生じない。結果、「講読」にこうした教科書が生まれてきたことが、国文学史教科書の発行の終結につながっていったと推測できるのである。

四 古文教材の精選化と国文学史

「国文学史」は大正期を通して法令上規定されていないため、一見すると中学校において「国文学史」は教授されていないように見えてしまう。しかし、大正期は「講読」の中でいかに「国文学史」を教授するか、その具体的な方法を模索していた時期であった。昭和六年に「国文学史」が法令で規定されるが、すでに大正期に「国文学史」を教授する下地は形成されていたといえる。

また「国文学史」の教育内容という点においては、大正中期から現代文教育の勢が増し、古文教材はその収録数を減らすことになったが、そこでどのような作品が教材として相応しいのか、収録されるべき作品や章段を標準化していく動きが生じたと考えられる。だが、明治期と昭和戦前期とで国文学史教科書に収録された作品や文例を比較すると、その多くが共通しており、こうした一貫性のある内容が、結果として「国民常識」とな

り、人々に広く認知されていたと考えられる。

しかし、古文教材の中には『紫式部日記』といった明治期には多く収録されるが、昭和戦前期にはその収録数を減らしてしまった作品もあり、その減少の理由など、各作品においては未だ不明確な部分も多い。そのため、「講読」での収録状況や「国文学史」の記述に基づきながら、こうした作品が教材としてどのように変遷し、衰退していったのかという点をさらに調査すれば、戦前の各時期で古文教材に何を求めていたのか、その価値や教育目的をより具体的に捉えることができると考えられる。古典教育の意義やその教材の価値に関する史的変遷を明らかにするためには、今後も国文学史教育の方法や内容に着目していくことが重要となるだろう。

〔注〕

1 『国文読本』（明治四五年三月八日訂正再版）巻十では、時代順に概説と作品とが交互に収録され、「国文学史」を意識した教材の配列が行われている。明治四四年直後にこうした教科書が検定を通過しているということは、中学校において「国文学史」を学ぶことは必要であると強く認識されており、さらに「国文学史」を収録した教科書にはそれなりの需要があったと推測される。

2 教科書の内容や緒言の引用などは検定本に基づくことにするが、検定本が確認できなかった場合には申請本を用いている。なお、申請本には【※】を付した。

3 「菅公」を誠忠無二の人物として解釈しているものに、島田民治（一九一〇）三二頁や鈴木暢幸（一九三四）八二・八三頁などが挙げられ

る。

4 佐藤厚子(二〇〇七)一〇頁。

5 『中学校用国語教科書』巻十には第二課に「平安朝時代の文学その一」、第五課に「平安朝時代の文学その二」が収録されているが、出典名に『日本文学小史』を記すものの、その本文は藤岡作太郎が著した『新体日本文学史教科書』となっている。

6 『新体日本文学史教科書』の著作者である藤岡作太郎は明治四三年に死去しているため、修正四版から藤井乙男が補訂を加え、「増訂について」という文を書き記している。

7 都築則幸(二〇一三)四一、四六〜四八頁。

8 「国文学史」に収録されるべき文例については、堀江与一(一九二八)九頁で芳賀矢一の『国文学歴代選』を指摘しており、文例の標準化が意識されている。

〈引用・参考文献〉

八木雄一郎(二〇〇八)「中学校教授要目改正(一九一一(明治四四)年)

における「国文学史」廃止の意味」『学校教育学研究紀要』創刊号、五
五〜六七頁

芳賀矢一(一九〇九)「中学校教科としての国文学史」『教育界』第八巻第
一〇号、二一〜二三頁

野地潤家(一九七四)『国語教育通史』(共文社)

保科孝一(一九一九)「国文学の教育に重を置け」『国語教育』第四巻第五
号、一〜六頁

佐々政一(一九一六)「国語と国民精神」『国語教育』第一巻第八号、八〜

一二頁

佐藤厚子(二〇〇七)「明治期〜昭和戦前期の国語読本における『伊勢物語』採録状況とその教材観」『国語教育史研究』第九号、一〜一〇頁

佐々政一(一九一七)「中等学校国語及漢文科教授要目改定に就いて」『帝
国教育』第四二三号、一二〜一四頁

都築則幸(二〇一三)「明治期の中等教育における国文学史教育の実態と
その変遷―教科書の緒言・文例を中心に―」『早稲田大学大学院教育学
研究科紀要』別冊第二〇号(二)、三五〜四八頁

岩井良雄(一九二七)「国語読本教材論」『国語教育』第一二巻第七号、一
二〇〜一二四頁

島田民治(一九一〇)「菅公の性格」『小学校』第八巻第一〇号、三一〜三
四頁

鈴木暢幸(一九三四)「国体観念に関する国語教材の研究(四)」『国語教
育』第一九巻第五号、七九〜八八頁

堀江与一(一九二八)「師範専攻科の国語漢文に就いて」『国語教育』第一
三巻第三号、七〜一一頁

表 I 昭和戦前期 国文学史教科書 文例(中古文・近古文)一覧

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	合計
古今和歌集序											●		1
竹取物語	●		●	●		●	●	●		●	●	●	9
伊勢物語			●	●		●	●	●	●	●	●	●	9
源氏物語	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	11
土佐日記	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	10
紫式部日記			●									●	2
更級日記								●					1
枕草子	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
栄花物語			●	●		●	●	●			●		6
大鏡	●		●	●		●	●	●		●	●	●	9
今昔物語			●			●	●		●	●		●	6
宇治拾遺物語						●					●		2
撰集抄							●						1
愚管抄						●							1
方丈記	●		●	●		●	●	●		●	●	●	9
保元物語								●					1
平家物語	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
源平盛衰記				●									1
古今著聞集								●					1
十六夜日記	●					●		●					3
東関紀行	●												1
海道記						●							1
徒然草	●		●	●		●	●	●		●		●	8
神皇正統記	●		●			●	●	●	●	●		●	8
太平記	●		●	●		●		●		●		●	7
増鏡	●		●	●		●	●	●	●			●	8
一枚起請文			●									●	2
如説修行抄			●									●	2
義経記						●					●		2
コンテムツ スムンチ						●							1
吉利支丹版 伊曾保物語						●							1
御伽草子						浦島 太郎					浦島 太郎		2
謡曲	羽衣	八島	羽衣	白樂 天	櫻川	大江 山	熊野	羽衣		八島	八島	羽衣	11
狂言	どぶか つちり		末広 がり	附子		萩大 名	雷	柿山 伏		武悪	船ふ な	末広 がり	9
舞の本						元服 曾我							1
合計	15	5	19	15	5	25	16	19	6	14	14	18	

- ① 修訂日本文学史要 飯野哲二(著)・藤村作(校閲) 3/2/13(訂正再版) 師
- ② 新体日本文学史教科書 藤岡作太郎(著)・藤井乙男(補) 3/3/30(訂正六版) 師・中
- ③ 増訂国文学史教科書 藤井乙男・岩城準太郎 5/8/8(訂正再版) 師
- ④ 中等教科日本文学史 吉澤義則 8/3/7(訂正再版) 師・中
- ⑤ 最新国文学史 笹川種郎 8/8/13(訂正再版) 師・中
- ⑥ 国文学史 高木武 8/11/11(訂正再版) 師・中
- ⑦ 新制国文学史 藤井乙男 8/12/10(修正再版) 師・中 ※1
- ⑧ 中等国文学史 丸山林平 9/7/18(訂正再版) 師・中
- ⑨ 概説国文学史 藤村作 10/2/28(訂正) 師・中
- ⑩ 国文学新史 東條操 10/9/15(初版) 師・中 ※2
- ⑪ 簡要日本文学史綱 島津久基 10/11/15(訂正再版) 中
- ⑫ 新定国文学史 藤井乙男・岩城準太郎 11/6/20(訂正再版) 師・中

○『検定済教科用図書表』(五)・(六)に基づき、認可を受けた版の教科書を一覧にし、発行年月日と認可された校種を記した。ただし、⑩は検定を通過した版を確認できなかったため、初版の記述に基づいている。また、韻文の文例に関しては省略した。

※1 文例は「参照原文」として巻末に付記されている。

※2 検定を通過したものは「昭和11年2月2日(修正再版)」のものである。

第六章 明治後半から大正初期における中古文教材―教科書の収録状況を中心に―

一 時代制限がかけられた中での中古文教授

明治期の中学校において、どのような形で中古文が教授されていたのか。その点を考えるにあたり、明治後半は極めて重要な時期といえる。まず、明治三四年に「中学校令施行規則」（以下、「規則①」）が定められたことよって、「講読」の内容として扱えるのは近古文（中世文）までとされた。そのため、中古文は新たに設置された「国文学史」の中で教授されることになった。しかし、「国文学史」も明治四四年「中学校令施行規則」改正（以下、「規則②」）によって姿を消すことになり、同時に中古文も教授される場が失われることになる。

こうした状況に対し、八木雄一郎（二〇〇九）は保科孝一が編集に携わった教科書に収録された中古文を調査し、「規則①」が定められても『今昔物語』や『大鏡』が「講読」の教科書に収録され続けていたことを指摘している。また、収録されるに至った理由として『今昔物語』は和漢混淆文体を学ぶため、そして『大鏡』は和歌や漢詩といった詩歌を学ぶための教材として必要であったとしている。しかし、この調査結果はあくまで保科が編集した教科書に限った話であり、「規則①」以降、中古文がどのような形で各教科書に収録されていたのか、悉皆的に調査することが必要であることは八木も認めるところである。

そこで、国立教育政策研究所教育図書館と東書文庫に所蔵されている中学校用に発行された「講読」の教科書を対象に、明治後半から大正初期の教科書の中で、中古文を収録するものを悉皆的に調査し、東書文庫に所蔵されている教科書については、教科書に付記された検定意見についても調

査を行った。その結果、この作業によって、大正初期までに「講読」の教科書に中古文の多くが収録されていく状況を見出すことができた。

そこで本章では「規則①」前後から「規則②」前後、明治後半から大正初期にかけての「講読」における中古文教材の収録状況の変遷を明らかにし、適宜、当時の雑誌記事に記された内容を確認することで、中学校において、中古文がどのように必要とされていたのか、その状況を具体的に見ていくことにしたい。なお、本章では表①に示した教科書を中心に論じていくことにする。

二 明治後半から大正初期にかけての収録状況

教育図書館や東書文庫に所蔵されている教科書には「規則①」以前に申請本が発行され、検定本は「規則①」以降になる教科書の一群がある。それらの教科書の中で、中古文を収録するものとして【1】『中学国文読本』、【2】『国文読本』、【3】『新撰中等国文読本』、【4】『新体国文読本』の四種を挙げることができる。

これらの教科書について見てみると、検定意見によって収録された章段が変更になったものは見受けられたが、作品そのものが変更されるといったことはなく、「規則①」前後で中古文が規制されるといった状況はなかった。【1】『中学国文読本』凡例には次のことが記されている。

時代遠き古雅なる文章は、其の用広からずといへども国民としては、一通り心得置かざるべからず、又歴史・文学・美術等に志す者の為には、極めて大切のものなれば、七八の巻より難易を次第して之を出せ

り、其の中古文といへども甚だ解し難からずして、興味あるものは、初め数巻の中に収録したるもあり、

実用性という点においては劣ると見なされた中古文ではあるが、日本国民の常識として学ぶべきものとされ、特に【1】『中学国文読本』巻十では『源氏物語』や『更級日記』などの中古文が積極的に収録されている。また【4】『新体国文読本』巻十は文学史の体裁を取っており、ここでは「講読」の中で「国文学史」を教授し、その一環で中古文が教えられたことになる。

しかし、明治三四年に申請本が発行された教科書から、中古文の収録に関して検定意見が付記されるようになってくる。【5】『中学国語読本』巻七には『落窪物語』が収録されているが、その検定意見には「中古文取去ルベシ」とあり、中古文であるか否かが検定の一つの基準として明示されている⁽¹⁾。

だが中古文といっても、そのすべてが不認可になるわけではなかった。

【5】『中学国語読本』巻八に収録されている『今昔物語』には「中古文コレハマヅコノマ、ニテ許スベキカ」と記されており、さらに朱書きで「不問」と記されている。このように中古文の中でも、検定意見によって収録できるものとできないものとが選別されていたことがわかる。【5】『中学国語読本』では『今昔物語』『大鏡』『土佐日記』が認可され、『栄華物語』『今鏡』『落窪物語』が不認可という結果になっている。

だが、認可に関する検定意見は教科書によってばらつきがある。【6】『中学国文読本』巻十では、【5】『中学国語読本』では認可された『大鏡』『土佐日記』が不認可となつている。『大鏡』『土佐日記』ともに収録された部分は一致しているところが多く、章段の内容によって不認可にな

つたとは考えにくい。認可のばらつきはこの後の検定意見にも見られることから、作品の選別に絶対的な基準があったわけではなく、認可に関しては検定員の認識が大きく影響していたと考えられる。

また不認可とされても、その意見に従うかどうかは教科書編集者に任せられていたようである。【7】『中学国語読本』巻十の目次には「平安朝ノ散文ハ取換フベキカ」と記された付箋があるが、その後の検定本に中古文は収録されている。

検定内容に関連して、澤柳政太郎（一九一七）は次のように記している。

現に教授要目の如きも、教科書の編纂者にとつては、一々準拠すべき金科玉条の如くに思はるゝに至つて居る。既に教授要目中に於て必ずしも嚴重に準拠する必要はないと明かに示してあるにも拘はらず、今日すべての教科書は全然これに拠つて居るのである。（三四五頁）

澤柳の記述に基づけば、明治三五年の「中学校教授要目」に示されていない中古文を教科書に収録することは可能である。よつて検定意見で認可されなくとも、編集者の判断で中古文を収録する検定本が発行される場合もあったのである。【7】『中学国語読本』以外の教科書では、【8】『国語新読本』がその例に当てはまる。しかし、「中学校教授要目」が制定された明治三五年当初は検定意見に沿わない例も散見されるが、明治三五年の末にもなると検定意見と中古文の収録状況は合致していくようになる。

このような状況から検定意見の強制力は徐々に強まっていったと考えられるが、検定で一度不認可とされても、その作品を収録する方法はあった。例えば、【10】『中等国文読本』巻七には「御階の桜」というタイトルで『今昔物語』が収録され、ここに「削」の付箋が付けられているが、検定本の訂正二版では章末の出典名を削り、さらに「御階の桜、嵐の紅葉」

というタイトルで『大鏡』の文章を後半に継ぎ足した文章が収録されている。他に、【9】『中学国語漢文読本国語の部』巻四上の検定意見にも「(今昔物語)ヲ削ラバヨカルベキニヤ」と、章末の出典名の削除を指示する内容が記されているが、このように表記上中古文であることがわからなければ、中古文を収録することができた状況が見えてくる。

また、【10】『中等国語読本』巻十は後半部に「日本文学史概要」を載せるが、文学史の文例として中古文を収録する「講読」の教科書は、「規則①」以降も発行されている。

このように「規則①」以降中古文を収録する際、全体的に抑制される傾向はあったものの、様々な方法で中古文を収録し続けていったようである。そして年が経つにつれて、常態的に認可される中古文も登場してくるようになる。

中古文の中で、常態的に収録が認められた最初の作品としては『今昔物語』が挙げられる。【12】『新撰国語読本』巻六には「三年級二中古文ハイカバ削」と記された付箋があるが、これはあくまで「三年級には高度である」ということを示しており、検定本では『今昔物語』はそのまま収録されている。また、巻八でも『今昔物語』は認可されており、この教科書以降に発行された教科書では検定意見なしに『今昔物語』が収録されるようになる。

さらに『大鏡』もほぼ同時期に、常態的に認可されるようになった作品である。【12】『新撰国語読本』巻十には、『大鏡』に対して「中古文ナレド許シタシ」と記された付箋が見られ、明治四〇年以降に発行された教科書の中で『大鏡』が不認可になったものは見当たらない。

大正初期の時点で、佐々政一(一九一七)も「今日では教科書検定委員

も多少此点が寛大になり、中古の文章でも平易なものなら加へても検定を許す(二三頁)」と記しているが、明治後半の時点であっても、『今昔物語』や『大鏡』は検定員が収録を認める中古文であったといえる。

では、なぜ『今昔物語』や『大鏡』が早い段階で常態的に認可される作品になったのか。その大きな理由には、作品の読みやすさや簡明さが挙げられるだろう。同時期に発行された国語の副読本である【II】『中等補習国語読本』の緒言には次のように記されている。

本書は、その材料を、主として、わが近古時代の文章と、現代の文章との上に取り、しかして、これに交ふるに、中古時代の平明なる文章を以てしたり。

【II】『中等補習国語読本』の検定本には第一四課に『今昔物語』、第四五課に『大鏡』が収録されており、これらの作品は当時から平易なものとして考えられていたと推測される。また、【14】『修訂中等国語読本』巻十には「大鏡ノ文ナレドモ平易ナルトコロナレバ不問ニテヨカラン」と朱書きで記されており、中古文の認可の判断基準は読解の難易度にあつたと考えられる。

大正初期、峯間信吉(一九一七)も明治四四年「中学校教授要目」改正により法令上、中古文が教材として扱えなくなった状況について、次のように記している。

年代の新旧は必ずしも文章の難易をあらはすものではない。奈良朝平安朝時代の文章の中にも、非常に平易にして興味あるものもあれば、徳川時代の作品の中にも、容易に了解し難い難文もある。中古以前の文章だから、平易なものでも授けてはならぬ。近古以後の文章だから少しはむつかしいものでもよいと云ふのは甚だ器械的な形

式に拘泥したる考と云はねばならぬ。(一五頁)

読解の難易度は時代によつて區別できるものではなく、中古文であつても平易なものであれば、教科書に収録すべきだという考えは、決して峯間だけのものではなく、多くの検定員にも共感できるものであつた。それゆえに、平易な中古文として認知されていた『今昔物語』や『大鏡』は、「規則①」以降の早い時点から「講読」の教科書に収録されるようになったと考えられるのである。

しかし、こうした『今昔物語』や『大鏡』とは異なり、他の中古文が認可されるようになるまでには多少時間を要した。例えば『伊勢物語』は【13】『新体国語教本』巻十に「伊勢物語之節略シタルモノナリ 削タシ」という付箋があるが、その横に「不問」と付記されており、明治末期になつても『伊勢物語』は検定員の間で認可の判断が付きにくい作品であつたようである。

だが「規則②」以降、中古文の多くが教科書に収録されるようになる。例えば【15】『新撰国語読本』では、『大鏡』『土佐日記』『伊勢物語』『枕草子』『源氏物語』が収録され、検定本でも同様である。そしてこれ以降に発行される教科書にはこれらの作品が常態的に収録されている²⁾。

八木(二〇一〇)は「規則②」からの時期について次のように述べている。

要目②においては、「講読」の範囲については要目①からの変更がないため、この「国文学史」の廃止によつて、上古文・中古文を国語科において扱う時間がなくなることになつた。つまり、国語科のカリキュラムがいわば「国語」に傾斜し、「古典」が教科内容として存在しない時期が要目②である³⁾。(五五頁)

大正期は法令上、中古文を扱う時間がなくなる時期である。しかし、教科書を見てみると、中古文は収録の種類を減らすばかりか、逆にその種類を増やす結果となつている。どうしてこのような結果になつてしまったのか。もう一度、大正期、常態的に認可された作品を見てみると、それらは「規則②」以前に「国文学史」の教科書で文例として多く収録されてきた作品になつていくことがわかる⁴⁾。また、大正初期の教科書で中古文を収録するものを見てみると、文学史に関する章段の中で文例として収録されているものも確認できる。「規則①」で一旦は「国文学史」で扱われることになつた中古文であるものの、法令で「国文学史」が廃止された後、それらの作品の多くは再度「講読」に組み込まれていったといえる。それは「講読」の中に「国文学史」の教育内容が組み込まれたことをも意味しており、「講読」という枠の中で、「国語」と対置される「古典」という概念がここで成立したと見ることもできる。法令の上では昭和六年「中学校令施行規則」改正の時点で、「講読」に中古文が組み込まれることになつたが、実際には大正初期の時点で「古典」の原型は出来上がつていたのである。

三 入試と中古文

しかし、法令によつて「講読」では中古文は扱えず、中古文の教材は認可になる可能性があつたのに、どうして教科書編集者は中古文を収録し続けようとしたのだろうか。その答えの一つとして考えられるのが、「国民性の涵養」という点にある。中古文を教授することは、中古文独特の優美さや「やまと心」を理解させることになる。また中古文といえども修身的な内容を含んだものを教材とすることで、人々の人格や徳性を涵養させ

ようとしたと考えられるのである。⁵⁾

だが、中古文を教材として使用する理由は他にもあった。それが当時の入試との関連である。「中学校及高等女学校の補習科及これと同程度の国語科の教科書にあて、又、諸官立学校入学志望者の自修用として編纂せるもの」と凡例に記されている明治後期に発行された【I】『高等国語読本』には、近世文や近古文とともに、中古文である『大鏡』や『土佐日記』が収録されている。受験用のテキストに中古文が収録されているということは、当時、入試に対応していくためには近世文や近古文のみならず、中古文まで読解できる力が必要であったことが推測される。

入試と中古文との関連について、佐々(一九一七)は「高等学校其他の高等専門学校の入学試験には往々中古文から問題が出る。全体が中古文ではなくても、中古語の知識が、採点の主なる標準になつてゐることは争はれぬ事実である」(一二頁)と述べ、「今日の中等学校の国語科教育は、全く上級学校の入学試験に左右せられて居る」(二三頁)と指摘している。

明治三〇年代以降、中学校から多くの卒業生が送り出されたため、高等学校や有力な官立専門学校では厳しい学力試験によって入学者を選抜することが常態化していった。高等学校を例にとれば、明治三三年から四三年にかけて入試競争率は二・七倍から四・三倍にはね上がっている。また、明治三八年には高等学校入学者の四三%が「浪人」で占められる状況であった。⁶⁾

入試が厳しさを増していく中、合格を勝ち取るためには、中古文を読解できる力を養う必要も生じた。しかし、中古文を扱う「国文学史」は、明治三五年の「中学校教授要目」を見ると「第五学年第三学期」に「毎週三時」配当されているだけである。元々、通史的内容を教授すること自体

難しい授業時数であり、その中で中古文に充てられる時間はごく限られていたと推測される。入試で必要となるが、「国文学史」で中古文に時間をかけることは期待できない。そこで、その補完として「講読」の教科書に中古文を収録する教科書が生まれてきたと考えられるのである。その後「規則②」で法令上「国文学史」は廃止されるが、中古文は以前と同様、入試問題として出題されていく。入試で中古文やそれに関連した知識が必要となるのであれば、中学校で中古文を教授せざるをえない。それゆえ教科書に中古文は収録され続けたと考えられるのである。

四 教材として定着する中古文

「規則①」によって中古文が「国文学史」で教えられるように規定されたが、「規則②」で「国文学史」が廃止されたため、中古文が「講読」に組み入れられるのは、法令の上では昭和六年「中学校令施行規則」改正以降とされてしまう。しかし、実際は「規則①」以降、作品ごとではあるが、徐々に中古文は「講読」に組み入れられていき、大正初期には「国文学史」の文例として取られていた多くの中古文が、「講読」の教科書に収録された。昭和六年の規則改正はそうした実際の状況を追認したものといえよう。

そして中古文は【I】『高等国語読本』凡例に「本書は、最上級に課すべきものなれば、其材料は、単に実用のみに止らず、進みて、純文学の趣味を会得し、高尚なる徳性を涵養せしめむことを期せり」とあるように、近世文・近古文とともに「純文学の趣味を会得し、高尚なる徳性を涵養」するために必要な教材であった。また一方で、当時の実情からすれば、中古文は上級学校へ進学するためには否が応でも学ばなければならぬものでもあった。明治後半から大正初期にかけて、中学校という場において中

古文が教材として定着していった背景には、こうした事情があったと考えられる。

〈注〉

- 1 『落窪物語』は、明治三二年『尋常中学校教科細目調査報告』『尋常中学校国語科教授細目』『第四学年級』にその名が見えるが、【5】『中学国語読本』で不認可になった後、「講読」のみならず「国文学史」の教科書でも作品の収録が見られなくなる。
- 2 『源氏物語』の収録に関しては大正期に入っても検定のばらつきが見られる。『校訂中等国語読本』（大正五年一月三〇日校訂）巻十や『帝国読本』（大正六年一月八日初版）巻十に収録された『源氏物語』に対しては「削除」の書き込みがあり、検定本では収録されていない。
- 3 ここでの「要目①」とは明治三五年「中学校教授要目」を指し、「要目②」とは明治四四年「中学校教授要目」改正のことを指している。「要目②」と同時に「規則②」が公布されており、「要目②」と「規則②」との間に時期のずれは生じない。またここという「国語」とは「日常的に使用される言語文章」のことを指している。
- 4 都築則幸（二〇一三a）四六〜四八頁。
- 5 都築則幸（二〇一三b）九一・九二頁。
- 6 天野郁夫（二〇〇六）二三一〜二三七頁。

〈引用・参考文献〉

- 八木雄一郎（二〇〇九）「中学校教授要目改正（一九三二（昭和六年））における教科内容決定の背景―「現代文」の定着に伴う「古文」概念の形成―」『国語科教育』第六五集、四三〜五〇頁
- 澤柳政太郎（一九一七）「中等学校教授要目廃止論」『帝国教育』第四二三号、一〜四頁
- 佐々政一（一九一七）「中等学校国語及漢文科教授要目改定に就いて」『帝国教育』第四二三号、一二〜一四頁
- 峯間信吉（一九一七）「中等学校国語及漢文科教授要目改定の必要」『帝国教育』第四二三号、一四〜一八頁
- 八木雄一郎（二〇一〇）「国語科における「古典」概念の形成と成立―中学校教授要目の変遷とその要因から―」『月刊国語教育研究』第四五八号、五二〜五九頁
- 都築則幸（二〇一三a）「明治期の中等教育における国文学史教育の実態とその変遷―教科書の緒言・文例を中心に―」『早稲田大学院教育学研究科紀要』別冊第二〇号（二）、三五〜四八頁
- 都築則幸（二〇一三b）「旧制中学校における国文学史教育の変遷―明治末期から昭和前期を中心に―」『国語科教育』第七四集、八六〜九三頁
- 天野郁夫（二〇〇六）『教育と選抜の社会史』ちくま学芸文庫

表①

NO	書名	発行年月日	作者・著者・編者
1	中学国文読本	明治三十三年一月七日	大日本図書
2	国文読本	明治三十三年三月二三日	新保寅次・内海弘蔵・横地清次郎
3	新撰中等国文読本	明治三十三年七月七日	西田敬止
4	新体国文読本	明治三十三年一月三〇日	吉川編集所
5	中学国語読本	明治三十四年一月二五日	阪本四方太・久保得二
6	中学国文読本	明治三十四年一月四日	弘文館
7	中学国語読本	明治三十四年二月六日	三土忠造
8	国語新読本	明治三十五年二月一日	塩井正男・大町芳衛
9	中学国語漢文読本国語の部	明治三十五年二月一八日	丸山正彦・丸井圭次郎
10	中等国語読本	明治三十六年三月六日	国光社編集部
11	中等国文読本	明治三十六年一月一日	国学院編集部
12	新撰国語読本	明治三十七年二月二〇日	保科孝一
13	新体国語教本	明治四一年一月二日	藤岡作太郎
14	修訂中等国語読本	明治四四年一月一八日	落合直文 (補訂) 萩野由之・森林太郎
15	新撰国語読本	大正元年一月二六日	佐々政一
I	高等国語読本	奥付なし (「明治38・1・23 内交」の印あり)	内海弘蔵
II	中等補習国語読本	明治四〇年二月一二日	内海弘蔵

「講読」の教科書には算用数字、副読本にはローマ数字で番号を割り振った。また、発行年月日は【14】、【I】以外、すべて初版のものを記した。

一 「説話文学」が教材として定着するまで

今日、高等学校において『今昔物語』や『宇治拾遺物語』といった「説話文学」は入門期の古文教材として多くの教科書に収録されている。しかし、元々、「説話文学」がどのような理由から教材として定着するようになったのか、その状況については未だ不明確な部分も多い。そこで本章では明治期に遡り、「説話文学」が教材としてどのような価値を見出され、多くの教科書に収録されるように至ったのか、その状況について具体的に考察していくことにする。

なお、考察するにあたっては、中等教育用に編纂された国文学史のテキストから、そこに記された「説話文学」の内容や、「講読」の教科書における「説話文学」の収録状況、そして教育内容を規定した法令などに焦点を当てていく¹⁾。また先行研究として、近代における『今昔物語』の享受に関して竹村信治の一連の研究がある。その論考を手がかりにしながら「説話文学」が学校教育の現場でどのように扱われていったのかさらに考えていきたい。

二 国文学史教科書に見える「説話文学」―「雑史」としての「説話」―

今日、「説話文学」という文芸ジャンルの名称は広く認知されており、『今昔物語』や『宇治拾遺物語』といった作品を扱えば、同時に「説話文学」という名称も学ぶのが一般的であると思われる。しかし、この「説話」や「説話文学」という名称が市民権を得るようになったいきさつに関しては、未だ不明確であると竹村(二〇〇八a)は指摘している。学術用語と

しての「説話文学」は明治三〇年代から見られるが、一般的であったと言いつても、芥川龍之介も『今昔物語鑑賞』の中で「説話」という語を一度も用いていないとされる。

では、明治期『今昔物語』や『宇治拾遺物語』といった作品群はどのように分類され、扱われていたのだろうか。まずは、明治二三年に発行された国文学史の嚆矢とされる三上参次・高津楯三郎(二八九〇)『日本文学史』で、その状況を確認することにしたい。『日本文学史』は、時代順に各時代の文学的特徴やその変遷を述べたものになるが、各章段が散文・和歌(韻文)・雅文といった文体ごとに立項されており、さらに散文は「随筆の文」「日記及び紀行の文」といった文の形態によって分類されている。このような分類の仕方は今日一般的であるジャンルによる分類の原態を示すものであると考えられるが、こうした分類の中で、『今昔物語』や『宇治拾遺物語』は「歴史体の文」として、『栄花物語』や『大鏡』とともにその内容が記述されている。

このような分類の中で、各作品はどのような評価を受けているのか。『日本文学史』において『今昔物語』は次のように述べられている。

かく玉石混合、真偽雑糅の書なりといへども、其真なるものは、修史家を裨補するは勿論、其荒誕無稽なるものも、また当時人心の執迷と、想像との、如何なる程度に在りしかを知るに足り、極めて有益なるものなり。朝廷のありさま、上等社会の事などは、他の書に詳しくしたるもの多しといへども、中等社会以下の、人情風俗を写したるものは、唯、今昔物語の類あるのみ。(三四四頁)

一部、信頼の置けない内容が含まれるものの、当時の中流階級以下の人々の人情風俗を写し出した史書として『今昔物語』を評価している。また「朝廷のありさま、上等社会の事などは、他の書に詳しくしたるもの多し」と上流貴族たちの状況について記した『栄花物語』や『大鏡』などと対比させているところにも特徴があると言える。

さらに「既に平安朝の雅文より、後世の和漢混和文に、一転する傾向をあらはしたるものなり。即ち和文にして、まゝ漢語を交へたるものなり。」と、和漢混交文のはじめとして『今昔物語』を位置づけており、『今昔物語』はその文体の系譜の出発点として、後の『平家物語』などの作品にも大きな影響を与えたと評価されている。また「殆んど当時の言語を、其儘写したるものに遠からざるが故に、言詞概ね平易」と、修飾を尽くした『源氏物語』や『枕草子』との差として、文章の簡潔さにも触れている。

そして『今昔物語』を起点に、『宇治拾遺物語』は『今昔物語』から漏れ落ちたもの、あるいは足らなかつたものを補った作品として挙げられ、また『古今著聞集』は「鎌倉時代に出でし古今著聞集は、即ち此物語に倣ひしものなるべし。」と『今昔物語』から多大な影響を受けて生まれた作品として記述され、「歴史体の文」に分類されている。

このように『日本文学史』に見られる分類や記述内容は、その後明治期に中等教育用として発行された「国文学史」の教科書の多くに認められるものであり、今日「説話文学」として捉えられている作品群は学校教育の上では「雑史」としての位置づけで教授されていたと考えられる⁽²⁾。また、『日本文学史』では記述されていないが、新保磐次『中学国文史』（明治三〇年四月二五日訂正再版）では『十訓抄』についても、その内容が記されている。ただし、『十訓抄』も「十訓抄、著聞集は今昔物語の類にし

て亦史料とすべし。」とあるように、『今昔物語』から影響を受けた作品であり、「雑史」という分類上の位置づけに変化は見られない⁽³⁾。

『中学国文史』以後、今日「説話文学」と分類される作品の中で、国文学史教科書に作品名が記載されるものは、主に『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』の四作品に絞られていく⁽⁴⁾。では、それらが教材としてどのように取り扱われていったのか、その状況について次に当時の法令に基づいて考えていくことにしたい。

三 教科書の収録状況と法令

『日本文学史』など当時の国文学史のテキストによれば、『今昔物語』を評価するポイントは次の三点に絞られるといえる。まず一点目が『栄花物語』や『大鏡』と対比され、『今昔物語』が中流以下の人々の生活を描くものであり、史料的价值を有しているという点。また二点目は『今昔物語』が和漢混交文の祖であり、文体の変遷を考える上で見過ごすことができないという点。そして三点目に『今昔物語』から影響を受けて、『平家物語』や『古今著聞集』など多くの作品が生み出されたという点が挙げられる。こうした評価が当時の学校教育の中でどのように関連づけられているのか、当時の教科書の収録状況と法令とを照らし合わせながら考察していく。

明治期、検定を受けた古典教科書のさきがけとしては稲垣千穎『和文読本』（明治一五年一二月初版）が挙げられる⁽⁵⁾。『和文読本』においてもすでに『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』の収録が認められるが、その収録状況についてまとめたのが表Ⅰである。

『和文読本』は「歴代」や「儀式」といったテーマごとに作品を収録す

る形を取っているが、表Ⅰを見るとこれら四作品は多くのテーマに分散して収録されていることがわかる。『源平盛衰記』や『太平記』といった軍記物は「軍旅」や「羈旅離別」、「哀傷」といった限られたテーマにのみ収録が認められる作品群となっているのに対し、これら四作品の状況は特徴的であるといえる。ある固定化された内容だけ読ませるのでなく、様々な内容を含んだ物語を読ませるには、これら四作品は収録しやすい作品であり、編纂者側からすれば使いやすい教材であったと考えられる。

また作品の収録数について注目すれば、『古今著聞集』や『十訓抄』の収録数が目立ち、対して『今昔物語』や『宇治拾遺物語』の収録数は少ないという結果になっている。明治期の教科書における『今昔物語』の収録状況に関しては竹村（二〇〇八a・二〇〇九a・二〇〇九b）がその詳細を述べているが、調査結果から明治三三、三四年以前に発行された教科書は、教科書によって収録される章段の数にかなりのばらつきが見られることがわかる。『和文読本』においては『今昔物語』は二話しか収録されていないが、大塚彦太郎『中等教育国文読本』（明治三二年二月一三日初版）では一七話と多くの話が収録されており、教科書によって教材の偏りが著しい状況があったのである。

表Ⅱは『旧制中等教育国語教科書内容索引』のデータに基づいて、明治二一年から明治四四年までに発行された教科書で、『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』を収録した教科書の種類数と収録話数を一覧にしたものである。

明治二一年から三三年の間に発行された四作品を収録する教科書の種類数はほぼ同じといえる。しかし、収録話数で比較すると『十訓抄』が小さいことがわかる。だが、明治三四年から四四年の状況を見ると、大き

表Ⅰ 『和文読本』における『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』の収録状況一覧

巻	分類	一 軍旅	二 動物	三 言行	四 才芸	五					合計	
						武勇	遊戯	俳諧	評論附	教訓 誠附		諫争
	源頼信平忠恒をせむること											
	陸奥国十二年の合戦の時義家貞任の連歌											
	狛犬なる蛇を咋殺す話											
	猿の鳥を使ふこと											
	南殿の櫻のこと											
	行成卿実方中将に冠おとされ給ひしこと											
	三条ノ内大臣殿のこと											
	公助乳にうたること											
	小松ノ内大臣殿賀茂祭見の事											
	安養尼盗に衣とらせし事											
	源義家朝臣の江帥に物学びしこと											
	経信ノ卿三舟に乗られしこと											
	頼政ノ三位の才能のこと											
	道風朝臣の書のこと											
	齊信卿拍子のこと											
	経家馬術のこと											
	袴垂保昌にあふこと											
	重忠長居相撲のこと											
	遣唐使虎を殺すこと											
	行成卿扇合のこと											
	花合											
	兼時敦行競馬のこと											
	鳥羽僧正の絵のこと											
	学生定茂がこと											
	鹿を射損じたる人のこと											
	をこ者己が影に怖るゝ語											
	人のふるまひ											
	人をとりあつかふこと											
	為輔ノ中納言の論											
	人の上いふを誠むべきこと											
	人を諫ること											
	●											

表Ⅱ 『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』
『十訓抄』を収録した教科書の種類数と収録話数

作品名	二一年～三三年 (全二二種)		三四年～四四年 (全二四種)	
	種類数	収録話数	種類数	収録話数
今昔	一四種	六六話	一六種	二五話
宇治	一三種	五九話	六種	八話
古今	一三種	五四話	八種	一四話
十訓	一二種	三六話	一七種	二五話

な変化を見て取ることができる。まず、収録話数を見てみると四作品すべてで減少が見られるが、種類数を見てみると収録話数と同じように種類数を減らした『宇治拾遺物語』や『古今著聞集』に対して、『今昔物語』や『十訓抄』は種類数を増やす結果となっている。

この結果から『宇治拾遺物語』や『古今著聞集』は収録された教科書が減少した上、その章段のバリエーションも減ったと考えられるが、『今昔物語』や『十訓抄』はそのバリエーションは減ったものの、多くの教科書で収録されているため、作品そのものには触れられる機会が増えたと考えられることができる。

このような差異がどのような理由から生じたのか。収録作品の選別に関して影響関係が認められる同時代に制定された法令を次に見ていくことにしたい。

まず「国文学史」が中等教育の学科目として規定された最初の法令として、明治二五年「尋常師範学校ノ学科及其程度」が挙げられるが、その法

令では「第三学年」に「毎週二時」で「文学史ノ大要」を教授することになっていた。また、そこには「片仮名平仮名ノ起源ヨリ国文学ノ発達変遷ノ要略ヲ授ケ古今諸体ノ文章及歌ノ中標準トナルヘキモノヲ講読セシム」と記されているが、「国文学ノ発達変遷」を語るのに、多くの文学作品に影響を与えた『今昔物語』は教授すべきものであったと考えられる。さらに、「古今諸体ノ文章」の「標準」として、和漢混交文の祖としての『今昔物語』は、「国文学史」を教授する上で極めて重要な作品であったと捉えることができる。こうした評価は当然「講読」の教科書における『今昔物語』の収録状況にも関連していったと推測される。

また、中学校に関連する法令としては明治三五年に制定された「中学校教授要目」（以下「要目」）が挙げられるが、その「要目」には「講読」において教授すべき作品の名が記されている。さらにその「要目」以前には、「要目」に直接的に影響を与えた資料として上田万年・高津鋏三郎・小中村義象・芳賀矢一（一八九八・明治三一年）「尋常中学校国語科教授細目」（以下「細目」）があり、またその「細目」の原型をなすものとして、大日本教育会国語科研究組合（一八九四・明治二七年）が示した「尋常中学校国語科の要領」（以下「要領」）があることが、甲斐雄一郎（二〇〇八）によって指摘されているが、その「細目」や「要領」にも教授すべき作品の名が記されている。

まず「要領」から「説話文学」に属する作品を見てみると、「第四学年には藩翰譜十訓抄太平記源平盛衰記の類」と『十訓抄』の名が見えるものの、『今昔物語』の名は示されていない。しかし、「細目」の内容を見てみると、「第三学年級」の近古文の教材として「保元平治物語神皇正統記十訓抄樵談治要ノ類抄略」と『十訓抄』の名が挙げられている。また、「第

四学年級」の中古文の教材として「今昔物語土佐日記落窪物語ノ類抄略」と『今昔物語』の名が挙げられており、この二作品が教科書に収録すべき作品として評価されていたと考えられる。

しかし、明治三四年に制定された「中学校令施行規則」（以下「規則」）によつて「講読」では中古文を扱うことができなくなったため、『今昔物語』が「講読」の教科書に収録されない状況が生まれた⁶⁾。そのため、この「規則」に準じて制定された「要目」には「細目」と同じように「第三学年」で『十訓抄』は教授することになっているが、『今昔物語』の名は削除される結果となっている。

だが、『今昔物語』は「国文学史」という場で教授されることになっただけで、教材としてその価値が失われたわけではなかった。都築則幸（二〇一三a）が示した調査に基づけば、明治三五年以降に検定を通過した国文学史教科書の中で『今昔物語』の文例を収録するものは六種あり、『今昔物語』の文学史的内容とともに、その文例も教授することができる状況があった。

そして「講読」の教科書を見てみると、明治三七年を境に『今昔物語』を収録する教科書が散見されるようになる。例えば丸山正彦・丸井圭次郎『中学国語漢文読本国語の部』巻四上（明治三七年一月一五日訂正再版）には第七課に「技芸の争」という名で「百済川成飛驒工挑語」が収録されている。また同時期に発行された保科孝一『新撰国語読本』（明治三七年二月二〇日初版【※】）には巻六第一六課に「川成と飛驒工」、巻八第一一課に「源博雅朝臣、蟬丸の許に通ふ」が収録されている。さらに東書文庫蔵『新撰国語読本』巻六には「三年級ニ中古文ハイカバ 削」という付箋が貼られているが、「細目」の記述に基づけば、元々『今昔物語』は

「第四学年」程度の教材であったので、付箋はそうした状況を踏まえた内容であるといえる⁷⁾。なお巻八にも同様に付箋が貼られているが、こちらは「許シタシ」とあるだけである。そして明治三八年以降、『今昔物語』の収録に関してその内容を指摘した付箋は見られなくなるため、中古文であつても『今昔物語』は「講読」の教材として適当であると認められていたと考えられるのである。

では、なぜ「規則」によつて中古文は教材として扱えないはずなのに、『今昔物語』は例外的に教材として認められたのだろうか。元々『今昔物語』は後代の文学作品に対して多大な影響を与え、文体の変遷を語る上でも欠かすことのできない作品であつたため、その点から教材としての価値が見出されたと考えられる。しかし、ここでもう一度「要目」の内容を確認してみたい。その「要目」の「本要目実施上ノ注意」「第二項」には次のことが示されている。

教授ハ各学科目固有ノ目的ヲ失ハサランコトニ留意シ相互ノ連絡ヲ保チテ全体ノ統一ヲ図ルヘシ

この項目は他学科との連係を促すものとして捉えられるが、「講読」においては他学科の内容に関する文章を収録することも多い。こうした状況と『今昔物語』を教授することは無関係ではなかったと考えられる。

『今昔物語』は平安時代の庶民の生活を記す史料として、その価値が認められていたことは前述の通りである。また、史実を述べる作品として対比されていたものに『大鏡』があるが、この『大鏡』も『新撰国語読本』巻十第五課に「菅公の左遷」が収録されており、『今昔物語』とほぼ同時に「講読」の教科書に収録が認められた作品として挙げられる。『今昔物語』と『大鏡』とを組み合わせて読めば、平安時代の上流社会の状況が

ら庶民の生活まで、その全体像を掴むことにつながる。この二つの作品が同時期に収録されるように至った背景には、これらの文学作品から平安時代全体の状況を学ばせることができるという意図も想定されるのである。

このように『今昔物語』は「規則」以降も「講読」の教科書に収録されていったわけであるが、表Ⅱの結果も含め、古文教材の収録状況の変化を考えるにあたり、明治三四年の「規則」が一つの契機になっていると考えてよさそうである。当時の国語の教材に関して、高橋龍雄（一九〇一）は次のように述べている。

凡そ明治維新は震天動地の大変遷にして、明治年代に増加せし国語は、到底近古中古に見るべくもあらず、近古中古の国語は大抵廃滅に属せしもの多し。是を以て読本教科書の類は編述者多く自書せざれば、完全なる教材を得る事能はざるべし。（四一頁）

明治三四年以前の「講読」用の教科書には近古文や中古文が多く収録されているため、当時の実情にあった国語を教授することができていないことを批判し、古文教材に関しては「かの古人の文章を抜摘せむ事は、唯文学上の趣味を与ふるまでに止めて、毎卷二三章より多きを要せざるべし」（四一頁）と、古文教材の収録数の制限について触れている。

「規則」の「学科及其ノ程度」「第三條」には、「国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ」と当時日常的に用いられていた言葉「普通文」の教授を重視しようとする姿勢が見えるが、この内容と高橋の発言は合致している。一定の授業時数の中で、「普通文」を重視した教育が行われれば、当然古文教材を減らさざるをえない状況が生まれる。そのため多く収録されてきた古文教材を精選化していく動きが見られるようになったと考えられるのである。

精選化していくにあたって、一つの根拠となりえたのが「国文学史」である。「国文学史」が記す『今昔物語』の文学的・歴史的価値は、そのまま教材としての価値につなげることができる。『宇治拾遺物語』や『古今著聞集』との差別化は、このような状況から生じていったと考えられるのである。

『今昔物語』は歴史科との関連性が見出せ、その点から教材の価値を指摘することができたが、『十訓抄』も他学科とのつながりから教材としての価値を認めることができる。『十訓抄』は「国文学史」のテキストでは教訓性を特徴とした作品として指摘されている。特に岡井慎吾『新体日本文学史』（明治三五年一月一五月初版【※】）では「是実ニ吾国ニテ成レル修身書ノ始ナリ」と述べられており、修身科との関連を意識させる作品となっている。明治三四年以前から道徳的内容が重視される傾向は当然であったものの、「規則」で「文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スル」と国語科の教育目的が文言として明示化されたことは、『十訓抄』の教材化にとって大きな影響を与えたと考えられる。『十訓抄』は修身科との関連性において、その教育的価値が以前よりも高く認められ、多くの教科書に収録されるように至ったのである。

明治期の国文学史教科書には『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』と四つの作品名が挙げられている。しかし、当時の法令に合致し、その教育的価値が認められ、数多く教科書に収録されるように至った作品となると『今昔物語』と『十訓抄』の二作品に絞られてしまう。その理由としては文学的価値だけでなく、それ以外に歴史科や修身科との関連性といった要素も強く働いていたことが推測されるのである。

四 「説話文学」教材の原点

—「児のそら寝」と「絵仏師良秀」を中心に—

今日「説話文学」と呼ばれる作品群は明治期『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』を中心に教材化がなされてきた。今日、多くの教科書に収録が認められる『宇治拾遺物語』『児のそら寝』も明治期に教材化されている。

例えば、朝夷六郎・鈴木忠孝『国文教科書』第三編上（明治二十八年一月二八日訂正）には「児の、搔餅するに、空寝したる事」という標題で作品の収録が認められる。ただし、この教科書は緒言に「第参篇は、上中の巻において、本邦文学史の要略を説き」とあるように、「講読」用の教科書でありながら「国文学史」の教授を意識したテキストの初期のものに当たり、「児のそら寝」はその文例の一つとして収録されている。

また他に、藤井乙男『新編国文読本』巻四（明治三〇年一〇月二二日再版）にも第五二課に「児の搔餅するに空寝したる事」というタイトルで「児のそら寝」が収録されているが、管見のかぎりではあるものの、その後の明治・大正・昭和戦前期に発行された教科書に「児のそら寝」が収録されたものを見つけることはできなかった。

「児のそら寝」は戦前に教材化されてはいるものの、大きな断絶をもち、戦前の状況が戦後の状況に直接影響を与えない作品となっている。教材の変遷を考える上で、こうした教材もあるということには留意すべきであろう。

しかし一方、「児のそら寝」と同じく『宇治拾遺物語』が出典とされ、今日の教科書に多く収録される作品として「絵仏師良秀」が挙げられるが、この教材が教科書に収録されていた状況は「児のそら寝」と大きく異なる。

っている。

「絵仏師良秀」を収録した初期の教科書としては、藤井『新編国文読本』巻三上（明治二十九年七月七日訂正三版）が挙げられ、それ以外の教科書にも多くはないが収録が認められる。しかし、東書文庫に所蔵された吉川編輯所『新体国文読本』巻十（明治三十三年一月三〇日初版【※】）には、第一五課の「絵仏師良秀」に「材料面白カラズ」と書かれた付箋がつけられており、検定を通過した訂正再版本では「絵仏師良秀」は「遣唐使虎を殺す」に変更されている。そしてその後、『宇治拾遺物語』を出典とした「絵仏師良秀」を収録する教科書は認められず、管見のかぎり、垣内松三『国文新編』巻三（大正一五年一〇月一六日初版【※】）の第三一課に「よぢり不動」というタイトルで収録されるまで、『宇治拾遺物語』を典拠とした「絵仏師良秀」は断絶してしまう。

だが、これはあくまで『宇治拾遺物語』を典拠にした場合であり、「絵仏師良秀」は『十訓抄』を出典として明治期収録され続けた。例えば、落合直文『新訂中等国語読本』巻七（明治四二年一月二八日新訂再版）第八課「芸苑逸話」に『十訓抄』を出典とした「絵仏師良秀」が収録されているのが認められる。この後も、大半の教科書で出典を『十訓抄』としながら、「絵仏師良秀」は大正期・昭和戦前期と教科書に収録され続けることになる。また最終的には国定教科書となる文部省『中等国文』五（昭和二〇年一月二四日初版）第一二課に「不動尊の火焰」という名称で「絵仏師良秀」は収録されており、少なくとも明治期末以降「絵仏師良秀」は教材として価値を認められていたことがわかる。

しかし、戦前において「絵仏師良秀」の教材としての価値とは一体何だったのだろうか。大正期末以降は『宇治拾遺物語』が出典として明記され

ることもあることから、『地獄変』とその作者である芥川龍之介によって「絵仏師良秀」の評価に変化が生じた可能性は否定できない。だが、家族や財産を犠牲にしても一つの道を追及しようとする良秀の芸術至上主義的な考え方が明治期にそのまま受け入れられたとは考えにくい。明治三四年の「規則」にも見られたことだが、国語の教育内容に道徳性がさらに求められていく中で、その観点で「絵仏師良秀」を読み解けば、明治三三年の時点で「材料面白カラズ」と検定意見が付されたのも当然であった。

だが、「絵仏師良秀」は別の視点からも読み解くことができる。良秀は「この道を立てて世にあらんには、仏だによく書き奉らば、百千の家も出で来なん」と述べているが、この点を重視すれば、一つのことを探求し、そのことを極めることができれば一代で財を成すことができるという「立身出世」の教えにも読み取ることができる。こうした教訓性を強調すれば、「絵仏師良秀」に教材としての価値を認めることができる。出典が『宇治拾遺物語』ではなく『十訓抄』であるのも、この教訓性に理由があったと考えられるのではないだろうか。

明治三四年の「規則」を境に「説話文学」は『今昔物語』と『十訓抄』が中心に教材化されていくが、出典が『宇治拾遺物語』しかない「児のそら寝」は教材の精選化の流れの中で、一旦、教科書からその姿を失わざるをえなかった。しかし「絵仏師良秀」は『宇治拾遺物語』以外にも『十訓抄』にも収録されていたため、新たな価値づけとともに教材として生き残ることができたと結論づけられる。

このように出典に違いはあるものの、話としては同じものであるため、その内容が広く知れ渡ることにつながった教材は他にもある。例えば『枕草子』『雪のいと高う降りたるを』という作品があるが、同内容のものが

『十訓抄』『香炉峰の雪』として収録されており、これが明治期に教材として読まれていた形跡が見られる。例えば、朝夷・鈴木『国文教科書』第一編上では「清少納言の事」という標題が付けられ、「香炉峰の雪」を読むことができる。明治三四年までは多くの教科書に中古文が収録されており、『枕草子』『雪のいと高う降りたるを』を収録する教科書も見られるが、「雪のいと高う降りたるを」は『枕草子』でなくても、『十訓抄』でその内容を理解した生徒もいたことが推測される。

また「規則」以降、法令の上では中古文が扱えないため、「講読」において『枕草子』の収録数は激減するが、一方で『十訓抄』『香炉峰の雪』はそのまま教科書に収録され続けている。このことは、次のような教育的効果を生んだと考えられる。それは『枕草子』は「国文学史」の中で教授されるしかないが、『枕草子』が収録する内容と同じものを『十訓抄』で教授することによって、『枕草子』に関する学習を『十訓抄』で補填することができたということである。「国文学史」は授業時数が少なく、教授上多くの問題を抱えていた。その中で「国文学史」の内容とつながり、相乗効果を期待することのできる『十訓抄』は、このような点においても重要な作品として位置づけられていたと考えられるのである。

五 「説話文学」教材と芥川

今日「説話文学」として教授されている作品群は、明治期において史料や修身書としての意味合いを持たされ、教授されていたことを指摘した。しかし、和田・永井『国文学小史』では『今昔物語』を「記実の項亦多く、往々史伝の闕を補ふに足る。」としながらも、「然れども、本書の真価が事実よりも寧ろ文学上に存せることは『大鏡』等に於けるよりも更に甚し。」

と、史料としての扱いよりも、文学的価値に重きを置くものも見られる。

また、鈴木暢幸『国文学史教科書』（明治三十六年二月一三月初版【※】）でも、『今昔物語』や『宇治拾遺物語』について「この二書、雑史とは言

ひ難けれども、姑く、この内に加へ置くなり。」と「雑史」としての扱いに疑問を呈するものも認められる。このように『今昔物語』などの作品を「史実を伝えるもの」として扱うのではなく、新たな位置づけを認めようとする萌芽を感じ取ることができる。しかし、こうした考えがさらに展開していくには大正期、芥川龍之介の登場を待たねばならなかった。

芥川の作品も「講読」の教科書に収録されているが、収録された初期の作品としては『蜘蛛の糸』が挙げられ、その名は管見のかぎり、開成館編輯所『新制中等国語読本』巻一（大正一〇年一月七月初版【※】）から見られる。『蜘蛛の糸』の発表は大正七年であるため、教科書への収録はそれほど時間差なく行われている状況である。戦前の教科書で多く収録される芥川の作品は『蜘蛛の糸』になるが、それは『蜘蛛の糸』がもつ教訓性が教材の価値として認められたことが大きかったためである。

一方、大正五年に発表された『鼻』を収録した教科書は吉澤義則『新日本読本』巻四（大正一五年一月五日訂正再版）まで下る。その後、いくつかの教科書で『鼻』を収録する教科書は認められるが、吉田弥平『国文読本』巻二（昭和三年九月二八月初版【※】）に収録された後、教科書に『鼻』が収録される状況は管見のかぎり認められない。しかし、『宇治拾遺物語』を典故とする「禅珍内供」「鼻長き僧」は、三省堂編輯部『中等新国文』巻五（昭和四年七月一三月初版【※】）を始めとして、金子元臣『新編中等国語読本（新制版）』巻九（昭和一八年六月二九日修正再版）に至るまで、昭和戦前期のいくつかの教科書に収録されていくことになる。このよ

うな傾向から、教科書の収録状況における芥川の影響は認められるが、それは芥川の作品を多く収録するといったものではなく、教材の選択基準の一つとして影響を与えたことになる。

また、昭和八年頃から「国文学史」の教科書で「説話文学」という名称が使われるようになり、『今昔物語』などが「説話」として分類されるようになっていく。「説話」や「説話文学」が一つの文芸ジャンルとして、中等教育の現場で一般的に教授されていくには、昭和戦前期の時点まで待たなければならなかったが、丸山林平『中等国文学史』（昭和九年七月一八日訂正再版）では「伝説集として世界に誇るに足るべきものであり、編者の博覧強記には驚くべきものがある。」と『源氏物語』のように世界に誇るべき作品として『今昔物語』が評価されている。このような評価からしても『今昔物語』自体、教育的価値のある説話教材として確立していた状況を読み取ることができる。

一方、都築（二〇一三b）によると、古文教材は大正期、昭和戦前期と徐々に教材の種類を減らし、固定化・精選化の傾向が見られると指摘したが、説話教材に関して、具体的にどのような観点から固定化・精選化が行われたのか、その点については未だ不明瞭な部分がある。説話教材の出現として『十訓抄』が多く取り上げられているところに、一つの基準があるとは考えられるが、今後は具体的に固定化されていく個々の教材を見ていくことで、説話教材が必要とされた理由が明確になっていくように思われる。

〈注〉

1 教科書の内容を引用する場合は検定本に基づくことにするが、検定本が確認できなかった場合には申請本を用いた。なお、申請本には【※】を付した。

2 都築則幸(二〇一三a) 三六頁・三七頁において、中等教育用に発行された「国文学史」の教科書の多くが『日本文学史』の影響を受けていることを指摘している。

3 『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』を「雑史」以外に分類する国文学史教科書には、鈴木忠孝『日本文学史教科書』(明治三三年四月二八日初版【※】)、塩井正男・高橋龍雄『新体日本文学史』(明治三五年一月二七日訂正四版)、畠山健『日本文学史綱』(明治四〇年一月一七日訂正再版)がある。分類の仕方としては『日本文学史教科書』『日本文学史綱』では「物語」とし、『新体日本文学史』では「随筆」としている。ただし、このような分類をする国文学史教科書は極めて少ないといえる。

4 和田万吉・永井一孝『国文学小史』(明治三二年一月二二日初版【※】)、小倉博『国文学史教科書』(明治三七年一月二二日修訂再版)には『撰集抄』『発心集』『沙石集』といった今日「説話文学」の一つとして教えられる作品もその名が見えるが、例としては数少ない。また『国文学小史』では、それらの作品が『方丈記』とともに「随筆」として扱われている。

5 稲垣千穎が編纂した教科書に関しては、菊野雅之(二〇一一)に詳しく記されている。

6 中古文が「講読」の内容から削除された経緯に関しては、八木雄一郎(二〇〇七)に詳しく記されている。

7 付箋には「削」とあるが、検定本である訂正再版本には初版と同じように「川成と飛驒工」が収録されているため、検定意見に従わなくても教科書を発行できた状況をうかがい知ることができる。

〈引用・参考文献〉

竹村信治(二〇〇八a)「今昔物語集と近代メディア―メディアとしての

芥川龍之介」『今昔物語集を読む』吉川弘文館、二二八～二六五頁

三上参次・高津鋤三郎(一八九〇)『日本文学史』金港堂

竹村信治(二〇〇九a)「今昔物語集と近代(下)―学術・小説・教科書

―」『国語教育研究』第五〇号、五七～七七頁

竹村信治(二〇〇九b)「今昔物語集の明治」『説話文学研究』第四四号、

九～二二頁

上田万年・高津鋤三郎・小中村義象・芳賀矢一(一八九八)「尋常中学校

国語科教授細目」『尋常中学校教科細目調査報告』帝国教育会、七～十

七頁

大日本教育会国語科研究組合(一八九四)「国語科研究組合第一回報告」

『大日本教育会雑誌』第一五〇号、二〇～二二頁

甲斐雄一郎(二〇〇八)『国語科の成立』東洋館出版社

高橋龍雄(一九〇一)「中等教育国語教授の実際」『教育学術界』第二卷

第六号、三九～四五頁

都築則幸(二〇一三a)「明治期の中等教育における国文学史教育の実態

とその変遷―教科書の緒言・文例を中心に―」『早稲田大学大学院教育

学研究科紀要』別冊第二〇号(二)、三五～四八頁

都築則幸(二〇一三b)「旧制中学校における国文学史教育の変遷―明治

- 末期から昭和前期を中心に―『国語科教育』第七四集、八六～九三頁
菊野雅之（二〇一一）「古典教科書のはじまり―稲垣千穎編『本朝文範』
『和文読本』『読本』―」『国語科教育』第六九集、八三～九〇頁
- 八木雄一郎（二〇〇七）「『国語』と『古文』の境界線をめぐると対立―『尋
常中学校教科細目調査報告』（一八九八（明治三一）年）における上田
万年と小中村義象―」『国語科教育』第六一集、二七～三四頁
- 竹村信治（二〇〇八b）「今昔物語集と近代（上）―学術・小説・教科書
―」『国語教育研究』第四九号、五七～六八頁

第八章 『平家物語』『木曾の最期』教材化の変遷

一 教材としての「木曾の最期」

『平家物語』は中学・高校ともに多くの教科書に収録されている教材である。『平家物語』の中でも、中学では「扇の的」もしくは「敦盛の最期」の章段が教科書に収録されており、一方、高校の「国語総合」では多くの教科書に「木曾の最期」が収録されている。しかし、このような状況に至るまでの変遷についてはあまりよく知られていない。『平家物語』は戦前から多くの国文学者によってその文学的価値が見出され、現在に至るまで一つのカノンとして受け継がれてきたとされている¹⁾。確かに戦前の国語教科書（読本）や国文学史の教科書を見ると、『平家物語』は多くの教科書に収録されてきたことがわかる。しかし『平家物語』といっても、『平家物語』のどの章段がどの程度収録されているのか、その具体的な状況については未だ不明な点も多い。

そこで、本章では「木曾の最期」に焦点を当て、戦前における「木曾の最期」が教材としてどのような変遷を遂げてきたのか具体的にみていくことにしたい。現代においては「木曾の最期」は木曾義仲を中心に、愛する巴御前との別れや、乳母子である今井兼平との最期の別れなどから、戦争というものの悲惨さや、巴に対する愛情、兼平との絆などについて読み取る教材として扱われている。しかし、「木曾の最期」は戦前も現代と同じような教育的価値を有する教材であったのだろうか。教科書に収録される本文の差異や指導書に見られる記述などから、戦前「木曾の最期」に教育的価値として何を求めたのか、そのことについて考察していくことにする。

二 戦前における「木曾の最期」教材化の変遷

田坂文穂（一九八四）『旧制中等教育国語科教科書内容索引』を参考に、検定を通過した教科書を中心に「木曾の最期」の収録状況をまとめたのが、表Iである。索引から「木曾の最期」を収録したことがわかる教科書は一七種に上る。『平家物語』の他の章段である「旧都の月」や「小原御幸」といったものと比べると、一七種というのはそれほど多い印象を受けないが、時代的に見ると明治期から昭和戦前期まで収録されている状況がわかる。

しかし、本文の出典に関しては大きな異同が見られる。まず明治期の状況を見てみると、ここでは「源平盛衰記」の本文を用いるのが主流となっている。また、収録される部分は前後多少のずれはあるものの、ほぼ同一の部分から収録されている。収録された「栗津合戦」の本文には、義仲と兼平とのやり取りと二人の最期が記されている。「源平盛衰記」では「栗津合戦」の前章段に、義仲と巴とのやり取りと逃げ落ちた巴の後日談が記されており、「栗津合戦」で巴は全く登場しない形を取っている。よって「木曾の最期」が教材として登場してきた当初は、義仲と兼平との関係だけに焦点を当て、その関係を読み解いていく教材になっていたのである。その後、大正期に入るとその出典にも変化が見られるようになってくる。⑫の教科書では「源平盛衰記」ではなく、現在の教科書で用いられている本文とほぼ同一の『平家物語』流布本の本文が用いられている。しかし、⑫の例言には次のように記されている。

本書は、本書の材料が、中学校における現行読本の、第四学年級以下

の材料と重複せざらむことを期したり。随つて第五学年級用として、
いづれの読本に連続して使用せらるゝも妨げなし。

この例言からすると、この教科書では他の教科書で用いられてきた作品は基本的に収録しないことになる。当時『源平盛衰記』と『平家物語』は別の作品として考えられていたため、『平家物語』によって「木曾の最期」を取り上げるといふことは、他の教科書との重複を避けるための措置であり、異例な方法であったと考えられる。しかし、収録された本文を見てみると、巴が戦場から去つた後、残り二騎となつた義仲と兼平とが話し合う場面からとなつており、ここでも巴の活躍を見ることはできない。この点から、この時点ですでに「木曾の最期」という教材は義仲と兼平との関係を読み取るものであるという考えが定着していたと推測されるのである。

⑫の教科書では異例であつた『平家物語』の本文であるが、それが主流となつていくのはいつ頃になるのか。その境を示すものとして重要視されるのが⑬の教科書である。⑬は初期の段階では「源平盛衰記」の本文を用いており、大正七年一月に刊行された修訂再版までその本文が使われている。しかしその後、大正一〇年一〇月に刊行された校訂版の⑭aでは『平家物語』流布本の本文が使用されている²⁾。⑭ではまだ「源平盛衰記」の本文を用いており、『平家物語』の本文が主流となるには昭和初期まで待つ必要があるが、大正後期を境に「源平盛衰記」から『平家物語』へと出典が移つていくことがわかる。このような変化が起きてくるのは、おそらくは「源平盛衰記」が『平家物語』の一諸本であるという認識が浸透してきたためであると考えられるが、この点に関しては他の章段でも同様のことが指摘できるのか調査を行う必要がある³⁾。

こうして現在の形に近い本文が収録されていったわけであるが、その本

文には特徴的な点がある。⑭aに収録された本文には次のようにある。

そこを破つて行く程に、土肥次郎実平二千余騎にて支へたり。そこをも破つて行く程に、あそこにては四五百騎、ここにては二三百騎・百四五十騎・百騎許が中を、駆破り駆破り行く程に、木曾殿・今井四郎、ただ主従二騎になりぬ。

流布本の本文では傍線部の後に、巴に関する記述があるのだが、この本文では巴についての記述を一切収録しない形を取っている。⑮・⑯では傍線部の後に、「主従五騎にぞなりにける。五騎が中までも巴は討たれざりしが、その後物具脱ぎ捨て、東国の方へぞ落ち行きける。手塚ノ太郎討死す。手塚ノ別当落ちにけり。」という本文が続き、ここでは巴の活躍は示されない。⑰では傍線部の後「主従五騎にぞなりにける。さる程に木曾殿、今井四郎、たゞ主従二騎になつてのたまひけるは、」と記し、不自然さを残す文脈となつている。また「木曾の最期」は章段の冒頭に巴に関する記述があるが、その部分も削除され、「木曾は長坂を経て」の一文から教科書の本文は始まつている。大正後期から昭和初期にかけて「木曾の最期」は『平家物語』流布本の本文で読まれるようにはなつた。しかし、その本文は意図的に巴の存在を抹消しようとした形跡が残る本文となつていたのである。

「源平盛衰記」では「栗津合戦」の章段にそもそも巴が登場しないため、義仲と兼平との関係が話題の中心になつていくのは当然であるといえる。しかしその後、『平家物語』流布本の本文が用いられるようになってからも、巴の記述をあえて削除していく方法が取られていった。出典は違えど、戦前における「木曾の最期」は義仲と兼平との関係に焦点を当て、そのことを読み解く教材として作り上げられていったのである。

三 戦前における義仲と巴の人物像に関して

「木曾の最期」は明治期から中学校の教材として収録されてきた。大津雄一（二〇一〇）によれば、義仲は江戸期まで朝敵、叛臣として捉えられているが、明治期に入ると英雄として讃えられるようになったとされている。また、特にそのイメージを広く世間に浸透させた者として山路愛山が挙げられるとしている。そしてその愛山によって、義仲は尊王の精神を有しながらも古い価値観や秩序を破壊する英雄としてイメージされていくようになるのである。愛山は明治四二年に『源頼朝』を発表し、その中の「源義仲論」で義仲について語るようになるが、さらにその影響を受け、芥川龍之介も明治四三年に「義仲論」を書くことになる⁽⁴⁾。

しかし、愛山や芥川が義仲を擁護する以前から、すでに「木曾の最期」が教材として広く読まれていたことは注目に値する。「木曾の最期」を読めば、兼平との関係から情愛のある義仲の姿を見出すことは難しくない。一般の人々が義仲を好意的に捉えるきっかけとして教材「木曾の最期」は有効に働いたと考えられる。英雄として義仲を受け入れる下地はすでに形成されており、愛山や芥川の論はそうした状況の上で作り上げられていたものとして捉えることができるのである。

一方、「木曾の最期」は元々「源平盛衰記」の「粟津合戦」の本文を収録する形で教材化されていったため、そもそも巴が登場する形にはならなかったのは前節で示した通りである。しかし、その後も「木曾の最期」では積極的に巴について記述していかなかったのには、巴の人物像そのものにも原因があったと考えられる。戦前当時、巴はどのような人物としてイメージされていたのか、「粟津合戦」の前章段に当たる「巴関東下向」の

記述に基づいてさらに考察していきたい。

「巴関東下向」で示される巴との別れに際し、義仲は次のように述べている。

義仲モ運尽タレバ、何者ノ手ニ懸、アヘナク犬死センズラン。日来ハ何共思ハヌ薄金ガ、肩ヲ引テ思也。我討レテ後ニ、『木曾コソ幾程命ヲ生ントテ、最後ニ女ニ先陣懸サセタリ』ト、イハン事コソ辱シケレ。汝ニハ暇ヲ給。疾々落⁽⁵⁾下

ここでは、死を覚悟した義仲が武士としての名誉を守るために巴に暇を与えようとしたことになっている。「日来ハ何共思ハヌ薄金ガ、肩ヲ引テ思也」と兼平に対して吐露した弱音がここでも述べられているが、その点を除いて『平家物語』流布本の内容との間に大きな違いは見られない。しかしこの後、巴が「首ヲ一所ニ並ベン」と自身の心情を訴え、落ち延びていかないことを見た義仲は次のように述べる。

誠サコソハ思ラメ共、我、去年ノ春、信濃国ヲ出シ時、妻子ヲ捨置、又再不見シテ、永キ別ノ道ニ入ン事コソ悲ケレ。去バ無ラン跡マデモ、此事ヲ知セテ、後ノ世ヲ弔バヤト思ヘバ、最後ノ伴ヨリモ可然ト存也。疾々⁽⁶⁾落テ信濃ヘ下、此有様ヲ人々ニ語レ。

この記述からすれば、義仲も巴とともに死を迎えることに対しては否定的ではない。しかし、信濃国にいる義仲の妻子にその死を伝えるために、巴は生き残ることになる。また、後日談として巴は頼朝によって首を切られそうになるが、和田義盛にその命を救われ、義盛の子、朝比奈義秀を産むことになる。だが、こうした巴の状況は、戦前の価値観からすると、極めて問題のあるものとして見えてくる。「源平盛衰記」の巴は、主の義仲とともに死を迎えることができず、さらに義仲死後、別の男との間に子ども

もをもうけている。兼平のように主の後を追って自害することもなく、「貞女は二夫に見えず」という考えからも逸脱している巴の状況は、その当時認めがたいものであったと推測される⁶⁾。「源平盛衰記」に見られる巴は、決して貞女とはいえず、そのような人物をあえて教科書の本文に登場させる必要はなかったと考えられるのである。

しかし、昭和初期になると『平家物語』流布本の本文が教科書に収録されるようになる。そこでは部分的ではあるが、巴の名が記されることもある。昭和初期になって、巴の人物像はどのように変化したのか。昭和初期に発行された指導書である藤村作・久松潜一（一九三二）『平家物語抄教授参考書』には次のようにある。

義仲は負けたが、一言も愚痴をいつてゐない。寵姫巴に至つては平家物語の女性中唯一の豪傑である。義仲に別れる際の彼女は、維盛が妻子との別離に際して涙を流したのに対して、これはその気ぶりさへ見せてゐない。それ所か、「木曾殿に最後の戦して見せむ」といつて、敵将の首をねぢ切つた程の勇婦である。（四頁）

ここに見られる巴は、「源平盛衰記」の記述を踏まえた巴ではなく、あくまで流布本に登場する巴について述べているものである。『平家物語』流布本では、義仲の妻子に関する記述が一切なく、巴が落ち延びた後どうなったかについては記されない。「源平盛衰記」で見られた巴の役割は、流布本においては極めて希薄なものになっているため、非難されるべき巴の人物像は見えてこないものである。そして、その代わりに御田師重との戦いに焦点を当て、「豪傑」「勇婦」と評される勇猛果敢な人物として描かれるようになる⁷⁾。『平家物語抄教授参考書』には次のようにも述べられている。

此段（「木曾の最期」…引用者）も平家物語の特色を有する文章である。巴との別離の如きも、項羽の如く感傷的ではなくて甚ださつぱりしてゐる。容顔美麗な彼女は、その愛人との別れに対して、紅涙を潜々と流す代りに、「あつぱれよからう敵の出で来よかし。木曾殿に最後の軍して参せん」と豪語して、相手の首をねぢきつた。平家十二巻中、唯一の痛快なる女性である。（四一頁）

これら指導書の記述では、愛する者との別離の際、惜別の涙を流す維盛や項羽よりも、別れに固執しない巴の姿を評価している。こうした評価も戦前独自の価値観に基づいたものであると考えられる。当時の社会状況から考えれば、愛する者との別れに感傷的になることを是としてしまえば、戦地に赴く男の決断を鈍らせることにつながってしまう。一方、巴は男性を引き止めるような別れをせず、戦を肯定し、その戦の中で相応しい別離の仕方を体現しているのである。「源平盛衰記」からの影響があるため、巴について積極的に記述することは難しいが、「源平盛衰記」から『平家物語』流布本へと出典の主流が移っていくにつれて、巴の名を記した程度であれば、そうした本文を収録する教科書が見られるようになっていく。それは、巴の姿に昭和初期における女性のあるべき姿を重ね合わせていった結果によるものとして考えられるのである。

四 古典教材における教育的価値の曖昧さ

戦前において、「木曾の最期」という教材は義仲と兼平との別れを中心に、主従関係のあるべき姿を教え込むための教訓的教材であった。だからこそ、貞女となりえない巴は決してその本文には登場してこなかったのである。また、昭和戦前期に限っていえば、勇猛果敢に戦う巴に戦時中の女

性のあるべき姿を重ね、そこに教材の価値が見出されることもあった。「木曾の最期」は元々そういったことが教育の目的として掲げられた教材であったのである。

一方、昭和戦前期における巴の人物像があったためか、戦後直後の教科書には巴の記述を削除するものが散見される。昭和三十一年六月に明治書院から発行された『高等国語平家物語抄』では、前節で引用した本文の傍線部の後、(中略)と示し、巴の記述を削除している。また同年に同じ明治書院から発行された『新編平家物語抄』(昭和三十一年六月)でも、巴についての記述はあるが、「なほ落ちも行かざりけるが、あまりに強ういはれ奉つて、そののち物の具脱ぎすてて、東国の方へぞ落ち行きける。」と、巴と御田師重との戦いが消された本文が収録されているものが見られる。また、現在の教科書の収録状況を見ると、義仲と兼平との場面のみを収録する教科書も存在する⁽⁶⁾。

しかしこうした状況の中、戦前における「木曾の最期」のイメージがすべて払拭された上で、「木曾の最期」が教授されているのかといえれば疑問が残る。義仲と兼平との間に「深い絆で結ばれ合う人間愛」というテーマを導き出したとしても、それは二人の主従関係から生じたものである。元々「木曾の最期」という教材は忠君愛国の精神を植えつけるための物語であった。そうした歴史的背景を理解せず、またテキストに潜む権力性に対して無自覚であれば、「木曾の最期」は特定の思想を教え込む教材として危険性を孕むことになる。

本章では「木曾の最期」を中心に考察を行っていったが、他の古典教材でもこうした問題が内包されている可能性がある。戦前から途切れることなく教科書に収録され続けてきた教材は多数ある。しかし、戦前に特定の

目的のために教材化された作品が、その目的を見失い、教材としての価値が曖昧になってしまっているのにもかかわらず、現在も教材として生き残り続けているものがあるのではないだろうか。戦前から教科書に収録されている教材がどのように変遷し、固定化するに至ったのか。その具体的な状況を調査することは、現在の古典教材に見られる問題の根本を明らかにすることにつながっていくと考えられる。

〈注〉

1 ハルオ・シラネ(一九九九)四一七頁。

2 沼澤龍雄(一九三七)は『平家物語』は扱った本によって異同が多く見られるので、学習するにあたって注意すべきであると指摘し、次のように記している。

故に学習の基礎としてこれ等諸本のいづれを選ぶかは、他の古典に於ける場合よりは特に注意を要する。これ等多数の諸本はそれ〴〵特色があつて、優劣良否の批判は観点の相違から学者間に異論があるが、まづ所謂「流布本」を基礎にするがよい。(五八頁)

このような記述から、昭和戦前期において『平家物語』を読む際には、流布本を用いることが推奨されたことがうかがえる。

3 デイヴィッド・バイアロック(一九九九)は次のように述べている。

新しいテキストのうち最も重要なものの一つが、一九二九年に二巻本で出版された岩波文庫版『平家物語』である。このテキストは、これより前に画期的な校合を発表し、『平家物語』の主な

異文すべてを研究した山田孝雄（一八七三—一九五八）によって編集された。この版を編集するにあたって山田が公けにした目的の一つは、「覚一本」を一般読者に広く提供するということであった。その後、このテキストはカノンとして定着する。（一四二頁）

こうした指摘がある一方、教科書に収録された「木曾の最期」の出典を見ると、覚一本の本文が教科書に収録されていくのは「日本古典文学大系」が刊行されてから後のことである。岩波文庫版『平家物語』が一般読者に対して影響力を持ったことと、一般的に読まれる本文が覚一本の本文になっていったこととの間にはずれが見られる。覚一本がカノンとして定着するまでには四〇年近くの歳月がかかっており、山田孝雄の研究以外にも、覚一本に関連する多くの研究が覚一本のカノン化に影響を与えたと考えられる。

4 芥川龍之介「義仲論」には次のように記されている。（本文は『芥川龍之介全集 第二十一巻』（岩波書店）に拠った。）

兼平彼の討たるるを見て怒髪上指し奮然として箭八筋に敵八騎を射て落し、終に自ら刀鋒を口に銜み馬より逆に落ちて死す。（一二頁）

義仲が討たれた後、八本の矢で八騎射落とすというのは「源平盛衰記」に見られる表現であり、芥川自身「源平盛衰記」の表現に基づいて義仲の人物像をイメージしていったことがわかる。

5 本文は美濃部重克・榊原千鶴（二〇〇一）『源平盛衰記（六）』（三弥井書店）に拠る。

6 時下米太郎（一九三七）は小宰相の最期について次のように記して

いる。

小宰相は夫通盛の陣没の報を得て一蓮托生を祈りつゝ身を投げたもの、「貞女は一夫に見えず」と激賞されたのも至当である。（五三頁）

戦前のこのような考えからすれば、巴の生き方については否定的な評価が下されたと考えられる。

7 『中等国文』四（女子用）（昭和一九年九月一三日）には「巴の勇戦」という章段名で「源平盛衰記」の「巴関東下向」が収録されている。ただし、本文は和田義盛との話が省略される形になっており、巴の人物像が「豪傑」や「勇婦」といった部分に焦点化される編集が行われている。

8 戦後の国語教科書における『平家物語』の各章段の収録状況については、勝木宏（二〇〇八）が詳しく調査している。その調査結果を見ると「木曾の最期」は昭和三五年以降、急激にその収録数が増えいき、現在までその状況が続いているようである。また、出典に関しては戦前の流れを引き継ぎ、初期の段階では流布本が主流であるが、それも昭和四六年を最後にして、その後はほとんどの教科書が覚一本の本文を用いていると指摘されている。

〈引用・参考文献〉

ハルオ・シラネ（一九九九）「カリキュラムの歴史の変遷と競合するカノン」『創造された古典—カノン形成・国民国家・日本文学』新曜社、三九五—四三七頁

田坂文穂（一九八四）『旧制中等教育国語科教科書内容索引』教科書研究

センター

沼澤龍雄（一九三七）「平家物語を学ぶ人のために」『国文学 解釈と鑑賞』第二卷第三号、五八〜六二頁

デイヴィッド・バイアロック（一九九九）「国民的叙事詩の発見―近代の古典としての『平家物語』」『創造された古典―カノン形成・国民国家・日本文学』新曜社、一二八〜一七五頁

大津雄一（二〇一〇）「木曾義仲再誕―野蛮と純朴―」『武蔵野文学』五八集、二〜七頁

時下米太郎（一九三七）「『平家』構想の一考察」『国文学 解釈と鑑賞』第二卷第三号、五〇〜五三頁

藤村作・久松潜一（一九三二）『平家物語抄教授参考書』山海堂出版部

勝木宏（二〇〇八）『平家物語の戦後における享受史―教科書・マンガ・

テレビなどについて―』早稲田大学大学院教育学研究科修士論文

大津雄一（二〇〇三）「義仲の愛そして義仲への愛」（『新しい作品論』

へ、〈新しい教材論〉へ）『古典編二 右文書院』三〇四〜三二七頁

厚母充代（二〇〇〇）『問題領域』の問い深めを軸とした古文学習』『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第四六卷第二部、一九〜二四頁

表Ⅰ 戦前における「木曾の最期」収録状況一覧

番号	書名	巻数	作・著 ・編者	発行年月日 (検定を通過したもの)		発行年月日 (初版)	出典	タイトル	課数
①	新編国文読本	3上	藤井乙男	明治29年 7月7日	訂正三版	明治28年 5月1日	源平盛衰記	栗津野の露	38
②	中学国文	8	今泉定介 小中村義象	奥付なし	不明	明治29年 2月21日	平家物語 ^{※3}	栗津合戦	12
③-1	中等教育国文 読本	9	大塚彦太郎	明治32年 4月13日	初版	明治32年 4月13日	源平盛衰記	栗津合戦の事 一	6
③-2								同 二	7
④	新体中学国文 教程	7	大町芳衛 上山敏	明治33年 8月4日	訂正	明治32年 4月4日	源平盛衰記	栗津の原	11
⑤	新体国文読本	6	吉川編輯所	明治34年 3月18日	訂正再版	明治33年 11月30日	平家物語 ^{※3}	栗津合戦	15
⑥	国語新読本	5	塩井正男 大町芳衛	明治36年 2月25日	訂正四版	明治35年 2月1日	源平盛衰記	栗津原の合戦	5
⑦	中等教科国語 漢文読本	4上	育英社編輯所	明治36年 11月12日	訂正再版	明治36年 1月4日	源平盛衰記	栗津の原	16
⑧	中等国文新読 本	7	大町芳衛	明治37年 1月28日	再版	明治36年 1月22日	源平盛衰記	木曾義仲の最期	8
⑨	訂正 中学国 語読本	4	三土忠造	明治40年 9月25日	訂正四版	明治34年 12月6日	源平盛衰記	栗津が原	42
⑩	新体国語教本	7	藤岡作太郎	明治41年 12月15日	訂正再版	明治41年 10月2日	源平盛衰記	兼平最期	9
⑪	新撰国語読本	7	佐々政一	大正2年 1月3日	訂正	大正1年 10月26日	源平盛衰記	兼平最期	19
⑫	中等国語読本	上	上田万年 内海弘蔵	大正4年 12月1日	訂正再版	大正4年 9月5日	平家物語	木曾の最期	30
⑬	中等教科国語 読本	8	新村出	大正6年 10月20日	初版 ^{※1}	大正6年 10月20日	源平盛衰記	栗津原	15
⑪ a	校訂 新撰国 語読本	6	佐々政一 (補) 大町芳衛 武島又次郎 杉敏介	大正10年 10月3日	校訂	大正6年 10月28日	平家物語	木曾の最期	6
⑭	改訂 中等国 語教科書	10	吉澤義則	大正12年 12月18日	訂正再版	大正12年 10月30日	源平盛衰記	兼平最期	18
⑮	純正国語読本	6	五十嵐力	昭和4年 8月13日	初版 ^{※1}	昭和4年 8月13日	平家物語	木曾殿の最期	15
⑯	帝国新国文	6	藤村作	昭和8年 1月17日	初版 ^{※1・2}	昭和8年 1月17日	平家物語	木曾殿の最期	21
⑰	国文	6	久松潜一	昭和15年 8月31日	初版	昭和15年 8月31日	平家物語	木曾殿の最期	12

番号	本文
①	去年六月に、木曾、北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、今四ノ宮河原を落ちけるには、～兼平自害の後は栗津の軍もなかりけり。
②	去年 寿永二年 六月に、木曾北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、今、四宮河原を落ちけるに、～馬より逆さまに落ち貫きてぞ死にける。
③-1	範頼は、勢多の手に向ひ給ひたりけれ共、橋は引れぬ、～終に生捕りにけり
③-2	去年六月に、木曾北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、今四宮河原を落けるには、～兼平自害して後は、栗津の軍も無りけり
④	木曾義仲北陸道を上りし時は、五万余騎ときこえしに、今四宮河原を落ちけるには、～兼平自害の後は、栗津の軍もなかりけり。
⑤	寿永二年六月に、木曾、北陸道を上りしには、五万騎と聞えしに、今、四宮河原を落ちけるに、～馬より逆さまに落ち、貫きてぞ死にける。
⑥	去年六月に、木曾、北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、今四ノ宮河原を落ちけるには、～兼平自害の後は、栗津の軍もなかりけり。
⑦	木曾義仲、北陸道を上りし時は五万余騎ときこえしに、今、四宮河原を落ちけるには、～兼平自害の後は、栗津の軍もなかりけり。
⑧	木曾義仲、北陸道を上りし時は、五万余騎ときこえしに、今四宮河原を落ちけるには、～兼平自害の後は、栗津の軍もなかりけり。
⑨	去年六月に、木曾北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、今、四宮河原を落ちけるには、～馬より逆さまに落ち貫きてぞ死にける。
⑩	去年六月に木曾北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、四宮河原を落ちけるには、～馬より逆さまに落ち貫きてぞ死にける。
⑪	去年六月に、木曾、北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、四宮河原を落ちけるには、～馬より逆さまに落ちければ、太刀に貫かれてぞ死にたりける。
⑫	木曾殿、今井の四郎、たゞ主従二騎になつてのたまひけるは、～馬よりさかさまに飛び落ち、貫かつてぞうせにける。
⑬	去年六月に木曾、北陸道を上りしには五万余騎と聞えしに、四宮河原を落ちけるには、～馬より逆様に落ち貫きてぞ死にける。
⑭ a	木曾は長阪を経て丹波路へとも聞ゆ。～馬より倒に飛落ち、貫かつてぞ失せにける。
⑭	去年六月に、木曾、北陸道を上りしには、五万余騎と聞えしに、四宮河原を落ちけるには、～馬より逆様に落ち、貫かれてぞ死にたりける。
⑮	木曾は長阪を経て丹波路へとも聞ゆ。～馬より逆さまに飛び落ち、貫かつてぞ失せにける。
⑯	木曾は長阪を経て丹波路へとも聞ゆ。～馬より逆さまに飛び落ち、貫かつてぞ失せにける。
⑰	木曾は長阪を経て丹波路へとも聞ゆ。～馬より逆さまに飛落ち、貫かつてぞ失せにける。

○『旧制中等教育国語科教科書内容索引』を参考に、『検定済教科用図書表』（四）～（九）で認可を受けたことが確認できる教科書で一覧表を作った。また、索引のみに記載のある②、⑰についても項目を設けた。

○改訂し、複数回検定を通過した教科書は最初に「木曾の最期」を収録したものを挙げることにする。なお、複数回改訂されたものとしては⑩、⑪、⑮があるが、⑩、⑮に収録された「木曾の最期」に関しては大きな異同はない。ただし、⑪には大きな異同が見られたため、異同のあった教科書で立項した。

※1 検定を通過した版の教科書を確認できなかったため、初版本を用いた。

※2 認可を受けた校種として確認できるのは実業学校である。

※3 教科書に記載された出典名は「平家物語」であるが、実際の本文は「源平盛衰記」である。

第九章 戦前における古典教育の方法―伝統的な言語文化をどう教えたのか―

一 戦前の古典教育の方法に関して

戦前の教科書を見ると、『太平記』や『神皇正統記』、『義経記』など例を挙げればきりが無いほど、多くの種類の古典教材が収録されている。確かに『太平記』や『神皇正統記』といった作品は忠君愛国の意識を植えつけるための教材として用いられた一面があり、戦前の教科書の極めて大きな問題として捉えられている。

だが、小笠原拓（二〇〇四）は次のように述べている。

それぞれの教科書が有する特質が形成される背景を「政府や産業界、宗教団体や政党、それに国際環境」および「軍部」といった大きな権力構造によって説明する従来の研究は、分析の対象が権力による圧力を象徴する部分に偏る傾向を有していた。一方、教科書の内容を豊かにしたり、わかりやすくしたりするために行われてきた現実的な工夫の跡については、十分な分析や評価がなされてこなかった。しかし過去の教育のあり方を実践に即して解明するためには、教材の提示の仕方や叙述の方法といった具体的な特質を無視することはできない。（一五四頁）

戦前の教科書といえ、その内容を権力構造の枠組みの中で把握しようとする傾向が強く、個々の教育方法に関する研究は積極的に進められてこなかったと指摘される。しかし一方で、戦前の教科書の緒言を見ると、現在古典教材として取られている中古文や中世文、さらに漢文は、明治時代からどう学習者に理解させていくか問題になっていたことがわかる。このことは、今日の古典教育の問題にもつながってくることである。

そこで本章では、戦前の教科書に見られる古典教育の方法を具体的に取り上げ、考察していくことにしたい。

二 教材を連関させる方法

『高等学校学習指導要領解説 国語編』（二〇〇九）「第1節 国語総合」「4 内容の取扱い」には古文の教材として能が挙げられている。しかし、能が今日の教科書に収録されるというのは極めて珍しい。だが、戦前の教科書を見ると、明治三四年以降、能は多くの教科書で収録された教材として見えてくる。

明治三四年『中学校令施行規則』で「国文学史」が国語の学科目として設定されるが、能はどの「国文学史」の教科書にも収録される教材であった。元々、「国文学史」は国民性の涵養が期待された科目であるので、例えば忠君をテーマとして読み取ることのできる『鉢木』といった作品が主に収録されている。しかし、それ以外にも『熊野』や『船弁慶』といった『平家物語』や『義経記』に関連のある作品も収録されており、また講読の教科書には『安宅』や『夜討曾我』といった作品まで収録されている。

戦前の教科書には、『平家物語』は勿論のこと、『義経記』や『曾我物語』も多く収録されているため、それらの能はその原典となる作品と関連づけられて読まれていたと考えられる。こうした教材同士の関連の強さは、戦前の教科書の特徴ともいえるが、このような方法によって、作品理解が深まることを想定していたのである。

また、教材同士を組み合わせる読むという方法は、能以外では、特定の

古典教材の前後にそれに関連する解説文を配列するといった形で見られる。例えば、『新定国文読本』（昭和三年一月一日訂正再版）巻五では第三〇課に『徒然草』「つれづれなるまゝに」を置き、その次に生田春月の「兼好法師論」を収録するという方法を取っている。他に『改新帝国読本』（昭和五年二月八日訂正再版）巻七では、第九・一〇課に『平家物語』「小松内府」が置かれ、第一課に五十嵐力の「平家物語論」、そしてその後には自修文として菊池寛の「俊寛」が配列されている。

五十嵐力の「平家物語論」は『新国文学史』が出典であるが、こうした解説文によって前後に収録された古典作品の文学的価値が明らかになるため、学習者側から見れば、なぜこの古典作品を読むのか、その意図が理解しやすくなると考えられる。

幸田国広（二〇〇八）は一九五二年に発行された『新国語 文学三改訂版』を例に挙げ、次のように述べている。

「源氏物語」は、池田亀鑑の解説文にはじまり、「桐壺」冒頭の現代訳とあらずじを経て、ようやく原文が登場する。さらに原文には豊富な注が付されている。現行の、原文だけが登場する教科書のあり方と比較して、はたしてどちらが学習者に古典への接近を促すのだろうか。むしろ、安易な原文主義批判は古典教育否定へと結びつく。たしかに、あらずじや現代語を読むだけでは古典を読んだことにはならない。しかし、活用できるものはふんだんに使って、再び古典のことに立ち戻るといふ方法は、文法解説と語釈を経て訳語に置き換えるという古典の授業のルーティンから抜け出し、新たな〈出会い〉をプロデュースする可能性に富んでいるとはいえないだろうか。（二五〇・二五一頁）

ここでは『源氏物語』を例に挙げ、教材の工夫により従来の古典教育の方法を乗り越える可能性を示唆しているが、戦前でも学習者の理解を促進させ、深めさせる工夫は積極的に行われていた。特に、ある古典作品に対して解説文を付すといった方法はよく用いられていたのである。

『徒然草』や『源氏物語』など、教科書に収録されている古典作品には文学的価値があることが前提となっている。しかし、生徒にとって見れば『徒然草』や『源氏物語』を読む際、なぜそういった作品を授業で読むのか、その必然性が見出せないのも不思議ではない。いきなり古典作品を読ませたところで、その文学的価値を理解できる生徒はどれだけいたのだろうか。学習者と古典作品との乖離を埋めるために、様々な解説文を駆使する方法は効果のあるものとして見えてくる。

三 古文と漢文との組み合わせ

戦前における古典教育の工夫は漢文にも見られる。石毛慎一（二〇〇九）によれば、明治三五年から明治四四年は漢文劣位期とされ、国語科の実質的な増強を図ったために、漢文の時間が激減した時期とされている¹⁾。しかし、漢文の授業時数が減少していく中、学習者に漢文を理解させるために様々な工夫が行われたことが、当時の教科書からうかがい知ることができる。例えば、『中等国語漢文読本』（明治三十七年二月六日修正再版）緒言には次のことが記されている。

漢文は、国文と其の語脈を異にせるが故に、はじめ、これを講讀するものにおいて、頗る困難なりとす。然れども、教授の方法教材の如何によりては、其の困難の度を減じうべきや、明かなり。本書、又特にこゝに意を用ひたり。（中略）第四卷以下には、国文と其の訳漢

文との、共に大家の筆に成れるものを対照して出せり。

この教科書では生徒の理解を促すために古文（国文）との連係を教育方法として積極的に取り入れている。例えば『中等国語漢文読本』巻五には第二三課に「仁和寺僧并譯漢文」という教材が収録されているが、その訳漢文とは次のようなものである。

仁和寺僧、嘗設_レ宴。一僧醉甚、取_二小鼎_一蒙_レ首、壓_レ鼻纒入。乃婆然起舞。一座鼓_レ掌大笑。舞罷、欲_レ脱_レ鼎不_レ得。面腫滿_レ鼎、血涔涔下。衆蒼黃欲_レ毀_レ鼎、痛楚不_レ可_レ勝。徑謀_二之醫_一、亦束_レ手。乃還_レ寺、衆環視無_レ策。一人曰、極_レ力脱_レ之、縱失_二鼻耳_一、猶不_レ至_レ死。衆齊_レ力挽_レ之、乃脱。鼻耳皆墜、僅得_レ免_レ死。

これは『徒然草』第五三段「これも仁和寺の法師」を漢文に訳したもので、青山延光の作とされる。こうした文を古文の本文と対照できるように配列することで、漢文に対する抵抗感をなくし、学習者の理解を促す狙いが見られる。

古文と漢文とを組み合わせさせて読解を行うということは、同内容を読むことになるため、この教材は内容的な理解を求めるといよりは、漢文独特の文法事項を理解させ、漢文を読む力を育成することに重点が置かれた教材として見ることが出来る。

また、古文と組み合わせせて、一度古文で理解した内容を漢文で繰り返すのであれば、その苦手意識も軽減できる。古文と対照することで文体の違いを意識的に学び、漢文法の学習を促進させることもできると考えられるのである。

一方、古文そのものにも学習者の理解を促す方法が取り入れられている。「仁和寺僧并譯漢文」の古文の冒頭は次のように記されている。

むかし、仁和寺のわらはの、法師にならんとする別れとて、酒宴を設けたりけるに、その童、酔ひて心浮き立つまゝに、側らなる足鼎を取りて、しひて、頭にかぶりて舞ひ出でたれば、満座、興に入ること限りなし。

この本文は『徒然草』第五三段のものではあるが、原文通りの表記ではない。かなり手を加え、近代文語文のような体裁を取っている。この教科書の緒言には「名流大家の文といへども、改竄を加へたるものあり。教科書として、これ亦、止むを得ざればなり。」とあり、教育的配慮によって本文の改訂が行われたと考えることができる。こうした本文の改訂は作品内容を大幅に書き換え、原作の価値を損ねる可能性も生じてくる。しかし、学習者の理解を促す目的であれば、本文を改訂することも辞さない教科書も戦前には見られるのである。

四 古典を読む技術

第三節では古文と漢文との連係や、その教育方法のあり方について述べたが、ここではさらに古典を読むために必要な技術について考察していく。戦前でも教科書に収録されている多くの古典作品は活字化されたものになっているが、古典作品の活字化に問題があると指摘する声がある。例えば、中野三敏（二〇一〇）は次のように述べている。

確かに明治以来、我国の学知のほとんどが西欧のそれをベースとして発展してきた限り、ベーシック言語として西欧言語に習熟することこそが知識人の務めとすることの意義は、その限りにおいてよくわかるが、翻つて考えれば、まさにそれこそが近代主義を育んだ主因であり、その結果の一万点の活字化は、その近代主義的価値観によって選ばれ

たものが多いはずなので、それと、あとは外国語でという考えに立つ限り、近代主義批判や、その是正や成熟を期するにはほど遠いことになるのではなからうか。そもそも古典を活字化することは、いわば翻訳を読むに過ぎないし、あとの九十九万点の活字化にはおそらく膨大な時間を要するのは必至である。ここは手っ取り早く和本リテラシーを回復させれば事は至って簡単、しかもたかだか半世紀前までは確かに存在していた能力であれば、回復させるのは、適当なツールとその意志さえ持続できれば案外たやすいことなのではなからうか。せめて小学生の時に手短かな手ほどきさえしておけば、大学生になった時に思い出すのは簡単であろう。

現在の文化を成熟させるには、何はともあれ過去を現在から連続的に振り返る術を持たねばならぬ。しかるに現在の日本の知識人の大半は、その術をいとも簡単にふり捨てて、しかもその事の重大さにほとんど気がついていないのではないか。(三四頁)

中野は近代主義的価値観によって選ばれ、そして活字化された古典を読むだけでは、今日の近代主義批判は成熟しないことを指摘している。そして、過去を振り返る術として「和本リテラシー」の回復(「くずし字」の読解能力の育成)を主張している。

また、ここで中野はくずし字を読む力を「半世紀前までは確かに存在していた能力」と記しているが、くずし字に関する教育は、戦前の学校においてどのような行われていたのだろうか。戦前のくずし字教育については、大正一一(一九二二)年以降、国語科では基本行われなくなったと考えられている²⁾。しかし、くずし字教育に関連する教材は戦前を通して見られるため、程度の差はあれ、一貫して行われてきたと推測できる。例えば

『新日本読本』(大正一五年一月五日訂正再版)巻一の第五課「都の友に」【資料①】には藤岡東圃の手紙文が収録されているが、ここにくずし字が用いられている。その後も『新編中等国語読本』(昭和一八年六月二九日修正再版)まで、くずし字を用いた教材が散見される。

【資料①】

五都の友に

藤岡東圃

拜啓その後滞起居如何よ休や昨秋一家
挙つてこの地に移りキミひキミより往來する

友もなく日一里の道を学校に通ふ
のましたかのましたかがこの頃は学校は休みに
相成り又春の景色よおのよつよかり心もよ
まましたらうらましたらうを日々弟妹と共々田野の間を
歩ましたらうきましたらうまはり例の水彩畫をも試みん
そのうち最近のも一枚に説明をも
そへて送ましたらうり申上候 自己近況

しかし、こうしたくずし字教育の効果は限定的であったと考えられる。中島健依別（一九一二）はくずし字（草書体）の読解に関して、次のように述べている。

今日のやうに楷書の活字本ばかり見て居ては草書体の書翰文を読むことは困難だらう。人から聴いた話であるが或る中学生は父危篤の報に接して居り乍らその手紙の字が読めなくてまた例の小言位に思うて平然として居たといふ話もある。（四六頁）

中島はくずし字が読めない中学生を問題視しているが、この記事から、すでに明治末にはくずし字の文章を読むことが難しくなってきた状況がうかがわれる。くずし字を読む力がなければ、過去の書物をそのまま読み解くことができず、結果として、古典作品といえは活字化されたものだけを想起する状況が生じる。古典の世界そのものは多様で広がりをもつものであったとしても、くずし字を読む力がゆえに、その価値を感じ取ることができない。戦前において生徒が古典に価値を見出せず、興味をもつことができなかった原因の一つには、こうした事情も影響していたのではないだろうか。

五 古典教育の閉塞感

現代と同様、戦前においても、生徒や教師の多くが古典を学ぶ意義を入試に求めていた。『中等国語読本』（大正四年十二月一日訂正再版）の例言には次のことが記されている。

本書は、特に古文のみを取りて、現代文を除けり。これ編纂者が、中等教科の学校における上級の国語は、当にしかあるべきものと信じたるが為なり。しかしてこれを外にして、近年、各専門学校入学試験の

国語科の問題が、殆どすべて古文に限らるゝの傾向を示すに至れることも、また編纂者の、本書をしてかゝる体系によらしめたる一原因なりとす。

学校教育において入試が大きな影響力を持ち、それによって教科書の内容も決定づけられていく様子がここにある。入試という現実的な問題を前にして、それとどう折り合いをつけ、古典教育を行っていくのか。こうした点が、教科書を編纂する際に避けて通れない問題として立ち現れている。戦前の教科書に見られる様々な教育方法は、そのような状況の中、どのような方法であれば学習者は理解しやすくなるのか、そのことを念頭に古典を学ぶことの難しさを乗り越えようとする方策を示しているといえる。今後は戦前の教育方法について批判だけに終始するのではなく、今日的な問題を視野に入れながら、より具体的に分析していくことが求められていくだろう。そしてこうした分析の積み重ねこそが、今日の古典教育の閉塞感を打開することにつながっていくはずである。

今日、古典を教える際、教師自身、テストや入試のためとその目的を矮小化してしまう状況があるのは否めない。しかし、現代を批判的に考える力を生徒に身につけさせるためには、生徒自身、過去を振り返ることができ力を養うことが必要である。その目的を踏まえ、過去の様々な書物を読む力を育成する古典教育があるとするならば、今日の古典教育の方法もまた違ったものになってくるのではないだろうか。

〈注〉

1 石毛慎一（二〇〇九）一三頁。

2 神谷智(二〇〇〇)二八頁。

〈引用・参考文献〉

小笠原拓(二〇〇四)『近代日本における「国語科」の成立過程―「国語科」という枠組みの発見とその意義』学文社

幸田国広(二〇〇八)「古典教育再生のブランドデザイン」『国語教育を

国際社会へひらく』溪水社、二四四〜二五五頁

石毛慎一(二〇〇九)『日本近代漢文教育の系譜』湘南社

中野三敏(二〇一〇)「和本リテラシーの回復を願って」『図書』第七四

一号、三二〜三四頁

神谷智(二〇〇〇)「くずし字」教育と高等諸学校―名古屋高等商業学

校の事例を中心として―』『名古屋大学史紀要』第八号、二七〜四九頁

中島健依別(一九一二)「中学教育に就て(二)」『教育学術界』第二五卷

第一号、四三〜四八頁

一 本研究の成果

本研究は戦前における古典教育の変遷に関して、雑誌記事を手がかりに、その全体像を把握することから始まり、国文学史教育のあり方、各古典作品の教材化の変遷、そして現代では見られなくなった古典教育の方法について検討していった。概観から細部に至るまで検討した結果、戦前における古典教育の一端が明らかになったと考えているが、ここでは改めてその研究全体を総括していきたい。

戦前の古典教育は全体を通して、法令として設定された「教授要目」があるものの、実際に優先されたのは国語教育の現状であった。「教授要目」に示された内容は、「教授要目」が示される前からその内容に即した動向が見られる。「教授要目」はあくまで国語教育の現状を踏まえた上で、その状況を追認したものといえるだろう。

また、国語教育の現状を見るにあたっては、入試制度が与える影響は大きく、これによって実際の古典教育の内容が規定されていったことは否定できない。古典文学に感銘を受けた一部の生徒や国語教師によって、国民精神の涵養など中等教育の現場で古典が教授される意義は形成されてきたが、多くの生徒にとって古典文学を学ぶ意味は上級学校へ進学するために必要であるからであった。当然、上級学校に進学すれば古典文学を学ぶ意義は消失し、そのため高等学校において古典を学ぶことは陳腐化していた。教授要目における古典教育の目的の大半は、実際の学校現場において決して達成することのない題目でしかなかった。そして文学的価値を重視し、入試に現代文が出題されるようになる大正期においては、古典教育が衰退

していくことになった。

しかし一方、戦争の激化に伴い、古典教育に現実的な意義が求められるようになると、国民精神の一体化を目論む政府の方針に古典教育が利用されることになる。『源氏物語』であれば、国民精神の涵養に寄与するよう改編を行う。『万葉集』であれば、時局の要請に沿うような、例えば「海行かば」といった句を重点的に収録する。このような操作を行うことによって、時局に「役に立つ」古典教育が形成されていった。「役に立つ」古典教育を行うためならば、その方法に矛盾があつたとしても許容された状況が指摘できるのである。

明治期、昭和戦前期と時代の転換点においては実用性、「役に立つ」古典教育が求められる傾向がある。現代において古典に文範としての価値を見出すことはありえないが、一方、昭和戦前期のように国民精神の涵養に「役に立つ」よう、ナショナルリズムの高揚に古典教育を用いる可能性は現代においても常にくすぶり続けている。

このように戦前に刊行された雑誌記事から古典教育の展開について考察していったが、本論ではさらに各古典作品がどのように教材化されていたのか、その教材化の変遷に関して、まずは戦前を通して教授されていた国文学史に関して考察を行った。国文学史は、初期の段階では「文体の変遷」を理解させるといった文範との関連で教授されていたが、徐々に「国民思想の変遷」や「国民精神の涵養」といったことを理解させることに、その教育目標が変化していった。そして「国民精神の涵養」に寄与する作品を取り上げ、文例を用いながら解説することで、各古典作品に教授すべ

き価値を付与していったのである。このことは結果として教材の固定化・精選化につながり、特定の古典作品の理解を「国民常識」へと変貌させていったのである。

さらに中古文、説話文学、『平家物語』など、現代の教科書に多く収録されている古典教材についても、その原点と変遷に関して考察を行った。戦前も現代と同じ作品を扱っているが、戦前におけるこれらの作品の教材としての価値は現代と異なったものであった。例えば、「木曾の最期」であれば、現代では義仲と兼平との関係を「深い絆で結ばれ合う人間愛」として解釈することが考えられるが、戦前では忠君愛国の精神を植えつけるための物語であった。また、『今昔物語』が歴史を理解するための教材として、『十訓抄』は修身教育といった点から価値を見出されており、他学科との連携を意識した古典教育の状況が見られた。

そして、このようなつながりを意識した教育方法は古典教材の間にも見られた。古典作品を読む際には、それに関連した解説文が付けられていたり、古文と漢文とを組み合わせて、同内容の作品を読むといった教材が戦前には存在した。こうした工夫をすることで、古典に対する学習者の理解を深めようとしたのである。

また、明治三五年の教授要目では中古文は教授できないように記されているが、実際の教科書には中古文が収録されるなど、中古文が入試で出題されている現状を踏まえた教科書が作成されている。こうした状況から、入試を強く意識した古典教育のあり方が教科書レベルで把握できるのである。

以上、入試によって支えられてきた古典教育のあり方や固定化された古典教材の絶対性、そして「役に立つ」古典教育を求める意識の根本につい

て、その相対的な視点や歴史的視座を得るといった本研究の目的は概ね達成できたと考えている。

二 今後の課題

今後の課題としては次の二点を挙げたい。

一点目は、本研究では戦前の古典教育の全体像をつかむことを主目的としたため、古典作品個々の教材化の変遷については論じきれていない点が挙げられる。例えば『太平記』はその内容から忠臣愛国をテーマとした教材として、戦前一貫して収録されてきた作品である。しかし、昭和戦前期になると、時勢に沿った作品であると思われるが、教材としてはその収録数を減らす傾向が見られる。高木市之助（一九二七）は『太平記』について次のように述べている。

太平記には、従来説かれてある通り、保元平治に感ぜられる様な一貫した批判的精神もなければ、平家に見る様な人生の観照もない。又その素材となつてゐる南北朝はかなり無秩序乱雑な所謂下剋上の時代であるだけに、記中の人物も無反省無節操で本能的に行動する場合も少くない。（二八四・一八五頁）

高木は『太平記』について、平家、保元・平治に比べて、叙事詩的精神の澁刺きに劣ると評価している。しかし、このような評価が教材としての『太平記』にどのような影響を与えたのか調べきれない点がある。また『太平記』はその語られる場が修身に移ったとも考えられるが、修身科との関連性についても不明な点が多い。このように個々の作品を見てみると、時局の影響を受けたといっても、その教材化には多種多様な形が見られると考えられる。この点については、さらに考察していく必要があるだ

ろう。

また、戦前の教科書を見ると、原文を一部削除した本文が教材として収録されている場合がある。例えば『高瀬舟』では前半の知足に関する部分を収録し、後半の安楽死に関する部分を削除するといった操作が行われている。安楽死の部分は奉行人への判断を求める姿が政治的判断への是非にもつながりかねず、そういった点から安楽死の部分は削除されたと推測される。そして『高瀬舟』は道徳的価値を有する知足の部分だけを読み取る教材へと作り替えられたのである。こうした操作は戦前の教科書では度々行われているが、原文の何を削除したのか、そのことを見ていくことで、当時の国語教育が求めたものを具体的に把握することも可能である。そのため原文と申請本との本文を比較したり、申請本と検定本との本文を比較することで、本文の異同から国語教育の思想をとらえていくことは教材史研究の基礎として必要であると考えられる。教材個々についていえば、まだ多くの課題が残されているといえる。

さらに、他教科との関連、特に修身科との間には、古典教育の目的と比較して類似している点も多く、戦前の雑誌記事においても、その点を指摘するものがある。両者の教科書に収録されている教材を具体的に比較した際、実際にどのような共通点が見出せるのか。また、国語科と修身科において、どのような住み分けが考えられていたのか。この点においても課題は残されている。

二点目は、本研究で得られた歴史的、学術的視座を今日の古典教育の問題にどう活用していくのかという点である。例えば、戦前の古典教育は原文至上主義であるため、本文を改めることに対して消極的であった。しかし、昭和戦前期になると、作品によって不可解な語句や教授される文法規

則から外れた句法が本文中に見られることを問題視し、学習者の理解を妨げないよう本文を改善すべきであると指摘されるようになってきた。だが、この問題は改善されないまま現在に至っている。現代の教科書に収録されている古典作品の本文は「日本古典文学全集」や「日本古典文学大系」からのものである。全集や大系は底本に従って本文を翻刻しているため、全集や大系の時点で語句や文意がわからない箇所があった場合には、教科書の本文であってもそのまま掲載されることになる。また、授業で教えた文法の規則通りに本文が整理されているわけでもないのに、ここに学習者が混乱する状況が生じる。しかし、中学校や高校で用いられる本文は全集や大系の本文そのままである必要はない。昭和戦前期に行われたような改編は論外であるが、中学校や高校で収録される本文については、学習者の理解を前提としながら、本文改訂のルールや方針を策定し、それに基づいた本文を教科書に収録する必要があると考えている。

また、戦前に固定化された古典教材は、現代においてもほぼ変わらず教科書に掲載され続けてきている。この固定化された古典教材のあり方については根本から見直す必要があると考えられる。現代の教科書に収録されている古典教材は、すべて古典「文学」作品に限定されている。しかし、「伝統的な言語文化」を学ぶための教材は、古典「文学」作品だけにその対象を絞る必要があるのだろうか。

戦前、国文学研究の成果を国語教育に反映させる形で、国語教育の内容や方法は規定されていった。一方、高等教育で行われている国文学研究の方法や内容を、そのまま中等教育に転用させようとすれば、教育的配慮や発達段階の問題が発生することになったため、徐々に国文学研究とは距離を置いた、国語教育独自の方法や内容が主張されることになった。中等

教育に見合った本文を作成しようとした原文至上主義からの脱却も、その一連の流れの中に含まれる。

だが、こうした動きは戦後弱まり、国文学研究と古典教育とはより強固な関係をもつに至っている。しかし、これこそが古典教育の閉塞感につながっているのではないだろうか。現代文の教材は文学作品のみならず、法律や経済、環境など幅広いテーマを取り入れ、教材化が行われている。古典においても、文学作品以外の古文を教材として扱う試みはあつてよいはずである。これからの中等教育における古典教育は、国文学研究以外の学問分野からの成果をも内包した、文学作品にとられないあり方を模索すべきなのではないだろうか。そこには従来の国文学研究の伝統に規定される「伝統的な言語文化」からの脱却も期待される。古典教育の閉塞感を打ち破る一つの方法として、「伝統的な言語文化」の学びが日本文化全体をとらえるようなものになる。そういった教材開発の方法を検討していく必要があるだろう。

古典教育は戦前から現在に至るまで、入試によって支えられてきた側面が否めない。しかし、現在の大学入試を見れば、例えば経済学部では現代文のみを入試科目にするといった学校も見られるようになってきた。現実として入試に頼った古典教育のあり方は崩壊に向かっている。また、もし今後、古典を入試科目として強制することができたとしても、生徒の「古典嫌い」の本質は何ら解決することはない。変わるべきは古典教育の方法や内容である。生徒の興味関心を古典に向けさせるためには、古典教育自体に多様なアプローチが必要である。教師が一方的に古典教材を与え、それが絶対的に価値あるものとして生徒に教え込む古典教育のあり方を乗り越え、古典を学ぶ意義を生徒が主体的に考えられる方法、そして様々な側

面から日本の言語文化を学ぶことのできる教材の開発が今後の研究課題になると考えている。

〈引用・参考文献〉

高木市之助（一九二七）「軍記物の本質」『国語と国文学』第四卷第四号、一七六―一八七頁

初出一覧

各章は以下の論文を中心として再構成したものである。ただし、書き下ろし以外の章段は適宜、加筆修正を行っている。

序章 研究の目的・意義・方法 ※書き下ろし

第一章 雑誌記事から見る明治期の古典教育 ※書き下ろし

第二章 雑誌記事から見る大正期の古典教育

※「大正期における旧制中学校の古典教育―雑誌記事を中心に―」

〔成城大学教職課程紀要〕第四号 成城大学文芸学部共通教育研究センター教職教育部会 二〇二二年三月

第三章 雑誌記事から見る昭和戦前期の古典教育 ※書き下ろし

第四章 明治期における国文学史教育

※「明治期の中等教育における国文学史教育の実態とその変遷―教科書の緒言・文例を中心に―」

〔早稲田大学大学院教育学研究科紀要〕別冊第二〇号（二） 早稲田大学大学院教育学研究科 二〇一三年三月

第五章 大正・昭和戦前期における国文学史教育

※「旧制中学校における国文学史教育の変遷―明治末期から昭和前期を中心に―」

〔国語科教育〕第七四集 全国大学国語教育学会 二〇一三年九月

第六章 明治後半から大正初期における中古文教材の変遷―教科書の収録状況を中心に―

※「明治後半から大正初期における中古文教材の変遷―入試と中古文との関連から―」

〔月刊国語教育研究〕五〇二巻 日本国語教育学会 二〇一四年二月

第七章 「説話文学」教材の変遷―教材としての原点とその展開―

※「明治期の「説話文学」教材―教材としての原点を探る―」

〔成城大学教職課程紀要〕第三号 成城大学文芸学部共通教育研究センター教職教育部会 二〇二二年三月

第八章 『平家物語』『木曾の最期』教材化の変遷

※「『平家物語』『木曾の最期』教材化の変遷―戦前から現在に至るまで―」

〔早稲田大学大学院教育学研究科紀要〕別冊第二〇号（一） 早稲田大学大学院教育学研究科 二〇一二年九月

第九章 戦前における古典教育の方法―伝統的な言語文化をどう教えたのか―

※「国語教科書が捨ててきたもの―伝統的な言語文化をどう教えてきたか―」

〔早稲田大学国語教育研究〕第三三集 早稲田大学国語教育学会 二〇一三年三月

終章 本研究の成果と課題

※書き下ろし

〈参考資料1〉旧制中学校・師範学校「国語」科「講読」に関連した諸法令について

〈参考資料1〉は旧制中学校・師範学校の「国語」科の「講読」に関連した諸法令のうち、本研究に関する事項についてまとめたものである。なお、旧制中学校に係るものには「○」、師範学校に係るものには「●」、高等女学校や高等学校に関する記述やその他注記については「※」を付けた。法令は『明治以降教育制度発達史』（教育資料調査会）『近代日本教育制度史料』（大日本雄弁会講談社）から引用した。

※明治五年「学制」制定。

※明治一二年「教育令」制定。

○明治一四年七月二九日「中学校教則大綱」制定。学科として「和漢文」が設定される。

●明治一四年八月一九日「師範学校教則大綱」制定。国語に関する学科として「読書」「習字」が挙げられている。

○明治一九年四月一〇日「中学校令」制定。同年六月二二日「尋常中学校ノ学科及其程度」が制定され、修業年限が五年とされる。学科として「国語及漢文」が設定され、「漢字交リ文及漢文ノ講読書取作文」と内容が決められる。「高等中学校ノ学科及其程度」の「国語及漢文」では「漢

字交リ文及漢文ノ講読作文」とする。

●明治一九年四月一〇日「師範学校令」制定。同年五月二六日に「尋常師範学校ノ学科及其程度」が制定された。「国語」では「日本ノ文法文学ノ要略及作文」を学ぶことになっている。

※明治一九年一〇月一四日「高等師範学校ノ学科及其程度」の「女子師範学科」「国語漢文」では「文法 講読 作文 文学沿革ノ大略」を学ぶことになっている。

●明治二五年七月一日「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正。「第十條」「国語」に第三学年毎週二時間で、作文・教授法とともに「文学史ノ大要」が入ってくる。

三 国語

第一学年 毎週四時

講読 平易ニシテ雅馴ナル文章ヲ講読セシム

文法 音韻ノ性質仮名ノ用法言語ノ種類文章ノ諸規則ヲ授ク

作文 文題ヲ与ヘ平易ナル文体ニ依リ日用書類記事文等ヲ作ラシム

第二学年 毎週二時

講読 中古以降ノ雅馴ナル文章及歌ヲ講読セシム

作文 前学年ニ準シ更ニ論説文等ヲ作ラシメ兼ネテ簡易ナル漢文ヲ国

文ニ翻訳セシム

第三学年 毎週二時

文学史ノ大要 片仮名平仮名ノ起源ヨリ国文学ノ發達變遷ノ要略ヲ授

ケ古今諸体ノ文章及歌ノ中標準トナルヘキモノヲ講読

セシム

作文 前学年ニ準ス

読書作文ヲ教授スル順序方法ヲ授ク

国語ヲ授クルニハ講読ハ発音及句読ニ注意シ通読ノ際読者及聴者ヲシテ文勢文意ヲ会得セシメンコトヲ務メ文法ハ言語又ハ文章ヲ以テ正確ニ思想ヲ表彰セシメンコトヲ旨トシ作文ハ文法ニ随ヒ簡明著実ニシテ達意ヲ旨トシ文題ハ博ク各学科目ニ於テ授ケタル事項及日常必須ノ事項ニ就キ務メテ実用ニ適スルモノヲ撰フヘシ

○明治二七年三月一日「尋常中学校ノ学科及其程度」改正。「第三條」に「明治十九年文部省令第十四号第五條ニ定メタル各学科ノ程度中漢文ノ書取作文及数学ノ球面三角ヲ削ル」とある。改正の趣旨として「一 国語漢文ノ時間ヲ増シタルハ改正ノ一要点トス 国語教育ハ愛国心ヲ成育スルノ資料タリ又個人トシテ其ノ思想ノ交通ヲ自在ニシ日常生活ノ便ヲ給足スル為ノ要件タリ今ノ青年ニシテ中等又ハ高等教育ヲ受ケタル者卒業ノ後或ハ此ノ点ニ於テ不足ヲ感スル者多シ是レ授業時間ヲ増加スルノ已ムヲ得サル所以ナリ 国語ト漢文トハ相待テ其ノ用ヲ見ル蓋 国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリト雖中古以来 国語ノ材料ハ多ク之ヲ漢文ニ取レリ故ニ兩者ノ間尤教授ノ上ニ適當ノ調和ヲ得ルヲ要ス」とある。

※明治二八年一月二九日「高等女学校規程」制定。

二 国語

初メハ普通ノ漢字交リ文ヲ講読セシメ漸ク中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ又日用書類記事文等ヲ作ラシメ兼ネテ文法ノ大要ヲ授ク
国語ヲ授クルニハ発音及句読ニ注意シ読方話方ニ習熟セシメ文章ヲ作ラシムルニハ簡明著実ニシテ達意ヲ旨トシ文題ハ務メテ実用ニ適スルモノヲ撰ヒ文法ハ講読作文教授ノ際其ノ他便宜ノ場合ニ於テ之ヲ授クヘシ

●明治三〇年一〇月九日「師範教育令」制定。明治一九年の「師範学校令」に代わるもの。

○明治三二年二月七日「中学校令」制定。明治一九年の「中学校令」の不備を是正。

中学校令

第一條 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス
※明治三二年二月八日「高等女学校令」制定。修業年限は四年。同年二月二一日には「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」が制定される。
第三條 高等女学校ノ学科目ノ程度ハ左ノ如シ

二 国語

初メハ普通ノ漢字交リ文ヲ講読セシメ漸ク中古以降ノ平易

ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ又日用書類記事文等ヲ作
ラシメ兼ネテ文法ノ大要ヲ授ク

国語ヲ授クルニハ発音及句読ニ注意シ読方話方ニ熟読セシメ
文章ヲ作ラシムルニハ簡明著実ニシテ達意ヲ旨トシ文題ハ務
メテ実用ニ適スルモノヲ選ヒ文法ハ講読作文教授ノ際其他便
宜ノ場合ニ於テ之ヲ授クヘシ

○明治三四年三月五日「中学校令施行規則」制定。

第三條 国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表
彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ
以テ要旨トス

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文
ニ及ホシ又実用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要、国文学史ノ一班
ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クヘシ

※明治三四年三月二二日「高等女学校令施行規則」制定。

第三條 国語ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰ス
ルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ
要旨トス

国語ハ現時ノ文章ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ文章ニ及ホ
シ又実用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ

○明治三五年二月六日「中学校教授要目」制定。

国語及漢文

第一学年 毎週七時

講読 毎週五時

読方 国語ハ発音ニ注意シ特ニ方言的発音ヲ矯正センコトヲカムヘ

シ漢文ハ成ルヘク国語ノ法則ニ從ヒ特ニ文字ノ用法顛倒等ニ

注意セシムヘシ

解釈 成ルヘク口語ト密接シテ語義、文義ヲ正確ニ解釈セシムヘシ

暗誦 読本中ノ佳句、格言、諷誦スヘキ詩歌等ヲ暗誦セシムヘシ

講読ノ材料

国語ハ小学校ニ於ケル国語トノ連絡ヲ図リ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、
地理、理科、実業等ニ関スル事項ヲ記シタル現代作家ノ平正ナル記事
文、叙事文等ヲ採ルヘシ又普通今文ノ外正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘ
キ演説、談話ノ筆記並ニ現代名家ノ書牘文及新体詩ヲモ含マシメテ可
ナリ其ノ程度ハ文部省編纂高等小学校用読本ノ第六卷及第七卷ニ準ス
ヘシ

第二学年 毎週七時

講読 毎週五時

読方 前学年ニ同シ

解釈 前学年ニ同シ

暗誦 前学年ニ同シ

講読ノ材料

国語

今文 前学年ニ準シ又現代作家ノ論説文ヲ加フ

近世文 今文ニ最モ近キモノ、例ヘハ橘南谿ノ東西遊記、伴蒿

蹊ノ近世畸人伝、貝原益軒ノ訓誡書類、成島司直ノ徳

川実記附録ノ類

国語漢文ヲ課スル比ハ国語七、漢文三ニシテ国語ハ今文二、近世文一ノ比ヲ以テ之ヲ課スヘシ

第三学年 毎週七時

講読 毎週五時

読方 発音ノ外抑揚緩急ニ注意スヘシ

解釈 語義、文義ノ外文法上ノ句法ニ注意スヘシ

暗誦 前学年ニ同シ

講読ノ材料

国語

今文 現代ノ思想及事実ヲ叙述論議スル今文

近世文 室鳩巢ノ駿台雑話、安藤年山ノ年山紀文、新井白石ノ

読史余論、本居宣長ノ玉勝間ノ類

近古文 鎌倉室町時代ノ文、例ヘハ保元平治物語、神皇正統記、

十訓抄、樵談治要ノ類

韻文 主トシテ今様歌

国語漢文ヲ課スル比ハ国語七、漢文三ニシテ国語ハ今文三、近世文二、近古文一ノ比、漢文ハ記事文叙事文一、論説文一ノ比ヲ以テ之ヲ課スヘシ

第四学年 毎週六時

講読 毎週五時

読方 前学年ニ同シ

解釈 国語ノ古文ハ口語ヲ以テ之ヲ解釈スルノミナラス又之ヲ今文

ニ対照シ漢文ハ之ヲ国文ニ対照シテ翫味セシメ修辭上ノ注意ヲ加フヘシ

暗誦 前学年ニ同シ又時トシテ名家ノ文章ヲ暗誦セシムヘシ

講読ノ材料

国語

今文 前学年ニ準シ又詔勅、上書等ヲ加フ

近世文 新井白石ノ折焚柴の記、太宰春台ノ經濟録ノ類、但稗

史ノ類ト雖モ教育上ノ目的ニ戻ラサル限ハ之ヲ採ルヲ

可トス

近古文 源平盛衰記、太平記ノ類

歌 古今和歌集ノ類

国語漢文ヲ課スル比ハ国語六、漢文四ニシテ国語ハ今文二、近世文一、

近古文一ノ比、漢文ハ我国作家ノ文一、支那作家ノ文一ノ比ヲ以テ之ヲ課シ詩歌ハ適宜之ヲ加ヘ授クヘシ

第五学年 毎週六時

講読 第一学期及第二学期 毎週五時

第三学期 毎週二時

読方 前学年ニ同シ

解釈 前学年ニ同シ

暗誦 前学年ニ同シ

講読ノ材料

国語

今文 前学年ニ準ス

近世文 前学年ニ準ス

近古文 前学年ニ準ス

歌 前学年ニ準ス

国語漢文ヲ課スル比ハ国語六、漢文四ニシテ国語ハ今文一、近世文一、近古文一ノ比、漢文ハ我国作家ノ文一、支那作家ノ文三ノ比ヲ以テ之ヲ課シ詩歌ハ適宜之ヲ加ヘ授クヘシ

国文学史 第三学期 毎週三時

主要ナル文学時代 顕著ナル文学者 顕著ナル著作物 各種ノ文体、歌体

国文学史ヲ授クルニハ我国ノ漢学ヲモ度外ニ置クヘカラス又上古文学ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ

各学年ニ於ケル講読ノ教授ハ国語、漢文ノ時間ヲ分タス之ニ用フル読本ハ成ルヘク国語ト漢文トヲ適當ニ交ヘテ組織シタルモノヲ採ルヘシ読本ニ於ケル今文ノ材料ハ創作ノ必要少カラス又漢文、外国語ヲ今文ニ翻訳シタルモノニシテ其ノ模範トナスヘキモノハ之ヲ採ルヘシ口演ハ別ニ之ヲ挙ケスト雖モ常ニ生徒ヲシテ言語態度ニ留意セシメ又時々生徒ノ学習或ハ経験セル事項ニ就キテ談話解説等ヲナサシメ正シキ国語ノ使用ニ慣レシムヘシ

教授上ノ注意

一 読本中ノ事項ハ単ニ其ノ意義ヲ解釈スルニ止メス之ニ関スル説明

ヲ加ヘ成ルヘク地図、絵画、標本等ニ依リ生徒ノ理會ヲ明確ナラシムヘシ

二 故事古語等ハ之カ解釈出処ニ関シテ徒ニ生徒ヲ苦マシムルコトナク初ヨリ其ノ説明ヲ与フヘシ

※明治三六年三月九日「高等女学校教授要目」制定。

国語及漢文

第一学年及第二学年 毎週六時

講読 読方 発音ヲ正確明瞭ニシク読正シク読マシムヘシ

解方 平易ナル口語ヲ用ヒテ語義文義ヲ正確ニ解釈セシムヘシ

暗誦 読本中ノ佳句、格言、韻文等ヲ適宜暗誦セシムヘシ

講読ノ材料ハ小学校ニ於ケル国語トノ連絡ヲ保チ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、地理、理科、家事、実業、美術、社交等ニ関スル事項ヲ記シタル平正ナル記事文、叙事文、書翰文、唱歌及新体詩等ニシテ生徒知識ノ進度ニ適合スルモノタルヘシ又便宜歌及正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説談話ノ筆記ヲ加フヘシ

材料ノ配当ハ凡記事文叙事文九、書翰文韻文一ノ比ニ依ルヘシ

第三学年 毎週五時

講読 読方 発音ノ外抑揚緩急ニ注意スヘシ

解方 語義文義ノ外文法ニ注意スヘシ

暗誦 前二学年ニ準ス

講読ノ材料ハ前二学年ニ準シ平正ナル近世文ヲ加フ之ヲ課スル比ハ凡今文六、近 世文四トス

材料ノ配当ハ今文ニ於テハ凡記事文叙事文六、論説文三、書翰文韻文一トシ近世文ニ於テハ凡記事文叙事文七、論説文韻文等三ノ比ニ依ルヘシ

第四学年

毎週五時

講読

毎週四時

讀方 前二学年ニ準ス

解積 前二学年ニ準ス

暗誦 前二学年ニ準ス又時トシテハ名家ノ文章ヲモ暗誦セシムルコトアルヘシ

講読ノ材料ハ前二学年ニ準シ平正ナル近古文ヲ加フ之ヲ課スル比ハ凡今文五、近世文三、近古文二トス

材料ノ配当ハ前学年ニ準シ近古文ニ於テハ近世文ノ例ニ依ルヘシ

教授上ノ注意

一 訛言ハ初ヨリ嚴ニ之ヲ矯正スヘシ

二 読本中ノ事項ハ単ニ其ノ意義ヲ解釈スルニ止メス之ニ関スル説明ヲ加ヘ成ルヘク実物、標本、地図、絵画等ニ依リ生徒ノ理會ヲ明確ナラシムヘシ

三 口演ハ別ニ其ノ目ヲ挙ケスト雖生徒ヲシテ時々其ノ學習或ハ經驗セル事項ニ就キテ談話解説等ヲナサシメ特ニ言語態度ニ留意シ思想感情ノ明瞭温雅ナル表出ニ慣レシムヘシ

四 故事古語等ニ関シテハ初ヨリ簡單ナル説明ヲ与ヘ徒ニ生徒ヲ苦マシムヘカラス

五 第四学年ノ講読ニ於テハ顯著ナル作家ノ文ヲ授クル際便宜其ノ伝記文体等ニ関シ簡單ナル談話ヲ交フルモ妨ナシ

●明治四〇年四月一七日「師範学校規程」制定。「第一章第十條」に「国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表出スルノ能ヲ得シメ小学校ニ於ケル国語教授ノ方法ヲ會得セシメ兼テ文学上ノ趣味ヲ養ヒ智徳ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス 国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又言語ノ使用ニ練熟セシメ実用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且教授法ヲ授クヘシ」とあり、国文学史が教育内容として削られて

●明治四三年五月三一日「師範学校教授要目」制定。

国語及漢文

国語讀本ノ文体ハ凡左ノ標準ニ適合スルモノタルヘシ

普通文、口語文、書牘文、韻文ノ四種トス

普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文近古文ヲ交フ現代文ハ平易ニシテ作文ノ模範トスヘキモノタルヘク近世文近古文ハ成ルヘク現代文ニ近キモノタルヘシ

口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足リ話方作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
書牘文ハ平易ニシテ繁縟ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノ

タルヘシ

韻文ハ博ク新体詩、短歌、今様、俳句等ニ亘リテ格調高雅ナルモノタルヘシ

国語読本ノ材料ハ凡左ノ標準ニ適合スルモノタルヘシ但シ女子ノタメニ他家政其ノ他女子ニ適切ナル事項ヲ加フヘシ

思想健全ニシテ道義的觀念ヲ涵養スルニ足ルモノ

文学的趣味ヲ有シ生徒ノ思想ニ適シ其ノ心情ヲ高雅ナラシムルモノ
時勢ニ適シ国民日常ノ生活ニ裨益アリ常識ヲ養成スルニ足ルモノ

我カ国体及民族ノ美風等ヲ記述シ国民性ヲ涵養スルニ足ルモノ

欽仰スヘキ教育家学者其ノ他賢哲ノ伝記ニシテ修養ニ裨益アルモノ

※国文学史の内容は削除されたままである。また「本科第一部 男生徒ノ

部 第一学年 国語」の「講読」(毎週二時)に「読本ハ凡現代文四、

近世文近古文二、口語文二、書牘文韻文二ノ比ヲ以テ組織シタルモノタルヘシ」とあり、「第二学年 国語」の「講読」(講読作文文法毎週二時)にも「読本ハ凡現代文四、近世文近古文三、口語文書牘文韻文三ノ比ヲ以テ組織シタルモノタルヘシ」となっている。

※明治四四年七月二九日「高等女学校及実科高等女学校教授要目」制定。

国語

高等女学校

講読

講読ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書牘文・韻文ヲ交フ

普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ何レモ平易ニシテ作文

ノ模範トスヘキモノタルヘシ

口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足り話
方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

書牘文ハ平易ニシテ繁縟ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノタル
ヘシ

韻文ハ新体詩・短歌・今様・俳句等ニ亘リテ格調高雅ナルモノタルヘ
シ

右諸種ノ文章ハ我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ヘ温良貞淑ノ女徳ヲ涵養スルニ足ルモノ、古今東西ノ美德善行アル女子ノ事蹟又ハ忠良賢哲ノ言行ヲ叙シ修養ニ資スヘキモノ、高尚ナル趣味ニ富ミ心情ヲ優雅ナラシムヘキモノ及日常生活ニ裨益シ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルヘシ

注意

一 各分科ノ教授ハ互ニ連絡補益センコトヲカムヘシ

二 講読ノ際ニハ常ニ他ノ学科目ト相俟チテ生徒ノ思想・感情ヲ啓発

陶冶センコトヲ期スヘシ

三 漢字ヲ教授スル際ニハ普通ニ行ハル、字音並俗字・和字・略字等ノ字体ヲ避ケス実用ニ敵センコトヲ主トシテ煩瑣ナル考証ニ趨ラ

サランコトヲ要ス

四 字画及語意ノ異同ハ常ニ相対比シテ教授シ又其ノ語ヲ部分トセル

普通ノ熟語ヲ附帯シテ教授スヘシ

五 故事・古語等ハ大体ノ説明ヲ与フルニ止メ其ノ出典等ニ関シテ煩

瑣ナル穿鑿ニ趨ラサランコトヲ要ス

六 適当ノ時期ニ於テ字書ノ用法ヲ授ケ其ノ使用ニ慣レシムヘシ

(中略)

一五 作文其ノ他書写ノ際ニモ毎ニ習字ニ関スル注意ヲ与ヘ又普通ニ用ヒサル変体仮名ヲ避ケシムヘシ

※明治四四年七月三一日「高等中学校規程」制定。

高等中学校規程

○明治四四年七月三一日「中学校令施行規則」改正。「国語」については次のような改正が行われた。

第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ簡易ニシテ實用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ

国語 文科「第一学年…六」「第二学年…五」
理科「第一学年…二」「第二学年…二」
授ケ理科ニ在リテハ主トシテ普通ノ漢文ヲ授ケ又国語ノ作文ニ習熟セシムヘシ

※ただし、同日に制定された「高等中学校令」には次のようにある。

高等中学校令

第一條 高等中学校ハ中学校ヲ修了セル者ニ対シ更ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス

○明治四四年七月三一日「中学校教授要目」改正。

国語及漢文

※「高等中学校令」の元々は明治四三年三月一五日に提出された「帝国学

国語及漢文ヲ国語講読・漢文講読・作文・文法及習字ノ五分科トス
国語講読

制案」に基づくものである。この案は修業年限が七年であり、高等科（三箇年）尋常科（四箇年）、高等科に入学できる者は尋常科終了者もしくはは中学校第四学年終了者になっていた。しかし、この案は通過しなかつたものの、この後明治四二年四月に諮問案が高等教育会議に諮詢される。その後「中学校ヲ卒業シタル者」と修正をした。その後、枢密院からの許可が下りず、最終的には明治四四年七月三一日の「高等中学校令」に至った。しかし、「高等中学校令」は大正二年三月一四日に無期延期とされる。

国語講読ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書牘文・韻文ヲ交フ
普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ何レモ平易ニシテ作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足り話方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
書牘文ハ平易ニシテ繁縷ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

韻文ハ新体詩・短歌・今様・俳句等ニ亘リテ格調高雅ナルモノタルヘシ

右諸種ノ文章ハ我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ヘ道義的觀念ヲ涵養スルニ足ルモノ、忠良賢哲ノ事蹟ヲ叙シ修養ニ資スヘキモノ、文学的趣味ニ富ミ心情ヲ高雅ナラシムルニ足ルモノ、又ハ日常ノ生活ニ裨益シ常識ヲ養 成スルニ足ルモノ等タルヘシ

第一学年 毎週八時

国語講読 毎週四時

読本ハ尋常小学読本トノ連絡ヲ図リ現代文ヲ主トシ口語文・書牘文ヲ交ヘ間々韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ但シ現代文・口語文ノ種類ハ記事文・叙事文トス

読方及解釈 発音ヲ明確ニシ句讀ヲ正シクシ仮名遣、漢字ノ字画・用法及語句・文章ノ意義ヲ領得シテ全文ノ大意ヲ把握セシメ文章・文勢ヲ誦読ノ上ニ表サシメ材料ニ応シテ文章ノ妙味ヲ玩味セシメ布置・結構ヲ説明シテ思想排列ノ法ヲ知ラシムヘシ
話方 主トシテ読本所載ノ事項ニ就キ談話ヲ練習セシム其ノ際発音ニ注意シ方言・訛言ヲ矯正センコトヲカムヘシ
暗誦 隨時適當ナル章句・文章及格言等ヲ暗誦セシムヘシ
書取 読本若ハ読本以外ノ語句・文章ヲ筆記セシメ仮名遣ヲ正シ漢字ノ字画・用法ヲ正確ニシ且速記ノ習慣ヲ養フヘシ

第二学年 毎週七時

国語講読 毎週三時

読本ハ現代文ヲ主トシ近世文・口語文ヲ交ヘ間々書牘文・韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ但シ現代文・近世文・口語文ノ種類ハ記

事文・叙事文及論説文トス

読方及解釈 話方 暗誦 書取
前学年ニ準ス

第三学年 毎週七時

国語講読 毎週二時及隔週一時

読本ハ現代文ヲ主トシ近世文ヲ交ヘ口語文・韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ但シ名家ノ平易ナル著書又ハ抄本ヲ併用スルモ妨ナシ
読方及解釈 話方 暗誦 書取
前学年ニ準ス

第四学年 毎週六時

国語講読 毎週二時

読本ハ現代文・近世文ヲ主トシテ近古文ヲ交ヘ間々書牘文・韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ但シ名家ノ平易ナル著書又ハ其ノ抄本ヲ併用スルモ妨ナシ
読方及解釈 話方 暗誦 書取
前学年ニ準ス

第五学年 毎週六時

国語講読 毎週二時

前学年ニ準ス

注意

- 一 各分科ノ教授ハ互ニ連絡補益センコトヲカムヘシ
- 二 講読ノ際ニハ常ニ他ノ学科目ト相俟チテ生徒ノ思想・感情ヲ啓発
陶冶センコトヲ期スヘシ
- 三 漢字ヲ教授スル際ニハ普通ニ行ハル、字音並俗字・和字・略字等
ノ字体ヲ避ケス实用ニ敵センコトヲ主トシテ煩瑣ナル考証ニ趨ラ
サランコトヲ要ス

- 四 字画及語意ノ異同ハ常ニ相対比シテ教授シ又其ノ語ヲ部分トセル
普通ノ熟語ヲ附帯シテ教授スヘシ
- 五 故事・古語等ハ大体ノ説明ヲ与フルニ止メ其ノ出典等ニ関シテ煩
瑣ナル穿鑿ニ趨ラサランコトヲ要ス
- 六 適當ノ時期ニ於テ字書ノ用法ヲ授ケ其ノ使用ニ慣レシムヘシ

※大正七年一二月六日「高等学校令」制定。「高等中学校令」は廃止され
る。

- 第一條 高等学校ハ男子ノ高等教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特
ニ国民道徳ノ充実ニカムヘキモノトス

○大正八年二月七日「中学校令」の条文改正。

- 第一條 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ
特ニ国民道徳ノ養成ニカムヘキモノトス

○大正八年三月二九日「中学校令施行規則」の条文改正。

- 第一條ノ二 中学校ニ於テハ中学校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育
シ殊ニ国民道徳ノ養成ニ関連セル事項ハ何レノ学科目ニ於テモ常ニ留

意シテ教授センコトヲ要ス
各学科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ連絡シテ補益
センコトヲ要ス

※大正八年三月二九日「高等学校規程」制定。「第二節 高等科」に次の
ような条文がある。

第六條 国語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ
能力ヲ得シメ智徳ヲ啓発シ文学上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス
国語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ国文ヲ授ケ進ミテ
上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講読セシメ国語文法及国文学
史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
理科ニ在リテハ近世及近古ノ国文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セ
シムヘシ

国語及漢文 文科「第一学年…六」「第二学年…五」「第三学年…五」

理科「第一学年…四」「第二学年…二」「第三学年…なし」

「第五節 教科書」

第二十三條 高等学校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ校長之ヲ
定ムヘシ但シ文部大臣ノ検定ヲ經タル中学校教科書ヲ尋常科ノ教科
書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

※大正一三年三月二八日「高等学校高等科国語及漢文」の教授要目が制定。

国語及漢文教授要目

国語

文科

国語教授ヲ左ノ四部ニ分ツ

講読 文法 作文 文学史

講読

講読ニ於テハ解釈鑑賞批評ノ三態度ヲ取ルヘシ

解釈

語句文章ノ意義思想ヲ正確ニ理解セシメ感情気分ノ把握ニ注意セシムヘシ

国民性及国民精神ヲ理解セシムルト共ニ人性ノ真ヲ会得セシムヘシ

シ

鑑賞

文章創作ノ心理ニ透入スルコトニ注意セシメ文章様式ノ時代的特色ト共ニ作家ノ個人的特徴ヲモ正確ニ理解セシメテ各作家各文章ノ有スル特殊ナル美ヲ識別玩味スル美感ノ養成ニ力メシムヘシ

批評

批評ハ美学的修辭学的文法的ナルヲ主トスヘシト雖兼ネテ諸般ノ思想知識感情ニ就キテ穩健ナル指導ヲ為スヘシ

第一学年ニ於テハ主トシテ近古文(例へハ保元物語、平治物語、平家物語、太平記、増鏡、徒然草、新古今和歌集、山家集、金槐集、謡曲、狂言等)、第二学年ニ於テハ主トシテ中古文(例へハ源氏物語、枕草紙、大鏡、落窪物語、古今和歌集等)、第三学年ニ於テハ主トシテ上古文、(例へハ古事記、祝詞、宣命、記紀ノ歌、万葉集等)ヲ課シ近世文(例へハ奥ノ細道、鶉衣、雨月物語、春雨物語、西鶴、馬琴等ノ文、俳句、浄瑠璃、擬古文等)ハ難易ニ從ヒテ適當ナル学年ニ之ヲ課ス又隨時現代文(代表作家ノ文)ヲ課シテ作文力ノ養成ニ資スルコト

アルヘシ

教科書ハ全本ヲ用フルヲ可ナリトスレトモ便宜抄本又ハ編纂物ヲ用フルヲ妨ケス

文学史

文学書ノ解題文学者ノ伝記文例等ハ之ヲ適當ナル参考書ニ依リテ授ケ講義ハ文学ノ史的展開及文学ニ現レタル国民思想ノ主流ヲ説述シ作品及作家ノ評論ヲ為スヘシ

時間数及其ノ配当ハ左ノ如シ

第一学年 毎週三時間 講読二時間 文法一時間

第二学年 毎週三時間 講読二時間 文学史一時間

第三学年 毎週三時間 講読二時間 文学史一時間

作文ノ時間ハ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

理科

国語教授ヲ左ノ二部ニ分ツ

講読 作文

講読

教科書ハ文科ニ準シ講読ト併セテ国民思想ノ發達文学ノ史的展開ヲ説述スヘシ

解釈ハ略文科ニ準スト雖語句ノ解釈ニ偏セス全文ノ理解ヲ重ンスヘシ鑑賞批評ノ指導ハ適宜ニ之ヲ為スヘシ

作文

文科ニ準ス但シ適當ナル時期ニ於テ作文ニ必要ナル文法ノ知識ヲ授クヘシ

時間数ハ左ノ如シ

第一学年 毎週二時間 講読二時間

第二学年 毎週二時間 講読二時間

作文ノ時間ハ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

備考

一 前記教材ノ選択排列ニ就キテハ多少ノ斟酌ヲ為スコトヲ妨ケス

二 時文小説等ノ類ハ隨時之ヲ附課スルコトヲ得

三 文学史及文法ニ関スル事項ハ教材ニ就キテ隨時之ヲ教授スルモノトス

四 教材ニハ句読ヲ施シ返点ヲ附セサルヲ原則トス

国語漢文ノ配當時数ハ教授上ノ都合ニ依リテ多少ノ斟酌ヲ加フルコトヲ得

●大正一四年四月一日「師範学校規程」改正。「第十條第二項中「近古」ヲ「近古ヨリ上古」ニ改ム」とある。

●大正一四年四月一八日「師範学校教授要目」改正。

国語及漢文

国語読本ノ文体ハ普通文・書牘文・韻文ノ三種トシ更ニ之ヲ文語体・口

語体ノ二ニ分ツ普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ尚中

古文・上古文中ヨリ適宜選択スルコトヲ得

書牘文ハ平易暢達ニシテ日用書牘文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

韻文ハ格調高雅ナルモノタルヘシ

国語読本ノ材料ハ凡ソ左ノ標準ニ適合スルモノタルヘシ但シ女子ノタメ

ニハ家政其ノ他 女子ニ適切ナル事項ヲ加フヘシ

思想健全ニシテ道義的觀念ヲ涵養スルニ足ルモノ

文学的趣味ヲ有シ生徒ノ思想ニ適シ其ノ心情ヲ高雅ナラシムルモノ

時勢ニ適シ国民日常生活ニ裨益アリ常識ヲ養成スルニ足ルモノ

我カ国体及民族ノ美風等ヲ記述シ国民性ヲ涵養スルニ足ルモノ

欽仰スヘキ教育家・学者其ノ他賢哲ノ伝記ニシテ修養ニ裨益アルモノ

ノ ※「第三学年」「国語」「講読」に「読本ハ現代文・近世文・近古文ヲ主

トシ中古文ヲ加フ」とある。また「第四学年」「国語」「講読」に「読

本ハ現代文・近世文・近古文ヲ主トシ中古文・上古文ヲ加フ」とあり、

「第五学年」も準じている。さらに「専攻科」「毎週四時」「国語」(講

読・作文・文法・文学史)「漢文」の項に「講読 教材ハ現代文ヨリ上

古文ニ及フ教科書ハ全本ヲ用フルヲ可ナリトスレトモ便宜抄本又ハ編纂

物ヲ用フルヲ妨ケス 講読ニ於テハ解釈・鑑賞・批評ノ三態度ヲ取ルヘシ」「文学史 文学書ノ解題、文学者ノ伝記、文例等ヲ授ケ国文学ノ史的

的發展及文学ニ現ハレタル国民思想ノ主流ヲ説述シ且作品・作家ノ評論

ヲナスヘシ」とある。

○昭和三年九月二八日「諮詢第十一号」により中等教育の改善が促される。

第三 左ノ旨趣ニ依リ学科ノ内容ヲ改善スルコト

一、特ニ国民精神ノ涵養ニカムルヲ旨トシ道德、国語漢文、歴史、地理等ノ教授内容ヲ改ムルコト

ロ、国語漢文講読ノ材料ニ於テ従来ニ比シ国民性ノ涵養ニ資スヘキモノ

ノ一層多カラシメ又国語ニ於テハ従来近古文ニ止メタルヲ簡易ナル中古文及上古文ニモ及ホシ又漢文ハ日本外史、日本政記、大日本

史等ノ如キ邦人ノ著作ヲ主トシ論語、孟子等ノ如キ古来国民思想ニ
関係アリタル漢籍ヨリ之ヲ選ヒ増課科目ニアリテハ国語漢文共ニ主
トシテ古今ノ名家ノ著書又ハ其ノ抄本ヲ使用セシムルコト

※この諮詢に対する答申が昭和四年六月二〇日に生まれ、「日本外史、日
本政記、大日本史等ノ如キ邦人ノ著作ヲ主トシ論語、孟子等ノ如キ古来
国民思想ニ関係アリタル漢籍」が「主トシテ古来国民思想ニ関係アリタ
ル邦人ノ著作並漢籍」と修正された。

○昭和六年一月一〇日「中学校令施行規則」改正。

第七條 国語漢文ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ發表
シ文字ヲ端正ニ書写スルノ能ヲ得シメ国民性ヲ涵養シ文学上ノ趣味ヲ
養ヒ知徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ平易ナル近古文
ヨリ簡易ナル上古文ニ及ボシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ簡易ニシテ
实用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クベシ

※昭和六年一月二〇日「改正中学校令施行規則の趣旨」に「国語漢文ニ於
テ国民性ノ涵養ニ資スベキ材料ヲ多カラシメ」とある。

●昭和六年一月一〇日「師範学校規程」改正。

第十二條 国語漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ發
表シ文字ヲ端正ニ書写スルノ能ヲ得シメ国民性ヲ涵養シ文学上ノ趣
味ヲ養ヒ知徳ノ啓発ニ資シ且小学校ニ於ケル国語教授ノ方法ヲ會得
セシムルヲ以テ要旨トス

国語漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ヨリ上古

ノ国文ニ及ホシ又平易ナル漢文ヲ授ケ言語ノ使用ニ練熟セシメ簡易
ニシテ实用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法及国文学史ノ大要並ニ
習字ヲ授ケ且教授法ヲ授クヘシ

○昭和六年二月七日「中学校教授要目」改正。

国語漢文

国語漢文ハ国語講読・漢文講読・作文・文法及習字ヲ課スルモノトス
国語講読ハ読方及解釈、話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ文章ノ
模範タリ而シテ国体の精華、民俗ノ美風、賢哲ノ言行等ヲ叙シ以テ健全
ナル思想、醇美ナル国民性ヲ涵養スルニ足ルモノ、文芸ノ趣味ニ富ミテ
心情ヲ高雅ナラシムルモノ、日常ノ生活ニ裨益アリ常識ヲ養成スルニ足
ルモノ等タルベシ

第一学年

毎週七時

国語講読

毎週四時

漢文ノ入門ニ資スベキ材料ヲ加ヘ漢文学習ノ基礎ヲ併セ養ハシムベシ

第二学年

毎週六時

国語講読

毎週三時

漢文講読

毎週二時

作文

毎週一時

習字

毎週一時

第三学年

毎週六時

国語講読

毎週三時

漢文講読

毎週三時

習字

第三学年（第一種及第二種ノ両課程ニ分チタル場合）

基本教材

毎週四時

第五学年

国語講読

毎週二時

基本教材

毎週四時

漢文講読

毎週二時

国語講読

毎週二時

増課教材

毎週一時乃至三時

漢文講読

毎週二時

国語講読

近世近古ニ於ケル名著ノ抄本類ヲ課スベシ

増課教材

毎週一時乃至三時

漢文講読

主トシテ邦人ノ手ニナレル名著ノ抄本類ヲ課スベシ

前学年ニ準ジ尚国文学ノ史的発展ヲ略述シ国民性ノ由来スル所ヲ知ラ

習字

漢文講読

前学年ニ準ズ

第四学年

基本教材

毎週四時

習字

国語講読

毎週二時

漢文講読

毎週二時

注意

増課教材

毎週一時乃至三時

国語講読

前学年ノ材料ニ準ジ更ニ中古上古ニ於ケル文章ヲ選ビ授クベシ

一 国語漢文ノ教授ニ際シテハ常ニ生徒ノ思想感情ヲ啓発陶冶シ之ニ由リテ高尚ナル人格ヲ成シ特ニ愛国的精神ヲ養ハントヲ期スベシ

漢文講読

前学年ノ材料ニ準ジ更ニ徳教ニ関係深キ漢籍ノ抄本類ヲ授クベシ

二 国語漢文各分科ノ教授ハ互ニ連絡補益センコトニカムベシ

文法

既習ノ全事項ヲ組織的ニ整理シ文ノ構成ニ対スル一般ノ知識ヲ授クベシ

三 増課教材ノ要目ハ適宜取捨シテ之ヲ課スベシ

四 文法ノ教授ニ於テハ国語ノ特色ヲ理解セシムルト共ニ国語愛護ノ精神ヲ養ハントニ留意スベシ
尚第四学年又ハ第五学年ノ増課教材中ニ成ルベク文法ノ時間ヲ設

ケテ之ヲ課スベシ

●昭和六年三月一日「師範学校教授要目」制定。

国語漢文

国語講読ハ読方及解釈、話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ文章ノ模範タリ而シテ国体ノ精華、民俗ノ美風、賢哲ノ言行等ヲ叙シ以テ健全ナル思想、醇美ナル国民性ヲ涵養スルニ足ルモノ、欽仰スヘキ教育者等ノ伝記ニシテ修養ニ資スベキモノ、文芸ノ趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラシムルモノ、日常ノ生活ニ裨益アリ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルベシ但シ女生徒ノ為ニハ特ニ女子ニ必要ナル諸徳ノ涵養ニ適切ナル材料ヲ加フベシ

文学史ハ国文学ノ史的発展ヲ略述シ国民性ノ由来スル所ヲ知ラシムベシ

※「本科第一部」の「第四、第五学年」に文学史が毎週一時間ずつ、「本科第二部」の「第二学年」にも文学史がある（国語講読、漢文講読、文学史で男が毎週二時、女が毎週三時になっている）。

注意

一 国語漢文ノ教授ハ常ニ生徒ノ思想感情ヲ啓発陶冶シ之ニ由リテ高尚ナル人格ヲ成シ特ニ愛国的精神ヲ養ハンコトヲ期スベシ

二 国語漢文ノ教授ニ際シテハ発音ヲ明確ニシ句讀ヲ正シクシ仮名遣、漢字ノ字画・用法ニ留意シ語句文章ヲ理會シテ全文ノ意義ヲ領得セシメ文章ノ妙味ヲ翫賞批判セシムベシ又漢文教授ニ際シテハ国語ノ

法則ニ準拠シ且漢文ト国文トノ異同ヲ弁ジ漢文ノ特徴ヲ會得セシムベシ尚低学年ニ於テハ辞書ノ用法ヲ授ケ其ノ使用ニ慣レシムベシ

三 国語漢文各分科ノ教授ハ互ニ連絡補益センコトニカムベシ

四 文法ノ教授ニ於テハ国語ノ特色ヲ理會セシムルト共ニ国語愛護ノ精神ヲ養ハンコトニ留意スベシ特ニ時間ヲ設ケザル学年ニ在リテモ常ニ講読・作文等ニ附帯シ实例ニ就テ之ヲ教ヘ正確ナル語法ニ練熟セシムベシ尚増課教材中ニ成ルベク文法ノ時間ヲ設ケテ之ヲ課スベシ

五 習字ニ在リテハ黒板上ノ練習ヲモ適宜之ヲ為サシムベク又硬筆習字ヲ加フルモ妨ナシ尚本科ノ高学年及専攻科ニ於テ習字ヲ課スル際適宜書法及書ノ鑑賞ニ就テ指導スベシ

※昭和六年三月二七日「高等学校規程」の条文改正。

○昭和一二二年三月二七日「中学校教授要目」改正。

国語漢文

国語漢文ニ於テハ国語ノ理會及応用ノ能ヲ得シメ漢文ノ読方及解釈ノ力ヲ養ヒ特ニ我が国民性ノ性質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトニ注意シ国民精神ノ涵養ニ資スルコトヲ要ス

国語ニ於テハ国語ノ構造・特質ヲ知ラシメ国語ノ正確ナル理會ト思想・体験ノ明確自由ナル表現トニ就キテ指導シ国語ガ国民性ノ具現タルコト及国語ノ教養ガ国民ノ自覺ヲ促シ品位ヲ高ムル所以ナルコトヲ會得セシメテ国語愛護ノ念ヲ培フト共ニ美的・道德的情操ヲ陶冶スベシ又漢文ニ於テハ漢文ノ語彙・構造等ノ特質ニ留意シテ国語トノ關係ヲ明ニシ漢文ノ正確ナル理會ニ就キテ指導スルト共ニ其ノ我が精神生活ニ対スル意義

ヲ会得セシムベシ

国語漢文ハ国語講読・漢文講読・作文・文法及習字ヲ課スルモノトス
国語講読ハ読方及解釈、話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ醇正ナル国語ニ採リ国語ノ精華、国民ノ美風、偉人ノ言行等ヲ叙シテ国民精神ヲ涵養スルニ足ルモノ、世界ノ情勢ヲ知ラシメテ円満ナル国民の常識ヲ養成スルニ足ルモノ、文学趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラシムルモノ等タルベシ

第一学年

毎週七時

国語講読

漢文ニ関スル初歩ノ材料ヲ加ヘ漢文学習ノ基礎ヲ併セ養フベシ

作文

毎週一時

文法

毎週一時

主トシテ口語法ノ大要ヲ授クベシ

習字

毎週一時

第二学年

毎週六時

国語講読

毎週三時

漢文講読

毎週二時

作文

隔週一時

習字

隔週一時

第三学年

毎週六時

国語講読

毎週三時

漢文講読

毎週二時

作文

既習ノ文法事項ヲ整理シ文語法ノ大要ヲ授クベシ

第三学年（第一種及ビ第二種ノ両課程ニ分チタル場合）

国語講読 毎週二時

漢文講読 毎週一時

作文 毎週一時

文法 毎週一時

増課教材 毎週一時乃至三時

国語講読 近世以前ニ於ケル名著ノ抄本類ヲ課スベシ

漢文講読 名著ノ抄本類ヲ課スベシ

習字 毎週二時

作文 毎週二時

増課教材 毎週一時乃至三時

国語講読 毎週二時

漢文講読 毎週二時

作文 毎週一時乃至三時

習字 毎週一時乃至三時

増課教材 毎週一時乃至三時

国語講読 毎週一時乃至三時

漢文講読 前学年ニ準ズ

作文 前学年ニ準ズ

習字 前学年ニ準ズ

国語講読 前学年ニ準ズ

漢文講読 前学年ニ準ズ

文法
習字

第五学年

基本教材 毎週四時

国語講読

毎週二時

漢文講読

毎週二時

作文

増課教材 毎週一時乃至三時

国語講読

国文学ノ史的發展ノ大要ヲ授ケ国民性ノ特質ト国民文化ノ由来トヲ知
ラシムベシ

漢文講読

前学年ニ準ズ

文法

国語發達ノ大要ヲ授クベシ

習字

注意

一 国語講読及漢文講読ノ教授ニ於テハ特ニ次ノ事項ニ留意スベシ

読方及解釈ニ在リテハ語句文章ト思想内容トヲ一体トシテ把握セ

シメ適宜文章ノ妙味ヲ鑑賞セシムベシ

話方ハ方言訛語ヲ矯正シ醇正明晰ナル国語ノ使用ニ習熟セシメ尚

敬語ノ用法ニ就キテモ適當ニ指導スベシ

暗誦ハ著名ナル詩歌文章ニ就キテ隨時之ヲ課スベシ
書取ハ日用ノ文字・語句等ノ正確ナル書写ニ習熟セシムベシ

五 増課教材ノ要目ハ適宜取捨シテ之ヲ課スベシ

●昭和一二年三月二七日「師範学校教授要目」改正。

国語漢文

国語漢文ニ於テハ国語ノ理会及応用ノ能ヲ得シメ漢文ノ読方及解釈ノ
カヲ養ヒ特ニ我ガ国民性ノ性質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトニ注
意シ国民精神ノ涵養ニ資スルコトヲ要ス

国語ニ於テハ国語ノ構造・特質ヲ知ラシメ国語ノ正確ナル理会ト思想
・体験ノ明確自由ナル表現トニ就キテ指導シ国語ガ国民性ノ具現タルコ
ト及国語ノ教養ガ国民ノ自覚ヲ促シ品位ヲ高ムル所以ナルコトヲ会得セ
シメテ国語愛護ノ念ヲ培フト共ニ識見ヲ高メ情操ヲ陶冶スベシ又漢文ニ
於テハ漢文ノ語彙・構造等ノ特質ニ留意シテ国語トノ關係ヲ明ニシ漢文
ノ正確ナル理会ニ就キテ指導スルト共ニ其ノ我ガ精神生活ニ対スル意義
ヲ会得セシムベシ

国語漢文ハ国語講読・漢文講読・作文・文法・文学史及習字ヲ課スル
モノトス

国語講読ハ読方及解釈、話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ醇正
ナル国語ニ採リ国語ノ精華、国民ノ美風、偉人ノ言行等ヲ叙シテ国民精
神ヲ涵養スルニ足ルモノ、欽仰スベキ教育者・篤行家・学者等ノ事蹟ニ
シテ教育者タルノ修養ニ資スベキモノ、世界ノ情勢ヲ知ラシメテ円満ナ
ル国民的常識ヲ養成スルニ足ルモノ、文学趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラ

シムルモノ等タルベシ但シ女生徒ニ在リテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ適切ナル材料ヲ加フベシ

文学史ハ国文学ノ史的発展ノ大要ヲ授ケ国民性ノ特質ト国民文化ノ由来トヲ知ラシムベシ

※「本科第一部」の「第四学年」の「増課教材（毎週二時乃至四時）」に文学史、「第五学年」の「基本教材」に文学史が毎週一時設定されている。また、「本科第二部 男子・女子」の「第二学年」の「基本教材」にも文学史が毎週一時設定されている。

注意

一 国語講読及漢文講読ノ教授ニ於テハ特ニ次ノ事項ニ留意スベシ
発音ヲ明確ニシ句読ヲ正シクシ仮名遣、漢字ノ字画・用法ニ注意セシムベシ

低学年ノ教授ニ於テハ辞書ノ用法ヲ授ケ其ノ使用ニ慣レシムベシ
読方及解釈ニ在リテハ語句文章ト思想内容トヲ一体トシテ把握セシメ文章ノ妙味ヲ鑑賞批判スルノ能ヲ得シムルコトニカムベシ
話方ハ方言訛語ヲ矯正シ醇正明晰ナル国語ノ使用ニ習熟セシメ尚敬語ノ用法ニ就キテモ適當ニ指導スベシ

暗誦ハ著名ナル詩歌文章ニ就キテ隨時之ヲ課スベシ
書取ハ日用ノ文字・語句等ノ正確ナル書写ニ習熟セシムベシ

(中略)

五 増課教材ノ要目ハ適宜取捨シテ之ヲ課スベシ

※昭和一二年三月二七日「高等女学校及実科高等女学校教授要目」改正。

国語

国語ニ於テハ国語ノ理會及応用ノ能ヲ得シメ特ニ我ガ国民性ノ性質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトニ注意シ国民精神ノ涵養ニ資スルコトヲ要ス

国語ノ教授ニ於テハ国語ノ構造・特質ヲ知ラシメ国語ノ正確ナル理會ト思想・体験ノ明確自由ナル表現トニ就キテ指導シ国語ガ国民性ノ具現タルコト及国語ノ教養ガ国民ノ自覺ヲ促シ品位ヲ高ムル所以ナルコトヲ會得セシメテ国語愛護ノ念ヲ培フト共ニ美的・道德的情操ヲ陶冶シ特ニ婦徳ノ達成ニ留意スベシ

国語ハ講読・作文・文法及習字ヲ課スルモノトス

講読ハ読方及解釈、話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ醇正ナル国語ニ採リ国語ノ精華、国民ノ美風、偉人ノ言行特ニ女子ノ善行美德ヲ叙シテ国民精神ヲ涵養シ温良貞淑ナル婦徳ヲ達成スルニ足ルモノ、文学趣味ニ富ミテ心情ヲ優雅ナラシムルモノ、世界ノ情勢ヲ知ラシメテ円満ナル国民的常識ヲ養成スルニ足ルモノ、家庭生活ノ趣味ヲ向上セシムルニ足ルモノ等タルベシ

注意

一 講読ノ教授ニ於テハ特ニ次ノ事項ニ留意スベシ
読方及解釈ニ在リテハ語句文章ト思想内容トヲ一体トシテ把握セシメ適宜文章ノ妙味ヲ鑑賞セシムベシ

話方ハ方言訛語ヲ矯正シ醇正温雅ナル国語ノ使用ニ習熟セシメ敬語ノ用法ニ就キテ適當ニ指導スベシ

暗誦ハ著名ナル詩歌文章ニ就キテ隨時之ヲ課スベシ

書取ハ日用ノ文字・語句等ノ正確ナル書写ニ習熟セシムベシ

四 高学年ニ於テ抄本類ヲ課スルコトニ代ヘテ漢文ニ関スル初歩ノ材料ヲ課スルコトヲ得

五 高等女学校ノ高学年ニ於テハ毎週一時講読ノ時間ニ国文学史ノ大要ヲ授クルコトヲ得

※昭和一二年三月二七日「高等学校高等科教授要目」改正。

国語及漢文科教授要目

教授方針

国語及漢文科ニ於テハ国語ハ我が国民性ノ具現タル所以ヲ明ニシテ其ノ特質ヲ会得セシムルト共ニ更ニ其ノ理解・応用ノ能力ヲ得シメ又漢文ハ訓読ト解釈トノ力ヲ養ヒ東洋ノ思想及道德ノ本義ヲ明ニシ其ノ我が国民ノ思想・生活ニ摂取醇化セラレタル跡ヲ示シ国語漢文相待チテ国民精神ノ涵養ニ資スルヲ要ス

一 国語ニ在リテハ国語・国文ノ構造及特質ヲ明ニシ其ノ正確自由ナル使用ト思想及体験ノ明晰ナル表現トニ習熟セシメ語感ノ体認ニヨリ国語ト国民ノ思想感情トノ靈妙ナル交互作用ヲ会得セシメテ国語ニ対スル愛護ノ念ヲ養フト共ニ国文ノ解釈・鑑賞・批評ヲ通シテ精神生活ノ理解ヲ深カラシメ真善美ニ対スル情操ヲ陶冶シ又国語・国文ノ史的発展ノ大要ヲ授ケテ我が国民ノ思想及生活ノ由来ト発展トヲ了解セシメ以テ国民精神ノ涵養ニ資シ進ンデ世界ニ於ケル我が国文化ノ地位ヲ知ラシムベシ

国語

教授事項

一 講読

上古文(例ヘバ古事記・日本書紀・祝詞・宣命・万葉集等)

中古文(例ヘバ源氏物語・枕草子・大鏡・土佐日記・古今和歌集等)

集等)

近古文(例ヘバ平家物語・太平記・方丈記・増鏡・徒然草・神皇正統記・高僧ノ法語類・新古今和歌集・新葉和歌集

・謡曲・狂言等)

近世文(例ヘバ国学者、漢学者ノ文章・和歌・俳諧・奥ノ細道・鶉衣・日本永代蔵・雨月物語・浄瑠璃等)

四 文学史

上古ヨリ現代ニ至ル

教授時間数及配当

文科

第一学年 毎週三時間 講読二時間 文法一時間

第二学年 毎週三時間 講読二時間 文学史一時間

第三学年 毎週三時間 講読二時間 文学史一時間

作文ハ即題及宿題トシ四週間ニ一題ノ割合ニテ之ヲ課シ必要ナル時間ハ国語及漢文ノ時間内ニ於テ適宜之ヲ定ベシ

理科

第一学年 毎週二時間 講読二時間

第二学年 毎週二時間 講読二時間(但シ内一時間ハ漢文ニ充ツルコトヲ得)

作文ハ文科ニ準ズベシ

教授上ノ心得及注意

- 一 講読ニアリテハ輪読等ノ方法ニヨリ解釈ヲ指導シテ語句文章ヲ正確ニ理解セシメ作家ノ個人的特徴、時代的特色ヲ明ニシ特ニ我ガ国民的思想感情及国民生活トノ相關の關係ヲ會得セシメ又文化ニ對スル感受性ヲ鋭敏ニシ思想ヲ豊富ナラシムルニカムベシ
- 二 講読ニアリテハ思想内容ニ對スル正確ナル理解ヲ得シムルト共ニ適切ナル批判ヲ与ヘ生徒ノ内生活ニ連關セシムルニカムベシ
- 三 講読ニ於ケル文学の教材ニツキテハ解釈ト共ニ鑑賞ノ指導ヲナシ以テ国民的情操ノ涵養ニカムベシ
- 四 講読ノ教材ハ純文学ノミヲ採ラズ国民思想ヲ内容トスル論説文ノ類ヲモ用ヒ教授者ノ嗜好ニ偏スルコトヲ避クベシ
- 五 講読ノ教材ノ選定ニツキテハ種々ナル著書ヨリ抽出セル短文ノ羅列ニ止リ作家ノ思想精神ヲ深く把握スルヲ得ザルノ弊ニ陥レルモノヲ避クベシ
- 六 講読ニ於ケル教材ノ配當ハ必ズシモ時代ノ区分ニ從フヲ要セズト雖モ各学年ヲ通ジテ其ノ思想精神ヲ統一的ニ理解セシメ国民性ノ特色ヲ明ナラシムルニカムベシ

(中略)

- 十 文学史ニアリテハ書誌的・解説的・伝記の事項ハ適當ナル教科書等ニヨリ簡略ニ之ヲ授ケ講義ハ専ラ国文学ノ史の發展ノ叙述、其ノ本質ノ闡明、主要ナル作家・作品ノ精神史の意義ノ把握、国民思潮ノ大勢ノ理解等ニ力ヲ用フベシ

- 十一 理科ニ於ケル講読ハ主トシテ歴代ノ国文ヲ選集セル読本類ヲ教科書トシ国民精神・国民生活ニ關スル適切ナル教材ニツキテ国民精神史・国民生活史ノ立場ヨリ十分ニ敷衍説述スベシ

- 十二 理科ニ於ケル作文ハ文科ニ準ズベシト雖モナルベク理科生徒ニ適切ナル様注意スベス
- 十三 国語ノ教授ハ之ヲ講読・文法・作文・文学史ニ分ツト雖モ教授方針ノ趣旨ヲ根本精神トシテ常ニ是等ノ全体的統一ヲ図ルニ力メ苟モ分科分離シテ相互ノ連關ヲ失フコトナキ様注意スベシ
- 十四 教授内容ハ常ニ他学科トノ全体的統一ヲ失フコトナキヲ肝要トス随ヒテ学科内容ノ決定ハ必ズ慎重協議シテ之ヲナスベク又学年ノ途中ニ於テモ隨時打合ヲ怠ラザルヲ要ス苟モ相互ノ關係ヲ無視シ各科個々分立ノ弊ニ陥ルコトナキヲ要ス尚教科書ノ選定ニツキテハ前同様ノ趣旨ニヨリ嚴密ニ注意シ統一的立場ヨリ之ヲ決定スベシ
- 十五 教授事項ハ教授方針ノ徹底ヲ重視スベク随ヒテ各項目ニツキテハ適宜分合増減ヲ行ヒ且順序ノ変更ヲナスヲ妨ゲザルモ全体的趣旨ニ戻ラザルヲ期スベシ

※昭和一七年三月三十一日「高等学校高等科臨時教授要項」にて「古典科」に変更。

○昭和一八年一月二〇日「中等学校令」制定。「中学校令」「高等女学校令」廃止。「国語」は「国民科」に統合。国定教科書が使われる。

※昭和一八年三月二日「高等女学校規定」制定。「国語」が「国民科」へ変更。国定教科書を使用する。

●昭和一八年三月八日「師範教育令」改正。師範学校が専門学校程度に昇格。同日に「師範学校規定」も制定。「国語漢文」は「国民科」に吸収される。国定教科書を使用する。

○昭和一八年三月二五日「中学校教科教授及修練指導要目」制定。

教科教授要目

国民科

教授要旨

国民科ハ我が国ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ習得セシメ国体ノ本義ヲ闡明シテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシメ実践ニ培フヲ以テ要旨トス

国民科国語ハ正確ナル国語ノ理会ト発表トノ能力ヲ養フト共ニ古典トシテノ国文及漢文ヲ習得セシメ国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養シ我が国文化ノ創造発展ニ培フモノトス

国民科国語ハ講読、文法、作文及話方ヲ課スベシ

国民科国語

教授方針

一 国語ガ国民的思考感動ノ具現ニシテ且之ヲ形成スルモノナル所以ヲ明ニシ国語ノ正確ナル理会・発表ノ能力ヲ養ヒ国語尊重ノ精神ヲ涵養スベシ

一 古典トシテノ国文ヲ通ジテ皇国ノ伝統ト其ノ表現トヲ会得セシメ国民生活ノ発展ト皇国文化ノ創造トニ培フベシ

一 古典トシテノ漢文ヲ通ジテ皇国及東亜ノ思想、文化ト其ノ表現トヲ会得セシメ国民精神ノ涵養ニ資スベシ

教授事項

一 講読ハ皇国ノ道ノ具現タル各時代ノ国文ト皇国ノ発展ニ寄与セル漢文トノ中ヨリ醇正ナルモノヲ選ビ之ガ正確ナル読誦ト解釈トヲ課シ教材ニ依リテハ暗誦・書取ヲ課スベシ

第一学年百七十時（毎週五時）

講読

国文 六十八時（毎週二時）

漢文 三十四時（毎週一時）

文法 三十四時（毎週一時）

作文話方 三十四時（毎週一時）

第二学年百七十時（毎週五時）

講読

国文 六十八時（毎週二時）

漢文 三十四時（毎週一時）

文法 三十四時（毎週一時）

作文話方 三十四時（毎週一時）

第三学年百六十時（毎週五時）

講読

国文 六十四時（毎週二時）

漢文 六十四時（毎週二時）

文法 十六時（隔週一時）

作文話方 十六時（隔週一時）

第四学年百六十時（毎週五時）

講読

国文 六十四時（毎週二時）

漢文 六十四時（毎週二時）

文法 十六時（隔週一時）

作文話方 十六時（隔週一時）

夜間ニ於テ授業ヲ行フモノ

第一学年百三十六時（毎週四時）

講読

国文 六十八時（毎週二時）

文法 三十四時（毎週一時）

作文話方 三十四時（毎週一時）

第二学年百二十八時（毎週四時）

講読

国文 六十八時（毎週二時）

漢文 三十二時（毎週一時）

文法 三十二時（毎週一時）

作文 毎月一回以上

第三学年九十六時（毎週三時）

講読

国文 六十四時（毎週二時）

漢文 三十二時（毎週一時）

作文 毎月一回以上

教授上ノ注意

一 講読・文法・作文及話方ハ常ニ相互ノ関連ヲ緊密ニシテ指導スベシ

一 講読ニ於テハ読誦ヲ重ンジ反復練習ニ依リ解釈ノ根基ヲ確立スルコト

ニ力ムベシ

一 読誦ニ於テハ発音ヲ正シクシ句読及文脈ヲ明確ニ読ミナラハシムルヤ

ウ注意スベシ

一 講読ニ於ケル解釈ハ読誦ニ依リテ得タル意味ノ把握ヲ中心トシテ語句

・文章ノ的確ナル 理會ニ導キ表現ニ即シテ国民精神ヲ涵養スルコト

ニ留意スベシ

支那ノ典籍ニ取材セル文章ハ民族ノ特性及歴史ニ照シテ理會セシメ国

民精神トノ關係ヲ明確ニスベシ

※昭和一八年三月二五日「高等女学校教科教授及修練指導要目」制定。

教科教授要目

国文科

教授要旨

国文科ハ我が国ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ習得セシメ国体ノ本義ヲ闡明シテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覺セシメ婦徳ヲ啓培スルヲ以テ要旨トス

国文科国語ハ正確ナル国語ノ理會ト発表トノ能力ヲ養フト共ニ古典トシ

テノ国文及漢文ヲ習得セシメ国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養シ
我が国文化ノ創造發展ニ培フモノトス
国民科国語ハ講読・文法・作文及話方ヲ課スベシ

国民科国語

教授方針

一 国語ガ国民的思考感動ノ具現ニシテ且之ヲ形成スルモノナル所以ヲ明
ニシ国語ノ正確ナル理會・発表ノ能力ヲ養ヒ国語尊重ノ精神ヲ涵養ス
ベシ

一 古典トシテノ国文ヲ通ジテ皇國ノ伝統ト其ノ表現トヲ會得セシメ国民
生活ノ發展ト皇國文化ノ創造トニ培フベシ

一 古典トシテノ漢文ヲ通ジテ皇國及東亞ノ思想文化ト其ノ表現トヲ會得
セシメ國民精神ノ涵養ニ資スベシ

教授事項

一 講読ハ皇國ノ道ノ具現タル各時代ノ国文ト皇國ノ道ノ發展ニ寄与セ
ル漢文トノ中ヨリ醇正ナルモノ及婦徳ノ涵養ニ適切ナルモノヲ選ビ之
ガ正確ナル講読ト解釈トヲ課スベシ

教授上ノ注意

一 講読・文法・作文及話方ハ常ニ相互ノ関連ヲ緊密ニシテ指導スベシ
一 講読ニ於テハ講読ヲ重ンジ反復練習ニ依リ解釈ノ根基ヲ確立スルコト
ニカムベシ

一 講読ニ於テハ發音ヲ正シクシ句讀及文脈ヲ明確ニ讀ミナラハシムルヤ
ウ注意スベシ

一 講読ニ於ケル解釈ハ講読ニ依リテ得タル意味ノ把握ヲ中心トシテ語句
・文章ノ的確ナル理會ニ導キ表現ニ即シテ國民精神ヲ涵養スルコトニ

留意スベシ

支那ノ典籍ニ取材セル文章ハ民族ノ特性及歴史ニ照シテ理會セシメ國
民精神トノ關係ヲ明確ニスベシ

※昭和一八年三月三十一日「高等学校高等科教授要目」制定。

〈参考資料2〉 国文学史教科書端書一覽

〈参考資料2〉は文部省『検定済教科用図書表』『中学校・高等女学校現在使用教科図書表 明治四〇年度』『師範学校・中学校・高等女学校使用教科図書表 明治四三年度』(中村紀久二編「教科書研究資料文献」第四集)第一集、芳文閣)に記載のある中学校、師範学校、高等女学校用に刊行された国文学史教科書の端書(緒言・例言・凡例など)を一覧にしたものである。原則として、検定本の版の端書載せるが、検定本がない場合には申請本の版の端書載せ、注を示すことにする。※は筆者による注である。また、各教科書に振られた番号や記号は第四章・第五章の文例一覧に記載されたものに従っているが、版が新しくなった際に、端書も新しいもの書き直されている場合には、その端書を収録することにする。

【1】『教科適用日本文学小史』三上参次・高津敏三郎(上)：明治二七年七月三〇日…訂正三版)

緒言

余輩さきに日本文学史を著はして、之を公にせしに、未だ周歲ならずして、三たびその板を改むるに至りぬ。然るに、地方の師範学校中学校等に於て、国語を教授せらるゝ諸氏より、日本文学史は、巻帙稍浩瀚にして、教場用ふるには便ならず。之を縮約して、教科用書に適せしめよと、勧誘せらるゝことしばしばなり。加之、昨年七月、文部省は師範学校令を改正して、

国語科の中には、文学史をも課することゝなされつ。中学校もまた、一般にさることゝならん。是に於て、余輩の勧誘せらるゝことさらに切なれども、余輩は、かの文学史の緒言にも述べしごとく、一段諸密なるものをこそ著はさんとはおもへ。在来のものを縮約せんとは思はざりき。されども、熟ら考ふるに、既に不便を忍びて、かの文学史を教科用書とせる学校さへありとのことなれば、諸氏の勧誘もまた実に理あり。乃ち、冬期の休暇を幸として、之を改竄し、以て教科用に適すべからしめたり。この書を出板する次第かくのごとし。されば、之を教場に用いひらるゝ教員諸氏は、余輩の日本文学史を参看せられなば、多少の利益あるべしと信ず。また文学史を教授する上に於て、注意すべき点のごときは、既にその緒言に於て述べおきたれば、こゝには贅せず。

明治廿六年三月

著者しるす

【2】『中学国文史』新保磐次(明治三〇年四月二五日…訂正再版) 例言

此の文学史は尋常中学校国文科の最後半期に充て得べきものにして、自著中学国文読本と連絡せしめんため、文例は重に同読本の文を指し示せり。著者曩に高等小学の為に高等日本読本を著ししとき、国文の変遷を叙して其の巻末に附し、主として体を史談に取りき。今中学の為にするに方り、漸く之を拡充して学者文士の略伝に加ふるに一般の時勢を以てし、世世の手ぶりと人人の風采とを知らしめ、其の文例は既に習熟したる一部の読本を以てして豊富にして味ひあらしめんことを期せり。

奈良以前の文、近世小説家の文、及び歴代の歌の如く読本に於いて省けるものは此の書に於いて新に例を挙げたりと雖も、成るべく解し易きものを成るべく短く引きたり。然する故は此の小冊の文例の如きは単に読者のために原書を読むの方針を立つるに止り、到底此の処に於いて充分の趣味を与ふるに足らざればなり。但し教師の意を以て適宜の増補をなすべきことは論なし。

凡そ少年学生の理会に便ならざる事は務めて之を避けたり。然れども各時代或は各人の文の評語の如きは、読者縦ひ端的に理会し得ざる所あるも、後来の指導として有用なるを以て成るべく簡明に之を示せり。

文例の稍解し難き処は成るべく漢字を嵌めて之に傍訓を施せり、こは文学史の科程は大いに読本と趣きを異にすればなり。

長歌の措辞は古へは五七五にして後世は七五七五なり。是を記すに各々其の順序に随ふべきが如くなれど、さては今人の誦読に便ならざる処もあれば、一切近世の読み切り(ポイチカルポーズ)に随ひて七五の順を以てせり。軍書の道行き又は近世小説の文などの七五に調へられたるものは紙面の都合に由り通常散文と同じく記せり。短歌を二行、俳句を一行の略式に記せるも亦紙面の都合に由れるのみ。

明治二十八年十月

著者記す

【3】『日本文学史要』佐々政一(明治三二年二月一三日…訂正再版)

緒言

一、此書は、著者が第二高等学校に在りて、日本文学史を教授する傍、略、文部省の国語科教授細目に準憑して、其大要を摘記し、中等教育の教科書となさんとしたるものなり。一、従来此種の著書二三ありと雖も、或は雅

文、雅歌等に煩にして、近古の時代文学に簡に、或は文学全体の時代的変遷に専らにして、其部分的変遷、即ち各種の文体の変遷を遺却したるに似たり。故に著者の最も注意せしは、此点を補はんとするに在りき。されど、かの細目に規定したる、僅々十時の間に、完全なる文学史を教授せんことは、望み得べきことに非ざれば、私意を以て、ことさらに取捨せる所、時に軽重大小を失したることなきを保せず。乃ち巻尾に、文体の変遷及び時代文学の主要を表示して、教師が書中の某項を省略し、或は某節を敷衍することあるも、全体の変遷を知了するには妨げなからんことを期す。

一、書中の実例は、参考の為に引用したるものなり。故に生徒が既に習得せる教科書中に、適当なるものを指摘し得ば、これを省略し、若くは読書科の時間に譲られんことを期す。然すれば、本書の全体を十時間内に教授すること、甚だ困難ならざるべしと信ず。

一、書中に用ゐたる文学上の名称は、専ら在来慣用せるところに従はんとしたれども、律語といふ一語のみは、已むを得ずしてこれを用ゐたり。此語は、独語のゲブンド、レーデを翻訳したるものにして、散文に反対せる語なること、書中に説くが如し。先輩中、既に此語を用ゐたるものも少からず。分類上、又極めて明確なる語なれば、韻文、歌等の如き不穩当なる語を墨守せんよりは、大に便利なるべし。ことに従来の文学史家が、謡曲、浄瑠璃等の類を、散文中に加へて怪まざりしが如きは、韻文又は歌などといふ語の意義の漠然たりしに由るところ多きに似たり、これ著者が、敢て此一新語を採用せし所以なり。

明治三十一年初秋

著者識

【A】『国文学小史』和田萬吉・永井一孝(明治三二年一月二〇日…初

版) 検定不認可

凡例

- 一 本書は尋常師範学校・中学校の教科書として著述せるものなり。故に、又高等女学校の如き中等教育を施せる諸学校の教科書と為すを得べし。
- 一 本書に用ゐたる文学上の名称は、大方世間に慣用せらるゝものを採れり。
- 一 本書は時代の区分に従ひて編を分ち、毎編には必ず総論ありて各時代の文学上の大勢を叙説せるのみならず、歌謡及び散文の條下にも亦それ〴〵の総説ありて其の概要を略述せり。故に、授業上の都合によりては、先づ一部を通じて此等の総論及び総説を課し、次いで各編の細説に及ぶことを得る便あり。

- 一 本書に掲げたる実例は専ら参考のために引用したるものなり。授業時間の少き場合には、教師の見込によりて多少の省略を施すも妨げ無し。
- 一 実例は専ら原本に従へりといへども、読者の便利を慮り、著者の見によりて適宜に句読点を施せり。
- 一 祝詞・宣命・万葉・古事記・風土記等は、其の書き方を示さむが為に孰れも原本のまゝを掲げ、別に仮名書きを対照して読解に便したり。

明治三十二年十二月

著者識

【B】『日本文学史教科書』鈴木忠孝(明治三三年四月二八日・初版)

検定不認可

緒言

- 一、本書は、明治三十一年五月文部省調査の中学校教科細目に拠り、中学校第五学年級における国語科の内、国文学史の教科書として編纂したるものなり

- 一、また同教授細目により、二十回以内に於て、著名なる文学時代の区分、著名なる文学者の伝記、著名なる著作物等を教授すべき目的を以て編纂したるものなり

- 一、文学の定義における諸説等は、本文中に記載する違あらず。教授時間の都合により、便宜説話する必要あるべし。

明治三十三年四月

編者識

【4】『刪訂国文学小史』和田萬吉・永井一孝(明治三四年三月一五日・訂正再版)

凡例

- 一 本書は、曩に著したる『国文学小史』を刪訂して、我が国文学の起源・發達及び変遷の概要を叙述したるものなり。

- 一 本書に用ゐたる文学上の名称は、大方世間に慣用せらるゝものを採れり。

- 一 本書は、時代の区分に従ひて編を分ち、毎編必ず総論ありて各時代の文学上の大勢を叙説せるのみならず、歌謡及び散文の各條下にも亦それ〴〵の総説ありて其の概要を略述せり。

- 一 本書は、著名なる文学者の生死の年を示さむが為に、其の人名の下に、数字にて紀元の年数を註記せり。

- 一 歌文の実例は専ら参考の為に引用したるものなり。故に、成るべく簡短なるものを採り、又は省略して掲げたり。然れども、授業時間の少

き場合には、教師の見込によりて、なほ多少の省略を施すも妨げなし。
一 歌文の実例は、成るべく当該文学者の伝記又は評論の次に挿入せりと雖も、それが為に却つて煩瑣に流るゝ嫌ある場合には、章又は節の末に一括して掲げたり。

一 歌文の実例は、専ら原本に従へりと雖も読者の便利を慮り、著者の見によりて適宜に句読点を施せり。

一 祝詞・宣命・『万葉集』・『古事記』・風土記等の文例は、其の書き方を示さむが為に、孰れも原本のまゝを掲げ、別に仮名書きを対照して読解に便じたり。

一 本書は中学校・師範学校・高等女学校の生徒用教科書並に国文学研究者の自修用書として編述したるものなり。教師用並に自修者の参考用としては、他日詳細なるものを出版すべしと雖も、曩に発行したる『国文学小史』亦参考資料たるべし。

明治三十三年八月二日

著者識

【5】『中等教科日本文学史』内海弘蔵(著)・落合直文(閲)(明治三四年三月二三日…訂正四版)

緒言

此書は中等教育の学校に於ける教科書に供せんが為に、編纂したるものなり。

著者は嘗て府下の或中学校に於て、親しく我が日本文学史の教授に従事したることありき。かくて文学史そのものが、中等教育に於ける国文科の一課として、頗る必要なるものなることと、併せて中等教育に於ては、到底

文学史の真正の目的を達する能はざることとを悟りたりき。

凡そ一国の文学を学び、その文章を味はんとするには、その国、文学の変遷の跡を知らざる可らざるは、云ふまでもなきことにして、これと共に文章そのものを知らざるものに向つて、単に文学の変遷を説きたりとして、到底充分の効果を収むること能はざるべきことも、また予想せざる可らざるなり。

今我が中等教育の府なる中学校師範学校に於て、現に行はれつゝある国文読本に就きて、その内容を験し、以てその生徒の有すべき国文学の智識を予想する時は、吾人は直に此等の生徒に向つて、我が国文学史の真正の教授をなすの頗る困難なることを発見するを得べし。即ちそれらの国文読本は、皆我が国文学の各時代に亘りて、恰くその各種の文学を集めたるものにはあらで、その一般の上より云へば、先づ鎌倉室町兩朝の戦記文、随筆の文、江戸時代の和漢混合文をその主なるものとして、平安朝時代の歴史物語、日記の一部と、江戸時代の擬古の雅文とを以て、その一部分をなせるものなればなり。されば我が文学の粹と称せられたる平安朝時代の源氏物語、枕草紙等の文、江戸時代の戯曲小説等の文は、中等教育の学校に於ける生徒の、その教育の上にて学ぶことを得ざる所のものなり。また歌及び謡物の類も、僅にその一端を窺ひ得るに過ぎざるなり。こは決して読本編纂者の罪にあらず、学校の課程の上より、或は又教育そのものゝ上より、中等教育の学校に於ける生徒の窺ふことを許されざる所のものなり。此の如くにして、文学史の真正の目的を求めんとす。これその効の収め難き所以なり。されど、文学史の一般の智識といふことは、遂に中等教育に於て欠く可らざることなれば、なるべく生徒の解し得べく、また益し得べき範囲に於て、文学史を講ぜざる可らざる必要生ずるなり。換言すれば、

或変体の文学史を要することこれなり。然らば則ちいかなる変体によるべきか。

著者の感ずる所は、第一に読本との連絡、第二に文学そのものゝ価値を詳論するよりも、寧ろ文体変遷の概略を説かんことこれなり。

されど文学史といふ以上は、いかにその読本が或時代の或文体に限られたればとて、その一時代、一文体のみを説きて止むべきにあらず。また複雑なる連絡を以て変遷し来れる文学をば、単に一時代一文体のみよりて説明し得べきにもあらず。即ち以上の二件をば主とせる傾を有せるものを以て満足するより外なきなり。

かゝる感想の下に、著者は此書を編纂するに当りて、文章の変遷、並に読本に關係ある書

または文体に就きて、説明せんことをつとめ、その他の事に就きては、なるべく省略したり。即ち江戸時代の戯曲小説の文、謡物、及び奈良朝時代の文学等に就きては、単にその一二を挙げたるに過ぎず。こは前述の理由の外に、教授時間の制限より来れる、ページの上の制限にもよりしなり。

ページの上の制限よりして、著者は又今日行はれつゝある何れの読本にも収められたる保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語、太平記、増鏡、徒然草、神皇正統記、土佐日記、大鏡、栄花物語、十六夜日記、及び江戸時代の和漢混合文、万葉集以後の歌等は、すべてその例を挙げずして、単に説明のみに止めたり。これ生徒は既に読本に於て、それらの文章に接せるものなるを以て、特にこゝにその例を重複して、ページを割くの要なしと信じたればなり。

読本に載せられざる書に就きては、その一斑を示さんが為に、一二の例を挙げたり。されどそは単にその一例を示すに止りて、例そのものには重き

を置かざりき。そは単にこゝに挙げたる一例によりて、文学そのものを味はんことは得て期すべからざることにして、文学史によりて文学の内容を学ばんことは、到底不能の事なるを思ひたればなり。

以上は著者の希望なり。されど著者の浅学短才なる、素より所期十が一をもつくすこと能はざりしなり。著者は此書を採用せられん学校の教師諸君に向つて此書が著者のかゝる感想の下に成りたるものなりとの事を一言して、その参考に供するのみ。

文学史の目的、文学とは如何等の問題に就きては一言の説明をもなさざりき。又従来の慣用に従つて散文といふ語を、そのまゝに用ひて、別段の説明を与へざりき。此等は皆一に教師諸君の實際教授の上より、その程度、その時間の配当に従つて、長短難易の説明を自由にせられんことを期したるなり。また一方に散文の語を用ひて、他は之を韻文と云はず、歌、謡曲、俳諧、浄瑠璃等の如く、特殊の称呼によりて題をなしたるは、たゞ便宜によれるにして、別に意味あるにはあらざるなり。

明治三十三年二月

著者識す

【6】『日本文学史教科書』藤岡作太郎（明治三四年一二月二六日…訂正

再版）

凡例

一 この書は中学校、師範学校、高等女学校等の日本文学史の教科書にててかきたるものにて、なるべく簡単ならんことを期したり。

一 文学といふ語は広義にとり、わが国における文運發達の大体を會得せしむるを目的とす。

一 太古より明治維新前までを四大期に別ち、各期をまた四條に細別す。

條々概ね年代を以て序づといへども、文学の事、もとより精密なる期限を定むること能はず、たゞ大数をあぐるのみ、第一章の如き、時に年数の出入なきにあらず。

一人名は或は名をしるし、或は号を示して一定せず、よく世に知られたる方に従へるのみ。殊に著名なる人は、名と号と併せていさせるも多し。

一 歌文の引例はつとめて省略す。教師はなるべく読本のうちより求めいだして示すべし。

一 滔々たる古今の文章のうち、僅かに数項の引例は、いまだ生徒をして本文の意を会得せしむるに足らざるべし。引例に拘泥して却つて本文の意を忘れんことは、注意して矯正せざるべからず。

一 引例の諷誦すべきものも、意義の疏通を主として、節調の符号などは示さず。

明治卅四年七月

著者しるす

【7】『国文学史教科書』高野辰之（明治三五年三月一日…訂正再版）

緒言

国文学史の教科書は、数部出版されて居るが、何れも分量が多きに過ぎて、少時間には授け難いし、一二分量のすくないものもあるが、これは又、あまりに無味で、教師の労を要することが多い様である。一体、国文学史は、国民の精神生活の変遷をも語るべきであるが、ともすれば、文学者の略伝、文学書解題、各文学の文例等に多くの紙を費すものである。本書とても、僅、百二十余頁に約めたものであれば、精神生活の変遷を詳記してはなすが、歴代の各文学については、其特質、其系統、其文体の上に、苦心した

のである。又上代に詳にして近代に粗なるは、史の通弊であるが、これもまづ注意した積りであるし、なるべく、少数の時間に、なるべく、多くの智識を与へるために、各時代の叙述の上にも注意した積りである。余が、数回の教授の経験では、本書丈の材料なれば、二十時間許りで終る様である。

明治三十四年天長の佳節

編者識

【8】『中等教科日本文学史』笹川種郎（明治三五年四月三日…訂正再版）

緒言

一、此の書は、中学校第五年生をして、国文学發達の跡を知らしめんがために、編述したるものなれば、つとめて平易簡略を旨としたり。

一、従来の日本文学に大なる關係を有するものは、漢文学なりとす。此の書に於て、漢文学の盛衰を説き、儒学にも併せ及びたるは、これがためなり。

一、十時間の課程に於ては、此の書、猶ほ或は細微に過ぐるの感あらん。

故に教師は、任意引例を取捨して可なり。

明治三十四年四月

著者識

【9】『刪定日本文学小史』三上参次・高津鋏三郎（明治三五年四月一日…訂正五版）

日…訂正五版）

緒言

一、著者は、明治二十三年に日本文学史を著して、はじめ、科学的に本邦文学の沿革を述べたり。次いで二十六年に、之を節略して日本文学小史を公にし、以て、師範学校、中学校、高等女学校等の教授の用に

資したり。この小史は、幸にして、版を重ねること十数回に及び、今も諸方の学校に採用せらるるといへども、教科用書としては、尚、頗るその量の多きに過ぐるの嫌ありとて、教員諸氏の、これが刪定を望まらざること切なり。而して、叙述の上にもまた、遺逸せるところ少しとせず。よりに、今、教授の時間数に参照して、其煩はしきを削り、漏れたるを補ひ、以てこの一冊を成したり。庶幾くは、教員諸氏の、希望の一端を満たすことを得ん。

一、文章、歌謡等の例証は、頗る之を割愛して、たゞ各時代、各種の文学の標本となるべきものゝ、一二を示すに止めたり。而して、記紀、万葉の歌謡、祝詞、宣命等の、漢字のみにて綴られたるものには、適宜に仮名を交へ、伊勢、源氏等の仮名文には、漢字を混じ、また並に句読点を加へて、読者をして無益の労を避けしめたり。但し其本来の体裁は、本文に於て之を明かにせり。

一、本書を用ひらるゝ教員諸氏は、説明の材料として、上に云へる日本文学史を参照せらるべし。その書もまた、修正増補して、近きに世に公にせられんとす。

明治三十五年一月

三上参次

高津鋏三郎 識す

【10】『中等国文学史』大林弘一郎（明治三五年六月二八日…訂正三版）

例言

一、本書は、中等教育を施す学校に於ける国文学教科書に充てんが為に編纂しけり。されば、文学沿革の大略を、極めて簡短に序述し、其の実

例の如きも、最、平易なる部分を採録し、文部省規定の授業時間内に、十分に教授し得べきやうに注意したり。

一、中等程度の学校に在りては、生徒の学力も低き故、漫に、高尚なる評論をなすは、更に、効果なきのみならず、却りて受業者をして、要領を得るに困ましむる恐あり。故に、本書は、すべて、実例によりて、其の梗概を知らしめんことを期せり。然れども、実例の繁多なる部分は、教授者に於いて、適宜に之を省略するも妨なし。

一、漢文学の国文学に対する関係は、決して度外視すべからず。されど、従来の教科書には、或は、之を詳にせざるものあり。本書は、此に意を留め、其の関係を明にせり。一、本書は、短簡を主とするが故に、まゝ、説明を略したる所ありて、之を附録の年表に譲れり。是、受業者をして、随時対照して、自然に記得せしめんと欲すればなり。

一、附録として、歴代の漢詩文を載録したるは、受業者が、随意に之を誦読し、本邦漢文学の程度、及、其の盛衰変遷の主要を知り、間接に、本書研究の力を添へんことを計りてなり。

明治三十四年三月

編者識す

【11】『中学国文学史』弘文館（明治三五年一月五日…訂正再版）

凡例

一 本書は、師範学校、中学校、高等女学校等の教科用として編述したるものなり。元来、文学史は、一の専門的学科に属するものなれば、これを、普通教育に應用せんこと、至難の業といふべし。されど、文学史を授くるは、単に、歌文の由来發達を知らしむるのみならず。これによりて、国民志想の変遷せる次第をも、知らしむるものなれば、亦、

極めて必須の学科なり。本書を編述するに当り、已むことを得ざるもの以外は、総べて、教授の実地に考へ、中学程度の生徒に対して、尤も、適切と覚ゆる材料につきて選択取捨し、理論の高尚なるものゝ如きは、固より、これを省略したり。

一 本書、各時代の区画は、おほかた、通常歴史の分類に従へり。文学の変遷も、政治宗教等の消長と、相関連する所、甚だ多きを以て、別に授けらるゝ所の国史と共に、生徒をして、相須ちて、發明する所あらしめんとてなり。

一 我が国の文学に及ぼせる漢学等の影響は、極めて大なるものなれば、各時代の総説中に於て、その發達變遷の大概をも併せ説けり。

一 上古の文学につきては、ことに、簡略に叙述したり。これ、あまりに古樸幽遠にして、生徒をして、容易に悟らしめ難き所、少からざるを以てなり。その用例の如きも、教授者の取捨に一任す。

一 鎌倉時代の戦記文随筆文等を始め、以下、江戸時代の漢学者の和漢混和文等は、大概、現時の中学国文読本中に網羅せられたれば、その部分にかぎりては、故らに、文例を省略したり。重複を厭ひてなり。

一 各時代の下に、その種類によりて、歌文の例を区分して掲げたるは、著者、多年の授業上の経験によれるものにて、強ちに、体裁に拘泥したるにあらず。

一 各時代の末毎に、挿入したる著作目表は、その重なるものの中より、一斑を掲げたるに過ぎず。これ本文中に於て、各書の解題等を叙述せんは、徒らに、繁雜に流れ、生徒をして飽かしめんことを恐れてなり。

もし、本文の不足生じたる場合には、教授者本表を以て、其の欠漏を補成せられんことを望む。

一 表中の年代には、往々不明なるものあれば、概ね、その著者の生没年代、又は、存世中のある年代を以て充てたり。これ又、已むを得ざればなり。

一 江戸時代に於ける小説の類は、その説明を省略し、併せて用例をも省けり。

一 編中、往々、分類に苦める所なきにあらざれども、只、初学の解し易きを主として、適当なりと覚ゆる箇條中に編入したるあり。

一 著者、学浅く識足らずして、誤謬錯乱せる所多かるべし。謹みて、大方の是正を俟つ。

著者識

【12】『新体日本文学史』塩井正男・高橋龍雄（明治三五年二月二七日

…訂正四版）

凡例

本書は、中等教科用および講習用書として、編述したるものなり。

往年、三上・高津・両先生の日本文学史の上梓せられてより以降、多々続出せし文学史教科書は、大抵その体に倣ひたるものなれば、中等教育の教科用書としては、不便少からざる事、知己の実話と不肖の実験とによりて、明白となりぬ。すなはちおほげなくも、この編述を成したる所以なり。されば

本書は、旧来の文学史とは、おほいにその編纂の体裁を異にす。

一文例を前に置きし事。

一著書の解題、著者の小伝を後にせし事。

一各時代文学のはじめに総説の章を設けて、文学の大勢を示せる事。

一 参考書の主要なるもの、一二を附記せる事。

一 頭書を設けて、教授の便を計れる事。

また文例は更に原本を読みし事なき学生にとりては極めて必要なるものなれば、これを記載する事に関して、左の用意あり。

一 徹頭徹尾潔白高尚る美文を取りし事。

一 出来うる限り文学および、文学者に縁故ある文例を示せる事。

一 文例に出でたる文人・歌人・は後に至りてかならず説明せる事。

一 文例の長きものは上略・中略・下略・として、その精華を摘記せる事。

漢文・漢詩を入れたるは、過去の日本文学史といふもの、盡くみな和文学史たるを嫌ひたればなり。なほこを記載するにつきて、左の用意あり。

一 純然たる支那模倣的の漢文・漢詩・は省ける事。

一 儒者・詩人中最も国文学史上に偉大なる影響を与へたる者をのみ取りし事。

一 文字平易にて、中等教育の程度に適應せるものを取りし事。

以上は、本書編述に関しての概要なり。なほ一言すべきは、中等教育の程度において、文学史を授くるは、決して専門の文学者を養成するものにあらざるべければ、左の省略をなせり。

一 徳川時代の擬古文、および、和漢混和文の文例。

一 記録類および語学に関するもの。

一 その他文学に関係少き書目および人名。

而して本書は、文部省令に示されたる如く、文学の趣味を与へ、兼ねて倫理思想に裨益する所あらしめむとす。ただ教授時間の配当上、紙頁の制限あれば思ふがままの文例を遺憾なく示す事能はざるを惜むのみ。

本書の文例を省けば、僅々八十頁の本文に過ぎず。もし文例の多きに過ぐる感あらば、その中の或者を減じてだに教授せられたし。そも文例なくして空理を語るは宜しからずと信ず。なほ本文の簡短なるは、教授者にとりて、充分の余地を与へたる積なり。時間の許す限は、そが詳細を語らるべし。

文例は、難解の上古文例を除きては、必ずしも読本の如く精細に教授せらるるに及ばず。或は生徒をして自宅にて宿見せしめ、或は教室にて読過するに止めらるべし。而して本書は文例にて無慮百数頁を塞ぎたれど、かくせば、いかなる短時間にも容易にかつ面白く教授する事をうべからむ。かの世にふるしたる文学史教科書が、更に文例なくして空理空論を語り、生徒をして頗に嫌忌の情を起さしむるものより、遙に勝りたるべし。

とにもかくにも、本書は以上の如き趣旨を以て記述したれば、教科用書として、単に学生の愛読すべきのみならず、社会家庭の間に愛読せらるるもまた甚だ適當なるべし。少くとも学生が卒業せむとする際に、本書を読み、永久国文学の趣味を感じ、清廉潔白なる士君子として社会に立たむ事を祈る。

明治三十五年一月

著者誌す

【C】『新体日本文学史』岡井慎吾（著）・藤井乙男（閱）（明治三五年一

〇月一五日…初版）検定不認可

凡例

一、本書ハ師範学校・中学校等ノ教科用トシテ編述シタルモノナリ。今、編述ノ際最モ意ヲ用ヰタル点ヲ左ニ陳ベム。

い、現今ヨリ始メタルコト。簡ヨリ繁ニ進ムトイフ事ガ教授ノ一原則タルト同時ニ、近キヨリ遠キニ及ブトイフコトモ、亦有力ナル原則タルナリ。此原則ヲ歴史教授ニ適用セバ、現時ヨリ遡リテ上古ニ至ルコト、ナラム。而シテ文学史ニ在リテハ、此方法ニヨリテ、現今ノ文学上ノ事実ニ関スル知識ヲ基礎トシテ、漸次歩ヲ進メムハ、亦此学科ヲシテ趣味アラシムル所以ナラザラムヤ。況ヤ読本ニ於テハ、近古文学ヲ学ベルノミノ者ニ、直ニ上古ノ文学ヲ課セムヨリモ、平常習見ノ者ヨリ悟入セシメムヲヤ。是、此書ノ新体ヲ用キタル理由ナリ。

ろ、引例ノ選択。教科書ニ引用セル二三ノ例ニヨリテ、某著作ノ大概ヲ領セシメムトスルハ、頗ル難事タリ。況ヤ之ニ拠リテ、該文学者ノ特色ヲ知ラムトスルヲヤ。此ヲ以テ此書ノ例ヲ撰ブ、成ルベク他ト関係アルモノ（例ヘバ膝栗毛ト狂言記浄瑠璃ト謡曲）ヲ採リテ、是ニ由リテ其關係ト異同トヲ知ラシメムコトヲ務メタリ。は、上古文学ノ記載法。ヲ原ノマ、ニシテ、之ヲ読ムコトガ文学史上ノ一事実タリシ所以ヲ明カナラシメタリ。坊間行ハル、諸書ヲ見ルニ、概ネ漢字交リ文体ニ書キナセリ、中等教育ノ程度ニテハ、此体トナスモ已ムヲ得ザルベケレドモ、斯クテハ争カ本来ノ面目ヲ知ルヲ得シムベキ。又、此書ハ既ニ振仮字ヲ施シテ、カノ難解ナラムコトヲ避ケタリ。

に、我国ノ漢字。ヲ等閑ニスベカラザルハ、文部省教授要目ニモ既ニ定メラレタリ。此書、便ヲ以テ之ヲ概叙シ、且、現今諸読本ニ欠如セリト覚シキ上・中・近古ノ詩文、近世ノ詩数篇ヲモ収メタリ。又記録文・書牘文・言文一致体ナドモ、文学史上一体タルモ

ノモ、其儘附記セリ。

一、本文ハ、綱ヲ提ゲタルノミニテ目ニ及バズ、勢ヲ審ニセルノミニテ、理ニ及バズ、コレ全ク教授ノ余地ヲ存セム為ナリ。読者請フ之ヲ諒セヨ。

明治三十五年七月

編述者識

【D】『国文学史綱』木寺柳次郎・龍澤良吉（明治三五年一月二六日…初版）検定願無効

緒論

文学とは、人の思想、感情、想像等を文字に表はし、記載物をいひ、文学史とは、文学の起原、発達、変遷の跡を叙述するものをいふ。国文学史綱とは、我が国人の手に成れる文学の起原、発達、変遷の大綱を叙述したるものなり。

国文学の特性は、其の国民の特質に起因するものなれども、又、其の国の治乱、興亡、或は、外国思想の輸入に因りて発達変遷を来すものなり。我が国文学は、一度支那、印度思想の影響を受けて変遷し、発達し、又、明治に至りては、欧州文学の輸入に因りて少なからざる変化を来たし、を見る。

今国文学史を叙述するに当り、時代を左の如くに分つを便とす。

第一 奈良朝以前

第二 奈良朝

第三 平安朝

第四 鎌倉時代

第五 室町時代

第六 江戸時代

第七 現代

凡例

一、本書は、中学校教授要目に拠り、中学校第五学年、及び、同程度の諸学校に於ける教科用書として、編纂せしものなり。

一、中学校第三学期の授業時数は、大凡、二十七時間なり。此の僅々三九時数を以て国文学史の梗概を授けむとするは、甚だ、難しといふべし。因りて、本書は勉めて其の時数に適合し得べきに意を注げり。

一、本書は成るべく例を挙ぐるに勉め、枯淡無味に陥るを避けたり。然れども、繁冗を恐れ、往々、例を省略せし場合なきにあらず。例へば、祝詞を挙げて寿詞を省き、今様を示して宴曲を略せるが如きはなり。

一、本書は、もと、大綱を述べしに過ぎざれば、其の時代を代表すべき文学書と思はるゝものゝ説明を勉め、其の他は、大要のみ挙ぐることにせり。

一、本書は、便宜上時代を分ちたりといへども、其の連絡系統を明かにし、兼ねて、文学發達の跡を知らしめむことを勉めたり。

一、本書は、本文中、文学者の伝記を略し、別に、文学者略伝を結尾に添へたり。こは、紙数と時間とに限りあればなり。

一、本書は祝詞寿詞を韻文として説明せり。こは、後に至りて、仮令、散文の基礎をなしとはいへ、其のもの、性質上当に然るべきものと信じたればなり。

(※中学校教授要目抄録…省略)

明治三十五年十一月

編者識

【13】『国文学史教科書』落合直文・内海弘蔵（明治三六年八月一日…訂正再版）

例言

一 本書は、文部省所定の中学校教授要目の注意に従ひ、中学校における五年級の国語科用教科書用として、編纂したるものなり。

一 本書は、教授要目の時間の配当に考へて、その分量を定めたるを以て、なるべく、その大綱をあげて、つとめて、枝葉の点を省かむことをはかれり。

一 本書は、また、教授要目の注意に従ひて、我が国における漢文学發達のあとゝ、その学者と文章とにつきても、その一般を叙述したり。

一 本書は、その引例の中、読本に収められたる程度のものにつきては、なるべく、すべての読本に共通なるものを取りて、以て、新に、これを講ずる繁を避けむことをはかれり。これ、時間の上の制限を思ひたればなり。

明治三十六年二月

著者識す

【14】『日本文学史』池辺義象（明治三六年八月二三日…訂正再版）

凡例

一、本書は中等教育用教科書として、文部省新定の中学校教授要目に依りて編纂せり。

一、新定の要目にては、国文学史は、中学校第五学第三学期に、毎週三時間づつ課する事とす。即ち一月一日より三月三十一日までにして、この間三十有余時に過ぎず。

一、右の主旨に依り、本書は極めてその沿革の概要を叙し、その例のごときは、僅に文体歌体の一斑を示すのみに止め、総て国文読本に譲りたり。

一、文学史の時代は、必しも政治史と伴はざるものなれども、今は一般の例に倣ひ、猶政治史と同じく区分せり。即ち上古時代、奈良時代、平安時代、鎌倉時代、室町時代、江戸時代、是なり。かくて上古はその文学の一斑を叙し、明治以降は、ただその概要を記せり。

一、仮字発明以前の文章は、漢字の音訓を仮用したりしものなり、即ち古事記、万葉集のごときは是なり。然れども今は悉く普通の仮字文に改めて之を記せり。

一、漢文学の盛衰を論ずる條に、例文を出さざるは、もと本史の参考に過ぎざればなり。一、各時代の末に、問題を附したるは、学生研究の要項を得しめんためなり。然れども素より是れにて尽したるにはあらず。

明治三十五年十二月

著者識

【15】『訂正中等国語読本附録国文学史』落合直文（明治三六年一月二七日…訂正二六版）

※端書なし

【16】『国文学史教科書』鈴木暢幸（著）・芳賀矢一（閱）（明治三六年一

二月一三日…初版）

凡例

一、本書は、師範学校、中学校、高等女学校、及び、此と程度を同じうする学校の教科用書として編成したるものなり。従来、諸学者の国文学

史、其の数少きにあらざれども、簡繁宜しきに叶ひ、引例当を得たるもの甚だ少きは、世の斉しく憾とする所なり。教科書は、専門研究の叙述書にあらず。本書聊か意を此に致し、務めて教授者の煩勞なからしめんことを期せり。

一、古代に精しくして、近代に粗なるは、既刊文学史の通弊たるが如し。本書は、亦、此の点にも注意したり。

一、浮世草子、洒落本、人情本の如きは、専門文学史の研究すべき、好箇の題目たるべけれども、本書に之を説かず。近松、馬琴に長文の引例をなし、狂言、脚本、滑稽本等に、文例を示さざるも、亦、意を用ゐたる所なり。

一、万葉、古今以下の和歌、今様等の文例には、つとめて人口に膾炙せるものを選びたり。新しき字句の解釈よりも、趣味の涵養を希ひたればなり。

一、中学校に於て、五年級の第三学期、毎週三時間の教授には、引例の文少しく多きやに思はるれば、本文講授に際して、文例をば、適宜に取捨せられん事を望む。また、第一学期の当初より国文学史を教授し、文例を講じて、国語読本の代用となされんも可なるべし。

一、高等女学校にては、一とわたり本文の講授によりて、文学変遷の大体には通曉し得べければ、授業時間数の多寡に従つて、適宜に文例を講授せば、趣味の涵養に資する所大なるべし。

一、編纂の体裁、叙述の順序、文例の取捨等に就いては、既刊文学史に拠りし点、もとより多し。茲に記して感謝の意を表す。

明治卅六年十一月

編者白す

※検定本は「明治三七年二月二九日…訂正三版」のものである。

【17】『国文学史教科書』小倉博（明治三十七年一月二日…修正再版）

凡例

一、本書は、中学校第五学年の教科書として編纂せり。

一、引例はつとめて簡略ならんことを期し、殊に、国語読本に載せられたる者は多く省略せり。

一、受持教師の便宜により、本書所載の引例を講ぜざるも、又は、本書以外の引例を示すも可なり。

一、巻首より奈良朝時代に至る迄、引例はことさらに原書のまゝ掲ぐ。其の時代に特殊なる書方を知らしめんが為なり。

一、巻尾の表は、人物著作の時代を一目に知らしめむとして、編者の新に作りしものなり。粗雑なれども、本書講読中、参照せば便利なるべし。

【18】『新体日本文学史教科書』藤岡作太郎（明治三十七年九月二三日…訂

正再版）

凡例

一 この書は中学校、高等女学校、師範学校等の日本文学史の教科書としてかきたるものにして、嘗て刊行したる日本文学史教科書をもととして、訂正を加へ、体裁を改めたるものなり。

一 従来、日本文学史の教授が、とかく時代思想の変遷を疎かにし、書籍の解題と著者の伝記とのみに終りやすきを以て、さきの原本は力めてこの弊を矯正せんとしたりといへども、一時の急激なる変動を恐れて、多少、在来の面目を存せしめたりき。されど時勢は日に発展して止まらず、今や世間はますます進歩したる文学史を要求するに至れるが故に、

これに応ぜんがため、この書の改訂は成れるなる。

一 されば本書は文学の大体の変遷を旨として、その他のことは概ね略して記さず。教授の余暇にあらば、文学者の伝記、逸話等をも併せ説きて、なるべく興味を添へられんことを、教師諸君に希ふ。

一 太古より現今までを五大期に別ちて、まづ各期の特性を通説し、明治の世の外は、更に年歴の前後によりて、各期を四小期に割きて、その文学の一斑を説く。明治の世は、年を経ること久しからざれば、大体を通説するに止めたり。

一 時代の分割は、なるべく大数をあげて、十以下の数を省けり。時代の名目のよつて来るところの事実と、その年に多少の出入ありといへども、文学史としては不都合もなく、却つて記憶に便なるべしと思へばなり。但しその大数に過ぎざることは、予め注意せざるべからず。

一 引例は力めて省略し、僅かに必要な数項を存したるが、文学的価値を主とすれば、作者の特色を没するものあり、特色を取れば、価値の少きものあり、両者並び存するもののみは得難ければ、中には本文に説くところと、引例と、相合はざるが如きものなきにもあらざるべし。時には他の例をも挙げ示して、生徒をして疑問なからしめられんこと、編者が特に教師諸君に望むところなり。

明治三十七年六月

編者

【19】『提要日本文学史』笹川種郎（明治三十七年一月二日…訂正再版）

例言

一 此書は、師範学校及び中学校の教科用に充てんが為に編述したるなれば、簡易を旨とし、多くは引例を省き、教授時数に適應せんことを期せ

り。

一 上欄には、研究に資せんが為に、最も普通なる参考書及び文学者の著述の主要なるものにして本文に現れざるもの、その他、関係書目を挙げたり。

一 巻中挿入する所の筆跡は、諸家の珍藏より転写摹刻したるなれば、正確なりとす。

【20】『日本文学史』境野正（著）・芳賀矢一（閲）（明治三八年一月二三

日…訂正第二版）

凡例

一、本書は文学史の時代を分ちて左の五期とす。

一 奈良朝以前及び奈良朝

神代より桓武天皇の平安奠都に至る（紀元前—紀元後—

四四三）

二 平安朝

平安奠都より鎌倉開府に至る（紀元一四四四—一八四五）

三 鎌倉室町幕府時代

鎌倉開府より、足利季世、織豊時代を経て江戸開府に至る（紀元一八四六—二二六二）

四 江戸幕府時代

江戸開府より明治維新に至る（紀元二二六三—二五二七）

五 現代

明治維新後

一、本書は中学校、師範学校、高等女学校の教程に於いて、日本文学史の

一般を知らしむるを目的とす。故に務めて要目を摘み、綱領を挙げ、簡に就き繁を避けたり。

一、韻文散文ともに引例は代表的のものを取れり。一を以て他を推して可なり。

一、本書全篇を通じて吾が師芳賀博士の補正を仰げり。篇中伝説に関する部分の如き殊に然りとす。特に記して其の指導の恩を謝す。

明治三十七年十月

著者識

【21】『国文学史提要』佐々政一（明治三九年一月一六日…訂正再版）

凡例

一、本書は中学校及びこれと同程度なる学校の教科書として著したるものにして、文部省の要目に規定したる時間内に教授し終るべきを旨としたれば、専ら大綱を説いて細目に及ばず。且つ中学程度の日本歴史中に当然顯はるべき事柄は、総てこれを省略したれば、教師諸君は、常に、日本歴史科との連絡に注意せられんことを望む。

一、従来、同種の教科書多しと雖ども、皆分量多きに過ぎたるのみならず、或は複雑なる文体上の分類、綿密なる時代の区画等を企てて、文学そのもの、大體の変遷に至つては、却つて茫漠たるの嫌なきに非ず。本書は時代によりて編を分つこと僅に六、編中の各章も皆其の時代の重要な文学史上の事柄に執りて名けたれば、聊か新生面を開き得たりと信ずるなり。

一、文学者の伝記、著書の解題は多く省略せり、教師諸君は必要に依じてこれを補説せられたし。著書が曩に山内文学士とともに編纂せる日本文学史辞典は、この点に関して多少の参考となるに足らん。

一、著作の実例を示すことは、西洋の簡單なる文学史などには、殆んど無

きことにして、文学変遷の大体を説かん為には、必須の條件にあらず、且つや僅少なる時間内に、許多の実例を解釈し説明せんことは、極めて困難なるべしと信ずるが故に、悉くこれを省きたり。但し、著者は、別に、稍詳細なる註釈を施したる文学史読本を編纂して、参考或は自習の用に供せんとす。

明治三十九年初秋 著者識

【22】『日本文学史綱』 畠山健（明治四〇年一月一七日…訂正再販）

緒言

本書は、中学校第五学年級、及び、これと同程度にある学校生徒の教科書に充てんとて編述したるものなり。而して、これが材料と順序とは生徒の学力と授業時間とを斟酌し、多年実地の経験ある教育家の説をも参考して、従来、文学史教科書中にありがちな弊をば力めて除去したり。

本書は、全篇を時代に随ひて、太古・上古・中古・近古・近世等の数篇に別ち、毎篇その時代に属せる文学の思潮を概述し、次に、その時代の文学思潮の發達變遷の概要を説き、更に進みて、その時代の特有なる文学的製作物の内容、及び、文学者の思想・伝記等をも示し、前後相待ちて日本文学の沿革を領會せしめんことを期せり。

各時代の文学的製作物中の一文、又は、その文の數節を摘録して、一々、その如何なるものなるかを示さんこと、文学史として当然のことなれども、上下三千有余年間のものを、限りある一小冊子中に収めんこと、固より能はざることなるが上に、授業時間の許さざるあれば、国文教科書中に散見せる類は大かた省略に従ひ、特に必要あるものゝみを引用したり。されば、実地教授の任に当らるゝ諸氏には、よく国文教科書との連絡を保ちて、文

学史教授の効を完うせられんことを望む。

明治三十九年十月

編者識

・『新体日本文学史教科書』藤岡作太郎（明治四〇年一月一日…修正第三版）

凡例

一この書は、中学校、高等女学校、師範学校等の、日本文学史の教科書にとて綴れるものにして、嘗て刊行したる新体日本文学史教科書を更に修訂したるなり。

一 大体の結構においては、従来の新体日本文学史教科書に異ならずといへども、ところぐこれらを修正し、またやゝその量を縮少したり。前書も簡明を主としたれども、少き時間にては、それにもなほ教へ残ることなきを得ず、長きに失せんよりは、むしろ短きに過ぐる方、教師に敷衍の余地を与へて、實際に便利なりと思はるゝを以て、更にこの修訂の書を出せるなり。

一 なほ上欄に注意すべき事項を挙げたり、時間の都合にて、教授の際取捨して可なり。

一 時代を五大期に分ち、明治の外は、更に各期を四小期に割きたる、また時代の分割も、記憶に便ならんが為、圓數によりたることなど、前書に同じ。

明治四十年十月

編者識

【E】『日本文学史要』佐藤正範（著）・芳賀矢一（閱）（明治四一年一〇

月一五日・初版) 検定不認可

日本文学史要序

日本文学史教科用書の世に行はるゝもの少からず。されども、材料繁雜に過ぎて、教授の時数に合はず。或は排纂秩序なくして、生徒の学習に適せず。そのよく中正を得て、教授の實際に適合せる好書は、常に求めむことを欲して、未だ能はざる所なり。著者深くこれを遺憾とし、自ら揣らず、その欠を補はむとの微衷を懐けること久し。茲に多年教授し來れる稿本を修訂し、公にすることゝなしぬ。只憾むらくは、浅学短才にて、未だ完備の体を具すること能はざるを。されども、本書が、国文学史教科用書として、一生面を開き、聊かにても我が文学界、教育界に貢献するを得ば、独り著者の光榮のみにあらざるなり。

明治四一年九月

著者識

凡例

一 目的の指示 日本文学史を授けむとするには、まづその学習の目的を明示するを要す。これ本書予備篇にて、その目的要務を説きたる所以なり。

二 説明の要件 日本文学史を授けんとするには、各時代文学の経過を説明し、穩当なる批評を下すべきは勿論、我が国民の思想、即ち時代精神發達變遷の由来を説明することを閑却せざらむを要す。これ所々に批評を挿み、各時代文学通論の條にて、思想の大勢を説きたる所以なり。

三 教授時間数の配当 本書は、約二十四五時間、乃至三十二三時間にて教授し得べく、その時間数の多少は、教授者の理想運用の如何によりて、酌量することを得べけれども、左に配当時間の概数を挙げむ。

予備篇 凡三時間 凡二時間強にて教授するを得れども、教授

の最初なれば余裕を存したり。

上古の文学 凡四時間 太古・奈良朝の文学

乃至五時間

中古の文学

凡十時間乃

至十三時間 平安朝、凡四時間乃至五時間。鎌倉時代、凡三時間乃至四時間。室町時代、三時間乃至四時間。

近世の文学

凡五時間

江戸時代の文学

乃至七時間

現代の文学

凡二時間

教授者の意見を加ふるを要す、故に特に大綱を記述

乃至四時間

全部の総攬

凡一時間

本学年間教授事項の全部を総攬す。

四 教授の順序・方法 教授の順序方法は、円周的循環法に準拠し、全体に涉りては、予備篇より各時代文学篇に及び、各時代文学篇にありては、通論にてその時代文学の予備的知識を与へ、次ぎて各論に及び、散文・韻文・漢文学・仏教等に関する説明をなし、結論概括にありては、全知識を統合し、十分に正確なる觀念を得しめられむことを要す。

予備篇

全体に関する予備的知識を与ふ。

各時代文学篇

通論

各時代文学に関する予備的知識を与ふ。

各論 韻文・散文

各時代文学に関する材料要項を説明す。

漢文学・仏教

結論、概括

各時代文学に関する全知識を統合せしむ。

文学年表

隨時参照せしむ。

五 作例と説明との連絡 各時代文学を授けんとするには、まづ作例を示し、これを基本として、説明するを可なりと信ず。故に本書は、各時代文学

篇の首にその作例を挙げたり。それを教ふるには、常に作例を顧みて説明に進み、説明に進みては作例を顧みるなど、回顧進程相俟ちて進行せられむことを要す。

但し作例は、時間の都合によりて、取捨酌量するを要す。必ずしも全部を授けざるべからざるにあらず。又鎌倉時代文学以後の作例は、国語講読の用書にあれば、多くは省略せり。

六 漢文学及び仏教の説明 古来、漢文学及び仏教は、我が国民の思想と国文学とに影響を及し、こと頗る大なり。さればその説明は等閑に附すべからず、これ本書、各時代文学各論の部に、必ず該時代に於ける漢文学及び仏教の概況を説きたる所以なり。

七 文教一斑の説明 古来の文教は、国民の思想と国文学とに關係を与へしこと大なれば、その説明を忽諸に附せざらむを要す。これ本書、各時代文学結論の部に必ず該時代に於ける文教の一般を説きたる所以なり。

八 教授に関する他の要件 以上挙げたる教授の方針方法以外の必要なる條件は、土地と学校との状況並に該学級生徒の事情に鑑み、随時酌量せられむことを要す。

著者の希望

本書を教科書として教授するに、適切ならざるものあるか、或は順序等の正しからざる所あらば、随時覆蔵なく指摘誨告せられむことを、これ著者の切望して已まざる所なり。

【23】『新体国文学史教本』岡井慎吾（明治四三年二月一日…訂正再版）

此書を読まん生徒諸君に

一、文学史は、政治史が、制度治乱の事実によりて国家の沿革を明らむる

に比して、文学にあらはれたる現象によりて、国民性の発達をたどるものなり。即ち政治史は外面的にして、文学史は内面的なり。されば文学史を学ぶには常に政治史と参照せざるべからず、特に五年の日本歴史と。

二、芳賀博士は、その著「国民性十論」に於て、わが国民性を

一、忠君愛国 六、淡泊瀟洒

二、祖先を崇び家名を重んず 七、繊麗纖巧

三、現世的实际的 八、清浄潔白

四、草木を愛し自然を喜ぶ 九、礼節作法

五、楽天洒落 十、温和寛恕

の十と立てられたり。本書は今之を

一、祖先を尊ぶ…忠君愛国

…勇敢敢死

二、現実主義…自然を愛す…楽天洒落

の二に撰し、汎論に於ては、特にその發展変化の跡を明さんと勉めたり。

三、文学史に引例の必要なる論を竣たず。但上下三千年の文例は此小冊子の収め得る所に非ざるを以て普通に読本に載せられたるべきものは一切之を省けり。諸君幸に之を既終の読本に求むるの労を吝むなかれ。

四、書中年号には我国の紀元を左注し、引例中稍難き語句は卷末に略解を附せり。右肩に*を附せるものこれなり。或は諸君が自修の一助たらんか。

明治四十二年十月

著者しるす

【F】『日本文学史要』佐藤正範（著）・芳賀矢一（閱）（明治四三年五月

一四日…初版）検定不認可

凡例

一、本書は、中学校、師範学校、高等女学校、及び同程度の学校等に於いて、国文学史の概要を授くる教科用書として、編纂したるものなり。

一、本書は、従来の経験に鑑み、生徒の学力と、教授の時間数とを参酌し、主として簡明に叙述せむことを期したり。

一、国文学史を授くるには、先づその時代の思想を説くこと肝要なり。又漢文学及び仏教は、古来我が国民の思想と国文学とに、至大なる影響を及ぼしたりしを以て、本書は、各時代毎に、此等に関する梗概を叙したり。

一、本書に挿入したる作例は、適切にして、人口に膾炙せるものを選択し、又国語講読書中にあるものをば、省略したるあり。

一、本書上欄に、注意を要すべき諸種の事項を挙げたり。教授時間数を酌量し、適宜参照せられむことを要す。

明治四十三年三月

著者識す

・『新体国文学史教科書』藤岡作太郎（著）・藤井乙男（補）（大正一〇年八月二五日…修正四版）

増訂について

藤岡氏の新体日本文学史教科書は、叙述の簡潔にして要領を得たるを以て、好評噴々たりしものなるが、中等学校の学科目より日本文学史の除かれしにより、これを絶版したり。然るに最近に至り、諸学校より本書の再版を促す声頻繁なるを以て、今回第五章「明治の世」を改めて「明治大正の世」

とし、新に数項を加へ、その他にも多少の修正を施して世に出すこととせり。なほ今後も教授の任に当らるゝ諸君の意見を参酌して、修訂を怠らざるべし。

大正十年七月

藤井乙男識

※修正四版は検定を受けていない。

①『修訂日本文学史要』飯野哲二（著）・藤村作（校閲）（昭和三年二月一三日…訂正再版）

はしがき

一 本書は主として師範学校専攻科を対象としてその教科書用に編述したものであるが、同時にまた日本文学の一般概念を識らんと欲する者のためにも手引草たらしむるものである。

一 本書は奈良朝以前から現代に至る迄の各時代の概観を述べ、各作家作品に対する鑑賞的解説を施して居る。

一 本書は日本文学の様式形態よりも内容本質に対する理解を主眼とした。

一 引例文は各作品の中心点を抄出し、全般を髣髴たらしむることに努めた。但し現代物は触目の機が多いから之を省略した。

一 附録の文学年表は成るべく主なるものだけに止めた。

昭和二年二月

著者識

※「昭和二年四月二一日修訂版」では、「師範学校専攻科」が「男女の中等学校上級及び高等学校程度」となっている。

②『新体国文学史教科書』藤岡作太郎（著）・藤井乙男（補）（昭和三年

三月三〇日…訂正六版)

増訂について

藤岡氏の新版日本文学史教科書は、叙述の簡潔にして要領を得たるを以て好評噴々たりしものなるが、故ありてこれを絶版したり。然るに、最近に至り諸学校より本書の刊行を促す声頻繁なるを以て、今回新に教項を加へ、その他にも多少の修正を施して世に出すこととせり。

昭和二年十月

凡例

一、この書は師範学校の日本文学史の教科書にとて綴れるものにして、嘗て刊行したる新版日本文学史教科書を更に修訂したるなり。

一、大体の結構に於ては従来の新版日本文学史教科書に異ならずといへども、ところ／＼これを修正し、またやゝその量を縮少したり。前書も簡明を主としたれども、少き時間にてはそれにもなほ教へ残ることなきを得ず、長きに失せんよりは寧ろ短きに過ぐる方、教授者に敷衍の余地を与へて実際に便利なりと思はるゝを以て、更にこの修訂の書を出せるなり。

一、なほ上欄に注意すべき事項を挙げたれども、時間の都合にて教授の際取捨して可なり。

一、時代を五大期に分ち、明治の外は更に各期を四小期に割きたる、また時代の分割も記憶に便ならしめんがため、マウ圓数によりたるなど、前書に同じ。

明治四十年十月

編者識

③『増訂国文学史教科書』藤井乙男・岩城準太郎（昭和五年八月八日…訂正再版）

凡例

一此の書は、師範学校専攻科に於ける国文学史の教科書に当てるやうに編集したものであります。

一撰述の方法は、簡約明快を旨としてはありますが、国文学史上の事實は洩すところのないやうに考慮してあります。

一史実が網羅せられてありますから、教授時間の多い学校では、十分に之を敷衍することが出来るのであります。

一文例は、各種文学に行亘つて、主要なものを悉く挙げてありますが、尚ほ適宜補充を加へられることを希望します。

一附録の展開略年表は、一は参考に資し、一は記憶に便するために、一覽の体裁に編纂したものであります。

一此の書は昭和元年発行の国文学史教科書を教科書として一層適切ならしめるために、字句を訂正し文例を増補したものであります。

昭和四年十月

編者

④『中等教科日本文学史』吉澤義則（昭和八年三月七日…訂正再版）

例言

一、本書は師範学校・中学校の教科書として編述したものであります。

一、上古より近世に至るまでは、その概観を述べるに止めて、適切な文例を示すのを主としました。これは教授者活動の余地を豊かにしたいと考へたからであります。

一、明治以後は従来現代としてまとめられてきましたが、明治初年以來既に六十余年を過ぎた今日からは、これを近代といふ語で表はした方が穩当と考へ、明治大正を合して近代としました。

一、尚現代の文学は近代の文学を述べる際、略述しておきました。これはその方が学習に便利であると考へたからであります。

一、近代の文章は小説・短歌・俳句・詩に分類してやゝ詳述し、文例は短い歌俳以外は省略しました。近代文学は自然目に触れることも多く、既に学習したのも少くない事であるし、かたゞ時間数を考慮した結果であります。

昭和七年九月

著者識

⑤『最新国文学史』笹川種郎（昭和八年八月一三日…訂正再版）

例言

一、本書は、師範学校・中学校に於て、国文学の史的発展並に国民性の由来を教授する用に充てるため編著したものであります。

一、本書は、国文学の史的展開に最も力を用ひて叙述し、各時代とも、文学類型に分け、其の統一の上に国文学史上の重要な事象を述べ、其の時代に於ける各種文学の隆替、新興文学の状況を説きました。

一、本書は、国文学史上主なる作家並に作品につき、各々その相互間の史的関係を叙し、兼ねて国民の文学的全局面を明かにするため、其の時代の文化の発達をも述べました。

一、本書は、叙述の簡明・穩健・正確を期し、作例は何れも代表的のものを挙げ、なほ肖像・筆跡・版本などによつて、理解と興味とを助ける

ことに努めました。

一、本書は、現代文学の作例を比較的多く挙げましたが、それは、先づ現代について多く知り、然る後に過去に遡るやうに学習者を導かうとする用意に出たのであります。

昭和八年二月

著者しるす

⑥『国文学史』高木武（昭和八年一月一日…訂正再版）

凡例

一、本書は、中等学校用国文学史教科書として著したものである。

二、本書は、各時代の作品を、それ〴〵歌謡・物語・随筆等に分類し、各作品に就いて、大体、書史的に記述する組織に拠つたが、これは、国文学史教科書の組織として、最も適當なものであらうと思ふ。

三、本書は、各作品の書史的知識を与へる一方、時代思潮の推移を伝へて、各作品が、いかにこれを反映してあるかを明らかにし、また、各作品が後世に与へた影響をも記述した。

四、本書は、欄外をも十分に活用して、各時代のあらゆる分野の作品を、可及的に記述することに努め、従来の国文学史教科書に軽んぜられてゐた謡物・漢文学等をも閑却しなかつた。

五、本書は、各文学が有する特異の形や色に就いて、その發生当時の事情にまで溯つて、明快に記述し、国文学史に対する知識を、徹底的に得しめることを期した。

六、本書は、文例を豊富にして、これを鑑賞せしめることにより、本文の記述の足りない点を補はしめるやうに計つた。

七、本書は、精巧なコロタイプ刷によつて、最も權威ある古写本・古刊本

乃至作者の自筆稿本の面影を示し、本文の理解に資した。

昭和八年夏

著者しるす

⑦『新制国文学史』藤井乙男（昭和八年一月一〇日修正再版）

例言

- 一、本書は今回改正された教授要目の趣旨に準拠し、師範学校・中学校・高等女学校高等科等に於ける国文学史の教科用として編述した。
- 一、本書はなるべく簡潔にと心がけたが、史的重要事実は網羅して遺漏なきやうに力めた。

一、本書は一週一時間の授業時数を目安として編述したが、その多寡によつて敷衍・要約の余地は多寡ある筈である。

一、各種文学の例文は、読本に於て豊富に接し得べきを思つて、ただ主要なものについて、一わたりこれを挙げるに止め、一括して巻末に附載した。

一、附録の年表は、国史重要事項と参照して、主要な作家・作品の年代を一目の下に知らしめるために作り、著名な外国作家の歿年を附記したのである。

※「昭和十三年二月十日修正再版」では「今回改正された教授要目の趣旨に準拠し」が削除されている。

⑧『中等国文学史』丸山林平（昭和九年七月一八日・訂正再版）

凡例

一、本書は、師範学校・中学校等における上級用教科書として編述したも

のである。

一、本書は、国文学史の時代区画を、具体的に、平安時代以前・平安時代・鎌倉室町時代・江戸時代・明治時代以後の五時代とし、上古・中古・近古・近世・近代等の名称を用ひなかつた。

一、本書は、国文学を、大体において、歌謡・物語・随筆・日記・紀行・戯曲等の種類に分ち、各時代毎に、まづ韻文について叙述し、ついで散文にうつり、最後に戯曲について述べる方針をとつた。

一、本書は、出来る限り多くの文例を掲げようとしたが、頁数の関係から省略した部分もある。しかし、明治時代以後を除いては、大体において、各時代各種の代表的文例を掲げて置いた。

一、文例は、出来る限り、原文のままにして置いたが、仮名遣の誤謬等が余りに甚しい場合に限り、原文のおもかげを損せざる程度において訂正した箇所がある。

一、我が国における漢詩または漢文学は、国文学と密接なる関係を有し、殆ど国文学と見做すべきものであるが、本書においては極めて必要な場合を除き、殆どこれを除外した。

昭和九年五月

著者識

⑨『概説国文学史』藤村作（昭和一〇年二月二八日・訂正）

序

本書は現行文部省教授要目に拠り、師範学校・中学校教科用書として著述したものである。現行文部省教授要目は、唯漠然、文学史は国文学の史的発展と国民性の由来とを知らしめることを示してゐるのみである。故にこ

れに拠つて著はさるべき教科書の内容形式はいろ／＼にあり得る。本書は余の脳中に持つものの一つである。

教科書は、これを用ふる教師に由つて、生きもすれば死にもする。故に教科書の選択に當つては、教師自ら省みて、わが長所短所を知つて、さうしてわれに最も適するものを探るべきである。国語教授者は悉く専門の国文学者ではない、よし専門の学者であつても上下一千有余年間の国文学に精通してゐるものとは限らない。故に国文学史は、その教科書の教授者に適するや否やに由つて、その教授の効果に大差あるべきこと、他の教科の比でないのである。

本書を中等教育界に提供する所以はこゝに在る。すなはち国文学界の現状と中等国語教育界の現勢とを見て、本書を好適とすべき人の多数あることを信じたからである。

昭和九年九月

藤村作

※「昭和十三年三月十一日訂正」では序が削除されている。

⑩『国文学新史』東條操（昭和一〇年九月一日・初版）

はしがき

一、本書は中学校・師範学校・高等女学校高等科等に於ける国文学史の教科書として書いたものであります。

一、本書は、撰述の目標を、国文学の流動展開の相を出来るだけ明快に跡づけることにおきました。記述は必ずしも網羅主義によらず、歴史的見地からみて、比較的重要な事実は詳細に説述し、さうでないものは簡単に叙し、或は省略しました。

一、文例は、本文の叙述に即して最も適切と思はれるものを採り、毎節の末尾に附しておきました。

一、附録の二表は、一は時代と作家との関係を一目瞭然たらしめ、他は国文学展開の跡を图示したものでありまして、各節末の文例と併せ活用することによつて、本書の意義は更に發揮されうるものと信じます。

※検定本は「昭和一一年二月二日・訂正再版」のものである。

⑪『簡要日本文学史綱』島津久基（昭和一〇年一月一日・訂正再版）

例言

一、本書編述の方針は、単に簡略を目的としたのではなく、必須の国民常識として授けるといふ点に眼目を置き、国文学の大綱に関する正しい認識と、主なる各作家・作品についての概念とを与へつゝ、日本文学の世界的価値に対して注意と興味とを喚起させることに留意しました。

一、従つて説明も平易と提要とを旨とし、又その様式も、各時代の概説の後に、それぞれの時代の代表作家・作品を中心としてこれを正文に説明し、それ以外は添文（十二ポイント一字下げ）・註記（九ポイント）・頭註等、段階的解説の方法を取り、生徒の印象に濃淡あらしめて、十分な効果を挙げたいと期しました。故に頭註の如きは理解に資する参考の程度にとどめて、強ひて全部を記憶させることを希望しません。

一、引用文例は特に必要なもの或は興味あるものを掲げました。その他適切なものを随時に既習の国語読本について想起させ、或は原本から補つていただけれることを期待します。

昭和十年七月

著者

※「昭和一三年三月二九日…修正四版」も同一の例言。

⑫『新定国文学史』藤井乙男・岩城準太郎（昭和一一年六月二〇日…訂正

再版）

凡例

一此の書は、師範学校・中学校に於ける国文学史の教科書に当てるやうに編集したものであります。

一撰述の方法は簡約明快を旨としてはみますが、国文学史上の事実は洩らすところのないやうに考慮してあります。

一史実が網羅せられてありますから、教授時間の多少に従つて節略又は敷衍することが出来るのであります。

一文例は、各種文学の主要なものに就いては悉く之を挙げてありますが、所用の国語読本の中に見られるものは、それに依られることを希望します。

一附録の展開略年表は、一は参考に資し、一は記憶に便するために、一覽の体裁に編纂したものであります。

一此の書は昭和元年発行、同四年増訂の国文学史教科書を基礎として今日の要求に適合するやう、稿を改めたものであります。

昭和十年九月

著者

※『新日本文学史』（昭和一三年一月二七日…訂正再版）は「一此の書は

昭和元年発行、同四年増訂の国文学史教科書を基礎として今日の要求に適合するやう、稿を改めたものであります。昭和十年九月」が「一此の

書は昭和十年発行の新定国文学史を基礎として新要目の主旨に適合する

やう稿を改めたものであります。昭和十二年六月」となっている。

・『中等日本文学史』鈴木敏也（昭和一二年二月一日…修正）

凡例

一、本書は日本文学の歴史的発展を最も簡明に叙述したもので、中等学校の文学史教科書を目標として編纂したものです。

一、その程度は、教養ある国民が常識として知つて居なければならぬ、と思はれる範囲内に留めておきました。

一、日本文学の上に現はれた重要な姿相は、すべて摂り入れてありますが、著作と作家とが、従来のこの程度のものに比べて、少し多く出てゐるかと思ひます。

一、けれども、将来国民の中堅たるべき人々にとつて、この位の事は是非とも知つて居る必要があると信じます。

一、作品の姿である文・歌・句等の類例は、読本の教材に譲つて、こゝには省略しました。

・『日本文学史要』佐々木信綱・武田祐吉（昭和一三年一月三〇日…訂正再版）

序説

日本文学史は、尊い日本民族精神によつて生み出された文学の歴史である。この文学の歴史は、日本特有の文化を背景として展開してゐるのであつて、時代により作品の内容や形式に相違はあるが、併しこ

れを貫いてゐる、大きな一脈の精神の流がある。これを明瞭にするところに日本文学史の意義がある。故に日本文学史の任務は、箇々の作品の解説ではなくて、生きて流動してゐる日本文学精神の歴史的展開を闡明するにあるといはなければならない。

元来文学は言語を表現様式とする一の芸術である。言語は人間が内に思ふ所を発表する一の機関である。人間の意志を発表する機関は、言語の外に、身振り・手振り・足振り、或は目くばせなどといふこともある。併し、その中で最も複雑なる思想、微細なる感情まで発表し得るものは、言語である。これを材料として芸術的作品を組み立てた時に、文学が成立するのである。

文学史に於ては、截然と時代の区分を設けるは困難であるが、説明の便宜上、一般の方法に従つて、国史の時代区分を以てし、大和時代・平安時代・鎌倉室町時代・江戸時代・明治大正時代の五時代に別ける。更に各時代を、前期・後期の二期、或は前期・中期・後期の三期に分つて説述する。

※端書なし。

・『国文学史 新制版』高木武（昭和二三年二月二五日…訂正再版）

凡例

一、本書は、昭和十二年三月改正された教授要目に準拠し師範学校・中学校・高等女学校高等科用国文学史教科書として著した。

二、本書は、まづ各時代の概観を叙して、時代思潮の特色を明らかにすると同時に、その推移を示し、次に各作品を歌謡・物語・日記・紀行・随筆等に分類して、それ等の形式・内容等を記述し、更にその後世に

与へた影響に就いても吟味した。

三、本書は、我が国民性の特質と国民文化の由来とを知らしめることに最も意を用ひ、我が国体の本義や日本精神の本質等をも闡明することに努めた。

四、本書は、文例を豊富にして、これを鑑賞せしめることにより、本文の記述の足りない点を補はしめるやうに計つたが、なほ欄外をも十分に活用して、各時代のあらゆる分野の作品を可及的に記述するやうにした。

五、本書は、一枚刷の他に本文中にも多くの写真版を挿入し、最も権威ある古写本・古刊本乃至作者の自筆稿本等の面影を示し本文の理解に資した。

昭和十二年八月

著者しるす

・『新修女子国文学史』佐成謙太郎（昭和一四年一月一〇日…訂正再版）はしがき

一、本書は昭和十二年三月改正せられた教授要目に準拠し、高等女学校用国文学史教科書として編述したものであります。

一、文学史の大切な任務は、時代の推移とその特性、及び文学作品の歴史的地位を明らかにするところにあると思ひますから、本書では、時代の区画をやゝ細かくし、作品はその時代々々の史的地位に従つて排列して、この任務を達するやうに努めました。

一、本書は、女性の文学史的地位について成るべく委しく記述し、一般文学史の欠陥を補ふやうに心掛けました。

一、本書に挙げる作家・作品については成るべく具体的に記述し、且作例を多く掲げました。文学史のやゝともすれば空疎な記事に終る通弊を恐れたからであります。

一、作例は、その作家・作品の特徴を示すものであると共に、成るべく女性に適した、且生徒の自修だけでほゞ領解し得るものを選びました。

昭和十三年十月

著者しるす

・『師範国文学史』文部省（昭和一八年七月一五日…初版）

序説

国文学は国の姿をうつす鏡であり、国の魂を伝へる言葉である。皇国の伝統精神の真意義に徹し、祖先の尊く懐かしい不断の努力と業績とに端的に触れようとすれば、皇国の文学が進展して来た力強い歩みをふりかへつて、感激を新にすることが、言ふまでもなく最も直接的な方途である。思ふに、泰平の御代の光をいよいよかがやくものではあるが、また危機動乱の間にあつても、至純の精神を発揮し後代に伝へて、国運の隆昌に資する。されば、国文学が伝統の精神を表現すると共に、日本精神を醇化し展開した所以に注目せねばならない。国文学史の学習は、此の意味で非常に大切である。

更にこの日本独自の精神と文化とを具現してゐる国文学の作家作品の中には、世界の文学史上に無比の価値をもつものが厳存する事実を正しく認識して、国民としてのほこりを高め、なほ各時代の思潮の動向と国民性の長所短所とを凝視して、常に反省に資せねばならない。特に国家の将来を担ふ少国民に対し、その魂と密接に触れあふ文学によつて、楽しい薫化と

誤らない指導とを与へるためには、国文学史の大綱の会得を極めて必要とする。

※端書なし。

〈参考資料3〉 中古文収録状況一覧（明治三三年～昭和五年）

〈参考資料3〉は明治三四年「中学校施行規則」によって除外され、昭和六年「中学校教授要目」改正に至るまでの間、法令上、収録されるものが許されなかった中古文が実際の教科書ではどのように扱われていたか、その状況を一覧にしたものである。

ただし、明治三四年に検定を通過した教科書を見ると、初版が明治三三年に発行されているものがあるため、表は明治三三年から昭和五年までに発行された教科書の中から、中古文を収録しているものを取り上げた。

なお、対象とする教科書は国立教育政策研究所教育図書館・東書文庫に所蔵されているものとした。表の見方については次の通りである。

① 文部省『検定済教科用図書表』（二）～（五）（中村紀久二編「教科書研究資料文献」第四集～第七集、芳文閣）に基づいて、検定を通過した「検定本」には《検》と付記した。なお、東書文庫蔵本には検定不認可や検定願無効と記された教科書もあるため、それらには「不認可」「無効」と記した。

② 「文●」と記されているものは、文学史に関する章段に文例として収録されていることを示している。「●文●」という表記は文学史の文例として収録されているもの以外に、別の章段も収録されていることを示す。

③ 「評●」と記されているものは、『枕草子』の評釈に文例として収録されていることを示している。

④ 「●」の後に記した記号は検定意見の内容に則して付けたものである。

次に記号の説明を列記する。

・「変更」——「材料イカゞ」など文の内容に問題があり、変更を求めたものの。

・「削」——「中古文ムズカシ」「とりかへ」「消」など作品そのものに問題があり、変更が求められたもの。

・「？」——「？」「不明」などが記されていたもの。

・「許」——「不問」「許」など作品の認可が示されたもの。

・「許※」——条件付きで収録が認可されたもの。

⑤ 表の作品名について大幅に省略したものは次に正式名を列記する。

・「古今序」——『古今和歌集仮名序』

・「宇津」——『宇津保物語』

・「紫日記」——『紫式部日記』

・「大堰」——『大堰川行幸和歌序』

・「宇治大」——『宇治大納言物語』

表I 中古文収録状況一覧（明治三三年～明治四四年）

M15	M14	M13	M12	M11	M10	M9	M8	M7	M6	M5	M4	M3	M2	M1	NO
中学国語読本 巻七	新体国文読本 巻十	新体国文読本 巻九	新体国文読本 巻七	新体国文読本 巻六	新体国文読本 巻五	新撰中等国文読本 巻之十	新撰中等国文読本 巻之九	国文読本 巻之十	国文読本 巻之九	国文読本 巻之九	国文読本 巻之八	国文読本 巻之七	中学国文読本 巻之十	中学国文読本 巻之九	書名
阪本四方太・久保得一	吉川編輯所	吉川編輯所	吉川編輯所	吉川編輯所	吉川編輯所	西田敬止	西田敬止	新保寅次・内海弘蔵・横地清次郎	新保寅次・内海弘蔵・横地清次郎	新保寅次・内海弘蔵・横地清次郎	新保寅次・内海弘蔵・横地清次郎	新保寅次・内海弘蔵・横地清次郎	大日本図書	大日本図書	作・著・編者
明治34年1月25日	明治33年11月30日	明治33年11月30日	明治33年11月30日	明治33年11月30日	明治33年11月30日	明治33年7月7日	明治33年7月7日	明治33年3月23日	明治34年9月16日	明治33年3月23日	明治33年3月23日	明治33年3月23日	明治33年1月7日	明治33年1月7日	発行年月日
不認可	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	訂正(検)再版	初版	初版	初版	初版	初版	版数
	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	3月(検)訂正再版(明治34年18日)も同様	9月(検)訂正再版(明治34年16日)も同様		9月(検)訂正再版(明治34年16日)も同様	9月(検)訂正再版(明治34年16日)も同様	6月(検)訂正(明治34年23日)も同様	6月(検)訂正(明治34年23日)も同様	その他の版に関して
●変更			●	●変更	●							●		●	今昔
	文●	●				●			●	●			●		大鏡
	文●					●					●		●		土佐
	文●								●	●			●		伊勢
				●			●	●		●変更	●変更		●		唐
	文●								●	●			●		枕
	文●							●					●		竹取
	文●					●							●		栄華
													●		源氏
															古今序
															今鏡
落窪(削)	(文)大堰			訂正再版で章段を変更				更級					訂正再版で章段を変更	更級 大和記 宇津 紫日記	その他

M30	M29	M28	M27	M26	M25	M24	M23	M22	M21	M20	M19	M18	M17	M16
新体中学読本 卷十	訂正 中学国語読本 卷五	訂正 中学国語読本 卷四	中学国語読本 卷十	中学国語読本 卷九	中学国語読本 卷八	中学国語読本 卷七	訂正 中等国語読本 卷九	中等国語読本 卷十	中等国語読本 卷八	中学国文読本 第十	中学国文読本 卷五	中学国語読本 卷十	中学国語読本 卷九	中学国語読本 卷八
阪本四方太・久保得二	三土忠造	三土忠造	三土忠造	三土忠造	三土忠造	三土忠造	落合直文	落合直文	落合直文	弘文館	弘文館	阪本四方太・久保得二	阪本四方太・久保得二	阪本四方太・久保得二
1 明治35年2月 日	明治39年12月 11日	明治39年12月 11日	明治34年12月 6日	明治34年12月 6日	明治34年12月 6日	明治34年12月 6日	明治36年10月 7日	明治34年11月 9日	明治34年11月 9日	明治34年10月 4日	明治34年10月 4日	明治34年1月 25日	明治34年1月 25日	明治34年1月 25日
無効	訂正三版	訂正三版	初版	初版	初版	初版	訂正十五版	初版	初版	初版	初版	不認可	不認可	不認可
		9月《検》訂正四版（明治40年25日）も同様	2月《検》訂正再版（明治35年24日）も同様	2月《検》訂正再版（明治35年24日）も同様	2月《検》訂正再版（明治35年24日）も同様	2月《検》訂正再版（明治35年24日）も同様	2月《検》再訂第二版（明治39年20日）まで同様	2月《検》訂正再版（明治35年7日）も同様	2月《検》訂正再版（明治35年7日）も同様		2月《検》訂正六版（明治38年25日）まで同様			
		●				●変更			●					●許
				●削						●削		●許		
●削					●					●削				●許
	●?			●										
			●削											
														●削
			●削											
	●		●削											
							●	●						●削
			訂正再版でも作品そのまま	訂正再版でも作品そのまま			訂正再版でも作品そのまま				宇治大〔訂正三版（削）〕			

M 4 5	M 4 4	M 4 3	M 4 2	M 4 1	M 4 0	M 3 9	M 3 8	M 3 7	M 3 6	M 3 5	M 3 4	M 3 3	M 3 2	M 3 1
中等国語読本 卷之十	中学読本 卷八	中学読本 卷八	中等国文新読本 卷十	中等国文新読本 卷六	中等教科国語漢文読本 卷五中	中等教科国語漢文読本 卷四上	中学国語教科書 卷十	国語の部卷四上	国語新読本 十の巻	国語新読本 十の巻	国語新読本 九の巻	国語新読本 九の巻	国語新読本 八の巻	国語新読本 八の巻
国光社編輯所	明治書院編輯部	明治書院編輯部	大町芳衛	大町芳衛	育英舎編輯所	育英舎編輯所	和田萬吉	丸山正彦 丸井圭次郎	塩井正男・大町芳衛	塩井正男・大町芳衛	塩井正男・大町芳衛	塩井正男・大町芳衛	塩井正男・大町芳衛	塩井正男・大町芳衛
6日 明治36年3月	30日 明治36年4月	23日 明治36年1月	22日 明治36年1月	22日 明治36年1月	4日 明治36年1月	4日 明治36年1月	月30日 明治35年12月	月18日 明治35年12月	6日 明治35年7月	1日 明治35年2月	6日 明治35年7月	1日 明治35年2月	6日 明治35年7月	1日 明治35年2月
初版	訂正三版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	訂正三版	初版	訂正三版	初版	訂正三版	初版
11月10日(検)訂正再版(明治36年)も同様								1月15日(検)訂正再版(明治37年)も同様	2月25日(検)訂正四版(明治36年)も同様		2月25日(検)訂正四版(明治36年)も同様		2月25日(検)訂正四版(明治36年)も同様	
文●	●削	●		●削		●削	●削	●許※						
文●			●削		●削								●削	●
			●削											
文●			●削							●				
文●												●		
文●														
文●										●				
			●削						●削	●				
											●			
									訂正四版でも 作品そのまま				訂正四版でも 作品そのまま	

M 6 0	M 5 9	M 5 8	M 5 7	M 5 6	M 5 5	M 5 4	M 5 3	M 5 2	M 5 1	M 5 0	M 4 9	M 4 8	M 4 7	M 4 6
卷六 中等教科日本読本	中学国語読本 巻九	中学国文教科書 巻十	卷十 中等教科明治読本	卷十 中等教科明治読本	卷九 中等教科明治読本	卷八 中等教科明治読本	新撰国語読本 巻十	新撰国語読本 巻八	新撰国語読本 巻六	卷九 新撰中学国文読本	国語漢文中学読本 巻の十	中等国文読本 巻八	中等国文読本 巻七	中等国文読本 巻七
保科孝一	上田万年	吉田弥平	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	保科孝一	保科孝一	保科孝一	関根正直	中学科研究会	國學院編輯部	國學院編輯部	國學院編輯部
明治40年12月2日	明治40年10月31日	明治39年10月18日	明治39年2月5日	明治38年11月15日	明治38年11月15日	明治38年11月15日	明治37年12月20日	明治37年12月20日	明治37年12月20日	明治37年9月20日	明治36年12月5日	明治36年11月1日	明治37年1月25日	明治36年11月1日
初版	初版	初版	訂正《検》	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	訂正《検》 二版	初版
2月10日《検》訂正再版(明治41年)も同様	12月25日《検》訂正再版(明治40年)も同様	2月26日《検》再訂六版(明治45年)まで同様	1月17日《検》再訂四版(明治43年)まで同様				2月27日《検》訂正再版(明治38年)も同様	2月27日《検》訂正再版(明治38年)も同様	2月27日《検》訂正再版(明治38年)も同様	1月20日訂正再版(明治38年)も同様	3月15日《検》訂正(明治37年)も同様		2月21日《検》訂正第六版(明治40年)まで同様	
●			●	●				●許	●許※	●削		●削	●	●削
	●			●削			●許						●	
						●削								
		●									●			
					●削									

M70	M69	M68	M67	M66	M65	M64	M63	M62	M61
新撰国語読本 卷十	新撰国語読本 卷九	国文読本 卷十	新定中学読本 卷十	修訂 中等国語読本 卷十	中学新読本 卷五(上下)	補訂 新体国語教本 卷九	新体国語教本 卷十	卷十 中等教科日本読本	卷八 中等教科日本読本
坪内雄蔵	坪内雄蔵	国語漢文研究会	芳賀矢一	落合直文(補) 萩野由之 森林太郎	坪内雄蔵	藤岡作太郎(補訂) 藤井乙男	藤岡作太郎	保科孝一	保科孝一
明治44年12月27日	明治44年12月27日	明治44年12月2日	明治44年10月28日	明治44年10月18日	明治41年11月20日	明治44年11月28日	明治41年10月2日	明治40年12月2日	明治40年12月2日
初版	初版	初版	初版	修訂	初版	修正三版	初版	初版	初版
3《検》訂正再版(明治45年2月22日)も同様	3《検》訂正再版(明治45年2月22日)も同様	3《検》訂正再版(明治45年3月8日)も同様	1《検》訂正四版(大正元年12月23日)まで同様	1《検》修訂再版(明治45年1月8日)も同様	1《検》訂正三版(明治42年10月29日)まで同様	8《検》修正五版(大正元年8月28日)まで同様	8《検》修正五版(大正元年8月28日)まで同様	2《検》訂正再版(明治41年2月10日)も同様	2《検》訂正再版(明治41年2月10日)も同様
●	●		●		●				●
		●		●		●		●	
		● 削							
		● 削					● 許		
				●					
		訂正再版でも 作品そのまま							

表Ⅱ 中古文収録状況一覧（大正元年～昭和五年）

NO	書名	作・著・編者	発行年月日	版数	その他の版に関して	今昔	大鏡	土佐	伊勢	唐	枕	竹取	栄華	源氏	その他
T15	卷十 中学校用国語教科書	金澤庄三郎	大正6年1月17日	第四版《検》修正			●	文●			文●			文●	古今序
T14	卷十 中学校用国語教科書	金澤庄三郎	大正5年9月28日	修正第三版			●	文●			文●	●削		文●	古今序
T13	卷七 中学校用国語教科書	金澤庄三郎	大正5年9月28日	修正第三版	6年《検》修正第四版（大正6年1月17日）も同様	●									
T12	大正国語読本 卷十	保科孝一	大正5年9月28日	初版	12月25日《検》訂正（大正5年）も同様		●								
T11	中等国文読本 卷七	藤井乙男	大正5年1月20日	訂正再版《検》			●								
T10	中等国文読本 卷十	藤井乙男	大正4年1月3日	初版	1月20日《検》訂正再版（大正5年）も同様			●			●			●	
T9	中学国文教科書 卷九	吉田弥平	大正3年1月28日	修正九版	1月5日《検》修正十版（大正4年）も同様		文●	文●			文●			文●？	
T8	卷八 中学校用国語教科書	金澤庄三郎	大正3年1月23日	初版	1月27日《検》訂正再版（大正4年）も同様	●									
T7	卷七 中学校用国語教科書	金澤庄三郎	大正3年1月23日	初版	1月27日《検》訂正再版（大正4年）も同様	●									
T6	改訂 新撰国語読本 卷十	佐々政一	大正3年1月13日	改訂	12月7日《検》改訂再版（大正3年）も同様		●		●許					●	
T5	改訂 中等国語読本 卷十	落合直文 萩野由之 (補) 森林太郎	大正2年1月23日	改訂			●		●許						
T4	中学国文教科書 卷十	吉田弥平	大正元年1月30日	修正七版	12月23日《検》修正八版（大正元年）も同様					●					
T3	新撰国語読本 卷十	佐々政一	大正元年1月26日	初版	1月3日《検》訂正（大正2年）も同様					●					
T2	新撰国語読本 卷九	佐々政一	大正元年1月26日	初版	1月3日《検》訂正（大正2年）も同様		●							●	
T1	中等国語定本 卷十	関根正直・深井鑑一郎	大正元年1月18日	初版	1月5日《検》訂正再版（大正2年）も同様		●許※								

T 3 0	T 2 9	T 2 8	T 2 7	T 2 6	T 2 5	T 2 4	T 2 3	T 2 2	T 2 1	T 2 0	T 1 9	T 1 8	T 1 7	T 1 6
卷改訂 中等国文読本	卷改訂 中等国文読本	大正国語読本 卷十	卷修訂 新撰国語読本	改訂 帝国読本 卷十	改訂 帝国読本 卷九	改訂 帝国読本 卷六	帝国読本 卷十	帝国読本 卷十	帝国読本 卷九	卷十 中等教育国語読本	中学国文教科書 卷九	中学国文教科書 卷七	卷校訂 中等国語読本	卷校訂 中等国語読本
藤井乙男	藤井乙男	保科孝一	佐々政一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	新村出	吉田弥平	吉田弥平	萩野由之 落合直文 (補) 森林太郎	萩野由之 (補) 森林太郎
大正7年11月3日	大正7年11月3日	大正7年9月30日	大正7年1月4日	大正7年9月4日	大正7年9月4日	大正7年9月4日	大正7年2月5日	大正6年11月8日	大正6年11月8日	大正6年10月20日	大正6年10月30日	大正6年10月30日	大正6年1月17日	大正5年10月30日
訂正三版	訂正三版	修正	修訂(検)再版	改訂	改訂	改訂	訂(検)再版	初版	初版	初版	修正十一版	修正十一版	校訂(検)再版	校訂
	1月15日(検)訂正四版(大正8年)も同様				1月2月13日(検)改訂三版(大正7年)も同様				7月2月5日(検)訂正再版(大正)も同様		7月1月6日(検)修正十二版(大正)も同様	7月1月5日(検)修正十二版(大正)も同様		
						●許※						●		
	●	●	●	●			●	●許		●	文●		●	●
			●		●				●		文●		●	
			●	●			●	●		●			●	●
●			●	●			●	●		●	文●		●	●許
				●			●	●許						
								●削			文●			●削

T 4 5	T 4 4	T 4 3	T 4 2	T 4 1	T 4 0	T 3 9	T 3 8	T 3 7	T 3 6	T 3 5	T 3 4	T 3 3	T 3 2	T 3 1
中学国文教科書 卷七	大正国語読本 卷十	大正国語読本 卷九	中等新国文 卷十	中等新国文 卷六	中等新国文 卷五	新制中等国語読本 卷十	三訂 帝国読本 卷十	三訂 帝国読本 卷九	三訂 帝国読本 卷八	三訂 帝国読本 卷五	校訂 新撰国語読本 卷十	新定 中等国語読本 卷十	新定 中等国語読本 卷九	改訂 中等国文読本 卷十
吉田弥平	保科孝一	保科孝一	三矢重松	三矢重松	三矢重松	開成館編輯所	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳衛 佐々政一 武島又次郎 杉俊介	萩野由之 落合直文 (補) 森林太郎	萩野由之 落合直文 (補) 森林太郎	藤井乙男
大正12年 10月18日	大正11年 9月29日	大正11年 9月29日	大正11年 1月17日	大正11年 1月17日	大正11年 1月17日	大正10年 11月7日	大正10年 10月28日	大正10年 10月28日	大正10年 10月28日	大正10年 10月28日	大正10年 10月3日	大正10年 9月19日	大正10年 9月19日	大正7年 11月3日
修《検》 修正十五版	第二修正	第二修正	訂《検》 修正再版	訂《検》 修正再版	訂《検》 修正再版	初版	三訂四版	三訂四版	三訂四版	三訂四版	校訂	新定	新定	訂正三版
●				●	●						●			
	●		●			●	●				●	●		
		●				●		●			●	●		●
			●						●		●	●		
			●			●	●				●	●		
							●					●		
											●			

T 6 0	T 5 9	T 5 8	T 5 7	T 5 6	T 5 5	T 5 4	T 5 3	T 5 2	T 5 1	T 5 0	T 4 9	T 4 8	T 4 7	T 4 6
帝国新読本 卷五	中等新国文 修訂版 卷十	中等新国文 修訂版 卷六	中等国文 卷十	中等国文 卷九	中等国文 卷八	新時代国語読本 卷十	新時代国語読本 卷九	新時代国語読本 卷五	新訂 新撰国語読本 卷十	国文新選 卷十	現代国語読本 卷十	現代国語読本 卷六	現代国語読本 卷五	中学国文教科書 卷九
芳賀矢一	三矢重松 幸次 (修訂)鳥野	三矢重松 幸次 (修訂)鳥野	広島高等師範学校内 国語漢文教授研究会	広島高等師範学校内 国語漢文教授研究会	広島高等師範学校内 国語漢文教授研究会	開成館編輯所	開成館編輯所	開成館編輯所	佐々政一 武島又次郎 杉俊介 芳衛	垣内松三 野村八良 齋藤 清衛 平林治徳 鈴木敏也	八波則吉	八波則吉	八波則吉	吉田弥平
大正11月13日	大正10月30日	大正10月30日	大正10月30日	大正10月30日	大正10月30日	大正10月28日	大正10月28日	大正10月28日	大正10月27日	大正11月3日	大正11月30日	大正11月30日	大正11月30日	大正10月18日
初版	訂正三版	訂正三版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	修正《検》 十五版
			未検定	未検定	未検定									
		●						●				●	●	
●	●		●		●			●	●	文●	●			文●
			●					●	●	文●	●			文●
	●							●	●	文●	●			
●														
	●		●	●				●	●	文●	●			文●
			●					●						
			●					●	●	文●				文●
											更級			

T 7 5	T 7 4	T 7 3	T 7 2	T 7 1	T 7 0	T 6 9	T 6 8	T 6 7	T 6 6	T 6 5	T 6 4	T 6 3	T 6 2	T 6 1
新編国文読本 卷九	新編国文読本 卷六	中学新国文 卷十	中等国語読本 新修一版 卷十	中学国文教科書 卷十	中学国文教科書 卷九	新日本読本 卷十	新日本読本 卷五	大正国語読本 卷十	大正国語読本 卷九	帝国新読本 卷十	帝国新読本 卷九	帝国新読本 卷八	帝国新読本 卷七	帝国新読本 卷六
千田憲	千田憲	大島庄之助 黒羽英男	元臣 落合直文 (補)金子	吉田弥平	吉田弥平	吉澤義則	吉澤義則	保科孝一	保科孝一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一
大正15年9月20日	大正15年9月20日	大正14年10月28日	大正14年10月28日	大正14年10月28日	大正14年10月28日	大正14年10月13日	大正14年10月13日	大正14年9月18日	大正14年9月18日	大正13年11月13日	大正13年11月13日	大正13年11月13日	大正13年11月13日	大正13年11月13日
初版	初版	初版	初版	修正十六版	修正十六版	初版	初版	第三修正	第三修正	初版	初版	初版	初版	初版
	●			文●			●						●	●
●		文●	●	● 文●		●		●		●				
●		文●	●	文●					●		●			
●		文●	●	●	●						●	●		
●														
●		文●	評●	文●						●				
●					●									
●		文●	●	●		●				●				
●		文●		文●										
蜻大 蛉和														

S 6	S 5	S 4	S 3	S 2	S 1	T 8 4	T 8 3	T 8 2	T 8 1	T 8 0	T 7 9	T 7 8	T 7 7	T 7 6
中学第一読本 巻七	改訂 帝国新読本 巻十	改訂 帝国新読本 巻九	改訂 帝国新読本 巻八	改訂 帝国新読本 巻六	改訂 帝国新読本 巻五	国文新編 巻五	巻十 現代国語読本(修正版)	巻六 現代国語読本(修正版)	巻五 現代国語読本(修正版)	国語新読本 巻十	国語新読本 巻九	国語新読本 巻七	中等新国文 巻十	中等新国文 巻五
齋藤清衛	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	芳賀矢一	垣内松三	八波則吉	八波則吉	八波則吉	新村出	新村出	新村出	中学校国語漢文研究会 広島高等師範学校附属	中学校国語漢文研究会 広島高等師範学校附属
2 昭和2年8月9日	2 昭和2年5月5日	2 昭和2年5月5日	2 昭和2年5月5日	2 昭和2年5月5日	2 昭和2年5月5日	1 大正15年10月16日	1 大正15年10月23日	1 大正15年10月23日	1 大正15年10月23日	月 大正15年8月8日	月 大正15年8月8日	月 大正15年8月8日	月 大正15年8月5日	月 大正15年8月5日
初版	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	初版	修正三版	修正三版	修正三版	初版	初版	初版	初版	初版
1 《検》訂正再版(昭和2年12月12日)も同様													1 《検》訂正(昭和2年1月1日)も同様	1 《検》訂正(昭和2年1月1日)も同様
				●				●	●				文●	●
		●			●		●			●			文●	
●	●					文●	●						文●	
●		●	●				●				●		文●	
					●							●		
	●					文●	●			評●			文●	
							●						文●	
	●									●				
						文●							文●	
							更級							

S 2 1	S 2 0	S 1 9	S 1 8	S 1 7	S 1 6	S 1 5	S 1 4	S 1 3	S 1 2	S 1 1	S 1 0	S 9	S 8	S 7
国文読本 巻八	国文中学校用 巻五後篇	国文中学校用 巻五中篇	国文中学校用 巻五前篇	国文中学校用 巻四前篇	国文中学校用 巻三中篇	新選中等国文 巻十	新選中等国文 巻九	昭和国語読本 巻十	昭和国語読本 巻九	新日本読本 修正版 巻十	新定国文読本 巻五	新定国文読本 巻三	新国文大綱 巻十	新撰国文読本 巻十
吉田弥平	富山房編輯部	富山房編輯部	富山房編輯部	富山房編輯部	富山房編輯部	藤村作 島津久基	藤村作 島津久基	保科孝一	保科孝一	吉澤義則	東京高等師範学校附属 中学校内国語漢文研究会	東京高等師範学校附属 中学校内国語漢文研究会	平林治徳	松井簡治
2 昭和 3 年 9 月 8 日	4 昭和 3 年 9 月 4 日	4 昭和 3 年 9 月 4 日	4 昭和 3 年 9 月 4 日	4 昭和 3 年 9 月 4 日	4 昭和 3 年 9 月 4 日	2 昭和 3 年 8 月 2 3 日	2 昭和 3 年 8 月 2 3 日	1 昭和 3 年 8 月 1 0 日	1 昭和 3 年 8 月 1 0 日	2 昭和 3 年 7 月 2 3 日	1 昭和 3 年 5 月 1 0 日	1 昭和 3 年 5 月 1 0 日	1 昭和 3 年 2 月 1 0 日	3 昭和 2 年 8 月 3 0 日
初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	初版	第四修正版	第四修正版	訂正三版	初版	初版	修正《検》 版	初版
								《検》第四修正版訂正 (昭和3年12月11日) も同様	《検》第四修正版訂正 (昭和3年12月10日) も同様		1 《検》訂正再版(昭和3年 10月18日)も同様	1 《検》訂正再版(昭和3年 10月18日)も同様		
					●							●		
●	●		●		●	●		●		●	●		●	
	●					●			●				●	
●				●			●	●		●	●		●	
			●						●		●		●	●
		●												
		●				●			●	●	●			●
														●

S 3 6	S 3 5	S 3 4	S 3 3	S 3 2	S 3 1	S 3 0	S 2 9	S 2 8	S 2 7	S 2 6	S 2 5	S 2 4	S 2 3	S 2 2
昭和新中国文 卷八	新編国文読本 改修版 卷十	新編国文読本 改修版 卷九	国文選 卷八	国文選 卷七	国語読本 改訂版 卷十	国語読本 改訂版 卷九	標準中学読本 五学年	純正国語読本 卷十	中等新中国文 卷十	中等新中国文 卷九	中等新中国文 卷八	昭和国文読本 卷九	国文読本 卷十	国文読本 卷九
三省堂編輯所	千田憲	千田憲	垣内松三	垣内松三	上田万年 塩野新次郎 柴田猛猪	上田万年 塩野新次郎 柴田猛猪	国学院大学内 国語研究会	五十嵐力	三省堂編輯部	三省堂編輯部	三省堂編輯部	高野辰之	吉田弥平	吉田弥平
5 昭和 日 5 年 8 月	2 昭和 日 5 年 7 月	2 昭和 日 5 年 7 月	2 昭和 日 5 年 6 月	2 昭和 日 5 年 6 月	1 昭和 日 5 年 2 月	1 昭和 日 5 年 2 月	月 昭和 2 4 年 9 日 1 1	1 昭和 日 4 年 8 月	1 昭和 日 4 年 7 月	1 昭和 日 4 年 7 月	1 昭和 日 4 年 7 月	8 昭和 日 4 年 1 月	2 昭和 日 3 年 9 月	2 昭和 日 3 年 9 月
初版	改修	改修	初版	初版	改訂《檢六》 版	改訂《檢六》 版	初版	初版	初版	初版	初版	訂正《檢再》 版	初版	初版
			●											
●		●	●		●	●	●	●		●	●	●		●
	●				●		●						●	
●		●	●		●						●			●
	●		●		●		●	評●	●			文●	●	
			●										●	
		●	●		●			●					●	
			●				文●		●					
				古今序										

S 3 8	S 3 7
昭 和 新 国 文 卷 十	昭 和 新 国 文 卷 九
三 省 堂 編 輯 所	三 省 堂 編 輯 所
5 昭 和 5 年 8 月	5 昭 和 5 年 8 月
初 版	初 版
	●
●	